

11月29日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町長	森米勝君	笠利町長	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	農林振興部参事	熊本三夫君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君		

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主査	麻井庄二君	議事係主事	重田俊彦君

議会事務局長（松田秀樹君） おはようございます。本定例会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、平 敬司議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

平議員、どうぞよろしく願います。

臨時議長（平 敬司君） おはようございます。ただいま、御紹介いただきました平 敬司でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めますので、どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は26名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成19年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布してあります日程表を予定しております。

臨時議長（平 敬司君） 日程に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。（午前9時35分）

臨時議長（平 敬司君）再開いたします。（午前10時00分）

（「あと10分だけもらえませんか。それで決着つきますので」と呼ぶ者あり）

皆さんにお諮りしたいと思いますが、あと10分ほど延長したいということですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長の権限において、あと10分だけ許したいと思います。

暫時休憩します。（午前10時01分）

臨時議長（平 敬司君）再開いたします。（午前10時05分）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に叶 幸与君及び崎田信正君を指名いたします。両君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票26票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、

伊 東 隆 吉 君 11票

向 井 俊 夫 君 5票

朝 木 一 昭 君 5票

叶 幸 与 君 3票

三 島 照 君 2票であります。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

したがって、伊東隆吉君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊東隆吉君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました伊東隆吉君に、当選の承諾を兼ねてごあいさつをお願いいたします。

議長(伊東隆吉君) 皆さん、おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。

この度の意義ある議長選挙におきまして、議員の皆様より議長の選任を賜り、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、奄美市が誕生いたして1年と8か月。在任特例期間の満了に伴う先の改選後、初の議会でございます。本市を取り巻く経済環境、財政環境は大変厳しいことは言うまでもございません。そのような中、奄美市の3地域の均衡ある発展を目指し、市民のニーズを踏まえた地域づくりのため、行政当局とは緊張ある車の両輪となるべく、取り組まなければならないものと考えます。

奄美市誕生来、市民の議会へ対する意識は大変高まっていることは、議員の皆様も認識されていらっしゃるものと思います。当然、議会運営においては、資質を高め、しっかりと毅然に務めていかなければならないものと考えております。どうぞ各党会派、議員各位におかれましては、政策提案、要望等、活発に取り組んでいただき、市民へ開かれた議会の活性化へ向け頑張ってくださいと存じます。

議長就任にあたり、皆様へ御礼とごあいさつとさせていただきます。議員の皆様、共に一緒に頑張りましょう。どうもありがとうございました。

臨時議長(平 敬司君) 議長交替のため、暫時休憩をいたします。(午前10時19分)

議長(伊東隆吉君) 会議を再開いたします。(午前10時20分)

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布してあります議席表のとおりといたします。

議長(伊東隆吉君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会会議録署名議員に、師玉敏代君、多田義一君、橋口和仁君の3名を指名いたします。

議長(伊東隆吉君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの16日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩いたします。(午前10時22分)

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前 10 時 31 分）

日程第 4，副議長選挙を行います。

選挙は，投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は 26 名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。この際，念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ，点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって，立会人に平田勝三君及び与 勝広君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

（開 票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票，これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち，有効投票 26 票，無効投票 0 票。

有効投票のうち，

叶 幸 与 君 15 票

竹 田 光 一 君 11 票であります。

この選挙の法定得票数は，7 票であります。

したがって，叶 幸与君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された叶 幸与君に対し，会議規則第 32 条第 2 項の規定により，当選の告知をいたします。

当選されました叶 幸与君に，当選の承諾を兼ねてごあいさつをお願いいたします。

副議長（叶 幸与君） おはようございます。公明党の叶 幸与でございます。

ただいま副議長の選挙がございまして，15 票というふうな形で私に決まりました。これは急なことでございますが，しかし昨年度から議会が非常に，また議員の，市民の見る目線が議員に対して厳しくなっている昨今，議会改革と共に議長を補佐して一生懸命議員の質の向上に努めてまいることをお約束いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第 5，議案第 108 号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

23番(平敬司君) 議案第108号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

平成18年7月11日の第1回定例会において、議員定数を26人にする条例案が原案可決されました。

このことにより、4常任委員会の委員定数を26人で編成しなおす必要があり、総務建設委員会及び厚生委員会の定数を8人から7人に、産業経済委員会及び文教委員会の定数を7人から6人に改めるものです。

併せて、改選後の会派構成等により、議会運営委員会の委員定数を10人から9人に改めるものであります。よろしく御審議ください。

議長(伊東隆吉君) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長(伊東隆吉君) 日程第6、常任委員会の選任についてを議題といたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務建設委員会委員に、多田義一君、戸内恭次君、竹山耕平君、伊東隆吉君、関誠之君、栄勝正君、叶幸与君、以上の7人を、厚生委員会委員に、平田勝三君、向井俊夫君、奈良博光君、里秀和君、崎田信正君、竹田光一君、大迫勝史君、以上の7人を、産業経済委員会委員に、師玉敏代君、學嘉瑞人君、泉伸之君、三島照君、奥輝人君、与勝広君、以上の6人を、文教委員会委員に、橋口和仁君、朝木一昭君、平川久嘉君、渡京一郎君、世門光君、平敬司君、以上の6人をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっており、さらに同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより各常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を次のとおり指定いたします。

総務建設委員会は5階第1委員会室、厚生委員会は5階議員控室、産業経済委員会は5階議長応接室、文教委員会は5階理事者ロビーにおいてそれぞれ開催いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前10時47分)

議長(伊東隆吉君) 再開いたします。(午前11時00分)

ただいま各常任委員会から、正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

総務建設委員会委員長に栄勝正君、同副委員長に多田義一君。

厚生委員会委員長に向井俊夫君、同副委員長に大迫勝史君。

産業経済委員会委員長に与勝広君、同副委員長に奥輝人君。

文教委員会委員長に渡京一郎君、同副委員長に橋口和仁君。

以上のとおりであります。

議長（伊東隆吉君） 日程第 7，議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については，委員会条例第 8 条第 1 項の規定により，平田勝三君，奈良博光君，朝木一昭君，関 誠之君，三島 照君，渡 京一郎君，世門 光君，平 敬司君，与 勝広君，以上の 9 名をそれぞれ指名いたします。

ただいまから，議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により，委員長及び副委員長はそれぞれの委員会において互選することになっており，さらに同条例第 10 条第 1 項の規定により，委員長及び副委員長がともにないときは，議長が委員会の招集日時及び場所を定めて，その互選を行わせることになっておりますので，これにより議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員は，5 階議長応接室にお集まりください。

正副委員長互選のため，暫時休憩いたします。（午前 11 時 03 分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前 11 時 09 分）

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長に，奈良博光君，同副委員長に朝木一昭君と決しました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 8，報告第 19 号 奄美市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） 新しく奄美市としての定数に基づく議員の選挙を済まされて，これからの奄美市の発展のために，議会と行政が車の両輪と言われるように，それぞれの立場を尊重しながら切磋琢磨して頑張っていただきますようにと心からお願いを申し上げます。議長をはじめ副議長，そして常任委員長，副委員長，選任も終わりました。今日から新しい奄美市の発展に向かってのスタートであります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは，本日提案いたしております報告第 19 号の提案理由を御説明いたします。

報告第 19 号 奄美市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決につきましては，平成 19 年 10 月 28 日執行の奄美市議会議員選挙により，議員の費用弁償について改正をする必要が生じたので，所要の規定の整備を行ったものであります。

以上，報告第 19 号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により市長において専決をいたし，同条第 3 項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議のうえ，御承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これから採決を行います。

本案は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 9，議案第 109 号から第 119 号及び第 121 号から第 132 号までの 2

3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第109号から議案第119号まで及び議案第121号から議案第132号までの提案理由を御説明いたします。

議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、各歳出費目に給与改定に伴う職員人件費を追加計上いたしております。総務費の総務管理費におきましては、財産管理費に有良地区の測量・伐採に要する経費を、統計調査費には住宅・土地統計調査単位区設定に係る諸経費をそれぞれ新規計上いたし、同じく統計調査費の地籍調査費におきましては補助事業費の確定に伴う事業費の減額を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、社会福祉総務費及び身体障害者福祉費に障害者自立支援総合対策事業に係る経費を追加計上し、同じく身体障害者福祉費及び特別障害者手当費に過年度分に係る国・県支出金の精算返還金を新規計上いたしております。

また、介護保険支援事業費の地域介護・福祉空間整備事業費補助金について該当する申請がございませんでしたので、減額計上いたしております。

児童福祉費におきましては、児童福祉費及び母子生活支援費に過年度分に係る国・県支出金の精算返還金を新規計上するとともに、保育所費に入所児の増に対応する臨時職員賃金を追加計上いたしております。

また、生活保護費におきましては、生活保護適正実施推進事業に係る経費を追加計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、保健衛生総務費には国民健康保険事業特別会計への財源補てんを、国民健康保険直営施設勘定特別会計には住用診療所の土地購入費相当額の繰出金を計上し、母子保健費には障害者自立支援総合対策事業に係る経費を、老人医療費適正化対策事業費には国庫支出金の精算返還金をそれぞれ新規計上いたしております。

農林水産業費におきましては、事業費の確定に伴い農業費の農業農村活性化推進施設等整備事業費の農畜産物生産施設補助金を減額いたしております。農地費の農業施設管理費には、農業用水管の修繕及び農道土砂除去に要する経費を追加計上いたしております。また、事業費の確定に伴い林業費の林業振興費の森林整備地域活動支援交付金及び水産業費の漁港管理費の県単漁港整備事業負担金をそれぞれ減額するとともに、水産業費では地域水産物供給基盤整備事業費を増額計上いたしております。

商工費におきましては、商工振興費に廃止路線代替バス運行費補助金を追加計上し、笠利・住用両商工会と大和村商工会の合併準備に要する補助金を新規計上いたしております。

土木費の土木管理費におきましては、山間・市線の登記業務委託料を新規計上し、空港及び港湾費の港湾改修事業費におきましては事業費の確定による減額を計上いたしております。

教育費におきましては、教育総務費の教育委員会費には大島北高等学校生徒通学費など補助金を、小学校費及び中学校費には教育施設の維持補修に要する経費を、また保健体育費の保健体育総務費に、県体及び各種大会出場補助金を追加計上し、体育施設管理費には太陽が丘運動公園内の海洋センターろ過機ろ材取替工事を新規計上いたしております。

公債費におきましては、補償金免除繰上償還に係る元金償還額を新規計上いたしております。

また、歳入におきましては、補償金免除繰上償還に対する減債基金繰入金を1億5,649万9,000円を計上いたしております。

歳出に要する主な財源といたしましては、市税の2,393万2,000円、国・県支出金580万2,000円、繰越金9,590万3,000円などとなっております。

今回の補正によりまして、平成19年度一般会計予算の総額は、292億910万4,000円となります。

第2表地方債補正につきましては、事業の変更に伴います起債の限度額の変更について計上するものであります。

議案第110号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして給与改定に伴う人件費所要額、役務費等必要額を計上いたしております。

また、保険給付費におきましては、レセプト審査に伴う手数料を計上いたしております。

保健事業費におきましては、給与改定に伴う人件費所要額を、諸支出金におきましては、平成18年度

療養給付費等国庫負担金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、平成18年度退職医療の精算に係る療養給付費等交付金として確定額を計上いたしております。繰入金におきましては、財政安定化支援事業及び保険基盤安定事業の確定額を、また給与改定に伴う人件費相当額及び財源補てん分として5,000万円を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5,128万6,000円の増額となり、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は71億3,535万4,000円となります。

議案第111号 平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額と公有財産購入費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金におきまして一般会計繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ496万9,000円の増額となり、平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、3億441万7,000円となります。

議案第112号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、地域支援事業費におきまして、事業の実施状況をもとに必要な額を調整し、減額計上しております。

歳入につきましては、地域支援事業費の減額に伴う補助金等の減額を計上いたしております。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ318万8,000円の減額となり、平成19年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、44億8,654万5,000円となります。

次に、議案第113号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費所要額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ12万1,000円の増額となり、平成19年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、2,662万4,000円となります。

議案第114号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第3号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費及びサービス事業費におきまして、人件費所要額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、サービス収入におきまして、利用者の入院等が多いため、施設介護サービス費収入の減額と前年度剰余繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ91万9,000円の増額となり、平成19年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は2億2,250万9,000円となります。

議案第115号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費の所要額124万4,000円を増額計上いたしております。

また、事業費におきましては、維持管理費におきまして人件費の所要額56万円の増額、建設費におきまして委託料を1,100万円減額計上いたしております。

公債費につきましては、補償金免除繰上償還に伴う元金として18億5,110万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金を909万6,000円減額、市債におきまして補償金免除繰上償還借換債として18億5,110万円を増額計上いたしております。

第2表地方債の補正につきましては、この度の補償金免除繰上償還に伴い、起債の目的に借換債を追加し、その限度額を18億5,110万円といたしております。

また、一次借入金につきましても補償金免除繰上償還に伴う措置として18億円増額し、最高額を20億円といたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ18億4,200万4,000円の増額となり、平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は37億4,474万7,000円となります。

議案第116号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費の所要額46万3,000円を増額計上いたしております。

また、事業費の維持管理費におきましては、需用費及び役務費に不足が見込まれるため、18万3,000円を増額計上いたしております。

公債費におきましては、補償金免除繰上償還に伴う元金として515万8,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金におきまして64万6,000円、市債におきまして補償金免除繰上償還借換債として515万8,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

第2表地方債の補正につきましては、この度の補償金免除繰上償還に伴い、起債の目的に借換債を追加し、その限度額を515万8,000円といたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ580万4,000円の増額となり、平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億2,089万8,000円となります。

議案第117号 平成19年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、需用費におきまして20万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、事業収入の増額が見込まれるため、20万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ20万円の増額となり、平成19年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は627万6,000円となります。

議案第118号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして職員手当の増額に伴う人件費、納付消費税の減額など192万4,000円を減額計上いたしております。

また、事業費におきましては、水道施設の維持管理費といたしまして296万9,000円を増額計上いたしております。

簡易水道施設費におきましては、工事請負費の増額により300万円を増額計上いたしております。

また、公債費におきましては、繰上償還分として1億252万3,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、水道使用料金377万1,000円の減額、一般会計繰入金222万円、繰越金559万6,000円、市債1億252万3,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億656万8,000円の増額となり、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は6億862万9,000円となります。

議案第119号 平成19年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

まず、収益的支出の水道事業費用におきまして1,293万9,000円を増額計上いたしておりますが、これは営業費用で1,165万6,000円の増額、営業外費用で128万3,000円を増額計上するものであります。

主な内容といたしましては、人事異動による職員の給与等の増額、または退職給与金の増額によるものでございます。

次に、資本的支出の建設改良費におきまして、210万1,000円を増額いたしておりますが、これは人事異動に伴う職員の給与等の減額と工事請負費の増額によるものでございます。

また、企業債償還金におきましては7億286万8,000円を増額いたしております。これは補償金免除による繰上償還を行うためでございます。

議案第121号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美市奨学生審査会の設置を明記し、ふるさと起業奨学生の貸付金額及び貸付期間について変更を加えるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

併せまして、奄美市特別職の職員に非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましても、奄美市奨学生審査会委員の報酬等について必要な事項を定めようとするものであります。

議案第122号 奄美市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域間における行政財産使用料の算定方式を見直し、不均衡の是正を図り、納付方法を前納から指定支払いとし、平準化して使用者の納付負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第123号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成20年2月から

戸籍の電算化を開始することに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第124号 奄美市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐仁保育所が赤木名保育所佐仁分園に移行することに伴い、受託定員等に変更があるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定につきましては、平成20年度から奄美市立養護老人ホームを社団法人大島郡医師会が新たに設立する社会福祉法人へ移譲することに伴い、廃止条例を制定しようとするものであります。

議案第126号 奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例の制定につきましては、放し飼いの山羊及びノヤギによる自然環境、生態系等への影響が懸念されていることから、飼い山羊の適正な飼養について所要の規定を定め、放し飼いを防止するとともに、飼い山羊以外のノヤギについても規定を明確にし、円滑に防除を実施することにより、自然環境及び生態系の保護を図ろうとするものであります。

議案第127号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部施行に伴い、平成20年4月から、国民健康保険税の特別徴収を公的年金から実施することとなったため、所要の規定の整備を図るものであります。

議案第128号 有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、有機農業支援センターの管理について、指定管理者制度を導入するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第129号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅の位置、棟数、戸数等を実態調査結果に合わせ、建設中の公営住宅の追加及び地籍調査による番地の変更を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第130号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につきまして、市町村合併により、屋久島町及び南九州市が設置されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数を減少することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第131号 鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては、平成20年4月1日から大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合を脱退させ、肝属地区一般廃棄物処理組合を加えることについて協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第132号 鹿児島縣市町村総合事務組合の財産処分につきましては、平成20年4月1日から肝属東部清掃組合が解散することに伴い、同日から鹿児島縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議をするため、地方自治法第289条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして議案第109号から議案第119号まで及び議案第121号から議案第132号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日11月30日から12月2日まで休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、12月3日、午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午前11時39分）

12月3日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
環境対策課長	高野匡雄君	健康増進課長	大迫博史君
市民課長(住用)	浦口一弘君	いきいき健康課長	川畑幸治君
福祉事務所長	大井進良君	福祉政策課長	桜田秀勝君
産業振興部長	赤近善治君	農林振興課長	小浜忠弘君
建設部長	平豊和君	土木課長	東正英君
下水道課長	盛正弘君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君
学校教育課長	折田浩仁君	農業委員会	勢田哲央君
水道課長	岡優雄君	事務局長	

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は26人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は，個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。

また，当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に，無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） 議場の皆様，傍聴席の皆様，おはようございます。4番，無所属，蘇 嘉瑞人です。

奄美市が合併し，初の市議会議員選挙後初めての定例会において，第一発言者の機会をいただきました。誠に光栄でございます。多くの方々のお力をいただくことができたからこそ，この場で発言することができます。大きな責任を胸に抱きながら，皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございます。私は，議員活動を始めたばかりです。誕生したばかりの奄美市の歴史とともに，これから任期を務めてまいります。私がこの世にいなくなっても，ずっとずっとこの奄美市が自然と文化，産業が仲良く共存し，笑顔で人生を送れる地域であるために，まだまだ未熟者ですが，精一杯職務を果たしてまいります。皆様，これから何とぞよろしくお願いいたします。

それでは，早速質問に入らせていただきます。

2008年4月から，県より権限移譲を受けて奄美市が市民に対して特定非営利活動法人，つまりNPO法人の設立認証，届出の処理等を行うことができるようになりますと聞いております。県が作成した資料においても，「共生・協働の地域社会づくりにおいては，NPO法人が重要な役割を担うことが見込まれる」と書いてあるなど，県でも重要施策と位置付け，積極的に力を入れているのがNPO支援です。

私は，奄美で生活していくために，本土に比べて低賃金でも市民それぞれが自分の趣味を生かし，自然・文化を満喫しながらも，安心して子育てができる環境づくりが必要だと思います。

これからも，指定管理者制度などを活用し，地域コミュニティーやスポーツ，文化活動，市民活動などを行う各種団体を活性化することにより，行政負担を軽減しながらその実現を図れるのではないかとこの思いが私の中にあります。

法人格が認められるNPO法人は，行政と協力しながら地域づくりに取り組んでいく核となる可能性があります。そこで，NPO法人に対する奄美市の考え方などを中心に，共生・協働のまちづくりについて質問させていただきます。

まずお伺いしたいのは，当局は自治会，NPO法人，民間企業，その他様々な団体との協働について，どのような認識をお持ちでしょうか，お聞かせください。

なお，次からは発言席にて質問を行います。

議長（伊東隆吉君） 当局の答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） おはようございます。それではお答えをさせていただきたいと思います。

共生・協働のまちづくりの推進についてでございますけれども，これは行政のパートナーとなる町内会，自治会，集落，NPO法人，ボランティア団体と多様な団体との広範な連携が重要になってまいります。その連携にあたっては，まずもって縦割りの行政組織ではなく，特定非営利活動，いわゆるNPO活動を行う住民，またこれらを利用する住民にとって，わかりやすい統一的な窓口を設けるべきだとの観点から，平成17年度に旧名瀬市が「市民協働推進室」を設置し，奄美市に引き続き全市的に対応をしているとこ

るでございます。

NPOの特性として、活動が柔軟かつ機動的で、独自の発想で先駆的に対応することができること。また、多元的な価値観によりサービスを提供できること、さらには何よりも迅速かつきめ細かく温かい人間性にあると認識をしております。

また、集落等についても、市長の認可を受けて法人格を有することで、地域的な協働活動のための不動産に関する権利等を保有することができる地縁団体制度があります。現在、市内には15の集落が認可を受けて地域自治活動を行っております。これからも制度の周知を図り、地縁団体制度の推進、普及に努めてまいりたいと考えております。本市といたしましては、平成19年度の施政方針でお示しをしておりますように、今後ともNPO等との連携を密にしながら支援に努めてまいりたいと存じます。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございます。では、更に付け加えてお伺いするんですけれども、現在具体的にはどのような協力体制をNPOなどと取っていますか。今、ただいま集落活動とはお伺いしたんですけれども、NPOと関しても具体的にどのような協力体制を取っているのか。

さらにもう一つお伺いすると、今後力を入れていきたい、協働を進めたい分野があればお答えください。よろしくをお願いします。

企画部長（塩崎博成君） 市内には現在19のNPO法人がございます。やっぱりそのNPO法人と常に密に連携を取りながら、地域との協力・協働の体系を整えていく必要があるものと考えておりますし、先ほど申しましたように集落等につきましても、地縁団体制度もございます。やっぱりそれぞれの集落等がそのような法人格を有することによって、地域自治活動というのも充実・安定をしてくるんだろうと認識をいたしておりますし、そのような形でNPOあるいは集落等と連携を取りながら、今後の行政運営の中で対処していく必要があると考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございます。質問を続けます。

それでは、早速NPOについて質問に入っていくんですけれども、NPO法人設立認証、届出の処理などの業務が奄美市に権限移譲されます。では、そのメリット・デメリットについてお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） NPO法人の設立手続きにつきましては、これまでは御承知のとおり県の共生・協働推進室へ申請をし、県の審査を経て認証される流れとなっており、郵送での申請も可能ではありましたが、時には申請書類の補正など県庁に赴く必要性も生じ、相談や指示を仰ぐなど費用負担や時間を要することも多々ありました。当市への権限移譲がなされますと、メリットとしては本市が窓口になることでその経済的な負担やまた気軽に相談できることで、精神的な面など物心両面から大きな軽減につながるものと考えております。

さらに、行政としてNPO法人の事業計画、活動内容、財務状況等をつぶさに把握することができますので、これまで以上に相談や助言体制が整備され、一層の連携強化が図られるものと考えており、申請団体に対するデメリットとしては見出せません。

また、デメリットと申し上げるべきものではありませんが、当然、権限移譲に伴い、事務量が増えるわけでございます。しかしながら、これは行政の内部事情でございます。NPO法人への支援と市民との共生・協働を掲げる本市の方針からは、極めて当たり前のことだと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。財政健全化計画も出されて、行政の負担軽減が叫ばれている中、業務下請けとしてNPO法人を活用というか利用しないことをお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

それでは続けます。奄美市において、NPO法人が活発に事業を展開しやすい環境をつくる第一歩として今回の権限移譲があったと理解しております。現在、笠利・住用地区はNPO法人が0団体と聞いております。来年4月までに市としてNPOがどんな団体であるか説明などする啓発活動や、NPO法人設立を市民に促進する活動などを行う予定はあるのでしょうか。是非そのようなメリットが大きいNPO法人進めてもらいたいと思うので、よろしくをお願いします。

企画部長（塩崎博成君） 今、御指摘のように現段階において住用町あるいは笠利町においてはNPO法

人は一団体もございません。これから、このような制度の周知につきましては、広報紙であるとかあるいはまたその地域の囑託員会あるいは駐在員会等を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

それでは実際に設立認証届出が増加した場合、恐らく増加すると考えられていると思うので、その対策なども考えられているのでしょうか。重ねて、もしくは予想よりも市民などの届け出・相談などが少なかった場合に、市としてこれからNPO法人を支援していこうという姿勢などは考えられているのでしょうか。例えば、促進活動など。答弁、よろしく願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 平成20年4月、県から本市へ権限移譲が予定をされているNPO法人の設立認証等の事務が円滑に移行され、かつ適正・迅速に処理できるよう県のほうとしましても実地研修等の機会を設けると伺っております。したがって、担当職員を参加させ事務処理能力と専門知識の習得に努める一方、お尋ねのように権限移譲に伴い申請件数の増加が見込まれます。この件につきましては、研修等の効果が発揮されてまいりますと、増加に伴う認証事務には支障を来さないよう対応できるものと考えております。

さらには、このことにより現在のところNPO法人が一団体もない住用・笠利総合支所管内で立ち上がる気運が促進されてくるものと期待をいたしておりますし、そのような内容等の周知については、先ほど申しましたように囑託員会であるとか駐在員会、更には広報紙等を通して周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。是非、頑張ってください。

続きまして、鹿児島県のかごしま共生・協働サポート融資事業及び共生・協働の地域社会づくり助成事業について、奄美市の見解をお聞きしたいと思うんですが、答弁よろしく願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） かがしま共生・協働サポート融資事業は、本年度に創設をされた県単独の新規事業でありまして、NPO法人等の経営基盤の安定・強化に必要な資金として200万円を限度に利率年2パーセント、融資期間2年以内、これは据置期間が6か月以内の条件で融資をする制度でございます。この制度の創設により、国・県・市町村等からの委託・助成等が決定されたものの、委託金・助成金等の交付までに時間がかかるような場合のつなぎ資金や事業拡大で見込まれるパソコン・コピー機等の事務機器類の購入等が融資の対象となっております。財政基盤が比較的脆弱なNPO等が多い中、本事業の創設はNPO等の支援に大きく寄与するものと考えておりまして、積極的に活用されるよう周知を図っているところです。

次に、17年度から実施されております共生・協働の地域づくり助成事業の奄美市内で活動するNPO法人の19年度の採択状況は3件となっております。内訳は、NPO法人ワーカーズコープが、奄美の少子高齢化と市民主体のまちづくりを考える事業で71万9,000円、NPO法人ディ！が、島の文化祭イベント・夜ネヤ、島ンチュ、リスベクチュッ！で22万1,000円、NPO法人奄美青少年支援センターゆずり葉の郷が、無職青少年勤労就業体験事業で67万6,000円の助成が既に決定をされております。県全体で36件の応募の中から17件が採択をされており、このうち奄美市関係が3件でございますので、今後とも市内で活動されるNPO法人が積極的に県事業を取り込んでいけるようサポートしてまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。詳しく質問した内容について申し上げますと、今、おっしゃられたように平成19年度共生・協働の地域社会づくり助成事業におきまして、奄美市は、実は鹿児島市は7団体、それに次ぐ鹿児島県2番目に助成を受けている地域です。これを見ることから、共生・協働のまちづくりに対して奄美市が積極的に動いていると認識しております。もし、この場でよければなんですけれども、これから市民に是非利用してほしいと市が目をつけているその他助成事業・融資事業などはございますでしょうか。その他、更に助成事業や融資事業などを広報をする手段等は考えていらっしゃいますでしょうか。答弁お願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 先ほど申しましたのは県サイドの助成事業でございますけれども、本市といたしましてもNPO等支援事業を制定をしまして、19年度事業の中で位置付けをして、その事業の推進を

図っているところでございます。そのような推進体制を取ることによって、NPOの体制強化にも努めていけるものと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございます。旧名瀬市では、協働のまちづくり懇談会、合併後は住用町・笠利町で村おこし座談会を開催されてきておりますが、奄美市におかれましては今後ともNPO法人、NPO活動への積極的なバックアップをお願いしたいと存じます。

議長、次の質問に移る前に準備のため少々お待ちください。

議長（伊東隆吉君） はい、よろしいですよ、どうぞ。この間少しお願いをいたしておきます。傍聴席のほうにですけども、傍聴席への携帯の持ち込みは禁止されておりますので、携帯によりまして当然写真等の撮影も禁止になりますので、大変恐れ入りますけれども携帯を持っておられる傍聴の方はよろしく願いいたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） それでは質問に移らせていただきます。続いて、ま～じんま奄美地域SNSについて質問したいと思います。

奄美の人たちが考え行動し、奄美にある資源を生かした産業を振興する。奄美の自治会、集落が主体性を持ってそれぞれの地域を持続的に活性化させる取組を行う。

NPO法人、地元企業、その他各種団体がそれぞれの専門分野を活用し、奄美地域の生活経済を持続的に活性化させる事業を積極的に展開する。

私は、奄美市がそのような地域になってほしいです。そこで、地域のリーダー、経営者、起業、イベント企画運営を考えている人たちが利用できる島の文化や風土、自然、生活様式、産業、行政、地域行事などの情報を包括したデータベースの必要性を感じています。産業を振興するにしても、イベント、各種集落行事を企画運営するにしても、新しい商品を開発するにしても、企画段階のアイデアに対して、科学的な検証やこれまでの実例を比較対照することは、生産性を高める、つまり成功する確率を上げると思うからです。

奄美市では、今年度から総務省の地域ICT利活用モデル構築事業の委託を受けて、奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業を実施しています。その情報システムの一部であるま～じんま奄美地域SNSを通して、その進行状況を知りたいと思い質問に入りたいと思います。

それでは、質問です。奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築へ向けた市長の意気込みをお聞かせください。

市長（平田隆義君） 詳しい現状については部長のほうに答弁を委ねますが、私たちは外海離島に位置する住民であると。この問題の解決にあたって、いくつかのやっぱり厳しい条件というか課題を残していると思います。そういった点で、今後の島の経済・文化の、教育も入ると思いますが、当然に福祉ということなるでしょうが、どのようにして活性化し発展させていくかということは今模索しているということですが、非常に大きな解決しなきゃならない問題だろうとこのように思っております。時代も大きく変わってまいりますので、その中の一環としてこの事業の、補助事業でございますから、導入して新たな展開をつかむことができるのではないかとこのように思っております。現在、その調査やら議論を進めているところですが、多くの示唆を与えていただいたとこのように思っております。十分に注意しながら、一つ一つ解決できる方向で取り組んでいきたいとこのように前提にして進めているということです。これも大変競争の激しい補助事業であったようでございますが、奄美市が選ばれたということについて、これまでの奄美市の職員・市民がこういういろんな問題に積極的に取り組んでおるとこのことの結果ではないのかなとこのように思っております。このことを大事にしていきたいとこのように思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。是非、事業が成功することを望んでおります。

さて質問を続けます。ビジネスモデル構築の事業計画の中で、情報システムの一部であるま～じんま地域SNSについてお伺いいたします。ま～じんま地域SNS事業の理念と現在の進行状況をお聞かせください。利用者などは順調に増え、SNS内は活性化されてきているのでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

先ほど市長も答弁いたしましたけれども、近年では国の補助がハードからソフト部門へと移行しつつな

っております。これで、私どもとしましては厳しい財政状況がありますので、市の財源を使わずに国のソフト事業を活用した取組を積極的に進めているところでございます。その中で、議員の御指摘ありましたSNS、これは総務省の補助で事業を18年度に実施してありますし、今年度はこれも議員から指摘ありましたICTの事業、これも総務省の事業であります。今年度これも市が提案をして採択になったということでございます。その付近は職員の企画力があつたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

さて、お尋ねのSNSでありますけれども、これは情報通信技術の一つでありまして、昨年度8月付けで採択されました。正式名称は奄美地域SNS、ソーシャルネットワークシステムま～じんまということですが、このことにつきましては地産地消を通じた高齢者の生きがいの創出と世代間・地域間交流をテーマに、総務省からモデル地域として助成を受けたものでございます。

SNSでは、地域情報を継続的に発信しまして住民同士の交流を促進するとともに、災害時には災害情報を発信するなどの地方行政の住民参加の促進に向けた取組として立ち上げてあります。

現在の18年、昨年度の1月16日にSNSの公開を開始しましたが、現在までに136名の会員が登録をしております。SNSにつきましては、参加者によってつくられる自己増殖的な取組となりますので、島を元気にしていこうという基本理念から外れない限り、情報発信は自由に行っているところでございます。

なお、利用者につきましては、本土の参加者と島内の参加者が半分ずつとなっております。参加者の紹介を通して増えていくという仕組みとなっております。徐々に利用者のほうも増えていって行くものだというふうに考えているところでございます。

なお、利用者の特徴といたしましては、農林産物直売所や障害者施設の農作物等の商品を広く宣伝して、様々な意見交換を行っている事例や、奄美地域FMのインターネット・ラジオ配信へ向けた動きも見られ、地域内の参加者だけでなく島外の参加者とも積極的に情報交換を行っているところでございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございます。

ところで質問なんですけれども、本日こちら議場に御出席の皆様にお尋ねします。当局の方にお尋ねします。出席されている皆様の中で、ま～じんま地域SNSに参加されている方、どのくらいいるのでしょうか。参加されている方、いらっしゃいましたら、部署・役職名、お返事をお願いいたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） 市を挙げて奄美地域SNSを盛り上げていこうという気運を多分高めている途中であると思います。その状況、行政の中、このような状況に対して、市長、どのように感じているでしょうか。答弁お願いいたします。参加状況に関してです、行政内の。

市長（平田隆義君） 突然の質問で少し戸惑っているところですが、各行政機関、それぞれの職務を推進して真剣に取り組んでおるところです。ですから、この組織に参加するということも一つの方法であろうと思いますが、この組織に参加するということは、ある分野をずっと続けていくということだろうと思います。職員においては、大体3年ないし4年ごとに職場が替わりますから、それぞれの職務を通じて地域の市民の福祉向上のために取り組んでいるということなので、入る・入らないはあまり問題ないんじゃないのか。むしろ、この組織に民間人をどのように組織化していったら、この活動を展開していくかということに職員は知恵を絞っていただきたいというのが私の現時点での考えです。もう少し状況の展開がどうかちょっとわかりませんが、現時点ではそのように考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 蘇君に少しお願いいたしたいんですけども、なるべく質問事項は通告のとおりということ。そして、答弁の内容によって再質という形を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） はい、気を付けます。ありがとうございました。続けて質問をいたします。

今後、奄美の健康に根差したビジネスモデルの構築の一部であるま～じんま奄美地域SNSを持続的に機能させていくために、具体的にはどのような取組を行っていくのでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） SNSの具体的な取組という御質問ですが、その前に今年度実施しておりますICTとの関連もありますので、その付近まで答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

議員から御指摘がありましたICT、奄美の健康な暮らしに根差したビジネスモデル構築事業、これにつきましては議員からも質問があったとおり、これまで健康・長寿というイメージで取り上げられていた奄美の風土、生活様式が健康・長寿にどの程度影響を及ぼすのか等を科学的に実証するシステムづくりをするところでございます。本市としましても、このICTは離島のハンディ解決の柱であり、地域資源を生かした経済自立へ向け、情報産業の育成など総合的な効果を期待しているところでございます。そういったことで、本市の健康増進課が進める長寿・子宝プロジェクトや舩観光課が進めております巡るいのちのキョラジマ事業、企画調整課が現在進めております一集落1ブランドプロジェクトとも連携して包括的な事業展開を進めてみたいというふうに考えているところでございます。

その上で、今後も奄美地域SNSま～じんまで引き続き各種情報を発信していくとともに、コミュニティー部門の共同提案システムとして、ICTと連携してこの情報の構築を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） どうもありがとうございました。SNSも含めて、誰もが気軽に奄美の情報を手に入れることができ、かつ信頼性の高いデータベースを構築していくことは、今後奄美がこれまでの歴史を尊重しながら自立的な発展を進めていく際の大きな力になると思います。担当者の皆様、大変かとは思いますが、是非奄美の健康に根差したビジネスモデルの構築をよろしくお願いいたします。

議長、次の質問まで準備の時間をいただいてもよろしいでしょうか。

議長（伊東隆吉君） はい。

4番（蘇 嘉瑞人君） それでは、次に主題3、皆既日食について質問をしたいと思います。ここで訂正がございます。一般質問中、通告書の主題、皆既日食について、質問の順番を入れ替えます。つまり、2番の現在の進行状況から質問いたします。議場の皆様、お手数ですがお許しください。

2009年7月22日に皆既日食が奄美大島北部で観察ができます。学校教育、観光産業、島外へ向けた奄美大島の宣伝など、活用すれば奄美市だけではなく群島全域に良い効果をもたらす可能性がございます。

一方で、交通手段、宿泊施設、道路などのインフラ、駐車場やトイレの設置、野外宿泊者のハブ被害、台風などによる自然災害など対策が望まれる事項もございます。

奄美市においては、プロジェクト2009調整監を配置しています。皆既日食について、情報を集中し、具体的に総合的な取組が開始されたものだと思います。まず、これまでの進行状況をお伺いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それでは、現在までの進行状況についてお答えをさせていただきたいと思いますが、けれども、笠利小学校での出前講座や、それから昨年から東京の音楽イベント会社による皆既日食音楽祭が継続をされて実施いたしております。

一方、本市としましては、本年度から20年度、来年度までの2年間にあやまる園地内のトイレ改修やキャンプサイトの設置、また笠利崎の侵食護岸部分の改修工事を奄振事業で整備できるように現在取組を進めているところでございます。

一方、県全体としましては、今年4月に県内関係10市町村で構成します2009皆既日食連絡協議会が設置をされております。奄美地域におきましても、本市が提案者となりまして奄美大島本島・喜界島の6市町村で構成をした連絡協議会を設置し、課題の検討や情報交換等を行っているところでございます。

また、今回の皆既日食は島しょ部に限られており、宿泊や交通、衛生、環境、治安など様々な分野にわたる課題への対応が必要でありますので、先月には地元の観光事業者で構成をします奄美観光受入連絡協議会の定例会で本市の基本的な考え方をお伝えし、民間団体と行政機関で構成する協議会の設置について御理解をいただいております。今後、行政機関や民間団体の役割等をより明確にし、その機能が充分発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、「2009皆既日食IN奄美」のタイトルで先般ホームページを開設し、情報の提供に努めているところでもございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。ところで、また質問してしまうんですけども、以前、大迫議員より質問があった際に、外国人旅行者に対して通訳の育成をしていくとの答弁が当局からございました。そちらのほうも進んでいるのでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） この通訳の件につきましては、現段階では進んでいる状況にございませんけれども、時期を見ながらそのへんの対応策も講じていく必要があるものと考えておりますし、また対応に向けて検討してまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ありがとうございます。世界規模で人が観察するために動く天体现象なので、是非英語だけでもインフォメーションの設置を望みます。

それでは、質問、次に移ります。各部署において、それぞれ皆既日食をどのようにとらえているかということですが、行政内各部署に対して何らかの影響が見込まれるのが2009年皆既日食です。総務部、企画部、市民福祉部、産業振興部、建設部、教育委員会、各部署それぞれが皆既日食について、どのような認識を持っているのか。具体的に課題だと認識しているものがあれば、どのような対策を立てているのか。部署内で話されていること、各部長が個人的に感じていることなど、皆既日食について思うことをお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 皆既日食が国内で観測できるのは46年振りで、次に国内で観測できるのが26年後の2035年ということでございます。このようなことから、国内外から多数の観光客が訪れることが予想され、交流人口の拡大や奄美観光の振興にも大きく寄与するものと期待をいたしております。皆既日食を通して奄美をPRする絶好の機会でもあります。官民一体となって受入体制を整えていく必要性から、民間団体と行政機関で構成する協議会の設置に向けて協議をしているところであります。

また、行政としましても全庁体制で取り組んでいく必要が当然にしてございます。皆既日食受入れに向けて庁内での取組といたしましては、昨年8月25日に関係部署職員による皆既日食対策プロジェクト委員会並びにワーキングチームを立ち上げ、第1回の合同会議を開催し、担当業務の割り振りをいたしております。各部署で所管をします課題・対策等について、今後プロジェクト委員会あるいはワーキングチームで検討してまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） では一般質問通告書に書いたとおり、各部署にお尋ねするということだったんですけども、各担当の部長からお答えいただけないということでしょうか。

教育長（徳永昭雄君） 私のほうから学校に関しての対応を説明させていただきます。

皆既日食につきましては、各小中学校におきましても是非体験させたい自然現象でございます。昭和33年に私が小学校6年生の時でございますが金環食、その当時は金環食でありました。下敷を見て太陽を見た記憶を今でも鮮明に覚えております。そういうことで、この自然現象は子どもたちにとって大変重要な体験になるんじゃないかと思っております。現在のところ、各学校では機会をとらえて総合学習の時間、また理科の時間に勉強をしているところでございますが、その中で皆既日食の紹介、日食のメカニズムについて学習しているところです。平成21年の7月22日ということでもありますので、夏休み期間中に入ります。そういうことで、現在のところ実施につきましては子どもたちの自主性に任せなければならないと思っておりますが、この参加につきましてはみんなで見ようかということであるいろいろまた啓発をしていきたいと思っております。

さらにはまた奄美青少年自然の家には天体観測施設もありますので、そのへんとも連携をさせていただきたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、市民福祉部関係からお答え申し上げます。

皆既日食には過去の実績から相当数の観測者の来島が予想されております。救急医療体制の確保につきまして、万全を期すべく検討をいたしておるところでございます。先ほど教育長からも日付けがございましたけども、2009年7月22日に皆既日食がございますが、夏場ということで熱中症、食中毒、急性アルコール中毒症、ハブ咬傷への対応などにつきまして、病院や消防の救急隊、保健所など関係機関と連絡体制を作りまして対応してまいりたいと考えております。特にハブ咬傷対策につきましては、屋外でのテントを張って観測する方々もいらっしゃると思っておりますので、注意を促したり、万一ハブにかまれた時の

対応の仕方を周知させるべく、事故が起こらないように広報・啓発対策を講じてまいりたいと考えております。

それと、ゴミ、廃棄物等の処理につきましてでございますが、具体的な対策につきましてはこれからでございますが、まず原則持ち帰りですね。持ち帰りをお願いをすることになると思います。今後具体的な対策を検討していく中で、一般廃棄物収集運搬の許可業者に必要な協力依頼などもしてまいりたいと今考えておりますが、その前に、その場合にはまず業者との連携体制を図ってまいりたいと思います。

以上が市民福祉部の対策ですが、先ほど企画部長からも庁内に検討委員会、対策委員会を作りたいということでございますので、庁内の関係部課とも協力体制を図ってまいりたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 産業振興部としましては先ほど企画部長からお答えがありましたけども、やはり観測の中心になる所は笠利町のあやまる周辺ではないかというふうな思いから今年度と来年度にかけてトイレの改修を行うと。それから、笠利崎の周辺整備も行うということで、実際にやっておるところでございます。

それから、やはりあとは宿泊の関係になると思うんですが、このことははっきりわかりませんが、この宿泊施設等が限られておりますので、笠利町内での民泊が考えられないかとか、あるいは場合によっては大型のクルーズがそのまま3万トンバースに接岸して宿泊する可能性もあるんじゃないかと。そうしますと、今度交通の関係が非常に問題になってきますので、その付近を今度詳細に宿泊数がかめられた時点で検討しなくちゃならないだろうというふうに考えております。

それから、先ほど英語の話が出ましたけれども、これも私のほうから企画のほうに話をしております。奄美市内には結構英会話の達人な方がたくさんいらっしゃいますので、その方々は専門的なブースに付けていただいて、あと職員でやはり交通の関係とかトイレとか飲料水とか救急とか、その付近の簡単な英会話は勉強したほうがいいんじゃないかということで提案しておりますので、多分このことも実践できるだろうというふうに思っています。

建設部長（平 豊和君） 皆既日食のとらえ方については、先ほど企画部長から答弁があったとおりでございますが、建設部におきましては建設部所管の道路・公園などの維持管理などを含めまして全面的に協力をしたいというふうに考えております。

総務部長（福山敏裕君） 総務部関係で申し上げます。総務部関係では、総務課を窓口としまして交通安全対策、それから観光客等が安全で安心して滞在できるための対策を担当しておりますので、その観点からお答えをさせていただきます。

まず、交通安全対策についてでございますが、7月22日につきましては前日から多くの観光客の入り込みが予想されております。試算では鹿児島県全体で6万人、そのうち奄美大島へは1万人から1万5,000人の観光客ということで対応を検討しているところでございます。奄美に入る手段としましては、飛行機と船が考えられるわけでございますが、特にフェリーからは鹿児島をはじめ東京・大阪等からマイカーでの来島も考えられます。そのマイカーにつきましては、仮に18日の土曜日から22日にかけてマイカーで訪問するとなりますと、多数の観光客がマイカーで訪問し、更にもその方々がレンタカーを借りた場合の当日は通常よりも1,200台近い車が増えると想定をしております。これらの車と地元の車が笠利方面に集中することによって交通渋滞が起きる可能性が十分予想されますので、このようなことから会場への移動手段としましては、公共交通機関としてのバスの利用の徹底や、警察と連携をし迂回路の設定など交通規制を行いたいと考えているところでございます。

次に、観光客が安全で安心して滞在できるための対策についてお答えいたします。

大島本島内でのホテルの宿泊施設につきましては、現在、最大収容宿泊人員は一日当たり約4,000人でございます。これに対しまして、先ほど申し上げましたように来島者が1万人から1万5,000人を見込みますと、ほとんどの方が宿泊施設に泊まれない状況となります。先ほど教育長からもありましたが、幸いにもこの期間は小中学校が18日から夏休みに入りますので、学校の校庭や公園の開放も考えられますが、浜辺などでのキャンプ等が増えるということも予想をしております。ちょうどこの時期は、台風が接近することも考えられます。その場合の対応としましては、野外宿泊者の避難場所としまして、台風時の避難所に指定されていない公の施設等の開放も含めて対応してまいりたいと現在取り組んでいるところでございます。

他の関係機関と連携しながら、すべての方が何事もなく奄美での皆既日食は素晴らしかったという思い

を持ってお帰りになれるような安全対策を心掛けてまいりたいと考えております。

福祉事務所長（大井進良君） 福祉事務所の管内でございますが、我々のほうでは行旅病人、それから行旅死亡人、これに対する対応になると思います。これにつきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法というものがございまして、これに基づいて対応してまいりたいというふうに思っております。具体的な対応としましては、救護活動を行いまして、併せて発見場所、所持品、外見など、これらの特徴を詳細に把握しまして県のほうへ報告をいたします。県のほうから全国の福祉事務所に照会をするという形になりまして、これをまた官報に公告をする手続きを取ることになります。死亡人についても同様の手続きをすることになっております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 部長の皆様、ありがとうございます。各部署から様々な意見をいただきました。先ほども協議会ということが出たんですけれども、各部署から出た意見などを反映しやすいシステムを構築し、皆既日食が奄美で観測できて良かったと奄美の人も島外からいらっしゃった方も思えるように、明日からまた取り組んでいただけることを担当者にはお願いしたいと思っております。また、各部署におきましても担当者任せにならないよう、一人ひとりが奄美をPRする大きな機会なんだという意識を持って皆既日食には取り組んでもらいたいという個人的な思いがございまして。皆既日食まであと1年と8か月しかございせん。皆様どうかよろしくお願いたします。

時間が7分ほど余ってしまったんですけども、以上をもちまして4番、無所属、蘇 嘉瑞人の一般質問を終了いたします。議場の皆様、傍聴席の皆様、ありがとうございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で、無所属、蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時26分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、民主党 平田勝三君の発言を許可いたします。

6番（平田勝三君） 市民の皆様、おはようございます。民主党の平田勝三でございます。

先の奄美市議会議員選挙では、初挑戦にもかかわらず多くの御支持で当選させていただき、またこの奄美市において初の民主党議席を獲得させていただきましたことに、この場をお借りし心からお礼を申し上げます。民主党という大きな看板をいただき、身の引き締まる思いでございます。

財政がひっ迫する中、また在任特例で肥大化した議員数への批判や議会解散否決による非難など、議会の信頼回復が求められた選挙の中、私を含めた新人議員の5名が得票総数の20パーセント近くを獲得し当選するなど、市民の皆様の思いが反映された選挙ではなかったかと思っております。このことをしっかり受け止め、向こう4年間、全力で頑張っております。これからも御支援・御支持賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

議場の皆様、改めておはようございます。民主党の平田でございます。初めの議会で、幸いにして一般質問初日2番目の質問者となりましたが、不慣れなことでお聞き苦しい点多々あるかとは存じますが、寛大な気持ちでお付き合いいただけましたら嬉しく思います。

それでは、通告に従って順次質問を行いますので、よろしくお願いたします。

まず、1番目の末広・港土地区画整理事業についてであります。

末広・港土地区画整理事業については、当初、担当部門の方々に出席講座をお願いし、計画の概要について説明をいただき、その後、「まちなみを守る会」、「計画を推進する会」の皆様のお話、お考えをお伺いし、その結果として、我が民主党は政党として初めてこの事業に対し賛成できないことを決定し、2月中旬にマスコミを通じ反対を示させていただきました。

その反対の理由としまして、一つに、この事業が本当に地域活性化をもたらすのか。

二つに、財政危機状態の中、更なる負担増となるが、今、実施しなければならない緊急性があるのか。

三つに、笠利町、住用町を含め、奄美市民への計画説明が十分になされているのか。

四つに、各団体から財政見直しを求める陳情などが上がっていることからでございます。

その後、県議選や参議選、そして先の奄美市議選により、政争の場から離れていりましたが、今考えてみましても申し上げた理由が払拭できず、計画反対の考えは変わりません。そこで、改めて平田市長にお尋

ねしますが、今ここで立ち止まって考え直す勇気も必要かと存じますが、事業中止の考えはないのか。事業を進めていく中、また事業が完成した後の市民への税負担など、負の部分の説明は不十分であると考えますが、市民へ改めて事業の正の部分、負の部分の両刃を説明し、住民投票を実施するなどして事業の是非を問う考えはないのか。また、先日、市長から、あるお方から「判断を誤るなよ」と二度言われたというお話を伺いましたが、この事業は判断を誤ったとは思っていないのでしょうか。この3点についてお考えをお伺いしたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。よろしく願いいたします。

市長（平田隆義君） おはようございます。ただいまの質問にお答えをいたしますが、まず事業の中止の考えはないかということでございますが、現在、国の予算等も付いて担当のほうで事業を粛々と進めておるところでございます。多くの皆さんの賛成を得てこの事業を進めておるわけでございまして、今の段階で事業を中止しなければならないという結論に至るような条件というのは、私の所には届いていないという認識をいたしております。当初計画どおり進めることで諒ということだろうとこういう判断をしております。

それから、住民投票を実施するなどのということでございますが、この事業の採択するのに住民投票に馴染むかどうかという点では、かなり問題が残っているのではないのかなとこう思っております。都市計画事業はある一地域にかなりの部分で特化されておりますので、そのことについて、住民の直接投票ということの是非というのは問題がありやしないかとこのように思います。もちろんにおいて、道路の建設というものがございまして、この道路は公共事業としての位置付けで進めているわけです。そういった点では、一般の住民に関係ないということではないわけではございますが、都市計画事業のこのへんのところが直接利害関係者がおるといことが大きな事業を進めるにおいてのポイントになっているとこのように認識をいたしております。

それから、誤ったとは思わないかということでございますが、多くの人たちの意見を反映して、これまで何十回という会を開いて至った結論でございます。そういった点を多くの皆さんの意見を拝しながら、私なりにこれからの奄美市の郡島の中心地としての都市機能を整備していくということと、中心市街地の活性化をどうするかという点では、私は多くの議論の中で誤った方向ではないのではないかと受け止めをしておりますので、私の決断も現時点では誤っていたとは思わないということでありまして、計画どおり事業をどのようにして一日でも早く完成させるかということで努力をしまいたいとこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

6番（平田勝三君） 今、今日ですね、全国的に公共事業に対して、いろんな形でそこに住まれる住民の方々がいろんな形で御意見を出しているところで、また世間的にも騒がれているところですが、私の認識不足かもしれませんが、多くの方々の賛同を得てというお話ですが、果たしてそれが多くの方がこの事業に対して賛成したという認識は私は残念ながら持っておりません。そういうことで、是非、住民投票が馴染まないというお話ですが、公共事業というとらえ方もされているようですので、全国的な流れもありますし、また第2の夕張ですか、そういったお話も出てちょっと騒がれたりもしたわけですが、その付近も含めて是非住民投票の扱いも考えていただければと思います。

その中で、この事業が地域活性化をもたらすという考え方もあったようですが、私はそれよりも例えば永田橋市場とか末広市場とか、そして今の空き店舗などの充実を図るほうが活性化に近いのではないかと。今、財政がひっ迫している中でなぜあえてこれを、以前から計画はあったんでしょうけども、その時点から厳しい状況にあったと思いますが、なぜ急ぐ必要があるのかということでもどうしても納得ができないんですが、また併せて医療・福祉のほうの充実を図ることが優先ではないかといふふうに思いますが、その付近はいかがでしょうか。

市長（平田隆義君） 私個人、市長として申し上げないといけないと思うんですが、3回目の市長選挙の時には、この問題が真正面から取り組まれたのではないのかなという認識を持っております。そういう中で市長選挙において判断が下されたのではないのかなとこう思うもしております。

それから、その後、多くの団体、そして個人から意見があることは私も承知しておりますし、何回かの集会にも顔を出しておりますので、雰囲気的にもつかんでいるつもりであります。そういう中で事業でございますが、このことは話すとも長くなるんですが、私も議員として在籍したことがございまして、議員の当時からこの中心市街地を再構築しないと今後の発展はまた郡都としての、当時は名瀬市ですが、名瀬

市の機能がここでなえてしまうのではないかという意見がずっとあったわけです。そういうことで、当局としては当時は一度都市計画した場所は二度と都市計画事業が導入ができないということでまいてきたわけです。駐車場の問題、商店街にもう少し車が入りやすいような方法はないのか。それから防災面で非常に密集地があって、道路に面しない住宅がかなり残ったままにある。これらのことを改善しなきゃならないんじゃないかということが主な議論であったと思います。

時代が少し変わりました、国のほうも今の都市計画法の改正をいたしまして、中心市街地が全国的にさびれてしまった。これはやはり都市計画法の精神にも問題があったんじゃないかということで、都市計画法を改正しまして再度都市計画事業を取り入れることができるようになったということです。それから、三法の改正で中心市街地にもっと人が集まり賑わいのある街をつくるべきではないかということでありまして、国のほうも予算的にと申しますかね、そういうことでは取り込んでおるということであります。国の方針もそういう方向で地方都市の商店街・中心街をどうしようかということについての予算措置をしていこうという方向になっておりますので、ちょうど今いい機会を得たという思いで、今やらないと次にじゃあそういう機会が訪れるかということを考えて時には、大変厳しいものがあるんじゃないかこう思って鋭意努力を重ねているということでございますので、御理解賜りたいと思います。

6番（平田勝三君） お話はわかりましたが、どうも残念ながら市長とは認識が合わないと思います。これまでの経緯をもう一度ひもといて勉強させていただいて、改めてこの件について考えてみたいと思います。この質問については、後日、戸内議員のほうからも質問が行われるようですので、これまで活動されてきた戸内さんにあとはお任せして、私は市長のこの事業に対する基本的スタンスをお願いし、またこの事業が再考、改めて考え直していただきますよう期待して、この質問を終わります。

二つの質問の労働問題について入ります。

民間企業に働く労働者で、労働条件も示されず、厳しい環境の中で働いている方々が多くいらっしゃいます。雇用保険も社会保険も加入されていないのが現状でありまして、賃金の多くは生活費のやりくりで手いっぱいであり、健康保険料も払えず、病気をしてもけがをしてもなかなか病院へ行けない。ぎりぎりまで我慢し、やっとのことで医療費を現金で全額払っているというのが現状かと思えます。雇用保険・社会保険など福利厚生の実施は、働きがいの観点からも大変重要であり、必要であるという事は言うまでもありませんが、このことは県や国の管轄であるということは重々承知はしておりますが、市行政側も県や国の機関任せにするのではなくて、民間企業の労働時間も含めた労働条件等の実態把握をすると同時に、関係機関へ積極的に改善や対策を求める必要があるのではないかと考えますが、以上のことからこの現状把握と関係機関への対応状況、そして対策をお教えください。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。

奄美市におきましては、毎年事業担当部局、これは主に建設工事等を発注する課等ですが、それと名瀬労働基準監督署との連絡会議や労働セミナーを通じて情報の収集に努めているところでございます。

御承知のとおり、労働基準法には労働者に対して、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならないと定めてありますし、また労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は即時に労働契約を解除することができるものと定められております。直近の名瀬公共職業安定所管内の有効の求人倍率ですが、これはおとといの新聞にも掲載されておりましたけれども、名瀬所管内は0.38倍、全国は1.02倍となっておりまして、著しく低うございます。そういったことで、就職先の確保が難しいということで出稼ぎを余儀なくされている方もおられるというふうに、そういったことは認識いたしておるところでございます。労働条件を書面で明示することは、事業主の義務でありますし、契約内容を履行することは信頼関係を結ぶ上で最も重視しなければならないことであるというふうに考えておるところでございます。

平成18年度に奄美市・大島郡を管轄しております名瀬労働基準監督署への相談件数は、2,163件でございます。うち一般労働条件等の監督関係に関するものは、526件と伺っております。これには賃金の未払いとか、先ほど議員から御指摘があった時間外・休日労働の相談とかそういったものがあります。

関係機関の対応状況といたしましては、鹿児島県労働局の地方機関として、本市に奄美地域を管轄しております労働基準監督署、ハローワークがあり、法令に関する相談などを受け付けております。また、監督署では、労働条件及び安全衛生関係の事業所監督も実施いたしておるところでございます。

本市といたしましても、厳しい経済状況でありますし産業振興による地元雇用の必要性を強く認識いたしておりますので、地域雇用者の実態把握等に関しましては今後とも関係機関と密接な連絡を図りながら、情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（平田勝三君） 情報収集とかそれはもうよろしいんですが、情報収集した後に管轄は県や国だと言ってもですね、現実にこの奄美市において、奄美全郡そうでしょうけれども、現実にそういうことが厳しい状況に経営者もあるというのは存じ上げているんですが、働く方々はもっと厳しい状況にあるわけですね。だから、情報収集だけじゃなくて、市としてそういった部分にどう対応しているのか。そしてまた、今後どういうふうに対応していくのかというのまで含めてお教えてください。

産業振興部長（赤近善治君） 平田議員の御指摘はもっともだと思っております。ただし、労働者に関わる法律というのは議員も御案内のとおり労働三法、労働組合法、労働基準法、労働関係調整法という三法がありますし、労働安全衛生法というのもあります。その中で法令違反とか先ほどの事業主が雇用契約を守らないとかいうものの監督とか、そういったものは労働基準監督署が扱っているわけでございますので、私どもとしましては労働基準監督署にこういった情報が、例えば賃金不払いの情報とかですね、あるいは時間外の労働とかそういうふうな情報がありましたら、先ほど申したとおり、セミナーを通じて情報交換するとか、あるいは直接基準監督署に行って情報提供するとか、そういったことには努めてまいりたいというふうに思っております。ただ、法的なことはあくまでも基準監督署しかできないということだけは御理解をよろしくをお願いをします。

6番（平田勝三君） 福利・厚生を充実させるということは、雇用の安定確保、特に労働意欲の向上につながるわけですね。さらには、私の勝手な思いかもしれませんが、これを充実させるということは、奄美市からやはり人口流出を防ぐということにもつながるのではないかなという考えも持っています。働くのが厳しいから、どうしても都会、本土に行ってしまうということも当然理由の一つだと思います。ですから、その付近も是非、今後、人口減少に歯止めをかけるのであれば、是非市のほうも意識をして取り組んでいただきたいというふうに思います。また、行政もある意味では雇用主ということも言えるかと思えます。奄美市行政に関わる臨時職員やそれから受委託業者様も同様のことが言えるかと思えます。是非、官民に働く労働者のためにも、郡都である奄美市が自ら労働条件等の安定に向けて真剣に取り組んで他町村の模範になるよう御期待をいたします。

次の質問よろしいでしょうか。次は、医療問題についてであります。

民主党は、小児科・産科医をはじめ医療従事者不足の解消を図ることを目的にマニフェストでも掲げております。今日の小児科・産科医不足は深刻であり、女性医師の半数が妊娠・出産・育児を機に退職せざるを得ない状況に置かれております。また、過酷な労働条件のために辞めていく就労者が多くいると言われております。

一方では、周産期医療と表現される突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要とされております。そこで質問です。奄美市において、周産期医療施設と言われる病院施設があるのか、教えていただきたいと思えます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 奄美市内におきます周産期医療施設の件でございますが、奄美市内には周産期医療の病院としましては県立大島病院の1か所のみでございます。

それと、医者数などは県立大島病院には2名いますが、助産師と看護師は常駐をしております。徳洲会病院におきまして、お産はできますけれども胎児に異常などがある時には県立大島病院に転送をしているようでございます。

6番（平田勝三君） このことで、十分に対応可能な医師・看護師が常駐しているのか。今ちょっとお話もありましたが、また先般、鹿児島県立病院においては4名体制から2名体制になったというお話も伺っておりますが、その対応についてどうお考えでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 確かに県立大島病院の産婦人科医者が4名から2名に減らされたということで、新聞報道とまた担当課が直接病院にお伺いしまして県立大島病院のほうからお話をお聞きしております。この件に関しましては、担当が県立大島病院に照会をいたしましたところ、4名の医師が二人になったことは過去にもございます。今後、県病院のほうも大学病院のほうに要請をしているようですが、その内容をお聞きしますと、来年の4月から1名増の体制を検討しているということでございまして、市も今後あらゆる機会を通じて要望をしてまいりたいと思えます。

6番（平田勝三君） それでは次の質問に入ります。

勉強不足ですので、この質問についてはお教え願いたいんですが、妊婦検診は原則自己負担という認識があるようですが、そのことから検診率が低いと言われております。奄美市においての検診状況とまた公費負担は最低でも5回程度と。公費負担するようにという指導があったと先般の新聞でもありましたが、現状についてお教えてください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 妊婦検診の受診状況でございますが、それと公費負担の現状でございますが、18年度の妊婦の届出数が409名で受診率は92.2パーセントとなっております。公費負担につきましては、年2回の補助をしておりまして、それ以外は自己負担となっております。ちなみに、前期、これは5か月までが前期でございますが、1回につき6,570円、後期、20週以降でございますが、1回につき6,070円の補助を行っております、現在年2回の公費負担を行っておりますが、基本的な検診を受けますとこの金額で足りるようでございますが、その他に風疹の検査とか他の検診を受けますとやっぱり1万円を超えるようでございます。それでまた回数分の件のお尋ねがございましたが、6月議会でも他の議員からも質問ございまして、厚生労働省のほうからも地方交付税を増やすから対策を年度内にしなさいという文書がまいりましたけども、本年度は現状の2回で今推移をいたしております、なお平成20年度におきましては回数を増やすべく予算増の要求をしまいる考えであります。

6番（平田勝三君） はい、わかりました。それでは次の質問に入ります。

学校教育についてであります。学校と家庭、地域との連携の在り方、魅力ある学校づくりと学校活性化を目的とした学校評議員制度が導入され設置されていると思っておりますが、現状での設置状況や稼働状況、そして取り組んだ成果等についてお教えてください。

教育長（徳永昭雄君） 学校評議員について御説明申し上げます。

まず設置状況でございますが、旧名瀬市時代ですね、県下に先駆けて学校評議員制度を設けております。そして、昨年度の市町村合併を機にすべての小中学校に学校評議員会を設置しております。この学校評議員制度は、保護者や地域住民の意向を把握、反映し、その協力とともに学校としての説明責任を果たし、三者一体となった地域ぐるみの教育活動を充実するという目的で設置されております。

各学校では、年間2ないし3回程度、学校評議員会を開催し、学校経営に関する貴重な御意見をいただいております。協議内容といたしましては、学力向上、生徒指導、学校評価、学校開放、地域活動の活性化、不登校傾向児童・生徒の問題、子どもの学校外での様子、親への教育など、様々な角度から意見交換が行われております。

その成果であります。まず第1点は、開かれた学校づくりの基盤が整い、地域や諸機関との連携が充実してきたこととあります。いろんな情報の共有化を図ることにより、学校や地域での子どもたちの様子が見えてきております。生徒指導だけでなく、教育活動にもプラスになっております。

2点目は、それぞれの学校の教育についての客観的に評価をしてもらうことにより学校の課題が見えてきて、学校経営の改善に大いに参考になっております。

3点目は、学校と家庭、地域との橋渡しをしていただくことにより、さらに学校経営方針や教育活動に理解をしていただいているということでございます。

また、学校でいろいろな問題があったときには、親身に相談に応じていただいたり、情報の提供もしていただいております。

教育委員会といたしましては、今後も学校評議員会が更に充実するよう連携を密にしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

6番（平田勝三君） 私も奄美高校で学校評議員に議員として入っておりますが、奄美高校は高校ですけれども、小中学校の見本になるような取組をしていると自負しております。是非参考にさせていただければと思います。このことは、えてして設置されてもなかなか報告会というんですか、そういったぐらいの位置付けとか、また一部の人の取組ということになりがちですので、是非家庭・地域・学校が連携を取ってこれまで以上に十分な成果が発揮できるように期待いたします。よろしく申し上げます。

五つ目の質問に入ります。市民生活についてであります。私事ではあります。昨年11月に和光町に引っ越してきて1年が経ちます。そして、その間、地域の方々と交流する中、一つに和光町の住民の方々は有屋・仲勝それぞれの自治会に、二つの自治会に分散して加入されているようです。また、逆にいずれ

の自治会にも加入していないという方もいらっしゃいます。先般、上方地区の運動会に、体育祭というんですかね、ちょっと行かせていただいたんですが、その際にも和光町の仲間から、和光町が自治会がないのは淋しいよねというお話もありました。また、片方では老人クラブもないと。他の所でゲートボールなんかも楽しませていただいているというお話も伺ったところですが、この自治会を、和光町で自治会を希望されている方がどれだけいらっしゃるかは不明なんですけども、自治会を立ち上げることができるかどうか、できないかどうか。そして、どうすれば可能なのか。これまで経緯があるとも伺っていますが、御助言を賜りたいというふうに思います。

企画部長（塩崎博成君） 奄美市行政改革大綱や19年度の施政方針でもお示をしておりますように、市民との共生・協働によるまちづくりは、地域の基礎となる町内会、自治会、集落会の存在がどうしても必要になってまいります。このようなことから、地域力の発揮の観点からも重要な施策と位置付けをいたしております。しかしながら、自治会と地域コミュニティーは、行政主導で組織化できるものではなく、あくまでもそこに住んでおられる方、住民の方々が率先して組織化へ向け活動されるのが本来の在り方であります。活動の活発化と継続化への期待ができるものと考えております。名瀬地区においては、行政主導により設立をされた自治会が過去の事例からしても長続きしなかった団体もありました。

和光町約300世帯の自治会結成につきましては、平成14年に町内の有志により自治会結成準備会が奄美和光園の研修室で開かれ、全面的に町内会、自治会連合会の協力体制が得られましたが、自治会発足までには至らなかったという経緯もございます。現在は、有屋町内会に約50世帯、仲勝町内会に約130世帯の皆様が加入をされておりますが、再び自らの和光町だけで自治会を立ち上げようとの動きと、結成の意向が市へも寄せられております。先ほど申し述べましたように、平成14年の経緯もありますことから、まずは和光町に居住をされておられ、有屋町内会、仲勝町内会に属しておられる方、いずれにも属しておられない方などを対象に自治会結成に対する意識アンケート調査を実施し、町内住民の意思統一を始めることからまず取組を始めることが必要なことではないかと思っております。

行政といたしましては、自治会結成に対する地区全体の意識の高まりとその動向に注目しながら、結成への諸手続きと協力要請がありましたら、共生・協働のまちづくりの方針からサポートをしてまいりたいと考えております。まずは和光町の方々の取組に期待をいたしているところでございます。

6番（平田勝三君） いろんな形でサポートしていただくというふうなとらえ方をしましたが、どちらにも入っておられる、両方にそれぞれ入っておられる、どこにも入っていない、要するに三者あるわけですね。その方々に本当に必要なのか、必要ないのか。当然そういう話も片方であるわけですし、まずはやはりお話もありましたアンケートなどを取るのも先じゃないかというお話かと思っておりますので、是非その際は協力をいただきたいというふうに思います。和光町の発展のために協力をよろしくお願いしたいと思っております。

街灯設置については、要望となるわけですが、和光トンネルを出た後、国道沿い、その右手のほうですけども、右・左、両サイドそうですけども、街灯は設置されております。場所によっては街灯がなくて、暗くて危険な場所も多々あります。自動販売機等の明かりで用を足しているような所も結構ありますが、子どもさんや女性、そういった大変危険な場所も多くあります。先般、私もよく犬を連れて散歩するんですが、ちょうど暗い所で高校生ですかね、自転車で飛び出してきたり、後からまた来たり、全然、たまたまそういう所に限ってそういうことが発生し得るということもあります。経済的にも財政的にも大変厳しい状況ではあると思っておりますが、是非、和光町に街灯設置を検討していただきたいと。防災等も含め検討していただければというふうに思います。

総務部長（福山敏裕君） 街灯設置についてお答えいたします。

現在の街灯の設置につきましては、街を明るくし、犯罪防止等を図るために、奄美市街灯設置費及び維持費補助金交付要綱に基づき街灯設置費と維持費としましての電気代の一部を補助しております。その内容を申し上げますと、街灯を新たに設置する場合には1灯につき1万円を限度に補助をしてございます。また、設置後の維持費につきましては、1灯につき年額850円の電気代を行っているところでございます。

街灯を設置する場合、自治会または個人で設置することも可能でございますが、御要望のありましたようにまだ自治会が組織されていない地域におきましては、なかなか街灯設置の気運が高まらないのが現状でございます。そのような場合、先ほど申し上げましたように、自治会という大きな組織ではなく、隣近

所の住民同士で話し合いなどをしまして街灯設置するというのも一つの手段であると考えておりますので、この制度を活用した地域の安心・安全づくりに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6番（平田勝三君） 財政状況厳しい中ではありますが、やはり自治会を設置しないと事は始まらないというふうなとらえ方をするんですが、この件につきましても自治会結成というんですかね、それと併せて我が方でも取り組んでいきたいと。その際は是非、御協力をお願いしたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。環境対策についてであります。

この草木伐採の問題につきましても要望となるかとは存じますが、和光トンネルを出まして、すぐ右側に右折しますと九電工様があります。朝戸橋という橋があるわけですが、そこから仲勝川まで合流する地域まで、道路淵とか法面、河川内の草木が生い茂っております。運転していても運転席から自転車・歩行者が生い茂る草木によってなかなか見づらくて死角になっております。大変危険でありますし、また生い茂る状態からハブの被害も懸念されております。衛生面からしても適切であるとは到底思えない状況にあるのですが、また仲勝川においても河川内から大幅に道路の高さを超えております。私、1メートル83センチあるんですが、その私が道路に立っても見上げるような状態で、かなり生い茂っている状態にあります。また、道路にもはみ出している所もかなりあります。

道路の反対側は、手前もそうですけど反対側も生い茂っているために、全く見えない場所があって、事故・事件等があっても何も気付かないというような危険性を持ったところもあると見受けます。是非、現状認識といいますか、そういうところをどうとらえていらっしゃるのか。そして、また対応状況、そして今後の対策についてお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） お答えいたします。

奄美市には、鹿児島県管理の2級河川が17河川あります。また、市管理の河川が笠利総合支所管内に88河川、住用総合支所管内に72河川、名瀬総合支所管内に75河川、計235河川あり、その維持管理にはかなりの労力や経費が必要でございます。

議員御指摘のとおり、市内をはじめ輪内地区の河川敷内にも背丈の高い草木が生い茂っており、ハブやハチなどの安全性も危ぐされるところであります。市管理の仲勝川につきましては、寄洲の除去を先月始めに発注したところでございます。

県管理の有屋川、浦上川について、県にお尋ねをいたしましたところ、管内の2級河川の維持管理につきましては限られた予算の中で、緊急度の高い河川について、寄洲の除去や伐採を行うこととしているとのことでございまして、輪内地区につきましては今年度、既に有屋川・浦上川の一部で寄洲の除去を実施したとのことでございます。

また、先月には、有屋川と仲勝川の合流地点付近及び浦上川の輪内公園付近の伐採を発注したということでございます。また、地区内にはこの他、地域の方々のボランティアで河川敷内の伐採をやってもらっている河川もあるとのことでございます。市が管理する河川につきましても、緊急性の高い箇所から順次伐採等を実施しておりますが、河川数が多く、地域の要望に応えられないのが実情でございます。今後とも毎年5月・6月の河川愛護月間などを通して、地域の方々との連携を図りながら環境管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（平田勝三君） 確かに先般、仲勝川と有屋川、重なる所を大分伐採が進んでおったようですが、散髪をしたように気分良くそこを通らせていただきましたが、その緊急性というお話がありましたが、当然これは安全性というのにも含まれているかと思えます。是非、先ほどの街灯の問題もあるわけですが、是非、事が起きてからでは遅いと。特に車両から子ども・自転車見えないという所が多々ありますので、事が起きてからでは間に合わないの、その付近を是非意識しながら早目の、予算も厳しいということですが、財政も厳しいということですが、早目の対策を是非お願いしたいというふうに思います。

それでは最後になりますが、これで私の全質問終わりますが、初めての質問でお聞き苦しい点があったかと思えます。今後、定例会開催されるごとに、民主党の平田として質問をさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上で終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、民主党、平田勝三君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時34分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後 1 時 3 0 分）

午前に引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14 番（関 誠之君） 皆さん、こんにちは。社会民主党の関 誠之でございます。

まず、質問に入る前に、去る 10 月 28 日執行されました市議員選挙におきまして、御支持・御声援をいただきました有権者の皆様、また、選挙を無事執行していただきました市職員・関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、私は、31 年余り地方自治体職員として市民の福祉向上と市政発展のために働き、今年 3 月末、奄美市役所を退職いたしました。昨年の 3 月 20 日に、名瀬市、笠利町、住用村の 3 市町村が合併し奄美市が誕生いたしました。多くの問題が山積みしております。これから 3 地域の格差が生じないように、それぞれの地区の特徴を生かし、この合併が真に市民にとって合併して良かったというものにするため、これまでの行政経験や活動歴を生かし、「ともに、夢の語れるまちを！」を政治信条に、努力した者が報われ評価される社会、安全で安心して働き続けられる職場・地域を実現するために、奄美市議会議員選挙に立候補いたしましたところでございます。

また、その際、市民に対して 13 の政策をお約束いたしました。議員当選後の初めての議会でありまして、市当局に理解していただくためにも私の政策を改めて述べさせていただきます。

その政策を羅列いたしますと、地方分権への積極的対応、これは多様で特色ある地方公共サービスをどのように確立していくかが重要な課題でございます。次に、住民参加のまちづくり、個性豊かなまちづくり、生涯学習まちづくり都市宣言、効率的な行政運営の推進、新しい時代を創造する職員の能力開発、福祉の充実、少子高齢化社会への対応（子育てと教育）、学校・地域での郷土教育推進による伝統と文化の継承、国際交流の推進（特にアジア圏との交流）、特色ある観光施策、産業の活性化と地場産業の振興、地域に合った農業の振興、議員提案条例等による議会の活性化、以上の 13 項目でございます。

この中で特に地方分権への積極的対応、効率的な行財政運営の推進、いわゆる財政の立て直し、まちづくり、産業振興については大変重要な政策と考えておりますので、今後 4 年間じっくりと取り組んでまいりたいと思っております。当局の御理解と御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さて、一般質問通告に従って順次質問をさせていただきます。まず、奄美市の将来像についてお伺いをいたします。

今年度は、奄美市として初の総合計画を策定する年であり、来年度、期限の切れる奄美群島振興開発特別措置法の延長に向けての総合調査の年で、奄美市の将来を築く大変重要な年だと考えております。そこで、まず奄美市総合計画の策定状況について御説明をいただきたいと思っております。その中で特に施政方針で市長の示されている「地域力」「地域ブランド」「市民との協働」の三つの要素が具体的にどのように取り入れられているのか、わかりやすく丁寧に御説明をいただきたいと思っております。また、来年度で期限切れになる奄振法について、事業の成果と問題点は何なのか。今後の振興開発の方向性と奄美市として独自に取り組んでおられることがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

私は、市民団体である「奄美の明日を拓く群島民の会」の事務局長として、平成 16 年度に 5 年間の延長になりました現在の奄振法について、平成 3 年 12 月から平成 4 年 9 月にかけて、関東・関西・中部奄美会で「21 世紀奄美の明日を拓く未来シンポジウム」を開催をいたし、平成 15 年 2 月 1 日に奄美において総括会議を開催。各種団体の提言をまとめ「新しい奄美振興に対する群島民の意思を反映させる提言書」を当時須賀鹿兒島県知事に知事室で手渡しをいたしました。知事も大変関心を示しておられまして、30 分も予定を超過し対応していただきました。

そこで、要望と提言をさせていただきます。

大島支庁に奄美振興担当係を配置し、県離島振興課に直結する窓口を設けるよう要望していただきたい。また、住民参画を推進する立場から、奄美群島振興開発総合調査委員会での原案を討議する仮称「地元奄美振興開発審議会」なるものを設置は考えられないのか、お伺いをいたします。その他詳細については、委員会等で十分に議論を重ねてまいりたいと思っております。

このようなことを踏まえて、市長は法延長に対してどのような考え方をお持ちなのか。基本的な姿勢についてお伺いをいたします。

次に、市長の考える奄美市の将来像について御質問いたします。

市長は、本年度は、未来を見据えた奄美市の骨組を構築する年と施政方針で述べられておりますが、奄

美市の将来像はどのような土台に、どのような骨組をしようと考えておられるのか。また、「自然・人・文化が共につくるきよらの郷（しま）」の実現について取り組むとあるが、このことを少し具体的に示していただきながら、市長の考える奄美市の将来像についてお答えいただきたいと思います。

なお、答弁については、順次わかりやすく平易な言葉で簡潔にお願いをいたします。次の質問からは発言席でいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（伊東隆吉君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 多くの質問を受けましたが、閣議員の質問に私のほうからいくつか答弁させていただきます。総合基本計画の策定については、担当部長から答弁をさせます。それから、奄美振興開発特別措置法の件については私から答弁いたします。

御承知のように、時限立法の奄美群島振興開発特別措置法は、来年2月末で期限が切れます。今、法律の延長に向けて今後の振興開発の方向及び方策を明らかにするために、県が主体となった奄美群島振興開発総合調査を実施しております。実施にあたっては、群島内外に居住する地域住民の声を反映していただくことが最も重要なことであることは、御指摘のとおりであります。現在、大島支庁に奄振担当窓口がないということでございますが、県の組織機構では、本庁各部は大島支庁のそれぞれの担当課と綿密な連携を取りながら、奄美群島のそれぞれの市町村の要望を取りまとめて、各部から要求などを本庁の離島振興課に提案して、ここを中心として取りまとめて国へ予算要求をするという形になっております。本市といたしましても、今後も大島支庁と連携を密にしながら要望をしまいいりたいとこのように思っているところです。

また、奄振法延長に向けての新たな取組といたしましては、先日、奄美市で開かれました県と地元市町村議長との合同の意見交換会の折に、郡内各担当企画課長による意見交換会などを踏まえながら、これまでの市町村が個別に要望しているそれぞれの内容や制度改正の必要性、また重点プロジェクト等も確認をいたしましたところ。各市町村それぞれ総合計画等を持って作成をしておりますから、それぞれの計画に則って各市町村長さんがそれぞれの事業の要望をしているものだとこのように認識をいたしております。

それと、群島一円で取り組むべきもの、そうでないもの、それぞれの事業については県のほうで要望を取りまとめる中で実施を調整するということとなっております。そのようなことで、今後も県の離島振興課を中心として、企画部を中心として事業の計画・採択ということで取り組んでまいりたいと思っております。

私の思いはどうかという質問でございますが、奄美振興開発特別措置法の延長に向けてはアンケートでもほとんどの方が必要性があるという認識を示しております。私もそのようなつもりで今取り組んでおるところです。来年度の予算確保についても、概算要求の中で法の延長を見据えた予算確保ということで、一丸となって鋭意取り組んでおるところでございます。事業については、従来の事業を踏襲するということであろうかと思っております。各市町村それぞれ課題を抱えております。それらの実現に向けて取り組みたいとこのように思っております。

ソフト事業につきましては、国土交通省管内のいわゆる奄振法におけるソフト事業ということにお断わりしますが、予算の拡大ということは大変厳しい状況にあるのではないのかなどこのように判断しているわけでありまして。その中で、多くの人たちの知恵を受けて、予算を少しでも拡大していけるようなそういう対応を取っていきたいということで考えておるところです。今後も引き続いた事業、これから新しく取り組まなければならない事業、こういったものをどのようにして組み込んでいくかということが大変大きな仕事になるのではないのかなどこのように思います。多くの市民からまた同じような意見等も寄せられております。そのことを踏まえながら取り組んでまいりたいと思っております。

この奄美市としての奄振法との関わり、それから総合計画との関わりということになるわけですが、奄美市においては、旧名瀬市においては上下水道がかなり完備しているものだとこのように思っております。笠利町においては、3か所の事業を確保して進んでおるわけですが、住用のほうではまだ具体的な線に至っておりません。簡易水道においては住用のほうも取り組むことができるのではないかと期待を寄せているところです。そういった点では、道路網の整備というのは大体改良事業に入っているとこのように認識しておりますが、重要な事業とこのように思っております。それらを踏まえながら、生活のライフラインを確実なものにしていくということで、住み良い環境づくりということになるのではないかとこのように思います。

それともう一つは、これからの21世紀、奄美の方向、それから奄振でも示されておりますように、地

域資源を生かした産業の振興，そして自立化を図っていくという基本方針，これは奄美市にもそのまま当てはまるものではないのかなとこのように思うところであります。その中で一番大きく関わってくるのが，今後，奄美群島の自然遺産登録へ向けての取組，その前段階となります国立公園化への取組，これらが大きな課題としてあるのではないのかなと。こういう自然を生かして島の産業を興すことができればということで，今，取り組んでおるところでございます。

それぞれのまた問題としては，一集落1ブランドという事業を今進めさせておるところですが，このことも今後の地域を活性化させていく大きな柱になるのではないのかなとこう思っております。これらをまとめて考えたときには，社会資本の整備という大きな柱と併せて，ソフト事業としての奄美群島を丸ごと博物館という言葉で表しておりますように，ミュージアム構想を奄振事業で今取り組んでおります。このミュージアム構想においては，いわゆる「奄美長寿・子宝」という理念というか基本姿勢と，奄美の自然を生かした産業の振興という柱，いわゆるエコ産業と言うんですかね。そういったものを今後取り上げていこうということだとこのように思っております。そして，これらの仕事を進める中で，その基本的な理念は，「癒やしの島奄美」ということになるのではないかとこのように思っております。これらを踏まえて今後の総合計画，そして行政として奄美市の取り組む方向を示すことができればとこのように考えておるところでございます。奄美市の旧名瀬市街地は，午前中申し上げましたように奄美群島の中心となる市街地であります。近代的な都市機能をいかに整えていくかということが望まれておるとい認識も持って，今後の市政運営にあたっていききたいとこのように思いますので，御理解を賜りたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それでは，奄美市総合基本的計画の策定状況についてお答えをいたします。

奄美市が発足しましてから，その指針となる総合計画が策定されるまでの間は，合併特例法の規定により法定合併協議会で協議を重ね，平成17年3月策定の奄美市市町村建設計画に基づき各種行政施策を進めているところでございます。

御承知のとおり，総合計画は，市政運営の基本的方向性や重要施策等を示す最も重要な計画でありますので，国の財政事情をはじめ昨今の急激な時代の変化に対応していくためには，国や県の動向を踏まえながら，できるだけ早く新しい奄美市としての計画策定に取り組んでいく必要があるものと考えております。

施政方針で示しました「地域力」「地域ブランド」「市民との協働」の三つの要素をどのように取り入れるのかという御質問につきましては，現在，先ほども市長のほうからも答弁ございましたように，一集落1ブランド事業というのも推進をしております。これは各集落の宝，ブランド，住民との協働により複合的に活用をし，地域力として集落の活性化，ひいては奄美市の持続的発展に結び付ける取組でもございます。これらをどのように総合計画策定に反映をさせるのか。また，地域住民の意見・提案等の機会に努めるため，どのような進め方が望ましいのか，今後検討をしてみたいと考えております。

14番（関 誠之君） 市長の答弁で，おぼろげながらの奄美市の将来像というのが浮かんでくるわけですが，その前に，御質問いたしました奄美振興に対する住民の思い，これはそれぞれあると思えますけれども，やはり住民参画，これをどう図っていくかというのが課題になっているというふうに思っております。少し脱線いたしますが，街並みのことであるんが議論されておりますけれども，やはり事業が決定をされるその時期に，利害関係者も含めた住民の参画をいただいて，そこで議論を積み重ねていくと。少し遠回りのようではございますけれども，このほうが事業を遂行するにあたっては結果として住民の参加意識もでき，またその計画に対する愛情も湧いてくるのではないかとこのように思っています。そういう意味から，地元の大島支庁に奄振の担当係がないというのは，非常に私にとっては不可思議，不可解な面がありますが，市長は各大島支庁の担当を通じて離島振興課に集約をすればいいというような答弁でありますけれども，この奄美振興担当係を配置することを要望していただきたいということについて，再度お伺いします。

市長（平田隆義君） 奄振事業を推進していく中で，事業を推進していく中で最終的には各市町村の責任で執行していくということになるんですよ。ですから，各市町村で総合計画，基本計画を策定しますから，その中で何が必要かということは当然に地域の人の意見が反映されているものだという認識を持ちますので，それで町村長議長会という組織もありますが，それらを通じて大島支庁の担当者，農林なら農林，建設なら建設，こうしているいろいろ話し合っていて進めていくわけですから，その過程を踏んでいきますと，私は地域の住民の意見というか要望は十分に反映されているものだと，こう認識せざるを得ないんじゃないかとこのようにござります。

14番(関 誠之君) 奄振については、県が原案をまとめてやるということは十分承知をしておりますが、私が申し上げたいのは、そういう市町村が取りまとめをする。それが鹿児島、いわゆる海の向こうの離島振興課でまとめられる。そういうことは住民が参加する機会が少なくなるのではないかと。ですから、大島支庁に県の離島振興課で最終的に原案をまとめる、その前にまとまったものを住民を参加をさせて、その議論の素地を作ってはいかがかということで、この後段、地元奄美振興開発審議会なるものをというものを提案をしておるわけですけども、そういう意味から再度市長にお伺いしたいと思っております。

市長(平田隆義君) ただいま申し上げましたように、計画を県が組み立てる時には、既に各市町村で地域住民のそれぞれの市町村の計画を組み上げてきたということでありますから、そこで新たに審議会を設けて審議をするということについては、なかなか難しいものがあるんじゃないかなと。それぞれの自治体が独立した自治体の状況でございますので、このへんが大変難しいだろうと思っております。その点では、各自治体をまたがっている対応ができる県のほうにその点はお任せするしかない。県のほうは、各部のほうと振興課を中心として企画のほうで取りまとめているわけです。ですから、県のほうへ各町村が自分たちの希望する案・要望をしっかりと届けるということが大事だと。そういう中で、この法の延長の都度、各市町村の能力が問われるよねという言葉が出てくるんだろうと私はこのように思っております。

14番(関 誠之君) 少し認識が違うようですけども、またそれを埋めるために委員会等でじっくり議論をしてみたいと思っております。

次に、財政立て直しについて順次質問をいたします。

私は、今日の地方自治体財政の危機の原因と責任は、決して職員にあるものではないというふうに考えております。その原因は、バブル崩壊後の景気対策として、90年、日米構造協議による公共事業への投資拡大、10年間で430兆円、後に630兆円と聞いております、を増額し、国はそれを地方に押し付け、それを真面目に地方が実行したこと。また、04年の三位一体の改革で地方交付税など315兆円が減少したこと。さらに、結果として財源移譲額が国庫補助金負担改革額を大幅に下回るなど、国の財政再建を優先した政府、国会議員であり、地方においてはそれを容認し執行してきた首長、議会にあると思っております。

そこで、効率的な行政運営の推進についてお尋ねいたします。

財政の健全化は、「入りを計りて、出づるを制する」と言われています。税収等の収納率の向上、各種滞納金の徴収強化はもちろんのこと、国庫補助率の良い事業や元利償還の交付税措置の高い辺地・過疎・合併債などを利用した事業に選択・集中すべきと考えますが、その視点から採用した事業はあるのか。また、費用対効果の検討の結果、縮小または廃止した事業や縮小・廃止が検討されている事業などないか、お答えください。

企画部長(塩崎博成君) 先日、市議会全員協議会を開いていただき、事業実施計画及び財政健全化計画をお示しをしましたが、平成20年度から起債枠を設け、一般会計・特別会計ともに政策事業や事業の緊急性、熟度を考慮するとともに、可能な限り交付税措置率の高い辺地債、過疎債及び合併特例債を優先的に充てることといたしております。その基本方針から一例ではありますが、合併特例債を充てた事業としては、電算システム統合化事業あるいは地域イントラネット基盤施設整備事業などが挙げられます。同様に採用可能な事業には、辺地債、過疎債を優先的に充てております。常に財政健全化の視点に立って、予算編成を心がけております。

また、合併協議の中で3地区の住民サービスの平等性・公平性を勘案し、事業廃止や事業内容を調整した事業もごく一部ございますが、議員御指摘の費用対効果の検討の結果、縮小または廃止した事業や縮小・廃止が検討されている事業は現段階ではございません。

14番(関 誠之君) 理解できましたので、また委員会のほうで細かい点については質問させていただきたいと思っております。

次に、職員の給与カットは必要かということについて御質問をいたします。

職員の給与カットは本当に必要だったのでしょうか。地元2紙の新聞によりますと、一律で基本給のカット2パーセントを09年末までとされておりました。職員は既に昨年の10月から調整手当を3パーセント減額され、人事院勧告の給与是正4.8パーセントの減額と各種手当のカットで既に1割近い年間約2億4,000万円の削減を余儀なくされております。これは地域経済が疲弊をしている一つの原因では

ないかというふうにも思っております。

先ほど申し上げましたとおり、職員は議会の議決、市長の執行権の下、真面目にひたすら仕事に取り組んできた結果、今日の財政不足に至ったわけで、今回の給与カット2パーセントは職員の仕事や仕事に対するやる気や今後の真の行政改革に対する取り組む姿勢に欠けるなどの影響が心配されないか。このような面から、もっと慎重に提案すべきで、職員の給与カットは必要ではなかったのではないかと考えております。いかがでしょうか。

市民からの要望の多い事務事業の見直し、特別職の退職金削減、副市長の一人制、区長制度の廃止等を考えるべきで、生活給である職員給与の削減を先導するものであってはならないと思うが、市長の考え方をお聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） それでは、職員の給与カットについて、お答えいたします。

議員御承知のとおり、市の財政状況につきましては、これまで平成18年度の一般会計決算で約6億200万円、19年度の当初予算におきましても7億7,000万円の財源不足を生じ、これらの解決のためには基金の取崩しにより歳出を賄っている現状でございます。20年度以降につきましても、厳しい財政状況が見込まれることなどは、お示ししてきたところでございます。

行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種事務事業の見直しを含め歳出の抑制等に努めているところでございますが、財政の健全化に向けて更なる歳出の削減を図るためには、職員給与のカットにも踏み込まざるを得ないとの判断から、職員組合へ提案を行ったところでございます。そして、組合の皆さんにも、この厳しい財政状況を理解していただきまして、2パーセントカットを20年の1月から実施、22年3月31日までとすることでの合意が整ったところでございます。

職員の給与カットは必要かとの御質問でございますが、今回、議員の皆様へ御説明いたしました今後の財政計画を見ましても、24年度までは毎年財源不足が生じることが見込まれるところでございます。将来への負担をできるだけ少なくするためにも、特にこの重点期間であります今後5年間でいかに歳出削減を図っていくことが非常に重要なことであると考えております。

人件費につきましては、長期的には職員総数の適正化を図ることで削減が図られていくものと考えておりますが、重点期間内の5年間ではこれによります財政効果はあまり見込めないのが現状でございます。市といたしましては、このような状況の中、職員にも何とか協力をいただきながら、できるだけ早期の財政健全化に取り組んでいくためにも必要であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、職員給与のカットにつきましては、毎年度の財政状況や今後の財政見通しを踏まえながら、職員組合との協議を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

14番（関 誠之君） 私も市の職員でありましたから、財政の厳しさについては認識をしておるつもりでございます。私が申し上げたいのは、06年の当初予算で14億7,000万円財源不足だというふうに新聞報道ではなされておりました。07年には、それが7億4,000万円、そして決算をしてみたら2億数千万円の財源不足になると。そういうことを考えますと、いろんな要因があることは承知をしておりますが、2年間で12億円ぐらいの財政の補てんをしてるわけですから、本当にやる気になったらそういう意味ではできるのではないかとこのように思います。

ですから、私が申し上げたいのは、先ほど申し上げました特別職の問題を含めたいろんな角度から考えて最後の最後で、この生活給である職員の給与の削減というのは考えるべきものだということに思っておりますが、その件について市長の御見解があればお聞かせをいただきたいと思っております。

市長（平田隆義君） 少し時間をいただいて説明させていただきたいと思っておりますが、旧名瀬市のときにも既に公共工事は半分以下に切り詰めて事業を進めております。合併してからも同じように、これからも公共工事は切り込んでいこうと、延ばせるものは延ばしていこうということで取り組んでおるところです。

そういう中で、今回は経常収支比率が100パーセントを超したということは、これは財政的にはやはり異常だと私は思います。国のほうも経常収支比率をやっぱり、理想は80パーセントと言っているから90数パーセントまで切っていくのが正しい方向ではないかなと私もそのように思っております。その経常収支比率を構成する人件費、扶助費、公債費というのがございますが、この公債費は既に借り入れたお金でございますからなかなか難しいわけですが、これが国の指針としては18パーセント以内ということになっているんですが、これ19パーセント、オーバーしているということで、この改善をどう図るか

ということで、これから向こう3年間の間で国の示した、ようやくという気持ちもするんですが5兆円という枠の中で補償のない繰上償還ができるようになりましたから、8億数千万円の繰上償還をして公債比率を抑えていこうということで今取り組んでおるところです。

扶助費についても、今後どうなるかちょっとわかりませんが、基本的には扶助費は国の示された基準内で地域の扶助を必要とする人たちへの配慮は図っていこうということになりますと、当然にそこに関わってくるのが人件費であるということであります。議員から、市長の報酬をもっとカットせよという意見はそれなりに受け止めております。しかし、社会全体から見て市長の給与というのはどうあるべきかということは、やはり重要なことだと思います。午前中も言われたように、しっかりと働く人たちが報われる社会というのは私はそういう点では、やはりそれぞれの審議会で定められた報酬というものの価値というものは認めるべきであろうとこのように思います。そういう中で、市民の理解を得やすいようにということで、既に報酬はカットしてもう数年も経っております。そういった点では御理解を賜りたいとこのように思います。

今後のこの人件費のカットについても、職員にも公務員として地域の活性化をどのようにしていくかという観点に立ったときには、市民の経済も厳しい状況にあるから、市民と共にという感じを持っていただきたいということで、これから新しい奄美市の発展のために志を持ってお互いに頑張っていこうじゃないかということをお願いを申し上げているところでありますので、御理解賜りたいと思います。

14番(関 誠之君) 私は、市長、報酬をカットせよということは申し上げておるわけじゃなくて、制度として特別職の退職金の削減という言葉を使わせていただきました。それが報酬の一部だという市長の考え方であれば、それはそれで結構だと思います。

次に、質問を続けさせていただきます。歳入・歳出の増収策、歳出面で特に削減すべきものはということで通告をしておりますが、その件について若干お答えをいただきたいと思います。

総務部長(福山敏裕君) 財政の立て直しということで、歳入の増収策、歳出面でと2点ございましたので、説明をさせていただきます。先ほどの市長の答弁と若干重なる部分がございますが、御了承お願いしたいと思います。

まず歳入について御説明させていただきます。奄美市の歳入構造は、地方交付税、国庫支出金などの依存財源が約8割を占めております。市税等の自主財源に乏しい状況となっております。自主財源の確保につきましては、これまでも各種施設使用料の見直しなどを含め適正化を図ってきたところでございますが、更なる市民への負担増は、市民経済への影響等を考えますと非常に厳しいものがあると考えております。今後は収納率向上を図るとともに、自主財源の確保との観点から、未利用資産の貸付や売却、また今年度から取り組んでおります有料公告によります歳入の増などをできるだけ図っていくとともに、合併後に新たに発足させた再建保全等管理委員会や各支所に設置されております収納率向上対策委員会などを活用し、庁内の連携を密にしまして滞納処分等の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、今日の厳しい財政状況は、三位一体の改革により、地方交付税の大幅な削減がなされたこともその一員となっております。このことにつきましては、現在、国におきましても地域間の税収格差を是正する目的で、ふるさと納税制度、地方消費税、地方事業税と法人住民税の地方法人2税などの税体系の在り方を含めた議論がなされているところでございますので、このような議論の行方を見据えながら、引き続き本市の実情を訴えていくことも必要であると認識をしております。

それでは、次に歳出につきましてお答え申し上げます。

市の歳出につきましては、おおまかに申し上げまして、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費、普通建設事業などの投資的経費、繰出金や一般行政経費などその他の経費に分けられます。歳出面で特に削減すべきものはとの御質問でございますが、御承知のとおり、奄美市の経済収支比率は先ほど市長が申し上げましたとおり、昨年度決算で100.1パーセントとなっております。100パーセント超過している現状でございます。これは一般的に適正とされています80パーセントを大きく超えており、市税や普通交付税などの経常的な収入で経常的な経費を賄えない状況であるということでございます。したがって、安定的な財政運営を確保するためには、義務的経費をいかに抑制していくかということは避けて通れない問題であると認識しております。

人件費につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、公債費につきましても長期的には一般会計、特別会計合わせまして、起債発行38億円という枠の設定により、公債費負担の抑制を図っていくとともに、今回の補正予算でも計上させていただいておりますが、3年間の特例措置として認められて

おります。公的資金の繰上償還をこれからも最大限実施し、公債費の縮減を図ってまいりたいと考えております。

扶助費につきましては、市民サービスに直結するものでありますので、法令等で定められている事業も多く、削減については厳しい面もございます。引き続き適正な事業実施に努めてまいりたいと思います。

投資的経費につきましては、起債発行38億円の枠内で財政規模に見合った経済効果と公益性の高い事業の実施に努めるとともに、各年度の実施事業につきましては実施計画を基に更に抑制を図りながら投資的経費の縮減に努め、計画的な事業実施を行ってまいりたいと考えております。

その他の経費につきましても、実施計画や集中改革プランなどの長期計画と併せ、補助金等評価委員会などの制度を引き続き活用し、適正化を図ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。

次に、寄付金条例の制定は考えられないかについて御質問させていただきます。

一つの増収策と言いましょうか、寄付金条例は考えられないか。その際は、寄付された財源が市の一般会計の歳入に入るのではなく、例えば市のほうで世界遺産登録基金とか、まちづくり基金とか、いくつかの基金の題目を決めて、その用途についても審査委員会なるものを作って、先ほど午前中、蘇議員が言いましたNPO法人や市民団体等に使っていただくような基金にすれば、市民参画の推進にもなり、地域の活性化も図れるのではないかと考えますが、いかがなものでしょうか。お答えください。

企画部長（塩崎博成君） 寄付金条例の制定についてでございますけれども、現在、全国のどこの地方自治体も厳しい財政運営を強いられており、地域の特性を發揮する政策実現のための財源確保は、喫緊の課題となっております。

そのような中、全国の多くの自治体において、出身者等の持つ当地への思いを、寄付という形に変えて政策に反映させる寄付金条例制定への取組が推進をされております。

奄美群島内におきましても、与論町が先駆的に取組を進めており、さんご再生をはじめとする環境保全や地域振興のためのヨロンマラソン開催経費など、用途を定めた寄付金が多く寄せられているとお伺いをいたしております。

本市におきましても、寄付金条例に向けた調査・研究を進めているところです。制定に向けては、本市を取り巻く行政ニーズに即した在り方が求められてくるものと考えており、例えば世界自然遺産登録に向けた環境保全、子どもたちの教育環境整備、高齢者福祉の充実等、より多くの方々の思いを実現するための事業項目の選定について検討していく必要があるかと存じます。

また、寄付をされた財源を市の歳入に入れずに運用できないかということにつきましては、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないという規定がございます。また、総計予算主義の建前から、歳入歳出予算に計上する必要があるものと考えております。

14番（関 誠之君） よく理解をいたしました。前向きに検討されて、是非、都会にいる郷土出身者を含めて、奄美ファンが奄美のために何かできることがということで一つお払いをいただきたいと思っております。

時間がございませんので、次にまいります。医療福祉の充実についてでございます。

最初に、奄美市社会福祉事業団の将来像についてでありますけれども、今議会で議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定が提案されております。この条例は平成20年から奄美市立養護老人ホームなぎさ園を社団法人大島郡医師会に委嘱するためのものであると思われま。現在、事業団は軽費老人ホーム、母子寮、輪内・金久・平田保育所、そして養護老人ホームなぎさ園等を管理運営していると承知をしております。

そこで、今回、委譲するなぎさ園は、老人居宅介護事業などを取り入れ、平成18年においては繰越金も1億2,000万円余り出ており、順調に運営がなされているものだと思っております。経営的に赤字であるなぎさ園を大島郡医師会に委譲し、今後経営的に懸念が予想される施設だけを残して、職員に15パーセントもの大幅な人件費の削減を提案したということは言語道断と批判されても仕方のないことだと思っております。

理事長、設置責任者である市長は、まず人件費削減ありきでなく、もっと職員や住民の声を聞き、知恵を結集するべきだと考えます。市として、社会福祉の各分野における個別計画を住民の視点から整理し精

査をして、それらを横断的につなげる総合的な福祉計画として地域福祉計画を策定してはいかがでしょうか。

そこで、市長にお伺いをいたします。児童福祉、高齢者福祉等を担う奄美市社会福祉事業団の将来像をどのように描いているのか、お答えください。

福祉事務所長（大井進良君） 事業団の将来像についてのお尋ねでございますが、御質問にありますとおり、現在指定管理を受託しておりますなぎさ園については、平成20年4月1日付けで大島郡医師会が設立する新しい社会福祉法人へ移管する予定でございます。

なぎさ園の移管後は、昨年度移管しました金久・輪内・平田の3保育所が事業団の直営となりまして、軽費老人ホーム「たかもり寮」、母子生活支援施設「ひまわり寮」及び金久児童館の3施設の指定管理を受託し、保育に重点を置いた経営をしていくこととなります。

議員も御承知のとおり、社会福祉事業団におきましては、設立当時の職員採用の際に、年齢層が偏っておりまして、現在は職員の高齢化とともに、人件費の占める割合が非常に高くなっている現状にあります。このことが経営状況硬直化の大きな要因となっております。今後、経営体制の改善を図っていくためには、職員が更なる危機意識を持ち、今以上の経営改革をする必要があると考えております。そのため、事業団のほうでは、今年度中に職員や職員組合とも連携をしまして、仮称ではございますが「奄美市社会福祉事業団再生プロジェクトチーム」の立ち上げや、第三者的に判断できる経営診断等を導入する計画もあるように聞いております。

市としましては、今後も保育事業を核としまして、将来にわたって適切な運営を行っていただけるよう側面から支援してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 詳細については委員会で議論させていただきます。

次に、なぎさ園の移管が平成20年の4月1日ということで、今、答弁があったわけですがけれども、この移管される郡医師会と事業団、設置責任者である奄美市との間に、移管に関して基本合意した趣旨の文書がありますか。市長の意向だけで、奄美市民の財産をいとも簡単に民間に移してよいものでしょうか。

また、なぎさ園に働く職員の勤務労働条件、利用者への説明責任などが置き去りにされてはいないでしょうか。市が示した医師会への移管条件である敷地の有償貸与や医師会において現在の施設を建て替えることについて、具体的な合意が交されていないと聞いております。

また、医師会は、社会福祉法人資格を持っておらず、その取得は移管するにあたって絶対条件であるが、いまだ社会福祉法人を有しておりません。現在、取得の手続き中と伺っておりますが、その手続き中に奄美市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定が必要だと伺っております。であれば、少し手順が違うのではないかと思います。諸問題をきちんと解決し、職員や利用者、市民が納得する方法で移管すべきであり、指定管理者としての委託期間が平成20年8月21日までであり、平成20年4月1日から郡医師会に移管することは拙速ではないかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。時間がございませんので、簡潔に、よろしく願います。

福祉事務所長（大井進良君） なぎさ園の移管の件でいくつか御質問がございましたので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず、大島郡医師会との基本的な合意の問題ですが、平成14年11月に大島郡医師会から施設譲渡の要望書が提出されたことを受けまして、当時、庁内で調整会議、それから幹部会で協議いたしまして、民設民営による老朽施設の建て替え等、民間活力、運営による入所者環境及びサービスの向上、これを図るためには社会福祉事業団では困難であるということで、郡医師会に委ねることが望ましいとの方針決定をし、具体的な移管条件を付けて平成17年8月1日付けで回答しております。大島郡医師会におきましては、平成17年10月の総会で移管条件を含めてなぎさ園経営受託を決定しておりますので、これを基本事項として双方合意しているものでございます。

その際に提出した市からの条件でございますが、大きく分けて三つございまして、一つが土地の貸与条件、二つ目がなぎさ園職員を郡医師会で継続雇用していただく。三つ目が、現在の建物の建て替えは郡医師会が行い、その費用も郡医師会が負担するというものでございました。

次に、なぎさ園職員の勤務労働条件及び利用者への説明の件でございますが、職員につきましては、当初、一旦事業団を退職をしまして医師会で再雇用という条件でございましたけれども、職員の意見を伺いましたところ、大多数が事業団残留を希望しておりました。そこで、医師会と協議をいたしまして、その

結果、事業団の身分を残したまま退職時までなぎさ園へ出向、あるいは派遣するという事で協議が整い、おおむね合意をしております。したがって、職員の勤務労働条件には特段の変更はございません。

利用者に対しましては、事業団の事務局のほうから保護者会でお話をしたところ、喜んでおられるというふうに聞いております。それから、つい最近ではございますが、市からも説明文書を送ってありまして、支障はないものと考えております。

また、土地・建物の件でございますが、建物につきましては、建て替えを大島郡医師会がするという条件で無償譲与とし、土地については有償貸付ということで双方合意しております。

次に、郡医師会の社会福祉法人格の取得でございますが、県との事前協議の中でおおむね了解をいただきまして、現在作業を進めております。順調にまいりましたら、来年の3月には許可が下りる見込みでございます。今回の廃止条例の提案は、市のなぎさ園事業廃止手続きの時期的な問題もありまして、今議会でない間に合わないということで、医師会の手続きと並行して同時に進めているものでございます。

事業団への指定管理期間の件につきましては、中途解約について契約に定めてありますので、市の方針に沿って平成20年3月末日までということで、事業団のほうへはお知らせをしております。以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

14番（関 誠之君） 詳細については委員会でさせていただきます。

最後になりますが、産婦人科医の確保については、先の平田議員のところでもありましたので省略をさせていただきたいと思っております。

これで14番、社会民主党、関 誠之の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。議長（伊東隆吉君） 以上で、社会民主党、関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属クラブ、師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） 奄美市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。初日の一般質問の取を務めます無所属クラブの師玉敏代です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

質問に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。合併後、初の奄美市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様の御理解・御協力をいただき、当選という栄誉を飾ることができましたことに対し、壇上からではあります但改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。初心に立ち返り、市民の皆様の代表として、市政発展のために微力ながら尽くしてまいりたいと決意しております。今後とも御指導・ごべんたつのほどよろしくお願い申し上げます。

では、第4回定例会の開会にあたり、通告いたしましたとおり順次質問いたしますので、当局におかれましては端的な明解な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、深刻化する少子化対策の一環として、仕事と子育ての両立支援、地域での安全安心な毎日を保障する学童保育放課後児童健全育成事業の必要性が進み、さらにニーズに即した充実した施策が各自治体を主体として、ほとんどが実施しております。

奄美市においては、昨年の6月定例会においても、私自身質問いたしました事案でもありますが、学童保育についてですが、その答弁の内容に名瀬地区7か所のうち1か所を除いて、笠利地区の2か所の学童保育については、保護者による自主運営を基本としております。その理由は、現在の奄美市の財政状況では単独事業として施設の整備や運営費を助成することは困難である。県当局との協議によりまして、支援体制の拡大を図っていかねばならないと考えていると御答弁いただきましたが、その後、文部科学省と厚生労働省は19年度から全国すべての公立小学校の放課後も児童を預かることを決めました。子どもが安心して遊べる居場所づくりや子育ての負担軽減による少子化対策につながるのが目的で、本腰を入れております。これまで実施されていなかったすべての地域に学童保育を広げる意味合いがあると思っております。奄美市としても、減らない保護者の経済的負担、高まるニーズに進まぬ環境整備、仕事も子育ても安心できる環境づくりは既に待たなしの時期に来ていると思っております。今後、子育て支援の一環として、どのような対策・対応をお考えかお示しいただきたいと思っております。次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（大井進良君） 御質問の件につきましては、議員がおっしゃっておられますとおり、平成19年度から「放課後子どもプラン」として、放課後に子どもが安全で安心して健やかに活動できる場所の確保を図るのを目的に、文部科学省では放課後子ども教室推進事業、厚生労働省のほうでは放課後児童健全育成事業として事業の推進を決めております。

現在、本市には、放課後児童クラブの活動がありますが、御存知のとおり、保護者による自主運営で費用もそれぞれのクラブで会費等を決定し、学校の余裕教室等を利用して運営をしております。5月の調査時点では、231名の児童が利用している状況でございます。

今年度から始まりました放課後子どもプランにつきましては、教育委員会と連携して一体となって進めることになっておりますので、これまでの放課後児童クラブとの調整を含めまして、教育委員会側と十分に協議を進めながら検討してまいりたいと存じます。

1番（師玉敏代君） 県当局ですね、教育委員会なりと文部科学省、厚生労働省という一本化した取組なんですけども、この事業が実施されるとして、これは施設整備、また保護者負担という運営費等にも助成が出るのかどうか、お伺いいたします。

福祉事務所長（大井進良君） これの補助対象でございますが、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の中では、施設整備は環境整備として設置促進事業、これが700万円、環境改善事業これが100万円、障害児受入事業100万円ということで対象になっております。運営費につきましては、飲食物等を除きまして、開設日数250日以上で児童数に応じまして99万円から320万4,000円の運営に必要な経費が補助されることになっております。

文部科学省の放課後子ども教室推進事業でございますが、施設整備は対象となっております。運営費は飲食物を除き、運営に必要な経費が対象となっております。費用は128万8,000円だというふうに伺っております。

1番（師玉敏代君） これは、利用料とか開設時間というのは各学童クラブによって違うと思うんですけれども、このへんで、これは市町村ごとに異なると思いますが、これを実施した場合、先ほど言ったのは全児童を対象とするということで、利用料が無料になるという見通しはあるんですか。

福祉事務所長（大井進良君） これについては、国と県と市で3分の1ずつということになっておりますが、利用料の件については現在まだちょっと承知しておりません。

1番（師玉敏代君） 先ほどの御答弁で、教育委員会と今後協議していくということは、前向きにこの学童クラブに対して検討して実施していくということでよろしいんでしょうか。

福祉事務所長（大井進良君） これについては、空き教室の状況であるとか市の財政状況もございまして、教育委員会のほうと十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

1番（師玉敏代君） 先月の27日に、無所属クラブほか2名、公明党さんと御一緒に学習会という形で当局を交えて1時間ほど勉強会をいたして、その後に名瀬幼稚園、名瀬小、朝日小、小宿小と現場を実際に視察してきました。その中で、当局のほうで御一緒に同行された学校教育関係だと思っておりますが、その名瀬小、朝日小、そして小宿小の学童クラブの実態を目の当たりにして、どのようにお考えになったか。見解、お考えをお示しいただきたいと思っております。

教育部長（重田茂之君） 私のほうはその夜ちょっと用がありまして、現場のほうは行っておりませんが、総務課長から、朝日小のほうは非常に教室が狭くて、子どもたちがたくさん一つのスペースに入っていて大変だと。空き教室があれば、また一つ校長と相談をしなければならないんじゃないかなということはお聞きをしております。この件についてはまた校長とも相談をしたいと思っております。

1番（師玉敏代君） 先ほどからやはり深刻化する少子化ということで、子育て支援、これは確かに若者が働く場所、そして子どもたちが安心して、子どもが安全で親が安心して働ける環境づくりという意味では、奄美市においてはこういう子育て支援というのがはっきりと具体的に見えてきていないと思っておりますね。

国は、どんどんこのような施策をしているんですよ。県もサポートしているじゃないですか。市のほうが年度当初予算編成するにあたっては、各部署でヒアリングがあると思いますけれども、こういったいろんな国の施策を打ち出されたときに、当局は県とのそういった協議、ヒアリング等というのがあるわけでしょうか。ちょっとお伺いします。

福祉事務所長（大井進良君） この事業につきましては、教育委員会と文部科学省と厚生労働省が一体となって連携をして進めるということでございますけれども、基本的には教育委員会のほうが中心となって、学校の施設を使うわけですから進めていくということで、今まだ検討している段階でございます。

教育部長（重田茂之君） この件につきましては、県下17市におけるこの事業の導入状況、1市だけで今実施をしておりますが、いろいろとこれから調整をしていく環境整備と申しまししょうか、が整わなければなかなか実施に踏み切れないというそういった要素がございまして、各市ちゅうちょしているという状況でございます。私どものほうでも、昨年10月にこの希望調査をいたしましたら、二つの小学校から希望がありましたけど、3年間の事業ということであとの国からの補助金を含めての継続が見込めないということもありまして、軽々にこの事業に取り組みますとあとのまた市の財政負担とかそういったこと等もありまして、県下各市なかなかこの事業に取り組みめないというのが今のところの実態でございますが、この件については必要なことでございますので、また福祉とも連携を取りながら検討をしてまいりたいとこのように思います。

1番（師玉敏代君） 先ほど、先日、学校の実態を目の当たりにしまして、名瀬小にいたしましても元家庭科教室だったんでしょか、そのものすごい机が並べられて、その隙間を子どもたちが跳ね回っているという状態で、学校から「ただいま」と帰ってきて、また子どもたちは座ることもできない、そしておとなしく宿題もしたい。いろいろな子どもたちのそういう環境を考えたときに、名瀬小の場合も家庭科教室・理科実験室のような所をそのまま借りているという状況、押し込んでいるという状況です。子どもたちは、1年生から3年生というとまだまだ親にとっては不安な材料で、学校の敷地内にそういった設備があるということと、一番のこの問題は自主運営に任せているということで、私の調べた中では、全国の約7割が自治体が、市町村が主体的にやっております。しかし今回のこの奄美市においては、1か所を除いてほとんど自主運営という所が私はこういう落とし穴じゃないかと。もし行政が主体でやっていたら、こういった父兄のニーズ・要望もしっかりと聞けると思いますので、名瀬小に関しましてはその指導者がその学童クラブの移転先を迫られていると。その後どうなるんだろうかという、私に質問を投げかけたんですけど、そういった場合、どういうふうに対処されるんでしょうか、名瀬小の場合ですね。移転先を迫られているということをお伺いしました。

教育部長（重田茂之君） 今、名瀬小につきましては、具体的なお話をまだ私どもの段階には届いておりませんので、実態を調査してできるだけ学校の中で対応できるように校長とも相談を申し上げたいと思います。

1番（師玉敏代君） 是非ですね、私たちが見た所は3か所です。7か所ですので、笠利が2か所、名瀬が5か所ということですが、それぞれに環境整備というのは格差がありまして、やはりここはいい、あちらは悪いというものでなく、同じ学校敷地内にあるという条件はいいと思います。学校の教室が古くても子どもたちがゆったりと、特に朝日小など、前回、私申し上げましたけども、60名ほどの子どもたちが一教室で、もう所狭しと暴れておりました。あの状況だと、本当に家に帰るまでには宿題もできないでしょうし、疲れる状況になります。あまりにも学童クラブの実態がきちんと整備されていないというので、私は今回当局にも同行していただいて、3か所でしたけど目の当たりにしていただきました。是非、朝日小も一教室で60名、名瀬小も40名ほど生徒さんがおりましたので、是非せめて子どもたちのスペース、そのへんのことを是非今後考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

教育部長（重田茂之君） 教育委員会としましては、それぞれの学校長と協議をして、子どもたちが安心・安全で放課後が学校の敷地内で過ごせるように協議をしてまいりたいと思います。

1番（師玉敏代君） この子育て支援につきましては、次の質問の中の認可保育所待機児童の解消にも関

わってきますけど、こういった学童クラブ、これを子育てを支援するという窓口などを設置するお考えは当局にはないか。その1点までお聞かせいただけますか。

企画部長（塩崎博成君） 子育て支援相談室の設置についての御質問でございますけれども、男女共同参画社会の実現や少子化対策の一環から、子育て家庭等に対する支援対策は重要な施策と認識をいたしております。このようなことから、次世代育成支援行動計画（こどもプラン21）に掲げておりますように、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援制度として、本市が運営費等を負担して奄美市子育て支援センターを港町児童センター内に設けているほか、金久児童館でも対応をいたしております。

また、奄美市社会福祉協議会内に設置をされておりますボランティアセンターでは、月1回ではあります。子育てサロン「ていだっこ」を開催をしております。毎回20組前後の利用があるようでございます。

そのようなことから、奄美市子育て支援センター等の利用の促進に御協力をまずは賜りますようお願いをいたしたいと思います。

1番（師玉敏代君） 支援センターの設置をされているということで、これを知らない母子、婦人、いろいろな相談があると思いますけど、これを周知徹底させるという意味でも、やはり広報活動、広報のほうでもしっかりとわかるように、やっぱりこういう子育てで悩んでいるお母さんの窓口がありますよということで、これはしっかりと周知徹底していただきたいと思います。

次に、常日頃よりお母さんたちの子育てに関する相談が多い中、認可保育所に申し込んでいるがなかなか入れないという苦情が私の所に大変来ております。この件につきましても、今年度3月定例会において質問いたしました。この待機児童解消については、厚生労働省の保育園への円滑化に関する指針の下、年度当初においてはおおむね認可定員15パーセントの範囲内で増、年度の途中においてはおおむね認可定員の25パーセント範囲内の増で保育を実施しても差し支えないということになっていることから、定員の弾力化を図っていくにも関わらず、待機児童が解消しない。その方策、対策をどう考えているのか、今後どうされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 現在、本市では認可保育所が13か所ございます。定員は1,005人となっております。

入所状況でございますが、10月1日現在、1,058名が入所しております。名瀬地区の7保育所全部、それから笠利地区の赤木名保育所については定員をオーバーしております。それ以外の笠利地区の5保育所はまだ余裕がある状況でございます。

待機児童の解消でございますが、受入児童の年齢により保育所の数が違う、それから保育スペースの問題などいろんな問題がありまして、各保育所の運営母体と十分に連絡調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 今年度の2月の調査では、5か所の50名が待機児童でした。一番多いのが輪内保育所でした。現在の待機児童は何名、各保育所においてどれほどオーバーされているのか、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 現在、待機児童につきましては11月1日現在ですが29名となっております。保育所ごとの待機児童でございますが、小浜保育所が7名、輪内保育所が7名、金久保育所4名、春日保育所が11名という状況となっております。

1番（師玉敏代君） これは、当初、入所ということは4月ですよね。2月最初、保育所の入所開始はですね。その時点での待機というのは、いくらなんですか。これ中途で今現在、約29名ですか。

福祉事務所長（大井進良君） 今申し上げた数字は11月1日現在でございますが、毎年、年度当初での待機児童は発生をしております。途中から申込みをした方々について待機が発生をしているということで、それが今現在29名ということになっております。

1番（師玉敏代君） 私の中でももっと待機児童がいるという感がありましたので、ここで質問しました

けども、とにかく弾力性を持つということで各保育所、上半期・下半期と弾力性を持って約150パーセント以内入所している中でのこの29名の待機であるということですね。

福祉事務所長（大井進良君） 入所状況でございますが、小浜のほうが定員150名に対して160名の入所でございますので、108パーセント、現在ですね。輪内のほうが118パーセント、金久が120パーセント、平田のほうが133パーセント、春日が125パーセントということになっております。この5か所でそれぞれ待機児童の方がいらっしゃるということでございます。

1番（師玉敏代君） この待機されている児童の中で、一番長く待機されている方でどれだけ待っていらっしゃるんでしょうか。一番長い方で。

福祉事務所長（大井進良君） 5月からという方がいらっしゃる聞いております。

1番（師玉敏代君） おおむね1年間で大体その解消はできているということですね。それは前回は質問しましたけれども、公平性を保つということで、ポイント制でやっているということですね。あくまでも就労をしていなければ、この申込みはできないんですか、今も。ちょっとお聞きします。

福祉事務所長（大井進良君） 母親の就労が基本的なポイントでありまして、就労予定という方がその中で9名ぐらいいらっしゃるというふうには聞いております。ただ、今の待機状況は申し上げたとおりですけれども、来年の4月になりますとこの方々もすべて入所ができるというふうに理解をしております。

1番（師玉敏代君） 昨年ですかね、塩浜保育所が廃止をされて、そのしわ寄せがここにきているのかなと私自身思ったものですから、少子化対策と言いながら受皿を狭くしていくのはいかがなものかなと思って、今回この質問をしました。約1年間でこの待機児童が解消できるように、やはりですね、すべて保育所は先ほども事業団なり法人化、民営化という形で1か所を除いてはほとんど任せているわけですよね、経営を。それで放置しないで、やはりそれだけの待機児童がいるということでやはり当局としてもスペースの問題、それで済むものはやっぱり県当局と話し合うなり、受入体制というのを、受皿を広くしていただいて積極的に少子化対策に取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における児童扶養手当の一部支給停止、最大限半分まで減らす措置は、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の激変を一定期間内で緩和し自立を促進するという趣旨から、就業支援施策等の強化を図ることと併せて設けられ、平成20年4月からの実施が予定されていたが、先月の16日の朝日新聞によると、児童扶養手当削減、公明党が完全凍結案と掲載。その内容は、「15日支給削減の対象者を、健康なのに就労せず働く意欲のない母親に限定する方針を固めました。こうした母親は極めて少ないと見られ、事実上の完全凍結に近い内容だ。自民党と最終調整し与党案を決める」と書いてありました。是非実現してほしいと思います。2003年に母子家庭の自立支援対策については、就業支援に関する特別措置法が成立。子育てや生活就業の支援等、各施策が打ち出されているが、奄美市としてどのような具体策を取っているのかお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 低所得の母子家庭に支給される児童扶養手当の一部削減ということで、平成14年に法改正がされまして、平成15年から施行されておりますが、離婚後の生活の激変を緩和して自立を支援するためということで、受給開始から5年後に手当の一部削減を行うということになっておりました。その実施が平成20年4月に迫ってまいりまして、その削減率につきましても平成20年4月までに決められるものとなっております。しかしながら、現在、政府の児童扶養手当に関するプロジェクトチームにおいて、手当の一部削減の凍結ということで検討を行っておりまして、現在削減の凍結がほぼ確実な状況であります。したがって、児童扶養手当につきましても来年度以降も引き続き削減が行われずに支給されるものと考えております。

当市における就業支援、それから自立支援の件でございますが、当市ではハローワーク、それから市役所内での求人等について、関係機関と連携を取りながら対象者に対しては照会を行っているところでございますが、何分求職数が少ないために大変苦慮しているところでございます。

1番（師玉敏代君） 当局も申し上げましたとおり、来年の4月も児童扶養手当は引き続き支給するとい

うことで決まりました。

それですね、国としてもやはりそういうのに依存ばかりしてはいけないと。将来にわたって自立の道を模索というか探ってほしいということで、こういう自立支援ということで大島支庁にも前は母子相談員という方が一人おりましたけども、今は自立支援委員という方が3名待機されているんです。そういうことを考えて、国も県も母子家庭の皆さんに一つの自立の道、就労支援としていろいろ施策を打ち出されています。その中で、先ほども事務所長がおっしゃいましたけども、ハローワーク等ですね、つまりこれは雇用保険に入っている方が対象になるわけですよ。要するにハローワーク、職業安定所との連携を取っているということですね。私が言いたいのは、ハローワークでもいろいろ講座があるんですね。例えばホームヘルパー2級なり、またいろいろな講座があります、パソコンの。そういった講座を受けられるにも、母子家庭といってもほとんどが日給月給、パートという形で就職し、子どもを一生懸命育てているわけですけども、実際に就職はできても何時間の勤務で大変生活も厳しい状況に追いやられています。そういった中で、自立支援就労支援ということで国もですね、就労支援、自立支援の一環として看護師、介護福祉士、保育士などの資格は母子家庭の母の就職の促進に効果が高いことから、取得の促進が求められている。

その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定の期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手であり、その収入が途絶えると生活が維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講それ自体が難しい状況にある。こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15年度から修業期間の最後の3分の1の期間、上限12か月の高等技術訓練促進費を支給する。奄美市において、その養成機関に奄美看護福祉専門学校があります。未実施の奄美市において、是非、高等技能訓練促進事業を実施していただきたい。また、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講、修了した場合に、その経費の40パーセント、上限20万円を支給する自立支援教育訓練給付金事業が実施されているところです。

奄美市においては、未実施だと思えますけど、そのへんいかがですか。

福祉事務所長（大井進良君） ただいまの御質問の自立支援教育訓練給付事業、それから高等技能訓練促進事業というのは、この児童扶養手当の削減と同時に作られておまして、母子家庭の自立支援対策ということになっておりますが、県内のほうでもいくつかの市がこれを実施しているようでございます。先ほど師玉議員からお話がありましたように、20万円を限度としましてそういう講座を受けたりする時に助成をしますよと。例えば30万円講座の費用がかかりましたら、それについて20万円国のほうから助成をしますと。窓口は市町村ですと。それについて、国のほうからは4分の3の補助をいたしまして、4分の1は市で負担をしてくださいと。そういう事業になっております。ほかのやっている、実施している地区の状況をお伺いしましたんですけども、今、削減がされない状況でこれをスタートをした。そうしますと、児童扶養手当の支給はしなければならない、そういう訓練費用の助成はしなければならないということで、二重に負担が増えているということを聞いております。削減が見送られたことによって、大変財政的に苦慮しているという状況のようでございます。

我々としては、その削減の状況もですけれども、そういう国の動向というものを注視しながら、児童扶養手当の削減がもし行われるようであれば、この事業についても積極的に取り組むような検討をしなければならないものと考えております。

1番（師玉敏代君） 私はこの中で鹿屋市・枕崎市・出水市・大口市・指宿市、鹿児島県でこの事業を実施している所がほとんどなんですね。大島郡区でも、隣接する町村もこれを実施していると聞きました。喜界から母子家庭のお母さんが奄美に看護専門福祉学校がありますので、この機関を利用しようとしてここにやってきたんですね。そして奄美市が実施していないことを知り、もう大変がっかりしておりました。喜界町もやっているんですね。郡区ほとんど。やはり、こういったことを考えたときに、こういう養成機関があり、そういった対象のこういう事業が給付が受けられて、その間、2年間、3年間、保育士なり養成期間を要しますが、その3年のうちの2年間は自力で頑張って、最後の1年間は助成しましょう、給付しましょうという事業と聞いております。その2年間は、母子福祉の制度も活用しながら無利子の貸付制度もあります。それを利用しながら、手に技術を付ける。そういった意味で自立の道のためのこういった自立支援の事業だと思います。是非、これは先ほどの児童扶養手当の一部支給の凍結、その後考えるということでもありますけども、やはり隣接する町村、やはりこういう養成機関もあることですので、そんな

に対象者もいないと思います。やっぱりそのへんも今後調査して、やはりこういった施策も前向きに検討していただきたいと思いますが。

福祉事務所長（大井進良君） 確かに必要な事業であるんじゃないかと思いますが、現在実施をしている各市町村の実態を調べまして、財政のほうとも検討しながら進めてみたいというふうに思います。

1番（師玉敏代君） いろんな政策も何か聞いていると消極的で、やはりすべてが財政だと思います。やはり財政が厳しいから、こういうことも県から国からの事業も市町村で単独で、言葉は悪いですけども蹴っているような気がします。その財政の関係もやはり予算配分して、やっぱりメリハリを付けながら負担だけを強いられるのではなく、こういった本当に必要とする人に手が差し述べられるようなサービスも今後積極的に奄美市のカラーとして取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。役勝・西仲間、2地区の簡易水道事業について質問いたします。

この水道事業については、昨年、役勝地区の水が濁っていることと、学校の生徒さんが水筒を持ってきて、持参をして学校に登校しているというそういうことを考慮して、平田市長が、「それではいけない。即この事業は導入しなければいけない」ということでこの事業に踏み切ったと思います。

この水道事業につきましては、住用小中学校の水質に、つまりカルキ、塩素の基準値が少なく、ちょっと病原菌の問題があり、子どもたちが水筒持参で登校しているという現状をかんがみ、この事業の導入に至ったと思いますが、役勝地区を除いて住用町の全域が、今、緩速ろ過方式による水道を利用しております。急速ろ過方式の必要性があるのか。また、緩速ろ過方式をどうとらえているのか、お伺いいたします。建設部長（平 豊和君） 後段の答弁に関連いたしますので、初めに現在までの事業の取組について、その経過を簡単に御説明をいたします。

本年6月1日と5日に、西仲間地区と役勝地区のそれぞれの公民館において事業説明会を行い、地域住民から早急な事業着工の要望を受けております。このことを踏まえまして、住用地区簡易水道事業計画の事前評価について、3回にわたり水道事業運営調査会で審議を行った結果、事業の妥当性について答申をいただいたところであります。今後19年度内に事業認可を申請し、20年度から24年度までの5年間で実施する予定でございます。

今回の計画では、計画給水量の確保ができる水源であること。維持管理が容易な箇所であること。安定的な水量・水圧が供給できる高さであることなどを考慮して、浄水場の予定地を選定しております。水源は、これまでの石屋川水源を使用することとし、浄水場施設は住用支所から旧国道の三太郎峠へ1.2キロ上がった位置に浄水場を建設し、自然流下で役勝地区まで給水する計画であります。

急速ろ過方式の必要性、緩速ろ過方式の違いについての御質問でございますが、急速ろ過方式は緩速ろ過方式と比べて比較的狭い立地条件で施設設置が可能であること。ろ過速度が早いこと。原水濁度が10度以上でも対応できること等のメリットがある一方、機械器具が複雑多岐にわたること、薬品費や動力費などの維持管理費が高くつくこと等のデメリットがございます。

役勝・西仲間を統合するこの簡易水道は、急速ろ過方式を採用することとしております。その理由でございますが、一般的には小規模で原水の水質が安定しておれば、緩速ろ過方式が望ましいとされております。原水の水質が安定しているというのは、原水濁度が10度以下であるということでありまして。今回の役勝・西仲間簡易水道事業については、その規模においてもこれまでより大きく、また水質においては比較的水質が良好であります石屋川水源であります。梅雨時や台風などの大雨時には、原水濁度が数十度に及ぶという観測結果が出ております。これらのことが急速ろ過方式を採用する大きな要因でありまして、その他、浄水場予定地の立地条件などを考慮しまして、急速ろ過を採用することにいたしております。

1番（師玉敏代君） 私自身、東城校区の水源地、今、モダマが群生している所の上のほうまで東城校区の水源地、更には西仲間の石屋川上流まで見てまいりました。そして、現在の役勝地区の急速ろ過方式でされている水源地と言いますか、あそこのほうも現場を見てまいりました。私の中では、この急速ろ過方式というのがちょっと聞き慣れないというか、住用においては、水がおいしい。そして、どこよりも水源が豊かな所であり、名瀬のように人口が多くて貯水量が必要とする所は確かに急速ろ過方式をして、一瞬にしてその濁りを取り、その備えをしなければならいけれども、住用の役勝と西仲間では500名ほどの人口でこれだけの急速ろ過方式という設備が必要なのか。そのへんを考えましたから、質問いたしました。

それでは、現在、役勝地区も今20年前からこの地区だけ、あと市・山間・西仲間・石原・見里・和

瀬・城・東仲間・川内，全部緩速ろ過方式です。それが役勝地区のみ，やはり20年前から昭和60年の3月に完成しておりますけれども，その前から急速ろ過方式を使用しているわけですね。それでありながら，その安心で安全な飲料水が得られなかった。他は問題ないんですよ。急速ろ過方式を使いながら，今の水に問題があるという役勝地区の学校なり生徒さんが，そこに問題があるということに私はちょっと疑問を感じましたので，その原因が何か。また，今後このろ過方式でこの事業を進めるとして，この安全性が保証されるのか。そのへんをお聞きしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 現在，住用地区には5か所の簡易水道施設がありますが，委員が先ほどおっしゃいましたように，役勝地区を除いてすべて緩速ろ過方式を採用しております。役勝地区については，原水水質，維持管理面，立地条件等を考慮した結果，急速ろ過方式を採用しております。

同地区は，上役勝，中役勝，下役勝の3集落が給水区域で，給水開始後20年が経過しており，施設の老朽化で日常の維持管理が困難な状況でございます。機器等の老朽化に伴い，故障が多発し，これまで修繕や改良を行ってまいりましたが，現在でも浄水場内でのトラブルが多く，安定した給水に支障を来しております。また，配水管の延長が4.6キロメートルと長いため，管末の給水域では安定した水質の確保が課題となっております。今後，簡易水道再編推進事業の導入により，これらの課題の解決を図るとともに，安心して安全な飲料水の供給に努めてまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） その原因は，役勝地区の水量の問題，そして水圧，そして先ほどおっしゃいましたように配水管の距離が4.6キロ。ということは，末端まで水が行かない。つまり，そこで濁るということですかね。結局その間，確かに役勝地区は学校との間，人家がないですね。その間，水を利用する人がいないということで，その辺でそういった問題が起きるのか。そのへんの対策はどのようにされるんですか。

建設部長（平 豊和君） この水質の問題であります，濁りもそうありますけれども，その水質の残留塩素の問題がありまして，住用中学校まで役勝の浄水場から距離が離れているということで，いわゆるその途中の段階で距離が長いとどうしても残留塩素が途中で消費されてしまいまして，住用中学校の末端においては残留塩素が基準よりも下回るということの現象が起こっております。水が濁るということにつきましては，住用の浄水場，役勝につきましては頻りにこれまで維持管理の面で先ほども答弁しましたが，修理その他のことで浄水場の機能が維持されないという状況が出てまいりました。今後，この簡易水道推進事業を導入することによって，管も幹線につきましてはすべて布設替えをいたします。施設面で充実したことができると思っております。そういった意味で改善されるというふうに思っております。

1番（師玉敏代君） 緩速ろ過という今までのろ過方式，山自体が水をろ過します。その間の草木がろ過をしてくれます。そういった面で，水道法では塩素の投入が義務付けられていますけど，それは少量で済むと思います。この急速ろ過方式においては，ポリ塩化アルミニウムですかね，凝集剤，これを投入するわけですね。こういったものが名瀬地区の皆さんは馴染んでいらっしゃると思いますけど，住用の皆さん，特に西仲間，今まで急速ろ過方式だった役勝地区はいいという問題ではないんですけど，やはり西仲間地区においては今まで緩速ろ過方式で自然水を飲んでいたわけですから，このへんの急速ろ過方式に対するこのへんの説明なりはなかったんですかね，住民説明会で。つまり住民の理解はいただけたんですか。そこまでお願いします。

建設部長（平 豊和君） 説明会の中では，そのあたりのことについても説明をして理解をいただいているというふうに思っております。

1番（師玉敏代君） 西仲間のほうも先ほど聞きましたら，緩速ろ過方式のほうも老朽化していると。今回5年をかけて，5億円をかけて配水管から施設整備，諸々全部5年をかけてやるわけですが，私たちの考えでは，やはり今まで使わなかった薬品を使う。そして，確かにメリットもあります，速度がある。一瞬にして濁りを取る。断水がない。それを考えますけど，やはりこれが将来的に住民の皆さんの負担増につながらないのか。

また，もう一つ，今，役勝と西仲間地区を急速ろ過方式という形を取りましたけど，今後，緩速ろ過方式にもし老朽化が見られたときにも，このような簡易水道を，2地区の簡易水道を急速ろ過方式を用いる

ということはないですよ。お聞きします。

建設部長（平 豊和君） この役勝と西仲間を統合する、いわゆるつなぐということがこの事業の採択条件でありまして、今回、このことによって我々は急速ろ過方式ということを選択をしているわけでございます。先ほども申し上げましたように、この事業を導入しますと、新しく施設が整備されて安定した水の供給ができるわけですが、一旦急速ろ過方式を採用するとなりますと施設が違ってまいりますので、緩速ろ過方式に変えるということは難しいものと思っております。

1番（師玉敏代君） 私が水に大変こだわりますのは、先ほども言いましたように今は私たちはペットボトルで水も買います。おいしい水というのをすごく求めております。なぜなら健康にいいからです。やはり住用という、水が豊かで水源が豊富で、そしてこれからこの水がこれからの大きな産業の育成にもなるかもしれないということも考えております。世界自然遺産登録という一つのこれから推進していきますけど、やはり緩速ろ過で水を皆さんが飲料水として使用しているというそのイメージも大事です。やはり今あるものをおいしくいただけるという意味では、私はこの水ができるだけ自然水で飲めたらということで、こういう質問をしました。やはり一番健康に害がないか、そのへんが一番ありましたけども、やはりこのへんもしっかりと当局のほうもこのへんは、住民のほうも急速ろ過式と緩速ろ過とか意味はわからないと思います。私も最近わかりました。だから、このへんをしっかり、わからないところをしっかり説明して住民の声を引き上げないと、あとで問題になると思いますので、20年前の急速ろ過方式がまた今回造られるわけですけど、これが禍根を残さないような事業であることを祈りまして、次の質問に移ります。

今月の13日、住用町の市集落と青久集落、瀬戸内町嘉徳集落を結ぶ林道で、国の特別天然記念物アマミノクロウサギの死体が11体発見されました。これほど多くの死体が一度に見つかったことは過去に例がないこと。死体の状態に差があり、あらゆる可能性が想定されること。また、今後、このような事態が起こらないようどのような保護・予防策を考えているのか、お聞きしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 議員御案内のとおり、先月の12日朝ですがアマミノクロウサギの死骸11体が発見されました。解剖の結果は、犬の咬傷であるという事実が明らかにされるなど、過去に例がない今回の大量死は多くの方々に衝撃を与えました。ショッキングな出来事であったと思います。

教育委員会といたしましては、今回の事案発生後、文化財行政を主管する立場から、市の窓口として関係機関と連絡調整に取り組んできたところであります。

今後の保護・予防策でございますが、まず野犬対策を早急に講じていかなければならないと考えております。今回、犬による噛み傷が致命傷になったという解剖結果から、野犬等による捕食被害をなくすることが急務であり、山林等における野犬等の目撃情報を高い密度で収集するとともに、野犬捕獲を実施しております名瀬保健所と連携を図りながら取り組んでおります。

次に、ペットや猟犬の管理に関わる現行法の罰則規定の周知、それに飼い主のモラル向上のための啓発活動も機会あるごとに進めていかなければならないと思っております。

希少野生動物保護につきましては、文化財保護行政の文化庁、環境保護行政の環境庁、森林保護の林野庁といった三つの立場から関係法令が整備されております。市役所で申し上げますと、天然記念物は教育委員会、希少野生動植物は環境対策課、鳥獣は農林振興課というように法体系によって担当する課が違ってまいります。このようなことから、アマミノクロウサギを含む希少な野生生物の保護のため、対応窓口をわかりやすく個々の事案に対しても柔軟かつ迅速な対応が発揮できるような組織の連携体制を構築してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いしたいと思います。

1番（師玉敏代君） 解剖の結果、11の死体すべて犬の咬傷だったのでしょうか。

教育長（徳永昭雄君） そのとおりであります。

1番（師玉敏代君） 私自身、クロウサギを見たこともありませんし、その領域に入ることは今まで考えたこともないです。やはりアマミノクロウサギの11体が発見されたということは、過去に例がないという大変な危険というか絶滅の危ぐを感じます。先ほども自然というのはやはりつながっております、山と海がつながっているように、やはり自然の営みの中でこのようなクロウサギが日頃は私たちの目の届かない所で生活しているわけですね。でも、このクロウサギがこのような野良犬、野犬に噛み殺されるとい

う事態が今起きたということは、大変このことに対しては慎重に考えなければクロウサギの絶滅という危
ぐも解消できないと思います。

このへんの保護施設という、絶滅の危機に対して保護施設の必要ということも言われておりますが、そ
のへんはどのようにお考えですか。

教育長（徳永昭雄君） 天然記念物に関しての保護施設というのは、法律上考えられないことだと思いま
す。自然の中で生息しているという状況が一番いい状況だという立場でございます。

1番（師玉敏代君） クロウサギに関してもこれからあらゆる機関との連携を取って、是非今後、保護、
予防策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、東城地区の水源地確認と先日NHKのテレビ報道で住用町のモダマが紹介されていたことから、
現地に足を伸ばしました。東仲間集落の入口から200メートルほどの入口のモダマの郡生地があります。
その辺のガードレールが陥没しております。道路も崩れております。その辺の整備について、早急に整備
できないか、お答えお願いいたします。

建設部長（平 豊和君） 御指摘のモダマ自生地周辺は、一部路肩の沈下やガードレールの破損箇所もあ
り、足元の安全を危くしているところであります。今後、市といたしましては、観光地としても注目され
つつある道路でありますので、景観にも配慮したガードレールの整備に積極的に取り組んでまいりたいと
考えております。

1番（師玉敏代君） よろしく申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 以上で、無所属クラブ、師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

12月4日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	蘇 嘉 瑞 人 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	奈 良 博 光 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	朝 山 毅 君
副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君	教 育 長	德 永 昭 雄 君
住 用 町 長	森 米 勝 君	笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君
地 域 自 治 区 長		地 域 自 治 区 長	
総 務 部 長	福 山 敏 裕 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
企 画 調 整 課 長	瀬 木 孝 弘 君	市 民 福 祉 部 長	伊 東 鉄 郎 君
国 民 健 康 保 険 課 長	福 山 治 君	介 護 保 険 課 長	重 野 照 明 君
健 康 増 進 課 長	大 迫 博 史 君	保 険 福 祉 課 長	満 田 英 和 君
市 民 課 長 (笠 利)	朝 郁 夫 君	福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君
産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 林 振 興 課 長	小 浜 忠 弘 君	農 林 振 興 課 参 事	新 留 健 一 君
農 林 振 興 課 参 事	熊 本 三 夫 君	産 業 振 興 課 長	吉 卓 男 君
建 設 部 長	平 豊 和 君	都 市 整 備 課 長	田 中 晃 晶 君
会 計 管 理 者	田 畑 米 利 君	教 育 部 長	重 田 茂 之 君
学 校 教 育 課 長	折 田 浩 仁 君	地 域 教 育 課 長	松 下 啓 徳 君
地 域 教 育 課 長	福 和 久 君	(住 用)	
(笠 利)		選 挙 管 理 委 員 会	久 保 忠 義 君
水 道 課 長	岡 優 雄 君	委 員 長	

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 田 秀 樹 君	次 長 兼 調 査 係 長	山 崎 實 忠 君
		事 務 取 扱	
主 幹 兼 議 事 係 長	上 原 公 也 君	議 事 係 主 査	森 尚 宣 君
議 事 係 主 事	重 田 俊 彦 君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。市民クラブの奥 輝人です。一般質問の二日目、最初に質問を行います。まず質問に入ります前に、少々時間をいただきたいと思っております。

10月28日に執行されました奄美市議会議員選挙において、市民の皆さんの絶大なる御支援と御協力によりまして、また当選することができました。選挙期間中は、市民の皆さんに大変お世話になり、ありがとうございました。また、この場を借りて御礼を申し上げます。そういった意味で、またこの議場に帰ってくることができ、そしてまた一般質問も登壇することができましたことを私自身、喜びに堪えません。これからも向こう4年間ありますけど、一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

さて、今年も残すところもう少々となりました。奄美市におかれましても、合併してからいいまちづくりを進めていくという方向のもとで今年度がスタートしましたけれど、第二の夕張市騒動やまた議会の中では改革騒動、更には県からの指導で公共工事の見直しを迫られるような検討会の設置などがありました。動揺する年であったのかなという思いであります。また、財政の危機的状況が連動した結果がそういうふうになったのではないかなとも考えています。

また、明るい話題であれば、6月に誘致されましたNHKののど自慢等は、市民の皆さんに元気を与えたものではないかなと考えています。更に、タラソにおいては、入館者の10万人突破。これは健康を増進する奄美市にとっては、本当に素晴らしい成果を残したものと考えています。

また、来年度に向けては、3市町村の一体感を醸し出すために統一した大会、市民体育祭が開催されることになっていきます。これも来年に向けて、また奄美市一体となって取り組み、一体化の醸成が醸し出されるような方法や対策を考えながら、取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、農業部門においては、サトウキビについて本年度のサトウキビの収穫量が約3万5,000トン以上という見込量であります。これは今年度の気候条件にも恵まれ、また農家ごとの管理栽培や更には品種改良におきまして農林17号や農林21号の普及ということでこの増産が、またプロジェクト等によりその気運が高まったものであろうかと思っております。このサトウキビについては来年度早々からサトウキビの品目別経営安定対策、市場原理導入が導入され、今までの生産者価格が1本化され、国からの交付金と生産者分の支払い分による2本立てということになります。農家の皆さんは、この件についてはおおまか理解しているものと考えています。各校区におかれましても、集落営農を立ち上げ、小規模農家やまた零細農家の支援等に取り組んでいて、この国からの交付金の1万6,320円、このトン当たりをいかに確保するか、今、真剣に取り組んでいるのが各集落営農の取組であろうかと思っております。サトウキビは、奄美市においても、そして奄美群島においても基幹作物ということで、これから農業には切り離せない作物であります。更なる増産に向けて、農家の皆さんと共々、私も一緒になって増産に向けて頑張っていきたいと考えています。

また、畜産については、今年の5月から笠利の活性化施設におきまして、初めての初競りが行われたところであります。子牛の相場価格も顕著に維持し、今、高値で取引がされています。しかしながら、5月競り、7月競り、9月競り、そして11月競りと4回の競りが行われました。徐々ではありますが、単価のほうもじわりじわり引き下がり、下がってきているのが現状であります。この畜産農家の所得向上に向けても、今のその高相場が維持されるのであればまだまだ農家の意欲も湧き、増頭そして子牛の技術管理にまだまだ向上心が芽生えていくものではないかなと考えています。

子牛についても、また先ほどのサトウキビについても、いろいろと障害や厳しい面もありますけれど、また来年度に向けて更なるステップアップ、そして農家の皆さんが安心してそして安全で農業ができる環境を、そしてそれを整備していくためにも議会の皆さんの協力を得ながら、また行政の意見を聞きながら取

り組んでいき、農業立国奄美が更なる発展を成し遂げていくことを希望しまして、これからまた私の一般質問に入りたいと思います。

時間が少々長くなりましたけれども、これから質問に入らせていただきます。

まず、1. 農業振興について。

小湊地区の県営畑総整備事業についてであります。この事業の正確な名称は、中山間地域総合整備事業 K A M 奄美北部地区と言います。この事業は、小湊地区の水田や休耕地そして遊休地を客土する事業であります。平成17年度と平成18年度に事業を導入し、総事業費7,950万円、国が70パーセント、県が25パーセント、地元市が5パーセントの負担で、面積は約5ヘクタールでありました。平成17年度はA団地、B団地、C団地が終了し、ほとんど現在はサトウキビを中心に野菜などが作付けされています。平成18年度には、D団地とE団地が終了しました。E団地については、少々の石ころなどが見られて、除去をした結果、サトウキビや野菜などが作付けされています。しかし、D団地については石ころが多く、表土が固く、また浅く、客土事業を終了した畑に見えないようで、まるで宅地造成のような感じでありました。私もその現場を見ています。当初の計画は、事業を導入し、農業のできる環境に、そして畑の環境整備が目的であったかと思えます。この計画と結果が食い違った理由について、なぜなのかを伺います。あとの質問からは発言席から行いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 当局の説明を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） 小湊の県営畑総事業につきましては、奥議員の御説明のとおりでございます。客土事業を行っているところでありますけれども、D団地とE団地の仕上げの問題でありますけれども、D団地につきましては基盤土を県、市町村が実施いたします他の公共工事から出ます捨て土を基盤土として利用をいたしております。また、表土につきましては、現場が旧水田跡地でありましたので、その現場の土を利用するという事で一旦借り置きをして、それを表土に使っております。しかしながら、この表土が粘性土で、石ころ混じりの土質であったことから、これが石ころが多かった原因ではないかというふうに考えております。

17番（奥輝人君） 私もその現場をちゃんと確認しました。D団地とE団地、本年度に行われたその区画事業ですけれども、なぜそんなに石が出てしまったのか。先ほど部長の答弁にもありましたように、下の土を掘り起こして、その土を使ったということであろうかこの前の現場では説明を受けています。その場合、他から土を持ってくることはできなかったのか。また、その表土が余りにも固く浅いものでありますので、事業をしたような感じでは全然なかったものだから、ほかからの土の取り寄せとかは検討されなかったのかを伺いたしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 県のほうのお話を聞きますと、やはり近隣に適当な表土がないかということも調査をしたんですが、近くにそのような表土がなかったということで、現場の旧水田跡地の土を表土と使うということで決めたようでございます。

17番（奥輝人君） D団地もE団地もそういった環境の事業が進んだということでありましたけれど、先に行われました、平成17年度行われたA団地・B団地・C団地についてもまた同様な事業であったのか。また、石ころとか出たりして、またいろいろな除去作業とかも行ったのか。そのあたりはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） お尋ねの17年度に完了させておりますA団地・B団地・C団地につきましては、事業を導入する際、地権者の皆様方には工事説明会で、大きな石につきましては施工中除去いたしますが、耕作し始めますと多少の小石が出てきますので、地権者の方々に土づくりの一環として取り除いていただくことで理解をいただいた経過もあり、このA・B・Cにつきましては、何も地権者からの苦情等もございませんでした。

17番（奥輝人君） D団地とE団地については特にひどかったと思います。その完成後の引き渡しについてでありますけれども、農家の意見とか地権者の意見やまた説明会等が十分になされていれば、このような事態は発生しなかったと思います。今回の事業は、受益者負担が0ということもあったのかもしれま

せんけれど、やはり事業を推進する上で、畑を作ってサトウキビを植える。土作りよりも先に畑作りが大事なことであります。事業を導入して、畑ではない。そこに作物を植えてくださいというのは、農家や地権者にとっては余りにも、農家さんは厳しい面がありますよ。また、この現場を見たときに、なぜこのように石ころなどが出てしまい、農家の皆さんはそれを、地権者はですね、当局との意見交換会、そして指導体制が図られていないから、こういう事態が起こったとっておりますので、今後、この県や市の職員、更には地域の方々との意見を求める意味で、今後の営農指導体制ですね、どのように図られていくのかを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 引き渡しの際に地権者の方から、客土事業ですので畑の出入口がないということで、まず畑の出入口を造ること。それから、先ほど指摘がありました再度耕運を行うことということの要望がありまして、県としましては請負った施行業者に再度、耕運をさせたということをお伺いしております。

17番（奥 輝人君） これは農家からの苦情があったから、そうやって今現在、畑を良くしていこうということで今取りかかっていると思います。農家としても、この事業導入するにあたり、県任せになり、また市の職員任せになっている状況であり、農家の意見が全然反映されていなかったのではないかと考えています。そういった意味で、今、部長が言われたように区画整理ではありませんけれど道路がない。そのD団地とかE団地の様子、畑を見ますと奥のほうにただ約5畝ぐらいの畑があり、道路がない。そのために、そこに行くにはどのような方法で行くのか。そこあたりも市やまた県の方々もちゃんとそれを見て指導するのが当たり前かなという思いであります。そこをまた指摘できなかった市当局も、営農課のほうもそこあたりをちゃんと把握していかなければ、これは農家さんも大変だし、市も大変ではありますけれど、特に道路がない。そのために、耕運機やまたトラクターの出入りもできない状況の事業ということで、何らかの支障が出てきているのが現状であります。また、ある農家は道路がないということで川に橋を架けて、自己負担で架けて、耕運機の乗り入れ道を設置をしています。そこあたりですね、整備をする段階で、その計画の中でこの道路等の設置道路、または畑を、道路が難しいのであれば換地でもできるような、換地処分をするような対策など講じていただいて、その前のほうにでも持っていくような方法が取れたのではないかなと考えています。農家さんも大変でありますけど、今後、こういった畑の換地、換地はもう難しいかと思っておりますけど、交換ですね。道路側の畑と奥部の畑の交換とかも農家の意見を聞いて、そこあたりの対処をしていただきたいと思っておりますけど、そこあたりはどう考えているのか。また伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほども、乗り入れ口につきましては団地の引き渡し時に小湊の客土推進委員の会長さんと協議して現場を見ましたら、客土で盛り上げてありますので乗り入れ口がないということで県のほうでは施工をしたということであります。今後の客土事業につきましては、近隣で良質な客土となる土取場を確保することが第一でありますし、その土を表土として使うことが一番よろしいわけでありまして、現実といたしましてはこれまで近隣で調査を行ってまいりましたけども、良質な表土がなく、ほとんどの客土事業が耕作地の畑を表土として利用しております。農家が望んでおられる客土事業につきまして非常に難しくなるものと思われまして、これを機に県、農家とも意見交換の場を設けて、更に専門的な方々の意見を聞き、理想的な客土事業の推進を図っていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をよろしくお願いたします。

17番（奥 輝人君） この客土事業をすることによって、やはり農業のできる環境を醸し出していると思います。今、部長のほうからの説明がありましたけど、今後の対応としてはやはり農家の意見等を聞きながら詳しい説明をしながらですね、そういった不備がないような事業を推進をしていただきたいと思っております。

また、今、D団地のほうにおいては、本来ならば今年の夏植に間に合うべきであったのが、いまだ夏植もできていない状況であります。それは、石ころが出たり、また客土が深耕が浅かったり、そういった悪条件が整っているからできないのであります。今年は無理でありますけれど、来年の春植に向けて、春植が推進できるようにしなければならぬ。もったいないですよ、約1ヘクタールの土地が遊んでいるということは。そう思っています。それで今後は、表土が浅くて表土が固い。そして、深耕がまた浅いということで、作物を植えても多分生長時期に根の張りが若干弱いのではないかと考えていますので、今後この

深耕について、市当局やまた県の考えは、また深耕していただき農家のサトウキビの増産が図られるような土作り・畑作りに向かってもらいたいと思っておりますけれど、今後の深耕についてはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 現実的に今、深耕というお話でしたけども、現況のままで現在、多分聞きましたらショウガ作りということで既にショウガ作りを始めている方もいらっしゃいます。それから、その場所でサトウキビを植えるとなりますと、議員御指摘のとおり、深耕をしなくちゃならないだろうというふうに思っております。ただ、この事業は県が実施した事業でございますので、私どもの所に地権者から実際に要望等は入っていないのが実情であります。しかしながら、この畑をサトウキビを植えるための条件としますと、深耕しなくちゃならないだろうと思っておりますので、そのためには聞きましたら私どもの営農センターにもプラウという機械があります。それを使ったら深耕できるんじゃないかというのがありますけども、あくまでも県の事業でありますので、その機械を使って深耕しますとなりますと、オペレーターとかいろんな費用が出てまいりますので、これから地権者の方々がサトウキビを植えたいと。その中でどうしても深耕が必要であるというお話でしたら、私ども奄美市も一緒になって県のほうに深耕に伴う予算の確保ができないかどうか、一緒になって要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしく願います。

17番（奥輝人君） 是非ですね、県の職員とももう一度話し合われて、このD団地が春植ができる畑に生まれ変わるような体制づくり、また農家との意見交換会、また説明会等も交えて進めていただきたいと思っております。この事業は、先ほど部長言われたように、客土事業ということでほかから持ち出しもできないという条件の事業であったように思います。今後は、こういった事業も必要でありますけれど、笠利のほうでは喜瀬浦地区においては県単の畑総整備事業というのがありまして、これはほかからも土が持ってこれるような事業、そして道路や排水路、またはたい肥の投入まで、そういったメニューを1本化したセットでできる事業等もあります。そういった事業等をまた見つけ出して、今後新規事業で行うときはそういったいろんな条件の整った事業を導入していただき、畑の環境整備または農業のできる環境をつくり出していただきたいと思っております。これからもまたよろしくお願いをしたいと思っております。

次にいきたいと思っております。

次に、住用・名瀬地区の子牛競り市運搬費補助についてであります。

奄美市が誕生しましてから、住用地区においては、競りの開催が笠利のほうで行われるようになりました。今までは住用地区においては、合併するまでは瀬戸内町のほうでの競りの開催ということでありました。今回、住用地区から笠利のほうまで競りの時運搬をして来ています。今、住用のほうでも親牛の約110頭前後飼育されていて、高齢者の方が牛飼いに一生懸命頑張っている姿を見ています。

そういった意味で、住用や名瀬の地区も同様でありますけれど、活性化施設ができたということで競りの時はもう便利な施設でありますけれど、競りまで持っていくその所要時間やら、そしてその運搬費などが住用・名瀬については若干距離的にも遠いし、また交通も多いし、それからいろいろな条件、飼料の高騰やら草地等の高騰等で若干の負担を強いられているのが現状だと考えています。そういった意味で、住用地区・名瀬地区の今の現在運搬費が1頭当たり3,000円で運搬しているようであります。笠利のほうは2,000円ということで統一されておりますけれど、合併したということで料金の統一化を目指す意味で、住用地区・名瀬地区において3,000円のところを若干1,000円でも助成していただき、2,000円ぐらいの運搬について、子牛が運搬できるような体制ができないものか伺いたいと思っております。

産業振興部長（赤近善治君） 本市におきます肉用牛の生産は、農家の意欲も高まりまして年々増加傾向にあります。このような中で、競り市場の整備を進めるため、昨年、畜産基盤再編総合整備事業により畜産活性化施設を整備したところでございます。

子牛の運搬につきましては、多くの農家が自家用車により家畜市場まで運搬しているようでございます。小規模な農家や高齢者の農家は、奄美農協や他の畜産農家へ依頼しているようでございます。その運搬に関わります経費につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、住用と名瀬地区では3,000円、笠利地区では2,000円を負担しております。この負担につきましては、1,000円の助成はというお話でございますけども、やはり他の農作物との運搬の兼ね合いを考えますと、今後慎重に検討しなければならないだろうというふうに思っておりますので、御理解をよろしく願います。

17番（奥 輝人君） ただいま慎重に検討するという答弁でありました。住用のほうでは、私もこの前の牛の巡回の時に初めて農家を回ってきました。川内集落，市集落，遠くは青久のほうからも牛農家があります。青久のほうでは現在，1農家が2頭飼育している状況でありました。一日の競りが，競りの開催時間が午前中に行われる時は10時から始まったり，ほとんど午後からの開催であります。ほとんど2時から3時ぐらいに始まるんですけど，住用の一番遠い青久になれば，朝からずっと，朝の8時から運搬にかけて，そして競りが終了するのが約5時頃でありますので，丸一日ぐらいの時間を費やしている状況であります。また，川内集落についても，その川内から笠利までは約1時間15分ぐらいかかるということを知っております。往復でも約3時間ちょっとぐらいかかるような時間帯でもあります。

そういった意味で，畜産の増頭計画も進んでいます。住用のほうでも多頭経営を飼育が今着々と進んでいる状況でもありますが，高齢者の方も多いのが現状であります。そういった高齢者の方々の負担を軽減する意味で，住用地区においてはまだ草地も相当の確保ができていて，年間の草地も100パーセント足りると。草には全然余裕があるという話も聞いています。そういったところをますます引き延ばしていくためにも，畜産の活性化をさせるためにも今後の住用地区やまた名瀬地区の農家の頑張りが必要であるかと感じています。そういった意味でも一日がかりの競りでありますので，笠利にしてみれば午後からの場合は半日で済みますけれど，名瀬・住用についての御配慮をですね，一日がかり，もう帰ってくる時は多分住用なんかはもう夜中の9時とか10時ぐらいになるという話も聞きました。そういった意味で，住用や名瀬地区の負担を軽減させる意味で，今後この件については更なる御審議をしていただき，どうか助成が受けられるような体制を整えてほしいと思います。奄美市についても，いろいろと非常に厳しい財政でもあります。いいところには助成をというのが私のモットーでありますので，是非この件についてはこの助成が受けられるような話し合いをしていただきたいと思いますので，よろしく御配慮していただきたいと思います。

次にいきたいと思っております。2番目の産地直売所の建設についてであります。

笠利地区において，農業の立町ということで笠利地区各校区や各集落において，いろいろと有人販売や無人販売等が並び，各種産地の直売所，またはその特産品を販売しているのが今，実情であります。笠利は農業の町ということで，各農家そして高齢化農家などがサトウキビや畜産を中心に，また野菜栽培などを手がけていて，今，著しく伸びてきていると感じています。

そういった意味で，今現在，笠利のほうで有人販売，無人販売，各集落ごとに設置されていますけれども，その大本が今，味の郷かさりという所が，女性起業グループが立案したその直売所が今運営をされているわけであります。その味の郷かさりと同様にほかに生活改善グループ等が結束して，いろいろな特産品やまた加工品なども料理等も開催し研究を進めている団体もあるわけであります。そういう点で，笠利地区のほうにそういった加工品・特産品，そして新鮮な野菜や水産物，そして花とかいろいろありますけど，そういった販売ができるような施設を要望をしてほしいという声がありました。

住用町においては，サン奄美が現在活動を展開しています。サン奄美のほうにも先日，二日前に立ち寄ってみました。元同僚議員がそこでてきばきと説明をしながら，その商品や特産品物の説明をしてセールスをしていたわけであります。そういったことを見ますと，やはりその地域地域におかれましてはそういった特産品物の直売所等があれば地域の活性化にもつながるという思いもあるということで，もう非常にサン奄美さんのほうでも手を入れているいろいろな品物を配列して販売している状況であります。

あと住用はサン奄美さんがありますけれど，また名瀬のほうでもゆていもれという朝仁のほうに行けば，またそういった特産品の直売所等があります。そこもやはり弁当やらいろんな品物が配列されて，お客さんとの交流の場という感じで活動を展開しているわけであります。

そういった観点から，また笠利町のほうにもそういった特産品物の販売所や地産地消を目指す意味で，産地の直売所等があれば地域の活性化が更に図られるし，また観光振興についても結び付いていくのではないかと考えています。特に笠利のほうは，空港があり，奄美パークがあり，そして各種施設等も今整っているところであり，観光客も多く来場しているのも笠利ではないかなと感じています。また，空港を利用しながら，その空港線にはいろいろと直売所や販売所も設置されているのがその目的でもあったかと思っております。今後，産地の直売所を設置してほしいという声を聞いたということで，今後，笠利地区において，そういった特産品の販売所，直売所が設置できないものか。それを伺いたいと思います。

市長（平田隆義君） おはようございます。奥議員の味の郷かさりの産地直売所建設についてを答弁いたしますが，笠利地区におきましては農産物の栽培や農産物を利用した加工品の製造など，農業が大変盛んな地域でありますし，またそれを誇りとして農業に取り組んでおられる方が多いという感じを持っており

ます。そのようなことなどもございまして、奄美また産地消費の観点から見ても奄美市の中で住用地区の加工施設を含めた特産品の直売所があり、名瀬地区にも同様の施設がありますので、笠利地区においても空港からの幹線道路に面した条件の良い場所を選定して、加工施設を含めた産地直売所を建設することは地元の消費者の利便性ととも、奄美の安全な農産物を島外から訪れる方々に提供できるものと大きな効果があるものと期待しております。

今、申し上げましたことと同時に、昨日も申し上げましたように、地域づくりの柱として奄美群島まるごと博物館ということの中で、長寿・子宝の島をどうするかというのが大きな柱になるということをお願いしました。そういった点で、笠利地区に食べ物の加工施設、販売所を設けるという意味においては、笠利においては村づくり懇談会でもいろいろと話は聞きましたが、大変優れた農作物があるなという思いをいたしました。ただ、ある程度の量を確保して流通に乗せるということが難しいのかなという思いです。そうなりますと、この笠利地区における名物として、直売所でそれを販売するということが大変効果のあることじゃないのかなとこういう思いをいたしております。そういった点では、この笠利地区の直売所の設置については、できるだけ早い時期に実現できるようにしてみたいとこのように思います。今後、奄振事業の非公共事業ということなどでの予算確保ができればいいなと思っておりますので、そういうことで乗せることができないかということも併せて、対応を検討してみたいとこのように思います。

ただ、地域に、議員の御指摘のように各農家における直売所というのか、無人販売所というのがございます。これらとの兼ね合いがどうなるのかなという点がまだよくつかめておりませんが、そういった直売所と無人販売所と競合しないというか、お互いが良くなっていくような形を取っていく必要があるのではないかとこういう思いをいたします。そういった点では、やはり加工食品というんですかね、こういったものを笠利独特のそのフードですね、スローフードを市民に提供していくという理念と申しますか、基本方針をしっかり打ち立てていけば、私は競合することもなくお互いに切磋琢磨していい成果が得られるのではないのかなとこのようにも思っているところです。そういった点で、できるだけ早い時期に場所の選定なども慎重に対応しながら、事業を取り組んでいきたいとこういうことで今、担当者にそのことを指示してあるということで御理解を賜りたいと思っておりますので、いろいろと情報提供、それから考えなどもお聞かせできればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

17番（奥 輝人君） ただいまの市長の答弁でよくわかりました。笠利においては、今、一番飛躍的なのが女性起業グループの味の郷かさがり、今、本当に活動を展開しています。その味の郷かさがりに持ってくる品物というのは、笠利地区の一円から各農家さんが持ってきているのが実情であります。節田のほうからも花の農家が持っていったり、また宇宿のほうからはトマトとかそういった新鮮な野菜を持っています。遠い所でも笠利地区のほうからも持ってくるし、また赤木名のほうからもやはり持ってきて、そこで販売をしているということでもあります。そういった意味で、味の郷が中心的な直売所も経営していますけれど、無人販売の方々もその場所で売れ残りとかもありますので、そういった売れ残りとかを消費させるために、新鮮な物を消費させるために味の郷に持っていけば観光客もそしてお客さんも増えてくるということで、売れ残りの品とかまたA品じゃないけどB品ぐらいの品物など持っていけばいくらかははけるということで、そうやって利用しているのが、味の郷に利用していただき、そして売っていただいているのが現状であります。

そういった意味で、今の現状、味の郷かさがりにしてみれば、約12畳ぐらいの倉庫の中に所狭しと配列されているわけですから、もっと深く突っ込めばトイレの設備もないとか、あとは加工する場所が農村改善センターまで行って加工品を作っているとか、あと予冷库や冷蔵庫等もないということで、龍郷のほうまで足を運んでいるいろいろそういったのを借りたりして、そこに品物を冷凍しておくとか、そういったことを今やりながら経営を進めているところであります。

笠利にこういった直売所ができた場合は、建設された場合は、市長がさっきも言われたように、地域の活性化にもつながりますし、そして農家ごとの連携や観光客やまたお客さん、地域の活性化も図られると思っております。そういった意味で是非、市長さんが言われたような計画が実行できるように、そしてその味の郷かさがりのようなそういった建物が建設されて、全国に発信できるような施設になれるような品物もまた提供していこうと考えているのが笠利地区の皆さんでもありますので、是非、実現できるように計画に乗せていただけるように取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

市長（平田隆義君） こういう直売所の基本的な考え方として、私個人的な考えで恐縮なんですけど、加工

をして販売するということが基本になるのではないのかなと感じます。奥議員の売れ残りを売るみたいに感じる、受け取るのはそうじゃなくて、売れ残った物は加工して、ある種の保存食品として販売ということだろうなとこう理解しておりますし、それから屋仁の集会の時に出了たターマンのことですね。現在そんなにたくさん生産されていないようですので、ああいった物は今度は逆に屋仁の家庭の皆さんが加工する。加工した物をそれを販売所に委託販売すると。佐仁でしたら、今どうかわかりませんが以前ホンダワラですかね、海草のつくだ煮みたいなのをごちそうになったことがあります、大変珍しいし、結構美味だなという感じしましたので、ああいうのはやっぱり屋仁の人たちが家庭で加工して、それを販売所に持ち込むと、こういうことです。農業センターのほうにも加工場ございますから、各農家がそれを利用するというのも一つだろうと思います。直売所としては、ある程度加工施設も必要でしょうが、私が考えるのはそこにやっぱりそれなりの長い期間は無理でしょうが、ある一定期間の保存ができるようないわゆる冷蔵施設とか冷凍施設とか、こういったものを設置することがポイントになるのではないのかなと今思っているところです。基本的には、農家が自分で作った加工品をそこに持ってきて売っていただくということだろうと思います。自動車の通行の多い所でしたら、今日は何があるよとのぼり一つ立てるだけでもお客さんが立ち寄るんじゃないかなとこう思いながら、いろいろと考えているところです。こういう形で笠利のほうは少し充実したものを造ったほうがよくないのかなとこう思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

17番(奥 輝人君) そういった意味で特産品の産地直売所を前向きに考えていただき、建設が早期実現できるような対処をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれど、3番目の各種申請書の窓口サービス拡大についてであります。

この件については、合併してから私も名瀬のほうにいろいろ交流や交際で来た時の話でありました。市民からの声だと思ひて聞いてください。市民や住民からの声が2~3あったんですけど、平常日の窓口サービスの延長ですね。これは各種申請書、住民票やらあと戸籍抄本・謄本、更には税務関係の証明書などを取る時に、自営業者はそうでもないかなと考へていますが、サラリーマンの方々がこの平常日の時間差延長してくれればありがたいという声を聞きました。その土建業に勤める方々も毎日毎日仕事に出かけていて、もう朝の8時から夕方5時過ぎまで仕事をしている状況であります。そういった意味で、月曜日から金曜日までは毎日仕事漬け、そして土曜・日曜日になればここ市役所は閉庁ということで、この各種申請書の申請が難しいと。ましてや共稼ぎをやっている夫婦は取りに行く暇もないという話を聞きました。12時から1時の間も市役所、総合支所、各支所では業務を運営していますけれど、それ以上に5時15分で閉庁になりますけれど、時間の延長を6時頃まで延長してほしいという声がありました。そういった意味で、今後この時間差勤務等を導入して窓口サービスの拡充を図ってもらえないかなという声がありましたので、その件について今どのような取組がされていくのかを伺いたいと思ひます。

企画部長(塩崎博成君) 時間差勤務導入で市民サービスの向上の対応についてのお答えをさせていただきます。

時間差勤務導入で市民サービスの向上につきましては、時差出勤制度の導入により終業時間を延長することは、議員御指摘のとおり市民サービスの向上につながると考へられます。そういう観点から、集中改革プランにその問題点、課題等を上げ検討をすることといたしております。そのようなことから、県のほうにも確認をいたしました。その県内の状況については、時間差勤務体制を導入している市町村は、条例あるいは規則の制度上ではないようでございます。

本市では市民サービス向上の観点から、運用方法を定め、昼食時間に市民課において戸籍謄本、住民票、印鑑証明等の証明書の発行業務を実施をいたしており、また窓口業務を担当する関係課においても、窓口を持つ担当課が自主的ではございますが、輪番制等を設けて実施をいたしております。さらにまた、終業時間間際の転出入等の届出に際しては、関係課同士で連絡を取り合いながら、迅速に対応するよう心がけていたしているところでございます。

なお、平成18年11月からは電子申請システムによる各種証明など、発行のサービスも開始をいたしております。このシステムを利用することによりまして、24時間いつでもどこでも自宅や職場のパソコンから事前手続きも可能となっており、窓口手続きに要する時間の短縮もできるメリットがございますので、利用の促進に努めてまいりたいと思ひております。

17番(奥 輝人君) わかりました。市民や住民が言ひたいことは、やはり時差出勤をしていただき、

8時半から業務のところを45分間遅らせての9時15分から始まって6時に終わるような体制も、2班体制を組んでいただければ6時までは可能ではないのかなというのが住民の要望であります。なぜならば、自営業者や自分たちでやる農家とは別に時間は自由であります。いつでも窓口に行けます。しかし、先ほど言われたような土建業やらそういったサラリーマン等は、この住民票を取るために、たった5分間から10分間の時間を費やすために一日休まなければならない状況が生まれるわけですよ。そこらあたりを勘案した場合は、やはりこれから奄美市誕生のあとにこの住民サービスをしなければ、やはり住民があまり納得しないのではないかなとも思います。笠利のほうではそういった話はあまり聞かれなかったのが現状だったけど、名瀬の方からそういう話を聞いたもんだから、ああこういったこともあったんだなというのも私自身わかったところでもあります。そういった意味で、先ほど言われた時差出勤の検討ですよ。6時まで延ばしていくと。そして住民サービスの向上していくという方法ができればもうすぐやってほしいというのが、市民や住民の願いだと思っています。そこあたりをもう一度検討していただきたいと思いますが、お願いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘の点は、十分理解もいたします。そのようなことから、集中改革プランの中におきましても、各種申請書の窓口のサービス拡大ということで位置付けもしてございます。そのようなことも踏まえながら、今後、時間差出勤体制についても事務量の増大、人件費の増加、職員団体等との協議などという新たな課題も生じておりますけれども、このような制度を導入をしていた先例地等もあれば、そのへんについての調査、研究も行いながら検討をしてまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） 是非、時差出勤ができるような体制を研究していただきたいと思います。

それと最後になりますけど、土日閉庁時の対応について、これは先ほどと関連もしますけれど、土日のいずれかを開庁した場合は、そういった時差の出勤はいらなくなるのかなとも考えています。土日、そういった時間帯を決めて、やっぱり住民サービスができるような配慮ができないものか。業務ができないものを伺いたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 土曜日、日曜日の対応につきましては、現在二人体制による庁舎警備業務の一環といたしまして、埋葬あるいは火葬許可の交付や婚姻、出生、離婚、死亡等の戸籍関係届出書の受領事務を行っているところでございます。転出入等のその他の事務となりますと、関係市町村への照会事務が発生するとか、あるいは国民健康保険、年金、税であるとか福祉・教育と関係をする他の組織機構相互の調整が当然必要となってきました。そのようなことから、土曜日、日曜日の窓口業務の開設となりますと、先ほど申し上げました問題点あるいは課題等に加え、行政改革によって職員数の激減が見込まれていることなどもあり、現時点においては困難な部分があるのではないかと考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 今後考えていかなければならないのは、やはり民間の力、また民間へのサービス等を考えていく上で、こういった住民票やそういった各種申請書の申請がいつでも取れるようなそういった体制が必要であろうかと思えます。土日閉庁時の対応もまだまだ検討していただき、どちらかの時間帯、曜日にこの時間帯だったらオープンしますよとか、そういったことも真剣に考えていただき、業者やサラリーマンの方々が自由にこういった申請書が取れるような形をつくっていただきたいと切に要望しておきたいと思えます。どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

もう時間もあと2分少々になりました。またこれからもいろいろと行政と議会と提言をしながら、また検討しながら進めていきたいと考えていますので、またよろしくお願いしたいと思えます。これで私の一般質問を終わりたいと思えます。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

つぎに、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。合併後初の市議会議員選挙で新しく誕生いたしました26名の議員の一人として、名瀬市議から通算3期目の議席を与えていただき、御支援いただいた市民の皆様方にこの場をお借りをいたしまして厚く御礼を申し上げます。私に与えられた役割は、選挙戦で市民の皆様方に訴えお約束をしましりました公約の実現に向けて、全力を尽くすことだと決意を新たにしているところであります。

今回の議会は、合併して在任特例でマンモス議会となったことから、市民から早期に解散選挙を求める請願・陳情が繰り返され、議会で特別委員会をつくって6月議会で解散するとの全会一致の決議をほごにして現在を迎えております。ここにおられる伊東新議長も地元のインタビューに答え、議会の資質を高めないといけないと言われております。まさに同感であり、そうなるように努力をしたいと思っております。

さて、その新しい議会でありますけれども、抽選とはいえ新人の議員が一般質問のトップから3人が続き、しかも25歳の学議員が真っ先に登壇するなど、議会の資質向上が期待されるものと感じているわけでありまして。

さて、11月29日の全員協議会で財政健全化計画の説明がありました。23億円の財源不足が見込まれるなど、厳しい状況が示されております。しかし、後期高齢者医療制度や消費税の増税論議など、国の施策は私たちの生活を守るものではありません。しかし、イラク特措法廃止法案が参院で可決されるなど、参議院選挙の結果に示された民意が政治を動かし始めており、後期高齢者医療制度の一部凍結見直しや母子家庭への児童扶養手当削減の事実上の凍結など、暮らしの問題でも政治が動き始めており、声を上げれば生活改善が実現する新たな段階は、未来に希望を与えるものであります。この立場でしっかりと議論を重ねていきたいと思っております。

とは言っても、毎日毎日の生活に追われている市民がたくさん生活をされている奄美市の実態を、いささかも軽視してはなりません。まさに地方自治体の基本精神が問われており、その立場で通告にしたがって順次質問を行います。

まず最初に、後期高齢者医療制度についてです。この制度については、この間2度にわたって取り上げてまいりました。制度の内容が国民に知られるにつれ、怒りと批判が噴出をしております。この医療制度は、これまでも指摘をしてきたように、75歳以上の人たちを後期高齢者と呼び、他の世代から切り離して独立した医療保険にするもので、際限のない負担増と差別医療をもたらす大改悪です。ですから、今、各地の自治体や議会、医療関係者から見直しや中止を求めています。このまま実施をされると、高齢者の生活が更に厳しくなります。12月2日に広域連合議会が開催をされ、保険料なども決められておりますけれども、改善すべき点について何点かお伺いしたいと思っております。

一つは、保険料の減免制度を充実させることでもあります。これまでも必要性を訴えてまいりました。鹿児島県内、特に奄美市の高齢者の実態から減免制度の必要性についてどう考えているのか。本市として保険料が高くなるようにするために、どのような努力が行われてきたのか。また、老人保健医療特別会計に代わる特別会計が創設されることになりましてけれども、一般財源の繰入れで独自の減免制度は可能ではないのか。また、鹿児島県後期高齢者医療保険料案では、保健事業に要する必要で2億2,267万円が予定をされているが、その主な事業は何か。保険料の高騰にもつながりますので、質しておきたいと思っております。さらに、被保険者数の予測では、平成20年度が25万7,320人、この保険料の見直しは2年ごとになりますから、平成22年度は26万8,882人と4.5パーセント。さらに平成24年度は27万4,138人と6.5パーセント増加すると予測されておりますが、保険料への影響はどうなるのか、お尋ねをしたいと思います。次からは発言席から行います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 減免制度につきましては、災害などによりまして一時的に収入の途を絶たれたなどの特別な事情がある方に対するの救済措置として設けられた制度でございまして、必要な制度であると認識をいたしております。後期高齢者医療制度におきます保険料の減免制度につきましては、現在、県の後期高齢者医療広域連合の保険料部会におきまして、減免の基準や割合について具体的に検討されているところでございまして、今後、部会案、これは規則ですね、が示される予定となっております。

次に、保険料が高くなるようにするためにどのような努力が行われたのかということですが、後期高齢者医療制度におきましても保険料は、医療給付費等から算出されることになっております。本市におきましては、これまで老人医療費の適正化という観点から、レセプト点検の強化や重複、頻回者に対する保健指導、また広報紙等を通じ、医療費の適正化の取組を行ってきたところでございまして、これらの事業は広域連合に引き継がれることとなります。

本市といたしましても、少しでも保険料負担の軽減を図る上からも、こうした取組は重要であると認識

いたしておりますので、広域連合とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、一般財源の繰入れで市独自の減免制度はできないかとの御質問でございますが、本制度は県内の市町村のすべてが加入する広域連合が保険運営を行っていくものでございますので、本市単独での繰入れによる保険料の減免制度の創設は困難であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保健事業に要する費用について、約2億2,267万円予定されているが、その主な事業はとの御質問でございますけれども、広域連合で行う保健事業につきましては主に被保険者に対する健康診査でございます。これは広域連合から市町村に対しまして健診費用を補助する形で行うことになっておりまして、自己負担額は保険料を財源とするということでございます。この健康診査を行うことになっておりますが、広域連合の財政運営につきましては、2年を1期としている関係上、平成20年度に約1億1,010万円、平成21年度、約1億1,257万円としまして、健康診査に要する費用の見込みがそれぞれ計上をされております。

次に、平成22年度の被保険者予測につきましては、4.5パーセントほど増加すると予測されていることについての保険料への影響でございますが、現段階におきまして将来の保険料への影響を具体的に示すことは困難でございますが、先ほども申し上げましたとおり、広域連合におきまして被保険者数や医療給付費に依りまして、2年ごとに保険料率の見直しが行われることとなっております。本市といたしましては、一加入自治体といたしまして、引き続き保険料の徴収及び医療費適正化等の保健財政の安定化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） この保険料の減免ですけれども、この制度は国保から切り離されるということで、ほかの自治体では国保に独自の減免制度を持っている所が多くありますよね。それが国保から切り離されるということで、その時の減免制度をそのまま今回の高齢者医療にも当てはめようという動きがあるんですよ、ほかの自治体ではね。そういった意味では、減免制度が必要であります。今回の保険料の一人当たりの月額平均保険料というのは新聞でも報道されておりますけれども、6,169円と。これは厚労省が予想した全国平均6,200円に近い保険料であります。しかし、問題は、この保険料をどう見るかということだと思っておりますが、介護保険料は全国平均よりも高いものであって、天引をされる年金受給額は全国平均よりもかなり低いと。一方、高齢の親の面倒を見たいとする子どもたちといっても、この年代ですと40代あるいは50代ということになるかと思っておりますが、奄美ではなかなか働く場所もないと。高齢の親の援助も厳しい状況だということがあるかと思っております。そういう認識はまずあるのかどうか。確認をしておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 減免制度につきましては先ほども申しましたように、必要な制度であるとは認識しております。今、議員がおっしゃいました内容につきましても、我々も同じ認識でおります。

16番（崎田信正君） それでは先ほど減免というのは災害という言葉ね、これはずっと国保の制度からもずっと言っているわけですが、災害だけじゃなくて特別の事情ということは何れも規定ではあるんですよね。これは、失業などによる収入の著しい減少の場合にも適用すべきであり、例えば無年金者の方が奄美市でもたくさんおられます。この方たちというのは、生活保護でなければ子どもたちの援助で生活をしているということになるわけです。当然、収入はありませんから、本来保険料というのは0になるというのが筋だと思っておりますが、ところが均等割がかかってくる。その保険料は当然援助している人の負担となるわけです。その援助者が経済的に厳しい状況に追い込まれた場合、当然減免できるという制度が必要だと思っておりますが、そういう認識はございませんか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ただ、減免制度につきましては、これはこの制度自体が後期高齢者の連合議会でいろいろ審議していただくと思っておりますが、県内の市町村がそれぞれ減免することは今大変困難であるということで認識をいたしております。全国的にはいろんな手法で実施をするところも一部あるようでございますけれども、広域連合議会自体で減免制度について判断をするものと考えております。

16番（崎田信正君） ここにね、実際受ける高齢者の方の生活実態があるわけですよ。そこにどう目を向けていくかというのが自治体の果たす役割だと思います。この広域議会というのは、市長会推薦、それからあるいは議長会推薦などで議員が出ているわけですから、そういった人たちに今の実態を大いに述べ

てやってもらいたいということなんです。先ほど市としてどういう努力をしてきたかというのはそういうことを言ったわけですが、レセプト点検とかそれとはまた違う意味合いなんです。

もう一つ確認をしておきたいと思いますが、この制度はスタート時には仮に保険料が低く抑えられても患者の増加であったりとか、重症化、あるいは医療技術の進歩によって、医療費の給付費が上がるといった場合ですね、これは介護保険も同じなんです、それともう一つ後期高齢者の人口が増えていく。先ほど平成24年度では6.5パーセント増加するという数字が出ておりますけれども、この時にこの制度というのは人口比率が増加すれば自動的に保険料が上がる仕組みになっているのではないですか。保険給付費が上がる、あるいは人口が上がると。そういう将来の保険料の値上げが確実に襲ってくるという制度になっているのではないかと思うんですが、その認識はどうでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 基本的には、高齢者の保険給付費、医療費によってこの保険税率決められてまいります。当然、人口が増えてまいりますと、医療費が増えていくわけでございますので、そのあたり、またあとは国の補助金の問題等もありますので、今後は人口が増えますと確かに保険給付費も増えてまいりますので、保険税率に反映をされていくものと認識いたしております。

16番（崎田信正君） そうなんです、これはあとで保険料がどんどん上がる仕組みになっているんですね。

2番目に、資格証明書の発行はしないということに移りますが、10月24日の衆議院の厚生労働委員会で舛添厚生労働大臣は、滞納者の保険証取り上げ問題について、「機械的に資格証明書を交付するものではない」と。自治体による独自の保険料減免については、「妨げられるものではない」と答弁をされているようです。現在、国保制度では高齢者の方には資格証明書、老人保健制度ですが、資格証明書を発行されないことになっておりますけれども、これは明らかに国民皆保険の趣旨から逸脱をするのが今度の制度だと思っておりますが、どのように考えているのか。これは前回もお聞きしましたけれども、改めて御所見をお伺いしたいと思います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 現行の国保制度におきましては、高齢者の方が資格証明書を発行されないこととしている点につきましては、老人保健の対象者につきましては保険料を国保の保険者に支払う一方で、給付は老人保健の実施主体である市町村から受けて、保険料を徴収した保険者が保険給付を行う仕組みとなっていないことから、資格証明書の発行対象ではございませんでした。

今回の後期高齢者医療制度におきましては、保険料徴収と保険給付を同一の主体、これは広域連合が行いますので、形といたしましては現行の国保制度と同じになります。したがって、被保険者間の公平性の確保と制度に対する信頼を維持していくために、滞納発生後1年を経過した滞納者に対しまして、災害等の特別な事情のない限り、国保制度と同様に資格証明書を発行することとしているところでございます。実際の交付基準等につきましては、今後広域連合の保険料部会の案をもとにこれから定められていくこととなりますけれども、制度の発足にあたりまして単に納期限から1年が経過していることをもって機械的に交付するのではなく、きめ細かな納付相談を行ったり、災害等の特別な事情がございましたら適正に判断するなどして適正な運用が行われるよう広域連合とも連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

16番（崎田信正君） 今、お話を聞いた中で、やっぱり高齢者がこのままこの制度に組み込まれるということは大変だと思うんですよ。保険証を持たない高齢者がどんどん増えていくような気がしますし、年金から天引きだと言いますが、別の弊害も出てくるということになるのかなと思います。この制度というのは、今言った保険料の減免とか資格証明書の発行だけが問題になっているわけではありません。診療報酬は別立てにして、医療内容に差別を持ち込む内容となっていることから、医療関係者から批判が強いわけです。中央社会保障推進協議会が調査をした11月4日の現在で、10の県議会を含む281自治体の議会で制度見直しなどを求める意見書が可決をされております。自民党も含めて全会一致で中止、見直しを求めるなど、高齢者の置かれている状況を直視し、立場を超えた運動が広がっていると聞いております。そんな中、政府与党も一部凍結ですが、打ち出さざるを得なくなっている。この際ですね、今言った問題が出てくるし、将来的には保険料が上がる仕組みにもなっていると。こういう制度をこのまま許すわけにはいかないという立場から、もう中止を国に対して求める考えはありませんか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 議員より後期高齢者医療制度の中止を求める御意見をいただきましたけども、本制度そのものの中止につきましては、本市及び広域連合単独での判断でできるものではないことをまず御理解をいただきたいと思ひます。

本制度の創設の背景には、人口の急速な高齢化と高齢者の皆さんの医療費の急激な増大を踏まえまして、今後も国民皆保険を維持し持続可能な医療制度にするとともに、高齢者の心身の特性に応じた適切な医療を行うために導入をされたものと理解をいたしているところでございます。

本市といたしましても、皆様方からの御意見を参考にさせていただき、今後の制度運営に生かしてまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） その高齢者の心身の特性を生かしたということで、今の医療制度でそれができないということはないと思ひますよ。明らかに医療の差別を持ち込んで、医療費の高騰を下げていくと。国が責任を持たないという発想から出たのがこの制度なんですね。だから、いろんな議会でも反対を言っているわけでありませう。特に、厚生労働委員会で当時の川崎厚生労働大臣は、「高齢者と若い人には期待される医療の中身が違ひます。若い人は病気を治して職場に復歸してもらいたいけれど、高齢者は終末期医療を充実させることだ」と答弁をされているんですね。昔、自民党のお偉いさんの中で、枯れ木に水をやるものだと言った人がおるといふことですが、正に今それをぶり返しをしようといふのがこの制度だと思ひます。

高齢者の人生や地域社会のことなどは考えずに、とにかく医療費を削減をしたいという狙いがあからさまになっているではありませんか。75歳になったから、あるいは65歳になって寝たきりの方など、年齢を重ねたことで社会的に弱い人だけをまとめて一つの制度にするといふ、差別をするといふことだと思ひます。もう何か言ふと、用済みだと言わんばかりの対応は、人間としての存在を否定することにもなるんです。これは介護保険制度でも同じであり、障害者の自立支援法でも同じことが言えるわけだ。こんな制度をこのまま実施することになると、高齢者切り捨ての尖兵の役割を皆さん方が担うといふことになるわけだ。地域社会に役立ちたいと、市民のために働きたいといふ公務員の誇りさえも踏みにじるものだと思ひますので、是非広域連合組合の中でもこの奄美市の実態、市民の実態をつぶさに見ていただいて、この制度はやっぱり駄目だ、改善だ。中止を求めるといふところに是非、頑張ってもらいたいといふふうに思ひます。これはまだ4月から実施ですから、また3月議会でも新たな動きが出てくるかわかりませうので、その時にまた宿題として残しておきたいと思ひます。この中では、市長が一番75歳に近いんじゃないかなと思ひますので、しっかりとまた勉強していただきたいといふふうに思ひます。次に、国民健康保険制度ですが、私は国民健康保険制度についてもこれまで度々質問をしまひました。これは高齢者医療制度、今のところとわりかし内容がかぶるところがありますので、質問事項を出しているもので単刀直入にしていきたいと思ひます。

9月議会で国保会計の決算が明らかになりました。18年度で累積赤字が3億3,100万円と。19年度決算の見込み、まだちょっと早いかなと思ひますが、見込みがあれば、そして20年度の国保税はどうなるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 平成19年度の決算見込みといふことでございませうが、まず医療給付費の状況は、10月末現在、これは9月診療分でございます、前年並を現在推移をいたしてあります。また、保険税につきましても、10月末現在は前年並の収納額となっている状況でございます。

このような状況からいたしますと、現段階におきましては、平成19年度において、単年度で収支の均衡が図れるのではないかと期待をいたしているところでございませう。今後、インフルエンザなどの流行など、時期的なもので医療費が増大することも考えられますので、なかなか見込みは立てづらいついのが現状でございます。

平成20年度の保険税につきましても、これまでの医療費分と介護保険分に加えまして新たに後期高齢者支援金分が創設をされます。それぞれの税率を見直す必要がございませう。また、国・県からの補助金につきましても、特定健康診査及び特定保健指導、これが新しく新設をされますので、不確定の部分がございませう。来年度の税率につきましても、補助金等の状況が把握できました段階で具体的にお示しをさせていただきますと思ひます。

16番（崎田信正君） 保険税のほうは決算の資料では収納率は落ち込んでいますね。18年度の予算の時には、91パーセントを目指したいと。収納対策を強化してそれを達成するんだといふのが答弁でした。

ところが、この資料によると12年度から18年度まで7年間の数字が出ておりますけれども、現年度分徴収率、一般の分ですね。これは18年度が88.02パーセントです。この7年間で一番落ち込んでいるわけですよ。収納率を高めたいと努力をされたのは確かだと思うんですが、それでも落ち込んでいるというのが市民の生活状況を表しているわけです。市役所の職員が無能力だということは言いませんよ。それが能力いっぱい頑張っても落ち込んでいるという市民の生活実態をどう見るかといったときに、これ以上の国保税の値上げはできないわけですから、そういう立場でしっかりと予算編成も組んでいただきたいということを指摘をしておきたいと思えます。

2番目の国民健康保険税の特別の事情を認めるなど、減免制度の拡充、これは先ほどとかぶりますけれども、これは生活保護というのは憲法25条で保障された最低限の生活を保障したセーフティネットです。その生活保護の受給世帯が増え続けておりますよね。ということは、生活保護のボーダーラインの世帯が多いということです。中には生活保護基準以下で受給せずにやっている市民の方もたくさんいるというのは、皆さん方がよく御存知だと思うんですが、そういった中でも特別の事情による減免がないということ自体が異常なことだと思うんですが、このことについてはどのように認識をされているのでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 減免制度の件でございますが、特別な事情等の減免制度の拡充についてでございますが、減免制度については議員も全議会、毎回御質問をされておりますけれども、国民健康保険法施行令第1条の3で定められております「災害・盗難」などの事由及び奄美市国民健康保険税条例の規定によりまして対応いたしておりますが、今後も法令や国保会計の状況を勘案いたしまして、個々の事例に対応して減免を検討してまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） 個々の事例に対応してということで、これまで何件あったのか示していただきたい。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 災害等の減免は過去に件数があつたと思えますが、今、詳細な資料がこちらにありませんので、またあとで資料等を差し上げたいと思えます。

16番（崎田信正君） 災害以外にやっていないんじゃないかなと思うんですよね。ここに詳細な資料というよりは、していないという返事になるんじゃないですか。

国民健康保険課長（福山 治君） 減免につきましては、今おっしゃられたとおり、災害以外の特別な事情というのは現在行っておりません。

16番（崎田信正君） 市民の中では、先ほど言いましたように生活保護基準以下で働いている青年もおられますよ。月で10万円ほどの収入だと聞いております。これで必要経費などを引くとまさに生活保護ぎりぎりやっけていて、この方は家賃も払い切れていない。もちろん国民年金も払い切れていない。国保税も滞納になっていると。こういったときに、病気になったらどうするのということなんですけど、こういった市民は、私が相談を受けた中にもおられますし、そのほかにもたくさんおられると思うんですよね。この人たちの生活とそれから将来設計をどう支えていくかというのが自治体の役割じゃないですか。そういったときに、特別な事情を認めないといったことをやっぱり転換してもらわないとここではもう住んでいけない。もうみんな本土に出ていっちゃうようなことになれば、また別な弊害が出てきますので、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

それで、次は資格証明書の発行ですね。悪質なものを除いて、止めるべきだと。悪質なものについては、これはきちんと対応するべきことは対応してもらわんとはいかんですが、国保の世帯数というのは9月で1万2,749世帯ですね。正規の保険証が出ているのは1万924世帯、残りの世帯は短期が997、資格証明書が536というふうになっております。そのほかには未交付も292世帯ということですが、いろんな事情でこの方は未交付となっているということもありますけれども、問題となるのはこの資格証明書、現在資格証明書の対象となる家庭の状況などは分析をされているのか、お伺いをいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 資格証明書の交付につきまして、9月現在の状況を議員のほうからお話ございましたが、一番新しい11月末現在がわかっていますので、まずこの保険証の交付状況をお知らせいたします。

国保の世帯数が1万2,694世帯でございます。そのうち普通の長期間の被保険者証の切替えを済まされた方が1万943世帯、86.2パーセントですね。それで短期の保険証、これは996世帯。資格証明書につきましては、494世帯で3.9パーセントとなっております。残りの261世帯が未交付となっております。

国民健康保険法または施行令の規則に定められているものにつきましては、1年以上の滞納がある場合にはこの資格証明書の交付ができるような規定がございます。例えば、納付相談または指導に一向に応じようとしないう者、それと収入状況等を勘案すると十分な支払い能力があると認められる者、納付相談または指導において取り決めた保険税納付方法、これは分割納付誓約ですね。これを誠意をもって履行しない者などを対象として、資格証明書を発行いたしております。

それぞれの家庭の状況を把握いたしまして分割納付を誠実に履行しているなどのそれぞれの事情により、短期保険証の交付等で対応している状況でございます。よろしく申し上げます。

16番(崎田信正君) 次、介護保険のところに移りたいと思います。

介護保険もいろんな問題があるんですけども、結局高齢者医療制度が出てくると介護保険が話題になることは少なくなってですね、課長も淋しい思いをしているんじゃないかなと思うんですが、もういろいろありますけれども、やはり基本となる保険料・利用料の減免制度の充実をということですが、現在高齢者の置かれている生活状況というのは年々厳しくなっておりますね。先ほど議論をしました後期高齢者医療保険制度をはじめ、医療費も1割から2割へと負担増になると。70歳以上の方ですね。高額医療費の限度額引き上げによる負担も生活を脅かすこととなります。減免制度づくりをこの間訴えてまいりましたが、低所得者の生活実態はより深刻さを増すこととなりますから、必要性は高まるばかりなんですね。いつまでも減免制度が必要ないということにはならないと思うんですが、そのへんの認識はどのようにお持ちでしょうか。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 大変高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にございますが、減免制度につきましては必要な制度であるとは認識をいたしております。保険料は所得段階別に6段階設定となっております。被保険者の所得が低い場合には保険料の負担も低くなる仕組みとなっております。低所得者への配慮を行っているところでございます。

奄美市におきましては、保険料の基準を下回る第1段階から第3段階の保険料の方は全体の64パーセントを占めておりますけれども、一つの例といたしまして、保険料を現在の6段階を8段階設定といたしまして、旧名瀬市の試算をいたしますと基準月額も現在の基準月額と変わりません。ほとんど影響はなく、最低額と最高額の格差は最低が年3万6000円、最高が年12万2,400円となりまして、約4倍の格差が生じます。被保険者の不公平感が生じる結果が算出されております。保険料の減免制度につきましては、先ほどからも国保のところでも後期高齢者のところでもちょっとお話がありましたが、災害等により負担能力が著しく低下をする場合もございますことから、そのような不測の事態における対応策として用意しているものでございまして、減免の申し出がございましたらその方の経済状況、資産、扶養義務者、そのような状況に陥った家庭の調査、それなどを調査をいたしました上でやむを得ないと判断いたしました場合には、減免の措置を講じてまいりたいと考えております。したがって、収入のみに着目して一律の減免はできないものと判断をいたしております。

16番(崎田信正君) 介護保険では段階別になっていますね。発足当時は5段階だったんですが、各自治体でこれでは大変だということで、いろいろ検討された一つに6段階を設けるという所があって、国のほうもそれを追隨したわけじゃないですか。国がやったから奄美市も6段階になっているわけですけども、今、これは別に8段階・9段階・10段階設けてもいいことになっていますから、今、部長のほうから8段階といった場合、言葉が出ましたけども、8段階のときで基準額が第4段階になるんですかね。それの何倍になっているんですか。そういう試算、数字が出ていますか。

介護保険課長(重野照明君) 現在、奄美市の介護保険料は、議員御案内のとおり6段階で設定されております。この6段階は、第1段階が生活保護、第2段階がそれに準ずる年収が、所得が80万円以下の方。(「8段階が基準額の何倍になっているかだけで」と呼ぶ者あり)

8段階はですね、自治体独自で設定することができまして、試算を行いましたときには8段階を年収400万円以上、基準額の2倍ということで設定いたしました。それで試算を行っております。

16番(崎田信正君) それで、今は6段階で基準額の6段階、1.5倍ですよ。第1段階が0.5ということになっていますけれども、これは東京都の港区の介護保険料の区分段階があるんです。ここは10段階なんです。第1段階が0.4なんですよ。第2段階も0.4です。奄美市では0.5と。第10段階は2.5に設定をしてあります。9段階が2.25、8段階が2というふうに細かく区分をしてやっているわけですよ。これは何が根拠かということ、国民健康保険税は7割減免などがあって、今一人世帯の所では1万6,800円ですか、1万3,800円。ところが、一番収入高い人は、打ち止めがありますけれども、56万円ですか。もう40倍ぐらいの差があるんですよ。今、介護保険料の場合は上と下では3倍しかないんですよ。これはもっと区分をしてもいいという根拠になるかと思うんですが、そこを3倍で収めているということをまず改善をしなけりゃいかんわけですよ。ここの東京のこの港区の場合は、第10段階は2.5、第1段階は0.4ですから、6倍強の開きをつくっているわけです。低所得者には少ない保険料に抑えると。高い人には申し訳ないけれども、もうちょっと頑張ってもらおうというような区分なんか、国保と比べればまだまだ緩いんですけどね。そういった立場で、介護保険料のことはこれからまた平成21年度に3回目の見直しが来ますけれども、そういう立場で是非、検討していただきたい。検討すべきだということをお願いしておきたいと思えます。

次に、福祉政策の充実にということではありますが、一つは妊婦健診の拡大はできないかということ。昨日も平田議員の質問にもありましたが、これは6月議会でも取り上げております。積極的な妊婦健診の受診を図るために、ほかの事業の見直しなども含めまして、実施計画に基づいて平成20年度に向けて財政当局と協議してまいりたいという答弁をされておりますが、その結果、何回に拡大されることになったのか、数字があればお示しをいただきたいと思えます。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 妊婦健診の回数の件につきましては、6月議会でも御質問がございましたけれども、昨日の平田議員の質問でも若干申し上げましたが、回数につきましては新年度予算要求で増加をすることを目的に要求をいたしたいと考えております。現在2回でございますが、2回の回数を今後財政当局と増加交渉をしてみたいと考えております。

今おっしゃいました6月議会でのほかの事業の見直しを含めまして、財政当局と協議してまいりたいがどのような事業の見直しかということですが、これは財政当局にお聞きしますとですね、妊婦健診に要する費用を全国で700億円追加をして、交付税で措置するという国の方針でございましたけれども、その中身を財政課で精査をいたしましたところ、確かに妊婦健診に要する費用はわずかではありますが増えています。ところが、妊婦健診以外のほかの老人保健事業費におきましては減額をされておまして、衛生費全体ではマイナスとなっております。このため、その必要性を十分考慮しなければならない衛生費全体において、ほかの事業の見直しどころか現状を維持するのが手一杯という状況でございます。

しかし、来年の20年度予算編成に向けましては、この妊婦健診の公費負担の回数を増やしてみたいと今考えております。

16番(崎田信正君) この件については、厚生労働省が調査をやってますね。もう8割を超す自治体が拡充をするというふうになっておりますので、是非実施をしていただきたいと。中には14の健診に補助を出すという所も出てきているんですよ。最低5回は、これはもう責任を持ってやってもらいたいということですが、その事業の見直しの時ですね、ほかのところを削ってはいかんの当然なんですよ。奄美市の財政規模というのは、一般会計で280億円ほどありますよね。その全体の中から金額を見つけ出してこない、衛生事業の中だけであれこれやりくりするとすれば問題が出てきますので、そのほかの事業といったときにはそこを超えた予算全体の中で今これが必要なのかといった立場で検討していただかないと、もともとある衛生費の中で、こっちを移してこっちを止めてということにはならないというふうに思えます。

次の父子世帯見舞金の増額拡大ということですが、昨日は師玉議員から母子世帯のことがいろいろ議論がなされました。児童扶養手当の質問もあったわけですが、父子家庭はまた大変なんです。9月議会でも父子世帯見舞金の補正予算が提案をされました。私もここで父子世帯見舞金について知ったということなんです。この制度についての説明を求めたわけ。そのうちの答弁では、「母と生計を同じくしていない父子世帯の児童の心身と健やかな成長を図るため、合併後も当分の間ということで事業を進めている。一人につき年額2万円、児童二人以上の世帯は2万6,000円支給している」と答弁をされ、名瀬・住用にも適用してほしいといったことに対して、「奄美市も財政状況が厳しいので、新市で再検討することになっています」と答弁をされました。私はその委員会、これは拡大もして増額もして、ほかに切り詰

めてというのはさっき言ったほかの衛生関係を切り詰めるということではありません。不要な事業があればそこを切り詰めて優先をしてやるべきだと指摘をしました。ところが、そのあと開催をされた平成18年度一般会計決算委員会では、合併協議会で21年度から廃止することが決まっているというふうに答弁があったということであります。私は、廃止するのではなくて継続すべきだと思いますが、父子世帯見舞金が創設された経緯はどうだったのか。現在の対象者は、調べていただきましたが、笠利町で11名、名瀬・住用地域で適用を拡大しても37名程度だということなんですね。もちろん対象者の移動とか変化もあるかと思いますが、年間100万円あれば今のままで継続・拡大できるというふうに思います。意外に対象者が少ないなと思いましたけれども、これは離婚された場合ですね、母親方につけば児童扶養手当、月額で4万1,000円余りの支給がありますので、もうそうならざるを得ない。それでも父子世帯として子どもを抱えてね、生活をしている方に対してわずか2万円。これは本当、児童扶養手当並に増やしてもらいたいと思いますけれども、これさえも削ろうということがどういうことでそうなったのかですね、説明をいただきたいと思います。創設された経緯と拡大継続できるということについて、どのように考えているかですね。

福祉事務所長（大井進良君） 御質問の父子世帯見舞金のことでございますが、確かにおっしゃるとおり、笠利地区のみで現在実施されております。この経緯でございますが、母子には児童扶養手当というものがございまして。ところが父子に対する手当が何もないということで、昭和54年に創設されたようでございます。どちらからの要望があったのかは定かではございません。対象者は、母子の場合と同じでございます。18歳に満たない者を扶養している場合ですね。現在は一人につき2万円、二人以上のお子さんがある場合には2万6,000円を支給されております。それから人数でございますが、11月現在で名瀬地区を加えました場合に51世帯、これを金額に換算しますと118万2,000円ほど必要となります。

なお、旧名瀬市におきましても以前父子手当というものがございまして、これは10年ほど前に廃止されております。名瀬地区においては、再度廃止したものを復活するのはふさわしくないだろうという合併協議会での判断があったようでございます。その後、合併移行調整の中で、当分の間、新市において実施するというふうに決められておまして、当分の間というのをおおむね3年間というふうにしております。この制度の21年度からの廃止の件につきましては、この合併調整の中で十分に議論がなされた結果として受け止めておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

16番（崎田信正君） 名瀬地域でやっていてね、廃止をしたのが復活するのがいけないというような議論が何でも出てくるのか理解に苦しむところでありましてけれども、十分に議論された結果だということですが、本当に十分に議論されたのかなという疑いを持つわけです。これは質問出したあとですね、ちょうど11月25日のテレビ番組ですが、見られた方もあるかと思いますが、ちょうどこのテーマについて報道されていたんですね。日曜日の1時からの番組で「噂の東京マガジン」ということですが、テレビ番組の新聞タイトルが、「頑張れ、父子家庭の過酷な実態」というものです。旧笠利町の時代に条例を作って実施をしている事業であり、なぜ廃止すると結論が出されたのかということですが、父子世帯の生活実態を調査をしたのかどうか。そこだけ答弁してください。

福祉事務所長（大井進良君） 調査をされたのかということですが、私のほうではそういう情報は今持っておりません。

16番（崎田信正君） 十分に議論していないという結果だと思うんですが、これは昨年まで土木の仕事があった人が、40代のお父さんと今五つになっているんですかね、その子どもさんの父子世帯なんです。生活保護の相談をしたけれども、働きなさいということで駄目だったと。これはこれで問題だと思いますが、別の機会で取り上げたいと思いますけれども、子どもはおばあちゃんと同居することになって、そこで生活保護を受けるようになったというところがあります。また、子どもをおじいちゃん・おばあちゃんの所に預けて、自分はお嫁ぎに行くと。お嫁先でも十分な収入がないために仕送りもできないというような家庭はいっぱいあると思うんですよ。そういった状況の中で、わずか2万円の父子手当見舞金を削ろうという今の奄美市政じゃないですか。これを変えると。また職員の方も、散々職員の意識改革と言われたときに、市民の目線で見ると、生活・暮らしの目線で見るといことはよく言われますけれども、正にそこが欠如しているのが今度の結論だと思うんですが、平成21年度に廃止ということですから、まだ期間がありますので、是非これぐらい100万円～200万円あればできるわけですから、年間ですよ。月じゃ

ありません。これは是非、復活をさせていただきたいというふうに思います。検討の余地があるんですか。そこだけ。

福祉事務所長（大井進良君） 確かにおっしゃりますことはよくわかるんですが、我々も福祉を進める立場としては、必要なものはできるだけ進めていきたいというふうには思っております。しかしながら、先ほど財政当局のほうからの説明もあったと思いますけども、歳出予算の中で、福祉の占める割合というのは非常に大きなものがありまして、各分野で削減をされておりますので、福祉のほうの見直しもある程度はやむを得ないのかなというふうに理解をしております。一応財政のほうとも話し合ってはみたいと思っております。

16番（崎田信正君） 是非話し合っていたいただきたいと思います。そのときに、奄美市の全体の予算からどれだけどう引っ張り出すかという立場で考えていただきたいと。やっぱり地方自治体とは冒頭に申し上げましたように、市民の福祉を守るという仕事を最優先にするということが基本でなければいけないと思いますので、是非検討をお願いしたいと思います。

次に、名瀬測候所の存続運動についてですが、これは今年の5月ですね、全国の測候所を5年後原則廃止というのが方針で示されております。この件については地元新聞がいち早く社説で取り上げ、存続の必要性を指摘をしましてまいりました。昨年10月にこのとき郵便局を残そうという運動と一緒に測候所を残す団体として、「奄美の未来を考える共同の会」が発足をし、街頭署名などに取り組んでおります。新聞でも報道されておりますけれども、ここの団体は今年の5月24日に国会請願団を組織して存続に向けて要望を行うなど、奄美郡民の命と財産を守る名瀬測候所の存続に向けて奮闘を今も続けているようであります。

そこで質問ですが、8月30日付けで市長と議会議長の連名で気象庁の長官あてに要望書が出されておりますが、その文面も承知をしているところであります。さらに、奄美群島の市町村長会でも要望されているようでありますけれども、既に種子島の測候所は10月1日に廃止をされております。市民生活に大きな影響を与える名瀬測候所の存続について、現状をどのように認識をされているのか。また、自治体として今後どのような取組をされるのかお伺いをしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 名瀬測候所の廃止についての認識ということでございますが、台風常襲地帯の本市におきましては、名瀬測候所の発表する情報は、ただ単に自然災害を未然に防ぐだけではなく、各種の経済活動に重要な役割を担っておるものと認識をしております。市民はもとより、農業・漁業従事者にとって欠くことのできない情報となっております。このようなことから、名瀬測候所の存続につきましては、奄美市にとって是非とも必要なことであるので、測候所の原則廃止問題については重要な問題であると認識をしております。

そのようなことから、先ほどございましたように8月30日に市長が直接、気象庁長官に対しまして議長との連名で存続についての要望を行ったところでございますので、今後は状況を注視しながら県それから奄美群島市町村会と連携をしながら、時期を逸しないように要望活動を行ってまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） 先ほど紹介をいたしました民間の共同の会は、民間としては本当に頑張っていると思いますけれども、こういったところと定期協議などで情報の共有化を図る。自治体として、やっぱり情報は豊富だと思うんですね。そういったところと何らかの連携を図り、官民一体となった運動を進めることが必要だと思いますけれども、市長のリーダーシップが必要だと思うんですね。今後いろんな活動が展開されることになるとは思いますけれども、シンポジウムあるいは島民の決起集会など自治体として積極的な対応を民間と一緒にやるといような考えがないのか。昨日の質問で皆既日食の場合は、もう全課挙げてやろうというように準備されているようですが、それと同じような気持ちと言いますかね、今、部長が言われたように本当に大切な測候所ですので、そういう考えはないのか、一言だけ。官民一緒になってやるかどうか。

総務部長（福山敏裕君） 存続をさせるということが最優先でございますので、その件につきましても関係機関と協議をしながら検討させていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 46 分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後 1 時 30 分）

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 午前中の崎田議員の後期高齢者医療制度の質問の中で、私の答弁に不適切な答弁がございましたので、このように訂正方をお願いします。

崎田議員からは、高齢者の人口が増えたら自動的に保険料が上がるというシステムかという御質問でしたが、私の答弁では、議員御指摘のとおりというふうに答弁したということでございます。これは、次のように訂正をお願いいたします。高齢者の人口が増えましても、保険給付費が増額しなければ保険料は下がる場合もありますというふうに訂正方をお願いいたします。

（「そういう答弁だったら、再質があったのよ。間違いないからね、高齢者人口が増えれば保険料が上がるというのは」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） あと委員会のほうでよろしくをお願いします。

（「そういう答弁であれば、再質問する必要があった内容ですよ」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） 訂正を認めないということですか。

（「答弁の訂正だから、それはいいけれども、そういう答弁であれば再質問の保証も組んですべきだということですよ」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） はい、よくわかりましたので。当局におかれては以後、十分気を付けるようお願いいたします。

それでは、午前に引き続き一般質問を行います。無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5 番（戸内恭次君） こんにちは。私は、無所属の戸内恭次でございます。質問に入ります前に、この度の市議選におきまして、故郷の皆さん、住民運動の仲間の皆さん、多くのお会いしたこともない市民の皆さんに御支援をいただき、この議会で議論をさせていただけるチャンスを与えてくださったことに、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、今回の選挙で、子どもに付けを回さないことを大きなテーマとして掲げてまいりました。そのためには、住民の目線での市政改革が必要であると訴えてまいりました。この奄美市を第二の夕張にしてみたい。住民が政治に参加し、議会が市の行政をチェックする機能を果たしてこそ、未然に夕張化を防ぐことができるのです。議会は行政をチェックし、市民は議会を議員をチェックしなければなりません。住みよい奄美市をつくっていくために、行政・議会・市民がそれぞれの立場でその役割をしっかりと果たしていくことが大切なことでもあります。

さて、奄美市はこのままではいけない、何とかしなければならないという声は市内に渦巻いております。こうした声に押されて、昨年、新生奄美市長選において、私どもは叶 芳和氏に立候補いただき戦ってまいりました。僅差で現市長に敗れはいたしましたが、11 年の実績ある市長に対し、無投票ではいけない。そういう決意で一月前に立候補した叶氏に互角の票が集まったことは、平田市長の行政手法に対する市民の怒りであったと考えます。したがって、平田市長は、選挙戦に勝ったものの、政治的には支持されていないことの証左だと考えております。

私は、6 年前から住民運動に関わってまいりました。これはまちづくりの問題でございます。今の行政が進めていっているまちづくりでは、このまちを破壊するものであり、また財政的に窮屈な財政を強いていくと、市民の生活を圧迫するものであると考えて反対をしましてまいりました。私ども反対をしている者にとっては、正に自らの人生が変わるようなまちづくりであると。地権者にしても、テナントの皆さんにしても、そういう不安な思いでございます。こういう不安なことを 6 年間訴えてまいりましたけれども、聞き入れてもらえず現在に至っているわけでございます。

私は、このまちづくりを見直していただきたい、白紙にしていきたい。そういうことで選挙戦も戦

ってまいりました。結果、市民の協力をいただき、議席を得ることができたわけでございます。選挙戦を通じて、今の市の行政が行っているまちづくりに対する一般市民からの不安も多く聞いております。市長の耳には届いていないようでございますけれども、是非、今日のこの質問を通じてわかっていただきたいと思います。市長は、今回のこのまちづくりを時のアセスメントにかけるお考えはございませんでしょうか。要望いたします。

この時のアセスメントは、伊藤知事がおがみ山ルートを国道58号線の計画について、また埋立てについて伊藤知事が時のアセスにかけると言っておられるからであります。このまちづくりの問題も同様ではないかと考えます。是非、この時のアセスということを考えていただきたいと思います。質問については、発言席から行わせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 戸内議員に申し上げますけれども、第1回の質問は、演壇のほうからというふうになっているというふうに思いますけれども。申し合わせ事項の際にそのようになっていると思いますが。

5番（戸内恭次君） それでは、質問の内容を先ほど時のアセスにかけることはしていただけますかという質問をしたと思いますので、そのことについてまず第1回目の質問とさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） それは、通告に入っていますか。質問は通告ですので、質問通告したそのとおり行っていたいただきたいと思いますけれども。

5番（戸内恭次君） それでは、前のほうにしゃべることについては終わらせていただいて、こちらのほうからの質問ということではいかがでしょうか。

議長（伊東隆吉君） 再度申し上げますけれども、議員の最初に世話人会がございましたですね。1回目は演壇、2回目以降は発言席というふうに了解いただいているものと思いますけれど。したがって、再度演壇のほうでもう一度質問をお願いいたします。

5番（戸内恭次君） 失礼をいたしました。市長にまず第1問としてお答え願いたいと思います。私が先ほど申し上げましたような、住民の皆さんが大変不安に思っている。地権者の皆さん、テナントの皆さん、また一般の住民の皆さんが大変不安に思っています件についてでございます。このまちづくりを市長は責任を持って成功させると胸を張っておっしゃることができるのでしょうか。もし、この95パーセントは失敗すると言われているこの広い道路を造って、商店街をつくるということについて、私も住民説明会の中では成功率は5パーセントだと言われております。95パーセントが失敗されている計画でございます。そういうことをわかりながら、この計画を進めておりますけれども、市長は胸を張って成功させるとそうおっしゃっていただけるのかどうか。自信を持っておられるのかどうか。お尋ねいたします。お願いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 戸内議員の質問でございますが、結論を言えば一言で済むことなんです、少しかかり経過を申し上げて答弁に代えたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

御存知のとおり、この名瀬のまちの名瀬港があり、そして重要な主要道路はこの名瀬のまちを中心にして北に延びる国道58号線、南に延びる58号線、西に延びる県道主要地方道、こういう道路が名瀬のまちを中心として整備が進んでおります。また、市街地には、中心市街地と言われる繁華街と申しますか、商業地域がございますし、そして関連して官公庁、また専門学校と高等学校、それから医療や福祉関連の施設という機能を備えたまちであります。商店街を取り巻く中で、こういう機能が集約されているまちであるということは御承知のとおりであります。したがって、奄美群島の中心都市としての都市機能を担う地域であるということの認識は共通のことだと思います。この都市機能も長い歴史の上に築き上げられ、これからもその機能は継続されるべきものだとこのように認識をいたしております。これらの機能が集約されたということは、やはり先人たちの知恵が結集されているものでもあり、今後もこのことは大事にしていかなければならないとこのように思います。そのような基本的な考え方のもとにおいて、この中心市街地のまちづくりを進めておるところであります。

その間、多くの議論があったことは御承知のとおりであります。その多くの様々な意見や今後も奄美の中心的な役割を担っていく名瀬市街の将来を踏まえて、事業を所管する国や県との協議などを積み重ね、事業の必要性、重要性、緊急性などを総合的に判断し、事業の実現を図っておるところでございます。

このような中心市街地の計画では、「みなとまち名瀬」という顔づくりを位置付けまして、港づくり、道づくり、まちづくりをリンクさせた大きな事業であるわけでありまして。このことを成し遂げることによって魅力あるまちを中心市街地を目指していこうということでございます。その間に多くの人たちの意見を集約し、まちの魅力、まちの活力を生み出していく方向で行政としても取り組んでおるところです。

今後この事業をようやくと申しますか、都市計画審議会の決定を得て、事業を執行することができました。かなりの時間を要したなという思いはございますが、今の中心市街地、特に中心商店街を見ましたときに、このままでは寂れていく一方だという意見がまたあるわけでございますから、何とかしてこれらのことの歯止めをかけて、将来の市街地の形成を図っていくということでは、大事な仕事でありますし、これを今、考え直すというようなことは、昨日も申し上げましたが変更すべきであるという条件環境というもの、私には寄せられていないものだとこのように認識いたしておりますので、現時点ではこれを粛々と事業を進めて目的を達成したいとこのように思います。

5番（戸内恭次君） 今、まちが寂れていくということの一つの今回の計画ということにされておられますが、これは当然、公共事業、特に道路事情が良くなって方々にそういう商業地ができる環境になったということで、中心商店街から客が流れていくというのは当然と言えば当然でございます。これは一つの大きな時代の流れでございます。ですからといて、16メートル道路を現在通す計画がございますが、それを通したからといて、そこに客が戻ってくるという保証はないわけでございます。むしろ失敗をしている例が多いということでございます。

この道路計画はもともとシンボルロード計画というものがございまして、それから末広・港土地区画整理事業への事業が変更されていったんですが、このシンボルロード計画あるいはそれ以前の都市のつくり方ということについて議論をされたことがあると思っておりますが、そのことについてまずいつ頃からその議論がなされたのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

建設部長（平 豊和君） シンボルロードの計画につきましては、平成12年度の当初の末広・港土地区画整理事業の基本計画や平成13年度のまちづくり総合支援事業調査におきまして計画案が作成されたものであります。

5番（戸内恭次君） 平成12年からとおっしゃいますが、その以前からの都市計画が確かございますが、それについてはいつ頃からですか、そのマスタープランのそういった表現されていますけれども。

建設部長（平 豊和君） 以前につきましては、平成9年度の都市計画マスタープランにおいて、その計画が出ております。

5番（戸内恭次君） 平成9年からこの計画が始まっているということでございます。そして、その計画がどんどん変化していっていますが、その平成9年からの計画の変更について、どういうところが変更されたかということについて、中身までお願いします。

建設部長（平 豊和君） その計画におきましては、朝日通りから奄美本通りまでの区間について、幅員31メートルのシンボルロード、その地下に地下駐車場、並びに区域の中心にシンボル広場として公園を計画したものでございます。

その後、当初想定してました商業施設を見越した大きな街区の設定、あるいは名瀬測候所街区と連結した地下駐車場の必要性や実現性、その公共施設用地の確保に伴う地権者への減歩負担、並びに施設整備に係る事業費などを総合的に判断し、その後の計画におきまして必要な見直しを行い、現計画を策定したものでございます。

5番（戸内恭次君） 今お話ししていると、当初からしますと相当事業内容は変わってきていますね。その事業に関わった予算、それについての変遷までお願いします。

建設部長（平 豊和君） 本事業計画では、平成12年度のシンボルロード計画を含む最初の基本計画では、施行面積は3.4ヘクタールでありまして、全体事業費は138億円となっております。平成15年度のシンボルロード計画の見直しを行った変更基本計画では、施行面積は3.2ヘクタールとやや減少しております。全体事業費も111億円と減額となっております。

この基本計画に基づき、平成16年度には都市計画決定を行い、国の補助事業としての認可を受け事業をスタートさせたものであります。その後、平成17年度にかけて詳細に現況調査等を行い、平成18年度に決定した現事業計画では、施行面積は3.2ヘクタールと変わりませんが、全体事業費は98億円と減額となっており、この計画に基づきまして現在事業に取り組んでいるところでございます。

5番（戸内恭次君） 138億円から111億円、そして98億円、これはやはり行政の皆さんが住民からの声を聞いたり、そういうことでどんどん計画が変わっていき、予算も変わってきたと思っております。そういうことで、いったんそういう計画をなされてもやはり住民の声、あるいは行政の皆さんの良識ある判断で計画変わってこれるわけでございますので、今回の16メートル道路を通すということについても十分可能であると思えます。是非こういう方向で考えていただきたいと思えますが、予算が厳しくなれば当然予算枠は小さくなっていかなくちゃいけないし、必要もないと思われる事業については削っていくことは当然でありますので、今後もそれは不可能な話じゃない。そういうことで、時のアセスメント、それも必要であるというふうに考えます。

ところで、現在98億円の事業でございますが、市の持ち出しとしていくらというふうに計算されておられますか。

建設部長（平 豊和君） 現在19年度の予算の内訳でございますが、事業費が98億1,000万円でございますが、その中で国費が41億2,600万円でございます。市の負担が56億8,300万円ほどとなっておりますが、その中で市の負担分の中の起債が54億円余りとなっております。一般財源につきましては2億7,000万円ほどでございます。

5番（戸内恭次君） 今、市債54億円とおっしゃいましたけれども、わかりやすく言うと54億円を借金でやるとこういうことですか。

建設部長（平 豊和君） はい、そのとおりでございます。

5番（戸内恭次君） 則課長にお尋ねします。こうした財政上厳しい折、この54億円の借金ということでございますが、これについて今後の財政健全化について、どういうふうな関わりを持ってくるのでしょうか。

財政課長（則 敏光君） ただいまの54億円でございますが、先般来、事業実施計画・財政健全化計画といろいろと精査いたしまして、事業に最優先課題として乗せる計画をいたしております。この合併特例期間につきましては、可能な限り合併特例債を活用して、交付税措置の大きい、跳ね返りの大きい、市の持ち出しの少ないもの、できるだけ後年度に交付税措置が来るような起債を優先的に充てて考えていきたいというふうに思っております。

5番（戸内恭次君） 市の借金返済に、毎年42億円の返済を充てているということと、今回この市債が重なるということとの関連。また、この返済時期というものについては、どういうふうになりますか。

財政課長（則 敏光君） 最大限38億円という枠を設定いたしております。これは特別会計も含めてでございますが、その中で一般会計は普通建設、従来の公共事業に要する起債、地方財政法第5条の5条債というふうに言っております。おおむね22億円程度を毎年度予定する財政健全化計画でございますが、その範囲内に収まっておりますし、公債費、元利償還につきましてもその中の一部に入っております。

5番（戸内恭次君） 先ほどの市債、54億円を含めた56億8,300万円、これが市の持ち出しであるというふうに言われましたけれども、こういうことを今回の区画整理事業がなされずに、この56億8,300万円を有効に使う方法ということについて考えられたことはないですか、市長。

市長（平田隆義君） 奄美市区で公共事業を進めていくわけですが、住用等については午前中も議論ありました簡易水道の整備、それから今後当然に下水処理ということが入ってくるだろうと思いますし、笠利のほうでも同じように水道整備、上水道整備と下水道整備を今進めております。その中で、道路に関係する予算というのがございます。ですから、この道路予算ということとまちづくりの予算、こういったものを合わせたときには、この予算はやはり名瀬の中心市街地で利用するということができるわけですから、そのような方法を取らせているわけです。

総枠として、今後の公共事業の在り方を検証していくわけですが、それぞれの地域が最も求めているものを優先的に、また効率よく地域の住んでいる人たちに大きな利便を与えるものを選んでいくということだろうとこのように思っております。

5番（戸内恭次君） 私が希望したというか期待したのはですね、この中心商店街にこれだけの大きなせっかくの自主財源を投入するという考え方ですね。観光客が喜ぶような政策でもないし、また一般住民の皆さんが喜ぶような計画でもないところと思っています。むしろ笠利・住用地区の農業ですとか地域産業興しに回していくことが、むしろ商店街のためにもなるのではないかと。要するに、周辺の皆さんが豊かにならなければ、いくら活性化と言われても、人が集まって活性化なんです。車が通って、それが活性化ではないんです。そういうことで、本当に活性化を望むのであれば、笠利・住用のそういった人たちがもっと豊かになれるような方法、そういったことをもっと経費の使い方として考えていくべきであろうと思いますし、またこの商店街は、確かに古くなったから駄目だという考え方もありますけれども、逆に古くなったからこそいいということもあるわけです。

最近の国の政策として、コンパクトなまちづくりと言われます。御存知だと思いますが、それは車中心の社会から歩きながら歩いて暮らせるまちをつくらうというのが国の方針にもなって変わりつつあります。そういうことで、このまちづくりの在り方を国ももう既に反省をしているわけです。総務省のほうのデータからもそういうことが伺われますけれども、たまたまこの奄美市がこの中心商店街、たまたま今のままで良かったから、むしろ遅れたけれども遅れたことがプラスになって、国が反省したことをむしろ奄美市は表現をしている、表現をしている。この中心商店街はそういう皮肉な商店街になっているのではないかと。14年も前からかけてやってきた計画が、実は時代遅れの計画であり、現在の奄美市を工夫しながら生かしていくことのほうが、まちづくりの先進地になっているのではないかと思います。

今、人を呼び込むための方法としていろいろ方法があると思いますが、私は現在のこの中心商店街というのは本土で言いますと駅前商店街であると思います。皆さんも本土に行かれておわかりかと思いますが、駅前に駅を中心とした商店街が発達しております。正にこの駅がない奄美市中心商店街、これが駅があるような駅前のような商店街を形成してしまして、この商店街に16メートル道路を通すよりも、今現在、朝日通りから支庁通り、また古見本通り、永田橋通り、この大きな四通りに囲まれた貴重なむしろ財産だと思っています。この財産を16メートルということを通すことによって切り割くことになるし、今から魅力あるまちをつくっていくために、むしろ16メートル道路は弊害である。弊害であって、しかも予算まで、せっかく奄美市の財政として54億円を借金するわけですから、この借金を注ぎ込むけれどもこれが生かされないということになると。

近い将来どうなるかわかりませんが、埋立地ができます。その埋立地に商業地域が移る可能性もあるわけです。そういうことで、一生懸命市長が先頭に立ってがむしゃらにやっていますこの計画が、実は新たな商店街があつという間にできて、ただ道路が広がったと。そういうことになりはしないのかなと思います。必要なことは、このまちに人々が遊びにこれるといふ、癒しの空間といふか、若者たちが自分のビジネスを立ち上げることでできる、そういう空間としてむしろ活用すべきであると思います。例えば、全天候型の人々が集まるようなイベント広場ですとか、また通りの間にむしろ路地をたくさん造っていくと。その路地を造ることによって、小さなお店が介在できる。この中心商店街から外に出ているお客さん、むしろ小さなお店を中に入れ込むことによって集客を少しでも増やすことができる。そういうことで、この商店街を残すことこそが観光だとか世界遺産とか、そういうことで奄美市が生まれ変わろうとするときに、この商店街を生かすことを考えることのほうが、私は前向きな市の在り方ではないかと思います。

それで、お尋ねしますけれども、現在のこの16メートル道路を通すための事業決定をしているわけですが、この事業決定のための、あるいは事業推進のための遊休地ですとか、あるいは施設を購入されたりしておりますけれども、その点を是非お示しください。

建設部長（平 豊和君） 現在、19年度からではございますが、用地先行取得ということで店舗や、事

業は18年度からの予算でございますが、それを19年度で実施しておりますが、用地先行取得を現在取り行っているところでございます。

5番(戸内恭次君) 用地先行取得ですが、その取得の基準がどうなっているのか、教えてください。

もう一度繰り返します。用地先行をする基準ですね。むやみやたらに買っておられるとは思いませんが、どういう基準で買っておられるのかですね。

建設部長(平 豊和君) 用地を先行するに、決まった面積がございます。もちろん施行区域内の中で、現在、対象は26件でございます。

市長(平田隆義君) 土地をむやみやたらに買っているという表現がございましたが、そうじゃございませんで、定められた3.2ヘクタールが今、都市計画区域と定められました。そこへ道路や公共施設を設置する必要があります。そのために必要な面積がいるわけですから、そういう意味で、そのための土地を購入すると。それで足りない分というか、減歩というのが出てくるわけです。土地や家を並び換えてまちをつくっていくということですので、当然に必要な面積が定められますから、その範囲内で必要な土地を先行取得をして、そして都市計画をするということですので、御理解賜りたいと思っております。

5番(戸内恭次君) むやみやたらにといった表現がまずかったようでございますが、それでは無秩序に買っているということがあります。これは申し上げます。それは、事業決定をされた地域で、競売物件がございました。その競売物件を一般では2,200万円、奄美市が買ったのが3,110万円。これはですね、事業決定が既にされている所です。事業決定をされているところの土地というのは、一般の人が買う場合には、これは場合によっては強制執行がかかるかもしれないという思いを持って買うわけです。競売物件、事業決定内の競売物件ですね。ですから、放ったらかしておいても、これは事業決定されたということは場合によっては強制執行もあり得るということで、市もみて当然なんですね。ところが、どういう理由か、約900万円ほど高い値段で買っている。しかも、その買った土地にいわゆる自営業、商売を営んでいる人がいます。そういう人が、今度は立ち退き料を市に要求したらどうするんですか。900万円だけではないんです、この差額は。要するに、営業を補償しなければならないわけですが、市は。市が大家さんですから。私たちは、住民説明会の中でそういう立ち退きの場合は、民々間の取引で立ち退きはしてくださいということを市のほうから説明を聞いてますが、そういう事業決定された所を、しかも奄美市が大家さんになって貸すという形になるんですから、そうしますと奄美市に対しまして営業の補償ですね、事業によって立ち退く場合は営業を補償しなければならない。今ですら民間よりも900万円の高い価格で買っているのに、例えば1,000万円の営業がありました。2,000万円の営業利益がありました。3年間間違いなく決算していますと。そういう数字を出されたときに、奄美市はそれは営業補償しなくちゃいけないわけです。そういうことで事業区域内でどうしてもわざわざその土地を買われたのか。私がかねてから理解に苦しんでおりますが、是非御説明ください。

建設部長(平 豊和君) この件につきましては、確かに競売で落札を、ほかの競争者もいた中で先ほど数字の提示がありましたが、その落札3,100万円で市が競売で落としたものでございます。これは、当初の計画の中にもございまして、買収の面積の中にも当初の中で組み込まれていたものでございます。

5番(戸内恭次君) 財政の予算範囲内であるということではございますが、こういうことは今からも起こり得るんですか。それともこの例が最初で最後ですか。この事業決定内に、事業決定されたその地域の買い取りですよ。建物を含めた買い取りですね。今後予定されていきますか。

建設部長(平 豊和君) これは、競売という特異な件でございまして、この区域内に私どもが今現在持っている情報でも、ほかにこういった所があるという情報は得ておりません。

5番(戸内恭次君) どうも私に入ってくる情報と違います。任意である土地家屋を購入しようとする動きがあるやに聞いておりますので、今のお言葉は、私は調査し直していただきたいと思っております。これが競売だから特異の例であるということ今おっしゃられましたけれども、そうではなくて、ほかにそういう例があるというふう聞いております。その点どうですか、その話聞いておられませんか。

建設部長（平 豊和君） そのことについては、私どもは把握をしておりません。

5番（戸内恭次君） わかりました。これは、私が聞いておりました、また調査をいたしまして、こういうことが次々行われますと、何のための事業決定か、意味がないですよ。事業決定の一つの大きな意味というのは、新たに土地を買った人が木造だったのにビルを建てると。ビルを建てたら、その補償をしなくちゃいけないですね。事業を進めるときに。ですから、そういう無駄な経費をかけさせないように、今回、私どもで言えば鹿児島県知事の認可を必要とするんですよ。事業決定をされた意味というのはそういう意味も含まれていますよね。市長、どうですか、その付近は。

都市整備課長（田中晃晶君） 事業決定後のことですが、ただいま議員がおっしゃったそこに鉄筋の何階建てが建つとかということについてはございません。事業決定をしたということは、木造の2階まで、もしくは地下室を有するという規制がございます。また、細かくございますが、大筋で言いますと木造の2階まででございます。

5番（戸内恭次君） 私が言っていることが理解できないようですが、事業決定というのは一つの建設に対する制限を設けるわけなんです。ですから、むやみやたらに普通の人は買わないんですよ。事業決定された所は。その付近は先ほど、もう一度、わかっていただけでしたか。

都市整備課長（田中晃晶君） 議員は、先行取得の競売物件のことについてのお話だというふうに思いますが、これはこの物件を買う、買わないにつきましては、それぞれおの個人のそれぞれの事情があると思われま。我々がこの競売物件を購入しましたいきさつにつきましては、平成15年から個人面談等によりまして用地先行取得に対する意向確認をしております。そのあと17年度にもやりました。それから18年度にもやっております。その中で土地所有者の78名に対してアンケートをやりました。その中で、この競売物件なるものがその当初からその意向があるということで我々は参加したものであって、地主さんの意向がなかったものに対しての物件については現在は進めておるところじゃありません。

5番（戸内恭次君） 建設部長との意見が若干違うようですが、建設部長はこれは特異の例であるというふうに言われていましたけれども、田中課長の場合は、いやそうではなくてまたいわゆる希望すれば購入する予定があると。そういうふうな意見に取られますけど、どうですか。

都市整備課長（田中晃晶君） そう申しているわけじゃございませんで、用地先行取得に対して市のほうに譲る意向があるかということのアンケートをやった結果だと申し上げておるんです。

5番（戸内恭次君） 私が心配するのは、競売物件と同様なことを、たまたま競売物件であるからということで今回はそういうことでやむを得ない部分もあるかもしれません。しかし、これは本来は奄美市民の財産、いわゆる税金を無駄に使っているということの認識だけはわかっていたきたい。

それと、もう一つ、こういうことをまた競売物件ではなくて、いわゆる市に売りたいからという意向がある人から先に買っていくという手法がですね、まだあり得ると。それがなされようとしているということですね。それは何を意味するかというと、事業決定ということによって事業が進められて、一つの予算が決められているわけですね、一定の予算が。それがどンドンどンドン希望者だけ先に買っていく。しかも予算があるうちに買っていくというふうな万が一、ことになると、いわゆる市に私の家・土地をどうぞ買ってくださいますと。順番先に買っていくのかと。そういうことで、評価、今回約100万円で競売物件、土地を100万円で買ったような計算になります。古い建物と土地を合算しますとですね。そういうことで、早く高くで売りましょうというような話になっては、これはおかしいなという話になるものですから、これは98億円でこの事業は済みませんよと。もうスタートの時点から済みませんよということの意味するものでありますので、是非、慎重にその付近は考えていただきたいなと。いずれ強制執行してでもやるというお気持ちでおられるわけでしょう。

市長（平田隆義君） 少し先の説明がまだ飲み込められていないようですが、都市計画の中で土地を購入する分は、公共に利用する分の面積しか買いません。そして今、担当から説明がありましたように、事業執行前から自分はこの土地を手放してもいいですよという人たちのリストの中にあるものから買っていく

ということです。それで、そのリストに載っている人たちの分で、最初に定められた公共用地用の面積に足りなければ、それはまた別個に追加して購入していかなければ都市計画は成り立たないと思うっております。

そして、その競売の件については、私のほうにはその金額においてはこの都市計画の補償・移転、土地購入費の評価と一緒に金額ということで受けておりますから、そこをつり上げて評価したということではないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思います。ですから、評価内でございますから、予算がこの分、総枠の中で飛び出しているということにはならないようになると思います。

5番（戸内恭次君） 評価内であれば、後先一緒ですから、あえて民間の人をさておいて、民間の人が何人が購入希望したわけですから、それをさておいて奄美市が買う必要はないと。事業決定されている地域です。よその地域でこれはいい物件だと。例えば、島尾先生のあの遺産の土地・建物を文化遺産として入札があった。ほかの人と争って買うと。これはもう私は歓迎すべきことだと思うし、文化遺産を奄美市が承継してそれを保護するという大きな目的に沿っていますから、いいと思います。ところがね、その事業決定わざわざした所をあえて今買わなかったって、誰かに買っておいてもらえばいいわけですよ。反対している人たちも何人かいるわけですから、一緒ですから。その人だけが反対をされていて、その土地を買わなければ事業ができないというわけではないですから。ですから、そういう意味で後先買えるのであれば後でも良かったんではないですかと。民間の人たちをさておいて購入をして、しかも立ち退き料を今からまた奄美市が交渉しなくちゃいけないと。そういう中に巻き込まれてしまうということです。ですから、そこらあたりも是非考えていただきたいと思います。

それからですね、この区画整理事業の30年か40年前に1回区画整理事業がされていますよね。その地権者たちは今回で2回目です。過去に2～3割、今度は10パーセントですね。そういう減歩を強制されるということで、これも理不尽な話でございまして、このまちづくりもあんまりいいことないんだけど、また住民の皆さんがまた困るようなことをあえてされると。これは住民の気持ちをわかっておられないんじゃないかと。例えば、現在市長がお住まいの所をやれ半分、取り壊すから立ち退きをしてくれとかですね、そういった話になったときに本当に素直な気持ちで受け入れられるものだろうか。今回のこの計画の中に、地権者がこの計画を立てるために入っていません。線引きをいつの間にか自分の屋敷に線引きをしたと言って怒っています。しかも、市議会議員の方もこういう当事者にはなっていません。また、都市計画審議員の皆さんもなっておりません。ましてや、鹿児島県知事、鹿児島県の審議員も皆さんも一人もなっていません。この地権者の皆さんにとっては、全く自分たちの知らないところで図面が引かれて、さあ立退いてくださいとか、交渉していただいて理解くださいと言われてもですね、それはすんなりと受け入れられないと。

そういう意味でお尋ねしたいんですが、今回、この1割負担をさせられる地権者がおられますけれども、この犠牲になるわけなんです、市長、副市長お二人さん、いくら犠牲になられるんですか、金額的に。お答えいただきます。

都市整備課長（田中晃晶君） その前に、よろしいでしょうか。先ほど戸内議員がおっしゃってありました先行取得のことにしまして、区画整理事業が末広・港で確定をしているんだから、よそから土地を求めればいいというお話を先ほどなさいましたが、土地区画整理事業というものは皆様にお示しをした区画整理の区域の中、それから総事業で。

（「ちょっとすいません、私に言わせてください。」と呼ぶ者あり）

5番（戸内恭次君） 全く話が食い違いますので、もう一度言いますね。都市計画決定がされて事業決定がされた地域の土地を買わなくても、いずれは強制執行、行政代執行とかいろいろ方法をもって、行政は権力をもってその土地を収用することすらできるんです。そういう性質のものなんです。ですから、あえて買う必要はないんじゃないですかということをおし上げております。先ほどのよその土地という話は、例えばの話です。勘違いなされないでください。

わかりやすく、私、説明しているつもりでございます。市長さんはじめ副市長さんですね。地権者の犠牲の上でこの事業は成り立つわけですから、その付近の。

議長（伊東隆吉君） 戸内議員にお伺いしますが、これは通告は今の件もされてますか。

5番（戸内恭次君） 関連でございます。

議長（伊東隆吉君） 関連になりますか。それいくと関連じゃなくて、今のもう一度質問ですね、減歩に際するものの費用をどういうふうにということですか。

5番（戸内恭次君） もうちょっとゆっくり申し上げます。減歩をするということは、地権者に大変な犠牲を強いるわけですね。それはおわかりですよ、市長。減歩を強いるということは。犠牲を強いるということはおわかりじゃないですか。あらら、それではこういう事業を進めるわけですね。実はですね、まず第一に、もう過去に30年も前にいったんこのまちづくりのためにということで、大津市長からの要請で協力しているわけですよ。協力しているのを更にまた減歩してくれという話ですね。ですから、前に協力した人たちは、また何で自分たちだけがという思いもあります。ですから、その付近を言いたくて、減歩をする地権者の痛みをわかっていただきたいという意味で今お聞きしているんですが。

市長（平田隆義君） この地域に土地・建物を持っていらっしゃる方たちに賛成の方もいらっしゃるわけなんですよ。賛成の方も。そして、減歩される分についての移転補償とか、そういう形で補償をするわけですから、それは持ち分が減るわけですが、それに見合った地域の土地の評価が上がっていくということもまた都市計画の一つのまた評価でございますから、個人差が非常にあるだろうとこういう思いはいたします。受け取り方がですね。それで、申し上げたいことは、この地域を、そこも意見が分かれるところですが、都市計画事業を入れてもう少し車が入ったり人の通行が楽になるように、そして防災上非常に問題がある所がございますから、それらを改善していきたいということなどでありまして。地域の皆さんにそこらへんを理解していただいて、御協力をお願いしようということが都市計画の本旨だとこのように思っているところです。

5番（戸内恭次君） 私が言っていることはよくわかっていただけなかったと思うんですが、地権者の皆さんの痛みをわかっていただくために、市長は御自分の土地のことだとか犠牲をいくら払うんだというようなことまで考えていただきたいなと思ったんですが、今お話し伺っていますと、いや全くそういうことではなくて、土地が値上がりするからいいんじゃないかという発想でおられるという、便利になるからいいんじゃないかという発想でございますが、今の地権者にとって今のままでいいと、今のままが便利だと。しかも不動産取引にしても、大きな通りで車が通る所よりも現在のアーケード街の一部が一番高い評価を受けていると。そういうことで、車が通らない所のほうが評価が高いんですと。ですから、車が通ることをしたからといって便利が良くなったと、地価が上がって良かった良かったということにはならないということでございますので、その付近は是非わかっていただきたいと思えます。

市長（平田隆義君） 地価が上がったと申し上げておりません。まちが商店街・中心街としての機能が高まってきますということですから、それをどのように生かすかは先ちょっと申し上げられませんでした。地域の皆さんがやっぱり一致協力して、まちづくりに取り組むということが大事だということを申し上げたいと思えます。

5番（戸内恭次君） わかりました。地価が上がったとは言っていないと。ただ、便利になったということだと。便利になるということは地価が上がるということにもつながるんですが、そこは屁理屈になりますのでそれ以上言いませんが、実はこの図面をお示しします。この区画整理事業の区域内です。この区画整理事業の一番最後に赤い印がございます。これは大手のM建設の土地でございます。最近、Mグループに移転されましたけれども、これが14年前から遊休地として奄美市のほうで、旧名瀬市から遊休地として購入するという話になっているようでございますが、そのために私としてはこの土地をいくらで購入される予定なのか。あるいは、この土地が14年間も不自然な状態で置かれているということを不思議だなあと。一般市民の目から見ても不思議だなあと。どうしてああいう1等地が、コンビニやってもいいし、ホテルやってもいいし、遊技場造ってもいい。あの1等地が14年間も放置されているのかなということを疑問に思いまして、是非その付近を市長が御存知でしたら、よろしく申し上げます。

市長（平田隆義君） この土地に当初ホテルを建設したいということで購入したということは、聞き及んでおります。本人からは直接じゃないんで、聞き及んでおりますが、その後、ホテル建設用地としては手

狭であるということで購入した人の思うようなホテルができないということで、いろいろの問題があったということなどもこれは世間からの話なんで、今それが残っているからどうということについては、私は承知しておりません。都市計画の一部として譲渡していただけるなら、大変ありがたいなと思います。5番（戸内恭次君）市長が御存知ないということでございます。これこそまた不自然な話で、14年間も空白の遊休地を残すのに、トップの話がなくして、それは一流の経営者がほったらかしておくのかなということをおもひまして、むしろトップ同士の信頼関係において、この土地がこういう状態にあるのではないかとおもうことを思って、いやそうでないとするならば、なぜそうなのか。しかも一流企業でございます。こういう土地のことについて、関わっていることはないと思います。なぜそうなっているのか。私も疑問に思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時31分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）

財政課長（則 敏光君） 先ほどの戸内議員の御質問の中で、起債の関係で54億円と。一般財源、一般財源という言葉が先行いたしておりますが、54億円の確かに起債のうち36億円は交付税で返ってくるという形は是非皆さんも御理解いただきたいというふうに、先ほど答弁の中で漏れておりましたので、御理解をお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） それでは引き続き一般質問を行います。
奄美興政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 皆様、こんにちは。私は、この度の市議選におきまして「若い力で島おこし」をキャッチフレーズに、新しい奄美市に新しい風を吹かせたいと立候補させていただき、多くの市民の皆様の御支援・御支持を賜り、新人議員としてスタートさせることができました。奄美興政会の竹山耕平でございます。この場をお借りいたしまして、市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

私は、4年前にUターンにて奄美に戻ってまいりました。この4年間、奄美で生活する中で、奄美市が抱える問題に直面いたしました。人口減少、少子高齢化の問題や財政難、中心市街地の商店街衰退の様子など、ほかにも多くの問題が奄美市には山積みであります。しかし、見てきたことは不安要素ばかりではありません。島人（しまんちゅ）が持つストゴレ精神を強く多く感じてきました。自分たちのふるさとに活力を与えたいという気持ちを強く感じてきました。だからこそ私は、自分のふるさと、皆様のふるさと奄美を成長させたいという志を強く持ち、市議選に初挑戦させていただきました。私が市議会議員という立場から奄美市を成長させたいと頑張る、市民の皆様の後押しを実行することで、今まで以上に奄美市は必ず成長するという訴えが市民の皆様へ届き、そして結果に結び付いたものだと思っております。

市長をはじめ市当局の皆様、議員の皆様、市民の皆様、全員が奄美市民です。みんなで奄美市を成長・発展させるために知恵を絞って、誇りを持てるふるさと、夢・希望の持てる奄美市を目指し、共に頑張りましょう。私、竹山耕平も奄美のために何ができるのか、奄美だからこそできるものを一生懸命勉強させていただきたいと思っております。市民の皆様、行政当局、議員各位、御指導をよろしくをお願いいたしますと存じます。

このようなことを踏まえ、通告書に従い質問いたしますが、新人議員として初めての席でもあります。勉強不足の面もあると思っております。御理解を賜りたいと存じます。

1番目の質問として、市長の政治姿勢について質問いたします。

合併後、初の市議選も終わり、議員の定数も大幅に縮小された中で、改めて今後の奄美市の均衡ある地域経済の成長及び市民の心の一体化を成し遂げるための政治姿勢をお聞かせください。また、新議会へ期待することは何か、お聞かせください。

市長の在任期間が、あと2年と4か月近くあります。この2年4か月という短い期間の中には、今後の奄美市の成長を占う課題点・問題点が多く残っていると考えます。その在任期間で市長が強く感じることを、おもうことを、期待の持てる言葉で元気に明確に、議場及びテレビを通しての奄美市民の皆様へ答えていただきたいと願います。昨日から市長を見ているのですが、いつも普段見ている市長はニコニコして本当

に誠実な方だという感じがします。しかし、この二日間、市長を見てきましたら、まあスイッチの入りが違うとは思いますが、険しい顔・表情しか見られていません。だからこそこの場で、また改めて元気よく明確に答えていただきたいと願います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 竹山議員の質問に答弁いたします。

個人的なことの指摘もございましたが、新しい議員が5名ですか、お揃いになりましたので、どういう風が吹くのかなと私も私なりに緊張をいたしておりまして、御意見を拝聴させていただいているところで。行政が停滞しないようにということで、市長の任期も4年、議会議員の任期も4年ということであります。その中でいろんな風が吹いてきて、滞りのない行政運営が進むものだとこのように思っております。先輩方の知恵、新しい人たちの風、これがうまく噛み合っというか溶け合っていくことが大きな力になるのではないのかなとこのように思います。頑張っていたきたいとこのように祈念をいたします。

そのことで、私もこの奄美市の誕生に至っては、合併をするということの重要さというか、時代的背景等を考えたときには、やはり合併は進めるべきであろうという思いで合併を進めたところです。その中で、やはりそれぞれの個性を、これまでずっと地域の個性を大事にしようということで行政をそれぞれ進めてきたわけですから、その個性を持ち合わせた自治体が一つになっていこうということですから、これが融合し合っ一つにまとめるといことは、並大抵のことではないだろうなとこのようにも思いました。そういう点で第1回目の選挙に臨んでは、合併を進めて協議会の会長として進めたという責任を痛切に感じまして、決意を新たに新市のスタートを切るには従来の経過を踏まえながら、新たなまちづくりにしていこうということで選挙に立候補させていただいたところです。誰かが不信任されたみたいなものじゃないかという発言もございましたが、そういうことよりも多くの人に支援されて当選したということをもっと重く受け止めたいとこのように思います。意見の相違は意見の相違ですから、それらを踏まえながらやっていくべきだところ思っております。

その中で、旧名瀬市においては、農村地域、いわゆる集落が10いくつしかなかったわけですが、今度は住用・笠利、両地区を合わせますと57～58の集落ということになったわけ。この50数いくつの集落をどのようにして活性化していかなきゃならないかというのが大きな課題だろうとこのように思っております。学校の問題、高齢者の問題、いろいろと出てまいります。そういう中で、何とか農業の振興の問題と農村をどうするかというこの二つ融合させて取り組んでいかなきゃならないとこのように思っております。この地域が活力溢れる地域として、今後奄美市に大きく貢献することを夢見ながら今取り組まさせているところでございます。社会資本の整備等も若干遅れたかなと思われる点もございます。これはあくまでも旧名瀬市街地と比較しての話ですが、そういった点などを1年でも早く完成させて、同じ生活レベルというか生活条件を整えて、みんなで取り組んでいかなきゃならないとこのように思っております。

先ほども議論になりましたが、旧名瀬市街地はやはりこの本島地区の中心になるべき都市であると。都市の機能というのは大事なことだと私は思います。この都市機能を十分に発揮できるようにどうするかということからして、この市街地の問題に取り組んでいきたいところ思っているところです。今後、旧名瀬市は、都市としての機能を高め、農村地区は農村地区としての機能を高めて、お互いが連携をしながら、そして人々の心が同じ市の人間、市民だよなという気持ちが一日も早く生まれるようにということで考えております。そのためには行政の組織の在り方、こういった点などもその都度その都度検証しながら、住用総合支所、笠利総合支所、それから名瀬総合支所ということの連携を密にして、同じレベルの行政サービスが受けられるようにどうするかということなども検討をしながら、今、取り組んでおるところです。そういった点では、いくつかのこの1年8か月の間でいくつかの課題を解決をみてきたんだなところ思っております。その解決にこれから魂を入れて、いい未来に向けての奄美市を築いていこうところ思っておりますので、御指導賜りますようによろしくお願いいたします。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。市長も言っているように、未来ある奄美市、そしてまだ産まれてこない子どもたちのための奄美市を、将来ある奄美市を成長させるために今が必要だと思います。だからこそ、また改めて言いますが、皆さん、一緒に奄美市を成長させていくために頑張りましょう。よろしくお願いいたします。

2番目の質問に移ります。

私は、大きなまちづくりをつくっていくには、願いと課題があると思います。人が集まらない所には、

活性化は生まれません。人を集めるためには、多くの課題を乗り越えなくてはまちづくりは達成することはできません。そのことを踏まえて質問に移ります。

まずは、まちづくりの(1)、一つ目として、先日11月10日土曜日に、永田橋・末広両市場並びに商店街並びに屋仁川通りにて開催されたCome(カン)モーレ・プロジェクトについて質問いたします。私は都合により参加することができませんでした。とても楽しみにしていたのですが、残念な思いです。私も幼き頃は、市場が活性しており、市場及びそして商店街が遊びの場でした。毎日のように遊んでいた記憶があります。昔から、「その土地を知るなら市場へ行け」という言葉があると思います。だからこそ、今回の私の意見ですが、素晴らしいイベントを継続して行うことが、市場の将来にそしてひいては奄美の食文化の将来につながっていくことだと考えます。

まずは主催者でもあります当局より、永田橋・末広両市場並びに屋仁川に店舗を構える商店主の方々の反響をお聞かせ願います。

産業振興部長(赤近善治君) お答えいたします。

中心市街地活性化のイベントにつきましては、今年度、議員から御紹介がありましたとおり、11月の10日、土曜日ですけれども、なぜまち“Come(カン)モーレ”プロジェクトとしまして、相互に連携してイベントを実施することと、地域の活性化を図るという目標を掲げ、商店街の街祭、それから永田橋・末広市場でのCome(カン)モーレ市場、それから屋仁川でのやんご祭りといったイベントを同日に開催することにより、なぜまちで一日ゆっくりと回遊できる環境づくりと中心市街地に多くの人に来ていただくことを目的としまして開催をいたしました。

まず市場のイベントでは、鮮魚コーナー、特産品コーナー、写真展、ライブなどで構成しまして、えび汁のコーナーは人だかりができるなど、およそ4,000人余りの来場者がありました。新聞報道にもありましたように、大変な賑わいを見せました。同時に、街祭、やんご祭りも多く市民の来場があり、活気のあるイベントになったというふうに考えております。

開催による反響としましては、市場の方からは、「久しぶりに活気付いた。これを契機に店舗が増えてほしい」とのお話もありました。また、屋仁川の社交飲食業組合の方からは、「相互に協力・連携してイベントを実施したことで、例年以上の人出があった」と喜んでおられました。プロジェクトの効果が生まれたものと考えているところでございます。

10番(竹山耕平君) 私も後日、開催があった三日・四日後ですね、後日、両市場及び市場周辺に店舗を構える商店主の方々にお話をお伺いに行きました。感想を聞いたところ、ほぼすべての方が今言われたのと同じように、「賑かだった」「活気が溢れていた」「昔の賑いを思い出した」「このイベントを開催された方に感謝したい」とも聞きました。また、今後についてとお聞きしましたところ、「宣伝をもっと広げてほしい」「出店店舗、そして来客者を含め奄美大島全体への呼びかけ、働きかけをしてほしい」、これはこの意見の感想は、以前の商店街では瀬戸内町のほうからも出店をされていた方がいたと。そして、また来客する方でも、笠利から瀬戸内までわざわざ来ていた方がいらっしゃったということからだと思います。「自分たちの力では客は呼べない。行政の力が必要である。継続して開催してほしい」という声もいただきました。そして、そのほかに課題点としてはという質問に対しては、やはり先ほど言われたように「空き店舗対策。シャッターを閉めている商店主から事情を聞いてほしい」「市場前の道路が狭すぎる。車道・歩道の確保をしてほしい」との声もいただきました。シャッターが下りている店舗の方々には、日を改めて話をお伺いに行きたいと存じます。

また、永田橋市場の店舗の方々には、当初は永田橋組合というのが存在していたということでした。そして、その永田橋組合から土地・建物を込みで買ったということも聞きました。しかし、現在はその永田橋組合、存在しておりません。もしかしたら、まだ私が話を聞いていないからかもしれませんが、そのことがシャッターが閉まり続けている原因の一つではないのかなということも考えられると思います。

そして、さらに市場周辺の商店街の商店主の方々より話をお伺いしましたところ、これまたほとんどの商店主の方々から、「活気が出ていたよ。楽しそうだったよ」という声をいただきました。しかし、次の言葉もほとんど、ほぼですね、商店主の方々から声をいただきました。「市場内は賑かだったよ」と。

「しかし、周辺の自分の店を含め周辺のお店の影響は特にはないように見えた」ということでした。これは永田橋・末広両市場内でのイベントだったのでそうだったかもしれませんが、やはりイベントを開催していく上で、その地域の活性化、商店街の活性化という意味も含めていますので、やはりそういったイベント内容をまた考慮していただきたいと思います。そして、また昔は永田橋通りと永田川が交差する位置

に建っている悦ビルさんからそのまま永田川沿いをまっすぐ行った奄美本通り、栄橋手前にある時山精肉店さんまでが市場として位置付けられていたんだよと聞かされました。今後のイベント開催を持続されていく上で、是非イベント開催の場を拡大していくことも検討していただき、今回以上の盛り上がりを見せていただきたいと願い、そのための市当局と地域の各団体との連携を行ってほしいと願います。

また、以上の意見を聞かれた上で、今後のCome(カン)モーレ・プロジェクトの在り方をお聞かせ願いたいと存じます。

産業振興部長(赤近善治君) 竹山議員からの御指摘のとおり、やはり商店街には人が集まらなくちゃ賑わがないわけですので、そういった意味合いも含めまして、私もは空き店舗の対策をしよう。それから永田橋・末広市場の空き店舗を利用してCome(カン)モーレ市場というプロジェクトを11月10日に開催をいたしました。

それから、実は、商店街の方々にCome(カン)モーレ・プロジェクト推進委員会ということで、ほとんど商店街の方々が、あと社交業の方々が中心になって協議会を作っております。これは、今御指摘の中心商店街をいかに活性化するかと、いかに人を呼ぶかというようなことで、その推進委員会の方々が夏祭りとか今回の街祭をやっております。これは、県のほうの助成事業ですけども、この永田橋と末広市場ではなくて、街祭とやんご祭りにつきましては県の助成事業で、魅力あふれる商店街活性化事業というのがありまして、それは先ほどのCome(カン)モーレ・プロジェクト推進協議会のほうに直接助成がいくという制度で、今回こういったイベントができました。

それから、永田橋と末広市場ですけども、これはまちづくり交付金という国の10分の4の事業がありまして、あと主催者が今回は奄美大島観光物産が主催者になりましたけれども、そういったことで実施ができました。それで、このまちづくり交付金はまた来年もありますので、また工夫を凝らして実施したいというふうに思っていますし、先ほどのいわゆるCome(カン)モーレ・プロジェクトの県の助成ですね。これにつきましても、魅力あふれる商店街活性化事業という名前は若干変わるとは思いますけども、同じようなメニューが出るとは思いますので、これをまた利用しまして引き続き継続してやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、観光客への情報が少なかったというような御指摘がありましたけども、この付近につきましてはまた私も主催者側の観光物産協会やCome(カン)モーレ・プロジェクトの方々と意見交換しながら、情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願います。

10番(竹山耕平君) 私も将来的には、今の市場が毎日の普段の生活空間の中にある市場という存在になってほしいと考える。また、先ほどの観光客を集めるためにということで、今回聞いた中で観光客は来られましたかという意見には、土曜日ではほとんどの方が来ていなかったと答えられました。また、そのあたりをホテルの関係の方々並びにまた難しいとは思いますが、時期的なこともありますし、また旅行代理店の方々にはまた今後、大きく広めていくことでまた活性が生まれるのではないかと思います。

まちづくりについての二つ目の質問、末広・港土地区画整理事業について質問いたします。まず、私の意見を聞いていただきたいと願います。

私は、先ほども言いましたように4年前に帰ってきました。そして、ふるさとが抱える問題に直面いたしました。そして、3年前に中央公民館にて開催された都市計画区域マスタープランの公聴会に一刻も早い推進事業を願う若者の一人として、事業推進の立場で思いを發表させていただいたことがあります。また、今回の選挙期間中、街頭演説の中でも奄美市が盛り上がらないと奄美大島全体が盛り上がらない。奄美市が成長しないと奄美大島全体が成長しない。だからこそ奄美群島最大の都市であるここ奄美市、そしてその奄美市の一番の中心街に属する中心商店街の活性化が重要であると訴えてきました。

また、奄美群島最大の都市であるここ奄美市が持つべき役割は、奄美群島全体を島外・県外、更には国外に向けて情報を発信する奄美大島を知っていただくためのアンテナ的役割を担わなければいけないと強く感じます、ここ奄美市は。私は、中心市街地に人を集めてもらうための環境づくりは、行政側の役割であると考えます。その環境という中身は、ハード面とソフト面のライフスタイル、福祉と暮らしのライフスタイル、観光と商業のライフスタイル、交通面と安全面のライフスタイル、そしてこの事業の区画内に土地・建物・店子を所有されているの方々と行政側との緻密な計画、連携、そういったものを意味しています。このことを踏まえて質問に移ります。

奄美市は、平成19年2月2日付けで事業決定を打ち出しました。その後の現在のこの事業の進ちょく

率，平成19年8月末までの用地先行取得は4件，15パーセントということをお聞きしました。また，今年度の事業予定，そして来年度以降の事業予定を明確にお答えください。

建設部長（平 豊和君） 御質問の末広・港土地区画整理事業につきましては，現在，用地先行取得を実施しているところでございます。用地先行取得の箇所につきましては，事業の換地設計や移転計画などを踏まえ，地権者の意向に基づき選定しておりまして，現時点では26件を予定しております。実施状況としましては，8月末までは契約済みが4件で15パーセントでありましたが，11月末現在で10件の契約を済ませており，進捗率は38パーセントとなっております。このほか9件につきましては，現在，具体的な条件提示を行い交渉中であり，条件に合意ができ次第，順次契約していく予定でございます。なお，残り7件につきましても，近く具体的な条件提示等を行い，今年度末には用地先行取得を完了させる予定でございます。

用地先行取得が完了しますと，来年度には土地の移動先を示す換地設計，いわゆる仮換地指定を行い，21年度には建物移転等の本工事をスタートさせる予定でございます。

10番（竹山耕平君） ありがとうございます。また，ここでちょっと話が戻りますが，この質問通告書にはないのですが，先ほどの戸内議員からの話の中でこの立ち退き料を二重払いするという戸内議員からの指摘があったと思います。そのへんについて，ちょっと答えていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 具体的に。

10番（竹山耕平君） 先ほどの戸内議員の話の中で，立ち退き料を二重払いするのではないかと，市はと。そういう質問があったと思うんですよ。そのあと話が市長のほうに流れて，その答えを聞かないまま，これはちょっと気になったものですから，ここで今ちょっとお答えしていただきたいと願うのですが。

建設部長（平 豊和君） 競売物件のことだと思いますが，競売で我々が取得した件につきましては，建物とかいうものにつきまして，二重にそれを移転補償するということはございませんで，競売で取得したものについてはこれが奄美市の所有になるわけですので，このことにつきましては移転補償とかそういったものは生じません。

10番（竹山耕平君） 先ほどの自分の中のもやもやが少し消えました。ありがとうございます。

来年度の事業予定の換地設計ということで，それだけ市と地域の方々との連携を進めていかなければいけないと思います。これだけ大きな計画です。いろいろな方の思いが詰まっている計画であります。土地を買うということは，そこに現在住んでいるの方々も住民もいらっしゃいます。誠心誠意を込めて臨んでもらいたいと存じます。だからこそ，市当局の都市整備課，商工水産課，建築住宅課は一体となり，そして組織を設け，事業に関係するの方々へ情報を提示する必要があると考えます。もし，現在のこの事業の進行の中で，このような形で話が進んでいるという進捗度が答えられるのであればお聞かせ願いたいと存じます。

建設部長（平 豊和君） この区画整理事業は，これまでの区画整理事業と違いまして，立地条件が商売に及ぼす影響を考えると，慎重に関係権利者の意向を十分に聞きながら進めてまいらなければならないと考えております。中心市街地のまちづくりにつきましては，ハード面につきましては都市整備課，そしてソフト面につきましては商工水産課が中心になって取り組んでおります。今年度から実施しておりますまちづくり交付金事業においても，空き店舗活用事業，イベントの開催などのソフト面や道路集計，あるいは区画整理事業などのハード事業もお互いに連携して実施してまいっておりますし，今後とも連携を密にしてまちづくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） いろいろな方からお話があると思いますが，先のこの商店街の未来像，将来像が見えてこないということが，やはり不安である原因ではないかと思っております。だからこそ，換地設計に入ることによって，都市整備課，商工水産課，建築住宅課は一体となって，また商工会議所の方々，地域の方々を含め，一刻も早い組織の立ち上げを私は望んでおります。

次の質問に移ります。現在，市当局には，推進・反対の市民の声が多く届いていると存じます。これが

ら先、この事業を進めていく中で、それら多くの声を事業に反映させながら、意見を取り入れながら事業を進めていく意思はあるのか。もしくは可能なのかをお聞かせください。ハード事業面、ソフト事業面の視点からお聞かせください。

平田市長は以前、「奄美の中心市、奄美の中心市街地をまちとして機能させ発展させていくために、商店街の方々、また地域の方々との連携でまちをよくしていこうという時を迎えた。皆さんからも御意見・御指導を賜りたいと願う」と発言しております。それでは答弁をお願いします。

建設部長（平 豊和君） 本事業につきましては、これまで多くの議論を踏まえ、本市の重要かつ必要な事業として事業化し取り組んでいるところでございます。従来実施してまいりました郊外型の区画整理事業と異なり、既成市街地における事業でありますので、これまでもまして関係権利者やテナントをはじめ地域全体の御理解と御協力が是非とも必要であります。本事業の目的であります魅力ある商店街の環境整備やまちの活性化を図っていくためには、行政だけが推し進めていくのではなく、関係権利者や地元商店街をはじめとした地域の方々との一体感や連携が非常に重要なことと思っております。今後とも関係権利者や地元商店街をはじめ幅広く多くの方々の意見を取り入れながら、効率的・効果的に事業が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

産業振興部長（赤近善治君） ソフトの面からの中心市街地の協議会なりの御質問ですけれども、私どもの産業振興部としましては、A i A i 広場と永田橋市場の今後の活用のために、ワークショップをしてまいりたいと。当然、これにつきましては商店街の方々、交通機関の関係者の方々、観光の方々、各層の皆さん方の御意見をいただきたいというふうに思っております。そういったことによりまして、また活気あふれるまちづくりができるものだというふうに考えております。

市長（平田隆義君） 今、建設部のほうは都市計画の整備事業として先行取得をし、公共面の道路の線形を確定し換地をしていくということが主な仕事ですが、これはこれで終わりじゃございませんで、今後この地域をどうするかということですので、そのことは商工水産課のほうに今度は鉢が回ってくるということだと思います。そういった点では、A i A i 広場のアンケートなども既に取っておりまして、どういう形の地域の場所と建物をどういう形でこれから住民に提供して、まちの活性化に手助けができるかということなども既に勉強を進めているところです。その中で一般の商店街の中でどういう形になるか予測はできませんが、かねてから申し上げておりますように、この地域を整備することによって新たな形の投資をしてというか商売をしたいという世代が生まれてくることを私は最も望んでおるところです。先ほどから、コンパクトなまちという表現がありました。私はこの中心商店街の今の在り方、アーケードの陳情があった時も申し上げたんですが、やはりコンパクトなまちをつくらうということが大きな趣旨だと私は思います。ある年齢になりますと、車の運転がなかなかできない。この人たちが今言うように雑貨を買うのにビッグまで行けなくなったなど、市街地で買いたい。歩いてバスで行って歩いて買えるような所がほしいということを申しておりますから、そういうことが供給できるような店が今後できてくることを望んでいるわけございまして、今のままではやはり難しいということで商店が投資されていないわけですから、投資できるようなことを整備しようということなんです。

そして、この事業につきましては、港湾事業とタイアップしておりまして、みなとまち名瀬のまちづくりということがそこに大きく基本的な置かれております。このことは、国や県のほうで新しいまちづくりの概念が入っていると。構想は大変評価を得ておりますので、私は順調に事業が進んでいくんではないのかなとこのように思っているところです。おっしゃいましたように、関係者と十分話を積み重ねて、いいまちをつくっていききたいとこう思っております。

10番（竹山耕平君） まちづくりを達成するために、地域の皆様との一刻も早い密な連携を願います。よろしくをお願いします。

3番目の質問に移ります。観光産業についてです。

まず、私は、奄美大島は観光で成り立っている島だと言っても過言ではないと思います。奄美の素晴らしい大自然を生かした観光産業を柱にし、大島紬などの第一次産業を含めた経済活性化を促進させるための政策・獲得対策をお聞かせ願いたいと存じます。

産業振興部長（赤近善治君） 観光立島という言葉がありますけれども、やはり観光というのはトータル産

業ということで、本市で観光の各種事業を行うことが本市の経済活性化に即効性があるものだというふうに思っております。今、議員御案内のとおり、奄美大島は自然豊かな所でございます、この琉球諸島も含めまして世界自然遺産の候補地というふうに取り上げられております。このことにつきましては、今後、県と奄美群島広域事務局、市町村が連携しまして、国定公園化指定に向けて作業を進めていく必要があるかというふうに思っていますし、この素晴らしい自然を有している地域であるということで、確実に注目を集めておるところでございます。

そういうことも基点としまして、またもう一つ、私どもが平成4年の東京直行便を契機としましてスポーツアイランド構想を進めておりますけれども、昨年は96団体、1,580名のアスリートが来ております。先般は、バスケットの2部リーグの試合もありましたし、つい最近は碩山杯という剣道の試合もございました。その1週間ぐらい前はまた柔道、九州の高校新人選柔道の大会が体験交流館で開催されまして、おおよそ800人の方々が来ております。本日はまた、飛鳥が、クルーズ船が来ておりますので、その方々の意見を聞きますと、奄美大島は素晴らしい所だということを知り及んでおりますので、この産業振興部としまして、また奄美市としまして観光行政に力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

10番（竹山耕平君） 次の質問に移ります。冒頭でも申し上げましたが、私は学生時代を通じ14年間本土で生活し、4年前にふるさとにUターン者の一人として戻ってまいりました。本土にいる奄美出身者の友だちの中には、「ふるさとに帰りたい。自分の子どもを奄美の素晴らしい大自然の中で、自分が育ったふるさとで育ててあげたい」と願う若者は大勢います。また、奄美の自然の中に魅せられて、奄美の自然の中で働きたいと願う本土出身者の若者も大勢います。しかし、その中には、奄美で生活する中で希望を失い、本土に戻った若者もいました。そのようなUターン、Iターンを願う方々の受入体制としてはどう考えているのか。市の政策・獲得対策としてどう取り上げていくのかをお聞かせ願いたいと存じます。企画部長（塩崎博成君） U・Iターン希望者の受入体制はどのようになっているのかとの御質問ですが、現在、3総合支所に担当者を配置をし、名瀬地区は企画調整課、住用・笠利総合支所においては地域総務課が受入窓口となっておりまして対応をいたしております。各担当者間は随時、情報の共有や提供をはじめとした連携を図っているところでございます。また、奄美への移住希望者の多くは、奄美大島を移住対象地ととらえていることから、本島内市町村の情報の一元化、窓口の1本化も望まれております。

このような方針から、本島内での受入体制の整備へ向け、広域的な取組体制の構築を図るために今年の6月に本市が中心となって奄美大島市町村定住促進担当者連絡協議会を設置をいたしております。現在、この協議会の中で効果的な情報発信、効率的な受入れ策の一環として各自治体の支援制度や受入実例などを参考に協議を進めているところでございます。広域的な施策体系が今後構築できないか、更に検討をしたいと思いますと考えております。

10番（竹山耕平君） 次の質問に移ります。次の質問中、Oターンという言葉が出てきます。Oターンという言葉の意味は、本土に本社または核となる施設を持ちながら、奄美にも支社並びに工場や施設を設け、本土と奄美を行ったり来たりする方々という意味と、スポーツ合宿などで長期・中期滞在する選手団、特にここ何年かは企業陸上部の選手団の方々が毎年合宿を行っています。韓国からも合宿に来ているということを知りました。また、陸上部の方々は、毎年増加傾向にあるとも聞いております。このような方々をOターン者として取り上げたいと思います。

以前は、プロ野球選手の自主トレーニングやプロボクシング選手等、また陸上部の選手、その他のプロ・アマを問わず多くのスポーツ選手が合宿を行ってきたと思います。子どもたちや奄美でスポーツをしている方々いっぱいいらっしゃいます。その方々がこのようなプロの選手を間近に見ることで、練習方法の勉強や子どもたちへの技術向上並びに教育や将来の夢にもつながっていくことだと考えます。また、見学に来られる方々も大勢増えると思います。増えることで、市としての収入・宣伝にも大きく関わってくると考えます。そこで、市としての受入体制、獲得対策を先ほど話されたと思いますが、重複しますが、お話しいただければと、お聞かせ願いたいと存じます。

企画部長（塩崎博成君） 移住・交流には、目的別に三つの形があると言われております。一つ目が、見て・知って・楽しむ従来型の観光。二つ目が、確かめて、または経験をして納得する生活体験型。いわゆる体験型観光。三つ目が、住んで安らぐ二地域居住と移住型に分類をすることができると考えます。

議員のほうからもOターンについての説明がございましたけれども、Oターンは二地域居住型と言われ、

都市住民が都市と地方の両方に滞在拠点を持ち、双方仕事や余暇で使い分けながら生活をするというライフスタイルでございます。

この二地域居住型の特有の問題としまして、移動コストと住宅コストが上げられます。経済的に安定した所得者層に絞られてくるものと考えられます。Oターン対策は、これまでU・Iターン施策の一環として対応してはいたしましたが、経済的にゆとりがあり安定をした団塊世代の大量退職などを背景に、豊富な伝統文化を持つ田舎暮らしをはじめ、地方回帰指向の機運が高まり、これまで以上に希望者層やニーズの多様化が進んでいくものと考えられます。

U・Iターン、Oターンと明確に区分をするのではなく、定住促進策の一環と位置付けをしまして、内容の充実を図っていくことが重要なことではないかと考えております。いずれにいたしましても、先進地の事例なども研究し、体制の整備に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

10番（竹山耕平君） また、奄美市が抱える大きな問題である人口減少や少子高齢化及び財政難などの対策として、またUターン者・Iターン者、Oターン者の獲得は、奄美市にとって大変重要であると強く感じます。更には、奄美市に住む雇用の問題の対策にもなると考えられます。強く政策として取り上げていっていただきたいと願います。

次の質問に移ります。質問書では皆既日食プロジェクトに向けての働きかけについてということでしたが、昨日、学議員の質問と重なりますので、今回は省かさせていただきます。よろしく申し上げます。

次の質問として、4番目の質問として教育について。

文部科学省は、ゆとり教育、生涯学習と題して、地域の文化を重んじようとその場所の伝統、ここ奄美においては奄美の宝である島唄や八月踊り、島口や島料理など、地域との一体型学習・生涯学習として教育の一環の中に取り入れることを進めていると存じます。先日、振興会館で行われました奄美市学びフェスタに参加したところ、奄美各地域の父親の方々が学校及び地域での取組活動を報告いたしておりました。各学校「親父の会」というものが活動しているということを知りました。このような活動が、ゆとり教育並びに生涯学習の地域としての成果なのではないのかと私は感じました。改めてこの教育を取り入れている成果をお聞かせ願います。また、今後の指導方法も併せてお聞かせ願います。

教育長（徳永昭雄君） 先日の学びフェスタ、御参加ありがとうございました。

現在の学習指導要領では、議員御指摘のとおり、各学校が学習時間で特色ある教科を展開しまして、生きる力の育成を図ることが基本的な狙いとなっております。その中で、各学校の運動会・体育大会における八月踊りの発表など、総合的な学習における島料理についての調べ学習など、郷土を取り扱った学習が本市の学校で行われているわけです。これはまた大島地区全体で取り組んでおります、生きる力を育む三つの重点の中に地産地消に係る食の推進、それからまた生きる力を育む三つの運動の中で島唄・島口・きよら島運動というそういう運動を各学校で展開しております。この成果といたしましては、次のようなことがあるかと考えております。

まず、自分にとって身近な人・もの・ことについて、主に総合的な学習において、児童・生徒が意欲的に課題を発見し、追究し、解決していくとともに、自分の郷土について改めて見直す姿が見られます。

また、学習を進めていく過程では、それぞれ指導いただいた方々の生き方に触れて、自分自身の生き方を考える姿が見られるようでございます。

そして、地域人材を活用した学校においては、地域の方々との交流が生まれ、学校の活性化につながっているものと考えております。

今後とも、奄美の文化に触れる体験的な活動、また自ら課題を設定して調べる活動など、教育課程に位置付けてまいりたいと思っております。

10番（竹山耕平君） 時間がないので、次の質問に移ります。

次に、全国的に子どもたちの学力レベルの低下が問題となっている中、ここ奄美の子どもたちの学力レベルをお聞かせ願いたいと思っております。県下レベルでお聞かせ願いたいと思っております。

教育長（徳永昭雄君） 議員が奄美とおっしゃいましたので、奄美市とそんたくして述べさせていただきます。

本市におけます小中学校の学力状況でございますが、毎年1月に鹿児島県におきまして、基礎・基本定

着度調査というのを実施しております。その内訳で申し上げますが、小学校におきましてはわずかながら県や地区の平均には達していない状況。一方、中学におきましては、県の平均には及ばないものの、地区の平均は上回っている教科が数教科ございます。ということで、これは昨年度から実施しております中学校の学力向上推進事業によりまして、各学校における研究授業の機会が増えて、教職員の指導法改善に向けた意識が高まってきている成果、それから先ほど申し上げましたが、生きる力を育む三つの重点の中でまた運動がございまして、力を付ける事業というのをそれぞれの学校のほうで教師のほうに求めているわけでございます。

10番（竹山耕平君） 今、頭を悩ませながら子どもたちを指導しているとは思いますが、まだ小学校、中学校ともに平均以下ということで、いわゆるこれはこれからの大きな問題にはなってくると思います。そしてまた、今、教育長が言われた奄美市の小学校・中学校ということで、もし小学校・中学校、そしてまた高校も学校ごと、資料など後日準備できることがあれば、また配付していただければと思います。

教育長（徳永昭雄君） ただいま要望ということで承りましたが、各学校それぞれの個別の数字というのを出すのはいささか問題があるかと思しますので、市全体の平均としての発表をさせていただきたいと思えます。

10番（竹山耕平君） 次の質問に移ります。

次に、小学校、中学校、高校の教員が公開研究授業などを通した一つの学校という枠を越えた教員間の交流の場を持つことができないのかをお聞かせ願います。

教育長（徳永昭雄君） 今、議員がおっしゃいました小中高の教職員のそれぞれ相互交流というんですかね、そういうことにつきましては現在進めているところでございます。

事業の中では、五つの学校が研究協力校という形で取っております。また、授業公開などを実施しております。小中連携、中高連携など、校種の異なる授業を通した研究公開でございます。高校の先生が中学校に行って授業をする。中学校の先生が小学校に行って授業をする。また、小学校の先生が中学校に行くという相互の研究公開が行われています。

10番（竹山耕平君） 次の質問に移ります。

独自性を持った教育委員会の在り方ということなんですが、ちょっとこのあと1分という時間の中で私の思い、そして独自性の、奄美としての教育委員会としての独自性を持った教育委員会としての在り方が、ちょっと話が長くなると思しますので、次の機会に質問させていただきたいと願います。

これで私の質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、奄美興政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。（午後3時46分）

12月5日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	蘇 嘉 瑞 人 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	平 奈 良 博 光 君
9番	朝 木 一 昭 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	里 秀 和 君
13番	泉 伸 之 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	奥 輝 人 君	18番	平 川 久 嘉 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	竹 田 光 一 君
21番	栄 勝 正 君	22番	世 門 光 君
23番	平 敬 司 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	朝 山 毅 君
副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君	教 育 長	德 永 昭 雄 君
住 用 町 長	森 米 勝 君	笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君
地 域 自 治 区 長		地 域 自 治 区 長	
総 務 部 長	福 山 敏 裕 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
企 画 調 整 課 長	瀬 木 孝 弘 君	企 画 調 整 課 参 事	大 石 雅 弘 君
市 民 福 祉 部 長	伊 東 鉄 郎 君	環 境 对 策 課 長	高 野 匡 雄 君
国 民 健 康 保 険 課 長	福 山 治 君	介 護 保 険 課 長	重 野 照 明 君
市 民 課 長 (住 用)	浦 口 一 弘 君	福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 林 振 興 課 長	小 浜 忠 弘 君	産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君
産 業 振 興 課 長	吉 卓 男 君	建 設 部 長	平 豊 和 君
都 市 整 備 課 長	田 中 晃 晶 君	土 木 課 長	東 正 英 君
建 築 住 宅 課 長	徳 田 照 久 君	会 計 管 理 者	田 畑 米 利 君
教 育 部 長	重 田 茂 之 君	教 委 総 務 課 長	安 田 義 文 君
生 涯 学 習 課 長	里 中 一 彦 君	代 表 監 査 委 員	久 野 勝 彌 君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 田 秀 樹 君	次 長 兼 調 査 係 長	山 崎 實 忠 君
		事 務 取 扱	
主 幹 兼 議 事 係 長	上 原 公 也 君	議 事 係 主 査	森 尚 宣 君
議 事 係 主 事	重 田 俊 彦 君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。

平成19年、今年最後の定例議会となりました。早いもので私もこの奄美へ44年振りに帰ってきて、第3の人生を歩き始めて、偶然にも今日がちょうど丸4年になりました。今朝5時20分、船で名瀬新港へ着きました。当初どこの誰からもわからない私が、多くの市民の皆さんに議会へ送り出していただいた3年間、必死に市民の皆さんの声をその思いを市政へ届ける。そのために頑張っただけではありません。また、10月28日施行されました新生奄美市議会議員選挙でも、日本共産党の崎田信正議員とともに、私に対して多くの皆さんに御支持・御支援いただきましたことに対して、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。引き続き公約実現目指して全力で頑張っただけではありませんので、市民の皆さんの温かい御支持・御支援、よろしく願いいたします。

さて、質問に入る前に、私は今の奄美市政の現状を日本共産党はどう見ているか、少し述べたいと思います。

まず、今の奄美市の基本姿勢は、国や県の方針に無批判に従う姿勢になっていると思っています。例えば、外海離島の厳しい条件の中で、市民生活はただでさえ苦しく、全国で有数の高い介護保険料の実態を国に示して、その改善のために意見を上げるようにという議会質問に、市長会で意見を述べると答えるにとどまり、国や県にはまともに意見を言わない姿勢を市長を先頭に貫いています。

今年、年金の支給額は下がっているのに、定率減税が全廃になったうえ、税源移譲に伴う個人住民税の税率が一律10パーセントになったために、奄美市では税率5パーセントが適用される課税所得200万円以下の所得層1万4,217人の住民税がほぼ倍近い以上の負担になり、所得割課税者の3人に2人の1万2,000人余りが確実に住民税が上がっています。

介護保険料は全国782市区の中で、28番目の高さです。奄美市の生活保護は増え続け、平成18年末で1,740世帯、2,836人、1,000人当たり62.6人と全国でトップクラスの保護率になっています。生活保護世帯の半数以上が高齢者で、あとは病気や障害者、母子世帯で、複雑な申請手続きを行い、貯えや働く能力はないかなど厳しい審査を経た人たちです。この生活保護費から老齢加算が廃止され、母子加算も削減、平成21年には廃止されます。政府は、生活保護基準そのものの引下げを検討しています。来年4月から始まる75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療保険制度は、夫婦であっても保険料を徴収され、鹿児島県は平均で6,169円が介護保険料とともに年金から天引きされることとなります。高齢者の生活負担は、一層深刻になります。就学援助を受けている児童・生徒は、旧名瀬市で小学校23.8パーセント、中学校で25.3パーセント、4人に1人が公的扶助を受けています。

こういう状況の中で、奄美市の財政再建計画案は総人件費抑制は本市における行革の最大の課題と考えていると位置付けています。職員数を10年間で500名まで縮減するとし、平成18年度現在、714名いる職員のうち10年間に定年で274名の退職と99名の新規採用で、実質175名が減員し、自然減で足りない分は勧奨退職を継続します。職員数が減少すればするほど健全度を増すと、財源不足を埋め合わせる一般財源確保の中心を職員数の削減と給与カットに置いています。特別職給与も一定率削減しますが、一般職員の給料については昨年から国が示した新しい給料制度の適用で、平均4.8パーセント引下げ、昨年10月からは調整手当3パーセントが廃止され、更に来年1月から2パーセント削減されます。

そこで質問いたします。再建計画では、特別重点期間23年度まで、総人件費の削減、各種経費の削減、特に扶助費は増やさない。投資的経費の削減とあるが、このことによる市民経済へ与える影響は多大なものだと思っています。その影響をどうみているのか、御答弁ください。あとは発言席から質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 当局の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。三島議員の質問に答弁いたしますが、財政の健全化計画を策定するにあたって、先般、議員の皆さんにも概要を全協で説明申し上げたところでございますが、指摘される多くの事務事業の中での人件費の削減、そして投資的経費の削減、こういったものの影響をどうするかということだろうと思うんですが、まず総人件費の削減につきましては、3市町村の合併に伴う人件費の占める割合が非常に高いということでありまして、これらを我々は住民100名に1人当たりの職員数にもっていきたいということを計画しているわけです。これは、国のほうの示す合併の効果と。効果と言うべきかどうかわかりませんが、合併による市町村の合理化・能率化ということでありまして。そういった点での人件費の削減を進めるわけでありまして。これらと併せて、もう一方の人件費のカットという対応の仕方については、市の財政状況のバランスを考えたときに、この人件費の削減もやむを得ないことだこのように思っております。昨日から申し上げておりますように、経常収支比率というのを国のほうで地方自治体にあるべき姿を示しているわけでございますから、それに合うような対応をしていかないと私たちの自治体に対する標準的な基準と申しますか、が低いという評価になってしまうのではないのかなどこのように思います。そういうことなどを考えますと、人件費の削減ということもやむを得ない状況になるだろうとこのように思います。

それをじゃどう埋めるかということになりますと、いわゆる民間でできる公共サービスは民間に移そうということでございますから、指定管理者制度を導入することによって質の落ちないサービスを提供していきたいとこういうことになるのではないのかなとこう思っております。もちろん公共事業の削減においても、平成7年度は101億円からありましたが、17年度までには46億円に縮小していこうということでございますから、このことが地域の経済に及ぼす影響ということが問われるだろうとこのように思っております。市の財政状況からしまして、この数字を弾き出しておるわけですが、これが市民に及ぼす影響というのは相当な状況に影響に及ぼすだろうとこのように思っております。

ちなみに、公共事業のある建設経済研究所が分析しました状況を見ますと、公共事業10億円の投資した場合にその波及効果が関連産業に及ぼす生産誘発効果の総額としても2.7倍の効果を生み出すという数字も出ております。それに伴う従業者数が209名と試算されておりますから、この公共事業の減少が及ぼす数字というのはかなりの状況になるのではないのかなとこのように心配もしておるところです。今後もこの市の財政が地域に及ぼす経済効果というのを勘案しながら、そしてまた市の財政の立て直しということの両にらみと申しますか、これのバランスのいい形で今後の財政運営をしていかなければならないだろうとこのように思っております。そういった点では、財政の健全化と併せて地域経済の活性化をどう生むか。このことが申し上げております共生・協働の社会でこの難局を乗り切っていくべきを得ない時代になってきたんだということを市民の皆さんにも理解をお願い申し上げておるところです。今後とも皆さんの御理解と御協力、また共に歩もうというその気持ちを何とかして喚起してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 重点期間内の減額の総額についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先日お示ししました財政計画の特別重点期間の歳出削減額を平成18年度と23年度で比較してお答えをさせていただきたいと思っております。

人件費につきましては、3億700万円、5.6パーセントの減額となります。扶助費は、3億1,700万円、4.7パーセントの増額となります。投資的経費は、15億2,500万円、28.2パーセントの減額となっております。議員御指摘のとおり、この減額が市民経済に直接的、あるいは間接的に影響を与えることは事実でございますが、本市の厳しい財政状況を確実に健全化していく必要があることもまた事実でございます。

今回の財政計画は、これまでの財政シミュレーションの精度を上げた現時点で可能な限りの見通しでございます。しかし、社会情勢や国・県の動向などの要因変化によっては、今後修正を加えていく必要もございまして。

15番（三島 照君） それでは質問します。

私どもは、日本共産党はこの健全化計画の当初のシミュレーションが出た段階で、市長に対して10月の段階です。この予算計画に対して、福祉予算の削減を見直し、財政健全化と市民生活の維持を両立させる財政健全化計画にすることを求めて申入れをさせていただきました。国保でも、3点の点で申入れしていますけれど、この計画書を見ていましてこの財政健全化計画はやっぱりこういうときですから、何

よりも市民が元気の出るものでなくてはならないと思っていますですよ。これから10年間ね。もう駄目や駄目や駄目やで、まるで夕張みたいになるみたいな押し付けじゃなくて、歳出の削減で市民の負担を増やすだけの暗い計画に見えているのではないかと。本来、市民の生活を維持して、そしてこの計画ができ上がった段階では、やっぱりしばらくは我慢してでもその先に光が見えてくれば、正に市長が言われたように理解をして協力ができると思うんです。市長は先ほど公共事業が進むことが、その経済効果が2.7倍になると言われましたよね。しかし、この戦後50数年、確かに奄美はよくなりました。しかし、結果的には基幹整備もでき、奄振事業などで見違えるほど変わってきました。立派になってきました。しかし、その結果、今現在、現在が結果ですよ。いろんなことをやってきた結果が今なんです。この現在、人口は減り続け、経済は低迷し続け、その結果が今の状況になって財政危機を起こしたということなんです。

その公共事業は、日本共産党はいつも言っていますように、こんだけやった結果が今なんです。今改めて公共事業の在り方をそれこそ2倍・3倍の経済効果が発揮されるような公共事業に切り替えるべきだと思っていますですよ。市長ね、今、私どもはこの選挙に向けて、奄美市全域に約2万枚近いアンケートを届けました。このアンケートの結果、これは今日持ってきているのはほんの中間、合計では300数十枚戻っていますけど、そのうちの176人分ですけど、非常に生活が苦しくなった、収入が減ったと答えている人が176のうちの54人。年金の目減りで苦しくなった人が48名、介護保険など公的負担が増えて苦しくなった人が55名、昨年の年金や生活費の所得税や住民税の増税で苦しくなったという人が約60人。そういう状況の中で、今あなたの困っていることは何ですかという質問に対して、112名の方が、税金や広域負担が増えたことで、収入は減っているのに負担が増えたことで苦しい。その結果、生活のやりくりで何とかこなしているという人が101名ですよ。昨日の崎田議員の質問に対して、わずか年2万円の父子世帯見舞金年間111万円を削ろうとしていますけど、こういう状況にあるんですよ。そういう中で、なぜ市民に光が見える財政計画にならなかったのかということが1点。

そういう点で、先ほど言われましたように、この計画が進むことで最終的に平成23年度奄美市の総予算額、これやっぱり市の経済にも影響しますから、どのくらいの予算額を見込んでいるのか。その2点について聞かせてください。

財政課長（則 敏光君） まず、2番目の御質問ですが、平成23年度の一般会計予算の見込みはおおむね先ほど申し上げましたとおり、13.8パーセント減少の約275億円程度を予定いたしております。それと、昨日もいろいろと御質疑ございましたとおり、昨今の交付税をみますとどうしても各種経費の財源になり得ないという状況を呈しています。例えば、昨日議論ございましたとおり、妊産婦健診、これにつきましては交付税の基準財政需要額の中に保険衛生費という費目がございしますが、トータルで実は4,900万円減少いたしております。その中の一つの妊産婦健診についての基準財政需要額はわずか30万円は増額いたしております。このような中で、実施計画の中で次年度以降、年2回から5回へその経費を増額いたした形で今回の実施計画に折り込んでおります。その形でのシミュレーションをいたしております。

また、一般会計のみならずいろんな意味で交付税が減少に向かう中で、国保につきましても、はり・灸の利用補助につきましても、合併後、名瀬地域だけであったものをすべての3市町村に拡張いたしておりますし、人間ドックの補助にいたしましてもそうでございます。乳幼児医療につきましても、3歳児までというのを6歳児までに拡張いたしております。そのような実施計画にしております。

また、中小企業退職金共済の補助、これにつきましても3市町村に拡張いたしました。それと、教育委員会のほうでは、就学援助の扶助費ですね。そういったものも3市町村まちまちであったものを高いほうに合わせていると。北高の通学援助につきましても、19年度から3分の2に増額いたしております。ブックスタート事業につきましても、笠利町地域のみであったものを3市町村に拡張いたしました。

そのような形で、なくなったものもありますけども、新たに追加したものもございします。そういった点で、全般的な歳入歳出の全般的な予算の中から交付税のみならず、交付税だけを財源として考えるのではなくて、歳入歳出全般の縮減の中から少しずつ新たな事業にあたる財源を見出しているというようなのが現状でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

市長（平田隆義君） 議員の指摘します公共事業の投資について、生かされていないということかなとこう受け止めたわけですが、これは奄振法の延長のときにも、時限立法特別措置法が50年も続いていてまだ続くのかと国会で議論されたのと軸を一にしているんだらうとこう受け止めました。現実にもそのことはまだ我々も満足した効果は生んでいないという感じをします。じゃあ、やらなかったときはどうなってい

るんですかと言われたら、どう返事すればいいのかなとこう思っております。ようやく道路・港湾・空港の整備が進み、地域における経済の活性化の芽が出てきたのではないのかなと私はこのように思います。

昨日、名瀬港に飛鳥 という5万トンの船が接岸しました。これは、国の事業でやった港湾設備で、名瀬市の負担はほとんどございません。背後地のという点での負担もあったようですが、この船が今、県内で接岸できるのは鹿児島港と名瀬港しかございません。これをどう生かすかですよ、我々は。そして、今サトウキビの生産が良くなってきたということが新聞に報道されております。これはわかっていることなんです、かんがいが遅れていると。面整備、農道の道路の整備は進んだ。さあかんがいがということで、離島の気象条件の厳しさを如実に表していた例だろうと思います。喫緊な例として笠利のほうでは、多くの皆さんの要望を受けて須野ダムが完成したことによって、サトウキビの増産が目に見えてあるという、このことだろうと思います。それから、昨日も少し議論になりましたが、ほ場の整備後のたい肥の供給と申しますか、そういうたい肥を作る整備もでき上がって土が良くなってきて、作物が良くなってくる。そういうようなことが重なって地域経済はよくなるだろうと思います。一次産業と観光産業、そして今、柑橘類やトケイソウ、それからマンゴーというまだ限られた農作物ではありますが、大変有望だと言われているものも産業として確立できるのではないかと期待をしておるわけです。ですから、現時点で確かに投資がすべて順調に効果を発揮したとは私は申したつもりはございません。これからが正念場だということで取り組んでまいりたいとこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

15番(三島 照君) 市長、何を言っているんですか、そんなもん。そういうことも含めて、今があるんです。だから、別にやったことがすべて悪いとは私は思っておりません。しかし、そういう中でこれからの公共事業の在り方、あとでまた聞きますけど、いつまでもトンネルやまち壊し続けていいのかと。今言われているように、もっと基幹整備しなければならない集落排水や農業の活性化、一次産業の活性化に向けたソフト面での開発もまだまだいっぱいある。学校の校舎はほったらかし、古い校舎はもう台風・地震がきたらいつ潰れるかわからない。そういうしなければならぬ公共事業がいっぱいあるんちがいますかと。そういうことをやるのが、むしろ今までのような大型公共事業よりもこの地元経済に、さっきから言いますように2.7倍どころか3倍・4倍の効果を発揮すると私は思っているんです。だから、もっと奄振を延長させて、そういう地域に生かされた公共事業に展開してほしいということを言っているだけで、さっき市長が言われたことに対して何もそれが悪いとか間違っているとか誰も言っておりません、そんなもん。それだけでも5分時間を取ったわ。

それじゃ次に移ります。もう一つはですね、こういう中で財源不足の見積りももっともっと精査する必要があったのではないかと思っています。歳入確保がほかにないのか。今、国のほうでも地方交付税の問題や議論がされています。そういった問題の先々どう変わっていくのかですね、これからの今後の国の地方施策がどういう展開になっていくか、不確定な要素もまだまだあるのではないかと思っています。そういうときにですね、やっぱりそういう歳出削減だけじゃなくて、歳入の問題も検討する余地があったのではないかとということです。そういう点で、この計画の中では一般競争入札の導入ということが言われています。9月議会で市長もあの汚泥処理センターの一般競争入札の成果は認められました。今後、どの程度の額までを一般競争入札にしようとしているのか、いつから実施しようとしているのか。この点だけ聞かせてください。

企画部長(塩崎博成君) 一般競争入札の導入については、公共工事の客観性、透明性、不正行為の防止などのほか、入札参加資格者相互間のより高い競争性の確保から、有効な入札制度であると認識をしております。反面、地域性等が考慮されなくなり、低価格を生じ、それに伴う品質の確保の保障が懸念されることが上げられ、また地域経済への普遍的な波及効果の観点から、当然、検討されるべき課題と考えております。

県下都市の導入状況でございますけれども、19年の4月の時点で、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、出水市の5市が導入をしているようでございます。いずれも通常工事と特殊工事に区分をしまして、各市の建設工事の競争入札参加資格者名簿に工種別に格付けをされているものを条件として実施されているようでございます。

本市においては、過去に奄美海洋展示館新築工事、健康体験交流施設新築工事などそういう部分も、一般競争入札が導入をされているようでございます。今後そのようなことも踏まえまして、課題等も整理をしつつ一般競争入札の在り方について検討を行っているところでございます。

15番(三島 照君) あのね、これにもちゃんと起債枠を縮減するために一部一般競争入札を導入するって書いてあるんですよ。今頃、検討したことを何も聞いたって時間の無駄ですよ、そんなもん。そうじゃなくて、いつからどのくらいの枠で採用しようと考えているのか、まだ検討だけですか。早急に結論出してください。もういいです。

企画部長(塩崎博成君) 議員仰せのとおり、先立っての市議会全員協議会での事業実施計画並びに財政健全化計画の概要についても説明をいたしました。その中において、投資的への削減及び公債費対策の一環として起債枠を縮減をするため、一般競争入札を導入をするということで明記をいたしております。今そのようなことで検討いたしておりますけれど、じゃその場合、一概に金額だけで割り切って一般競争入札の導入ができるのか。さらにはまた、本市においてどのような工事が一般競争入札になじむのか。これは工事内容等も含めて検討でございます。さらにはまた、入札事務の組織体制の在り方や議員のほうから先ほどございましたように、地域経済に及ぼす経済の影響、そういう部分等も踏まえながら、県内の一般競争入札を導入をしている自治体の事例なども参考にしながら検討をしてみたいと考えております。

15番(三島 照君) そんなもん、ずっと前から言うているのにいまだに検討もできていない。ここでの一般質問をどう思って聞いているんですか、皆さんは。聞き流して、議会が終われば次もうええわと思っているんでしょう、そんなもん。そんなもんね、やっぱりこの歳入を増やそうと思えば、今の状況では、いろんな条件ありますよ。それと条件付きやとか奄美に適したやり方はいつでもあるんですから、今頃これから検討するというのはもうとんでもない。何もやっていない証拠です、そんなもん。ええかげんにしてください。

全国では、競争入札にすることで95パーセント、96パーセントが、80パーセント台、低い所では70パーセント台下がっています。値が下がるのが、さっき言われたようにええとは言っていない。その低価格によって、ちゃんとした工事ができていなかったりいろんな問題あります。そんなもんも含めて、早急に検討していただきたい。3月議会を出してください、また。聞きますから。

じゃ次に移ります。末広・港土地区画整理事業について、先日から多くの同僚議員が質問されています。答弁は、10年一昔ほとんど変わりません。私この4年間質問し続けてきましたけど、内容は変わっていません。改めて、私はこの問題、凍結をして、市民的議論を図る必要があると思っていますけど、市長は先日から多くの市民の同意を得ていると。そして、必要かつこの事業の必要性・重要性・緊急性を総合的に判断して必要だと言っています。しかしですね、もう一度出します。この事業について、これもアンケートを取りました。176人中、関係者の意見をよく聞いてやるべきではないかという方が56名、そして止めるべき、今、金もない人口が減り続けて商店街が疲弊して、減り続けている商店街で10年間もごんごんごんごん工事を始めて、ますます商店街が活性化するどころかその10年間でいわゆるお客さんは逃げてしまう。逃げた客は帰ってきません。そういう中で、止めるべきという方が81名。検討すべきという人と合わせたら、137名の人が176人中ね、こういう回答を寄せられています、アンケートで。それでも大勢の人がこれを必要としていると思っているのか。市長、答弁してください。

市長(平田隆義君) 10年来変わらないという指摘でございましたが、変えておりません。予定どおり執行いたします。

15番(三島 照君) 建設部長、何かありますか。

建設部長(平 豊和君) 御質問の末広・港土地区画整理事業につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、平成8年の都市構想から約10年もの間、多くの方々の参加のもと数多くの議論を重ね事業化したものでございます。本事業に係る経緯を申し上げますと、平成12年度に事業調査の実施、平成13年度にまちづくり支援事業調査の実施、平成14年度から15年度にかけて基本計画の策定、平成16年度には都市計画決定、及び国における事業の認可、平成18年度には県知事の認可、及び事業計画の決意など多くの作業や手続きを経て進めてきているところでございます。その作業や手続きごとに行政内のみならず、地域の方々や関係団体並びに多くの市民への周知などを行い、必要な見直し等を加えながら、市や県の都市計画審議会での審議を経て現計画を作成してきたものでございます。また、事業の実施にあたりまして、議会の場におきまして、事業内容や予算並びにその執行状況等の審議を受けながら事業を実施しているところでございます。今後とも関係権利者や地元商店街との十分な話し合いに加え、関係団

体や多くの市民の声に耳を傾けながら，市民の望む魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

15番（三島 照君） あのですね，多くは昨日，この間，同僚議員が発言していますから，私はそれ以上は言いません。しかしですね，市長，市長は今まで何回，商工会議所や商店連盟や各関係者とこの事業の内容について，理解を求めて話し合いをされていますか。それと，この計画でもいわゆる地方債がどんどん減って，ずっと19年度で18年度が46億円，26億円，29億円とずっと減っていています。しかし，この10年間にここに約56億円の金をかけていかならん。そうすれば，本当の意味でこの合併した3市町村の均衡の取れた基盤整備を含めたそういう事業に使う金は，僕はほとんどなくなっていくと思うんですよ。

それと，さっき言いましたように，この間，商店街など歩いていてもほとんどの人が，先日もある商工会議所の中心的な方と会って話しました。まさにこの地元紙が報道していますように，この事業は，商工会議所は1998年に商業化活性化研究委員会で立ち上げて相談を始めた。しかし，中心市街地活性化基本計画策定作業の一環で働きかけをしたけど，商工会議所側からは，我々が活性化策を見出す前に市の計画作りが先行した。そういう中で，ほとんどまともに受け止めていない。私はそう思っています，今でも。だから，いろんな方の意見を聞いたと言っているけど，この間，この4年間，私の一般質問の議事録はほとんどそうですやん。何回聞いたって，皆さんの声を聞いて皆さんが要望していますと言うてる。それじゃ商店街の連合会や地元の人には本当に活性化したいとみんな思っているんです。今のままでええとは思っていません。しかし，そのことをどんだけ聞いて回った，あんたら。これを進めるための動きはしていても，実際の意味で活性化させるために何が必要か。もっと言いましょ，市長。例えば，私は今思っているのは，この54億円，商店街，商工会議所にどうぞみんな使ってくださいと。提供しましょと。あなたたちの知恵と発想で，本当にあの商店街，奄美市を活性化させるために自由な発想で，その代わり責任持ってくださいというぐらいの心の広さを示した，例えばそのぐらいの広さで，思いで商工会議所や関係者と話し合われたことがありますか。聞かせてください。

市長（平田隆義君） 私もそうしたいね，したい。それができないんですよ。補助事業ですからね。

15番（三島 照君） 思いでと言っているんですよ，私は。せよとは言っていない。

市長（平田隆義君） それは思っていますよ，さっきおっしゃったから。私もそうしたい。だけど，できない。補助事業によっては厳しい条件があって，補助を対象として認めてもらって，国や県の支援をいただいているということです。先ほどもちょっと気になったんですが，学校の予算というのは文部省の予算なんですよ。建設省の予算を学校に回せなんていってできる話じゃないわけですから。ですよ。わかっていらっしゃるんでしょう，そのこともね。わかっているのに，その質問をされるから，私が混ぜ返したくなるんですよ。筋を通して議論をしましょよ。建設省の道路予算，港湾予算ね。それぞれ決まっているんですよ。農業基盤整備は農林省の予算，ね。だから，そのことをはっきり市民に示しませんと，議論になりませんよということを言いたいです。

15番（三島 照君） 市長はね，昨日からね，ちゃんとちょっと横に連れている皆さん，ちゃんと市長に今，何を質問したか聞いてください。教えてあげてください。言うていることと違うことばかり言って。あのね，私は，例えばそういう公共事業を進めるための方法はいくらでもあるでしょうと言っている。何も文部省の金を建設に回せとか，農林水産の事業を学校に回せとか言うてません。その発想がおかしいです。今も言うているのは，例えばそれなら補助を止めてでも本気で奄美市の再生を考えて基盤事業や一次産業や産業の活性化を図りたいと思ったら，例えば54億円，市の一般財源で10年かけて5億4,000万円ずつ提供して，これでどうすれば活性化できるか。各団体，地域，いろんな所で検討させて，その案をもう一回持ち寄って，この健全化計画なり建設計画にのせていったらいいと思うんです。もういいです，市長が言ったらまた違う発言になりますから。

じゃ次に移ります。もうちょっと人の言うていることをちゃんと聞いてください。

あともう一つは，おがみ山バイパスの問題です。このおがみ山バイパス問題について，私は今，この間いろいろお聞きしていると，結局このルートはもともと隣の支庁前からおがみ山を抜いて直接真名津へ出るそういうコースが計画されていたんですよ。その計画がなぜ今の上之岸橋の計画に変わったのか。

その経過をちょっと聞かせてください。

建設部長（平 豊和君） 県におきましては、国道58号を奄美大島本島の骨格道路として、奄美空港と重要港湾名瀬港を有する奄美市及び瀬戸内町や宇検村を相互に結ぶなど、奄美大島の産業、観光の振興や住民生活の利便性の向上を図る上で重要な路線道路として位置付けており、おがみ山バイパスについては同バイパスを整備することにより、大島南部から空港、港湾、中心都市へのアクセスが改善するなど、奄美大島における幹線道路ネットワークの形成が図られているものと位置付けております。また、同バイパスは、平成10年3月に策定した名瀬市都市計画マスタープランにおいても本市のまちづくりにおいて重要な路線として位置付けられております。

おがみ山バイパス事業が現ルートに決まった経過についてでございますが、県において、平成4年から8年にかけて県単事業で事前調査、測量が行われ、検討委員会が持たれたようになってございます。そのルート案については、浦上から山羊島トンネルを通り平田町までの旧国道58号線の拡幅案、浦上から和光園付近を通過し春日町・平田町に抜ける案、そして現計画案が比較検討され、平成10年7月の市都市計画審議会の審議、8月の県都市計画審議会の審議など、しかるべき法手続きを経て9月に現在のルートで都市計画決定がなされております。

15番（三島 照君） 私が言うているのはそんな、なぜかと言いますと、今のルート建設については私はいくつか問題があると思っているんですよ。一つは、やっぱり高齢化した方々が、ほとんどが70代後半、80代、こういった方々がそれこそ涙を流して、それこそ命をかけてここに住まわせてくださいと。せめて自分が死ぬまでぐらいあっこに住まわせてくださいと言っているんですよ、ほとんどの人が。そうして反対をしているんです、あっこの人たちは。もう一つは、皆さん口開けば、自然遺産登録、昨日も何回か言っています。片一方で自然遺産登録を言いながら、片一方でその十何種類の希少動物や希少植物が生息しているおがみ山を削る。もう一方では、わざわざ小学校の子どもが泳ぐプールの真上を自動車を通そうとしている。万が一何かあれば、自動車はプールへ転落してくるんです。そういった状況を踏まえてですね、あえて伊藤知事はこのルートの決定にはいびつさを感じていると。知事がですよ。見直して検討すべきではないかということを言われているんですよ。

そういう状況の中で、もしこれが検討されて見直したいと言われたときに、いつまでも今のようなことを言うて奄美市長としてそれが通るのかどうか。元来、こういう主張どおり、通過ルートというのはもうずっと線が引かれていたわけでしょう。これが実施されれば、これ平成15年、今の配田が丘も上之岸橋も年寄りをそれこそ非道にも追い出してやる必要、何もないんです。なんで今頃珍しそうに見ているの、あんたら。もともとあるやないの、これ行政、県からもらった資料やのに。こんな初めて見て、何で。ちゃんと検討して、ええかげんにせえよ。検討している資料の中でも、支庁通り案、新川案、原案って三つありますやんか、こんなもん。その中でこれの必要経費まで書かれているやんか。NTTはあの立退き料27億円、30億円言うてるのに、この計画書では200億円とか書いたりですね、こういう案も片一方で出ているのに全くこれも検討せずね、なぜそこまで強行せざるを得ないのか。それを聞かせてください。

それと、県が今言われていることを含めて、もし県がこれを見直し作業に入った場合、市としてはどういう対応をしようとしているのか。

市長（平田隆義君） 先ほど建設部長からまた説明がありましたが、名瀬市の総合計画、あれは4年か5年か記憶がはっきりしませんが、上方から真名津に出る国道の改良事業の案があったことは記憶しております。その後、この古見本通りの渋滞というのをどう解消するか。国道58号線をどう改良するかという議論がありまして、私の記憶では、浦上の現国道58号線と交わる起点から名瀬中学校の現国道と交わる起点、これを県の事業として都市計画事業に組み入れるという案が示されて、その中で和光トンネルがこの中心市街地の永田橋のほうに持ってきたと。その延長において、古見本通りの拡幅は大変難しいという判断があって、もう少し中まで入ってきて、起点として向こうから来れば左折ですが、左折しておがみ山を通過して名瀬中のほうにつなぐ案が示されたということに理解しているんです。

そういうことで、これはいろんな点でいい点があるということで議会にもお諮りして、この案を我々は承認というか、諒とするという市としての立場を表明したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。ただ、山を削るのうんぬんの話も議論がございます。その残った山を、丘を切り取って近くの人がそこに移転するような方法を取ろうかという案もありました。しかし、やっぱり景観が大事だろ

うということでこの掘削で小学校の所の山は残りますという形が原案ということです。ですから、三島さんがおっしゃるように車が奄美小学校のプールに飛び越えるのには、30メートルの山を越えませんと転落しないことになっておりますから、そういうことぐらいはわかっているかというふうに思います。

15番(三島 照君) 何を言うてるの。私は基本的には、質問書にも通告してありますように、末広・港土地区画整理事業は、一旦凍結をして、もう一度そういうあらゆる団体含めた市民的討議を図るべき、そう思っていますし、このおがみ山バイパスルートについても市として白紙撤回を求めるべきだと思っていますので、是非議論して、また結論を聞かせてください。

最後に、子育て支援室の問題です。昨年の議会で、昨年その前だったかな、私が支援室の合併を機に設置し、基本的に昨日のようなええかげんな子育て支援、学童保育所の設置をあれは教育委員会、あれは福祉やと。そんな議論を今頃30年も遅れてやっているようなことでは駄目なんで、早急に検討したいということをおっしゃいました。そして、このアンケート調査の中でも多くの方々が、これ市が取ったアンケートね。子育て支援に育児休業など、家庭と仕事を両立できる体制を取ってほしいということをおっしゃっています。私はそういう点では、学童いったら教育委員会で、それまでは福祉事務所だというような子育て支援じゃなくて、きちっとした統一した子育て支援室を設置して統一して検討すべきだと思いますけど、再度、調整して聞かせてください。どういう検討をされたか。

企画部長(塩崎博成君) 現在、行政改革を進めている中でございます。本市で求められる少子化対策事業あるいは財源の確保の方向性、更には次世代育成支援行動計画との整合性も見いだす必要もございませう。そのようなことから、関係部局と協議を重ねてまいりたいと考えております。

議長(伊東隆吉君) 時間が来ました。

15番(三島 照君) 終わります。

議長(伊東隆吉君) 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午前10時31分)

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午前10時45分)
引き続き一般質問を行います。
次に、市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

21番(栄 勝正君) おはようございます。市民クラブの栄 勝正です。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。

平成の歴史的な大合併から1年8か月が過ぎ、来年度は早3年目を迎えようとしています。私たち議会も1年8か月の間、いろいろな面から市民の注目の的でありましたが、合併後初めての選挙が去る10月28日施行されました。私も若輩ながら市政発展と市民生活向上のための強い思いから、名瀬市議を含め4期目の立候補をいたしました。多くの市民の皆様方の温かい御支援・御支持で当選させていただきました。高い壇上からではありますが、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。11年前の初当選した感動を忘れず、初心に返り、経験を生かし、是は是、非は非の信念のもと、微力ながら全力で明るい住みよいまちづくり、合併して良かったなというまちづくり、立候補の時にお約束した事項に全力で頑張る所存でございます。市民の皆様、どうかよろしく御指導・ごべんたつのほどをお願い申し上げます。

少子高齢化、人口減少、増え続ける生活保護世帯、家賃の安い市営住宅を申し込む人々の多さ、農業振興、観光産業の振興、均衡あるまちづくり、財政が厳しい折、問題が山積をいたしております。当局におかれましては、市長を先頭に全職員が一丸となって、全力であらゆる諸問題に取り組まれるよう強く望むものであります。

さて、国も県も本市も財政事情が厳しい中、新年度予算編成をどのように考えておられるでしょうか。重点施策などをお聞かせください。次の質問から発言席にて行います。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 栄議員の質問でございますが、来年度、平成20年度の予算編成のことについての御質問でございます。20年度における主要事業、新規事業ということでございますが、20年度の実施計画及び事務事業量定数ヒアリングを終えておりますし、財政計画との整合性を図る作業を企画部と総務部一体となって現在進めているところでございます。先般示された財政健全化計画等が大きな柱になることだとこのように思っております。それと連動して、平成20年度の予算編成には、全庁的に取り組んでおり、今後財政課とのヒアリング後、新年度予算が編成されることとなります。各課からそれぞれの事業を持ち寄ってくる中での予算編成をどうするかということになるかと思っております。

新年度の予算編成にあたっては、市町村建設計画や今年3月末に策定しました行政改革大綱、行政改革実施計画が基本になるかと思っております。事業実施に伴う費用対効果も検証し、常に事務事業の見直しを行うなど改革改善の視点に立った行財政改革を進めていかなければならないものという前提で取り組んでまいります。したがって、このような基本方針で平成20年度の主要事業、新規事業の予算編成に取り組んでおりますが、具体的には平成20年第1回定例会でお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

21番（栄 勝正君） 昨日からの質問を聞いていますと、まちづくりの問題、港・末広の区画整理の問題などいろいろと初めての議員などからも質問されております。そのような中で、実績には3年目に入るんですけども、本当に均衡あるまちづくりにどのように取り組んでいくかなど。もう市民も期待しておりますし、また私たちはそれを聞く立場にありますので、このような質問をいたしました。

今年と違ったようですね、3月議会でお示しをするということなんですけども、3月議会はほとんどもう決定してお知らせするわけでございますので、一市民の代表として、やはり私は私なりに苦しい財政の事情の予算の中からどういう目玉となるような施策、あるいは活性化になるような施策などがあるのかということをお聞きしたかったんですけども、まず第一に、やはりいろんな事業の中ですべて予算書の中にあるもう小さい事業から大きいこのまちづくりの問題まで、事業の中でやはり費用対効果という面から一つずつ精査する必要があるんじゃないかなと思っております。これは全国どの自治体でも、全部とは言わないんですけど、ほとんどそういう費用対効果という面から事業の見直しということを第三者委員会なるものを設けてやっている所も多いようですけど、本市としてそのようなことをどのように考えているのか。また、どのようなそういうスケジュール的にやっていこうとしているのかをお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 費用対効果の評価ということでございますかと思っておりますけれども、これは実施計画を作成と同時に事業についてのそれぞれ評価シートを作成をさせていただいております。この評価シートにつきましては、当該事業に係る費用に対して、その見込み効果の妥当性について5段階で評価をし、その評価の内容、その理由等についても記入をさせていただいております。

21番（栄 勝正君） ちょっとわかりにくい答弁だったんですけども、私が言うのはいろんな予算書に1ページから何ページ、相当な厚い予算書が載っているわけですよね。その中には、いろんな小さい事業を含めている事業があるわけですよ。その補助事業、助成事業、あるいは大きなまちづくりの事業あるわけですけども、その一つ一つをやはりこの費用対効果の面から見直すべきじゃないかなと思っております。わかりやすくちょっと教えてください。

市長（平田隆義君） 御指摘のとおりでございますが、予算編成方針においてももう事業を中止していいんじゃないのかなとか、また少し方向を変えたほうがいいんじゃないのかなとか、また拡充したほうがいいんじゃないかということは、財政と企画部長、総務関係含めてこのヒアリングの席で精査していくということを取らせていただきたいと思います。議員の御提案の第三者機関まで入れて、そこに絡んでくると、また別の問題が発生しないかというところもしますので、でき上がった正案については議会の皆さんとの議論を重ねて御了解をいただくということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

21番（栄 勝正君） 当局がいろいろ財政とヒアリングを通じて費用対効果の面でということなんですけども、やはり一つ一つの事業はそれぞれの部署においては是非必要だと思うから、やはり予算要求も多くなるんじゃないかなと思うし、そうならば厳しい財政事情の中から財政課は、少し削ってくれ、削減してくれといういろんなことがあるわけですよね。それをやはり第三者の方たちから見た場合、そういう財

政と関係部署じゃない人たちから住民が聞いた場合ですね、やはり公正な公平な判断ができるんじゃないかなと思って私は提案しているんですけども、是非、今のところないという返事なんですけども、こういう厳しい財政事情でありますので、本当にもう一つ一つ言えばきりがありませんが、昨年度は補助金の見直しをしてですね、そういう人事の任命してやったという経緯もありますし、今後は費用対効果という面からやはり是非そのような形を取っていただきたいなと思っております。

一方の人から見れば必要な事業であるし、一方の人から見れば全く関係ないという事業もありますし、本当にいろんな面で大変難しい問題だろうと思えますけども、第三者から見ても本当にそういう利害関係のない人たちから見たら、本当にこの事業が必要なのか。先ほどからいろいろ議論なされております子育て支援の問題などもですね、本当に真剣に費用対効果という面から是非こういうのを立ち上げてもらいたいと強く要望いたしておきます。

それから、新年度の予算に向けてなんですけども、この頃のガソリン燃料がすごく高騰いたしております。これは、やはりこの奄美の所得の低い、そして経済の弱い地域においては大きな私は問題だと思っております。やはり予算編成において、こういう問題も考慮に入れてもらいたいなと。助成とかいろいろ難しい点もあるだろうと思えますけども、やはりこのガソリン税の軽減ということを奄美市は全庁的に、そして市民一丸となって私は国に申し入れるべきじゃないかなと思ったりもいたしております。是非この件については、市長、先頭に立ってやってもらいたいと思えますが、市長の見解どうですか。

市長（平田隆義君） この燃料の値上がりについては、本当、地域に厳しい状況を押し付けられているなあと。離島であればなおさらそのことを感じるということです。ですから、どういう形でこれをじゃ対応するかということなんですけども、このことがなかなか目に見えるような感じが取りにくいということは今つくづく感じているところです。むしろ今後、地方自治体の財政に及ぼす点についてなら特別交付税という形のものをお願いするとかできるんでしょうけども、一般市民にこのことをどうするかという話になりますと、これまでも奄振事業でこの離島物価を何とかできないかということの繰り返し繰り返し解決できないままに今日を迎えておるわけでございますので、その類のことかなとかこう思ったりして、今、悩んでいるところです。何か方法があれば、その方向で対応していかなくちゃならないとこう思っております。船会社、航空会社それぞれ料金を上げたようでございます。これは具体的に目に見えるものですね。これをどうするかということも一つの方法じゃないのかなとかこう思ったりもしているところですが。

21番（栄 勝正君） 私が申し上げたのは、ガソリン税ですね。1リットル当たり153円ですか、152円何十銭だと思えるんですけども、沖縄は大体半分ぐらいだと聞いておるんですけども、やはりこの離島物価のことを考えれば沖縄並みの軽減をすべきじゃないかなと思っております。そのためにはやはり国への働きかけが大きいと思えますので、地元の代議士などを通じて、市長も是非折に触れてその軽減の問題は奄美市の大きな問題だということを是非要望してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に進みたいと思えます。一集落1ブランドの進ちょく状況なんですけども、この間も検討委員会ですか、開催されているみたいなんですけども、市長が昨年、市長立候補に当たっての一集落1ブランドを公約として掲げておりますけども、1年8か月過ぎてまだどの集落も認定されていないような状態が続いています。是非、一日も早く、やはり観光に生かされる面が大きいんじゃないかなと思ったり、あるいはまた地場産の産業育成にも大きく影響するんじゃないかなと思っておりますので、認定をしてもらいたいと思えます。

それから、今後のスケジュールとか、そしてまだまだ未提出の集落がいっぱいありますけども、そのへんはどうなっているかまでお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 一集落1ブランドの進ちょく状況についてでございますけれども、これまで4度の推進委員会を開催をいたしております。ブランド申請のありました集落等の代表から、集落の宝を活用した地域活性化にかける熱意やアイデアをお聞きし、当市では初めての事業でもありましたことから、審査委員会の共通認識の醸成、審査基準、評価方法の策定などのほか、現地の状況確認等の実施をいたしております。また、将来にわたり本事業を推進をしていくため、委員がきたんのない意見を出し合い、ブランドの在り方等についても議論を重ねているところでございます。

今後、認定を受けました集落等のスケジュール等といたしましては、ブランド活用に向けた事業計画や集落における推進体制の構築を行っていただくこととなりますけども、本市としましても集落担当職員を

複数名配置し、一集落1ブランド推奨活動を積極的に支援をしていく予定でございます。

また、並行して平成20年4月1日運用開始予定の集落ホームページの開設へ向け取り組んでおりました、今回認定を受けました集落においては、集落紹介看板の設置とブランドをピールをするためのポストカードの作成を行う予定でございます。一集落1ブランドにつきましては、認定を受けてからの地域の取組が最も重要であると認識をいたしております。認定を受けた集落の方々と連携を密にしながら、積極的に活用が図られるよう、本市としましては地域活性化の観点から集落担当職員を配置し支援体制を取っておりますことにまずは御理解をいただきたいと思っております。

また、この一集落1ブランド事業は、昨年度、普及啓発に努めたもので、今年度に事業費の確保が図られたことから、具体的に取り組んでいる事業であります。先ほど申しましたように、推進委員会を設置し、共通認識醸成や審査基準等の策定、現地調査の実施など慎重な作業が求められておりますので、申請団体には御不便をおかけをしますが、今しばらく審査をさせていただきたいと思っております。

また、今年度申請をしなかった集落についてでございますけれども、これについては事業開始間もないということから、今年度の状況を見守り、次回申請を検討している集落もあると聞き及んでおります。本年度の募集につきまして、来年3月から2回目の募集を行う予定でございますので、今後とも集落の方々に積極的に周知広報を行うとともに、今回認定をされました集落の活動状況等情報の提供に努め、新たなブランドの発掘と利用促進に努めてまいりたいと考えております。

21番(栄 勝正君) よくわかりました。是非、早く1か所でも2か所でも、1集落でも2集落でも認定してもらって、そしてモデル地区に是非指定して、やはりまだ未提出の集落が、こういうことをやったら本当に集落の活性化になったと言われるように、一日も早く認定をして、そして部長が答弁したようにそのブランドの活用をやはり徹底して行政もやってもらいたいと思っております。そのためにも旅行会社とかいろんなそういう団体とかに情報も提供いたして、その集落が活性化になるように努めてやってもらいたいと思っております。

次の質問とも関連しますので、集落新時代の取組ということで質問をしたいと思っております。

非常に高齢化が進み、この奄美市全体のまちや、旧名瀬市は何々町なんですけども、笠利や住用で集落が40いくつもあります。旧名瀬・三方時代も含めれば60近くも集落があります。その中で非常に65歳以上の高齢化率が高い所もいっぱいあります。先ほど一集落1ブランドの指定をされて、それを活用するためにもですね、やはり若者が定着しなければ、ブランドがどういうものになるかによっても違うんですけども、例えば生産するもの、パパイアとかですね、マンゴーとかいろいろタンカンとかあればですね、生産する人がいなければ指定をされても何の効果もありませんので、そのためにもこの集落の活性化というのは必要であります。そのためにも国を挙げてこういう高齢化した集落にですね、助成などしていこうと取り組んでいる最中でありまして、本市としてこの高齢化比率をどのように集落の比率を把握、あるいは状況を認識しているのかですね。まずお聞きをしたいと思っております。

企画部長(塩崎博成君) 小泉内閣で提唱されてから、国は一貫して地方に対し地方自治体からの公募型・提案型でアイデアを募集し、採択事業に全額補助・助成をするといった知恵のチャレンジを求めています。都市と地方の格差が広がっていると言われる中、本市においては「地域力」「地域ブランド」「市民との協働」を施政方針に掲げ、その具体化の一つとして、市民がともに知恵と創造を發揮する一集落1ブランド事業を推進し、将来的には観光産業との連携を図り、地域活性化につなげようとするもので、国や県からも評価をいただいているところでございます。

また、奄美市の持続的な発展のためには、各々の集落が活性化をし、都市部との交流連携による相乗効果が図られることが重要であると思っております。そのため、奄美市の持続的な成長は集落の活性化にありとの認識のもと、新市発足後、集落新時代の到来と位置付け、市民との共生・協働のまちづくりを推進をしているところでございます。

最近よく格差社会に関する報道等の中で、限界集落に関する記事が目につくようになりました。限界集落は、集落居住者の高齢化率が50パーセントを超える集落を称しております。本市には92の町あるいは集落がございますが、そのうち7集落がこの範ちゅうに入ります。当然のこととして、各々の集落には長い歴史と伝統、そして何よりも出身者としての愛着・誇りがあります。高齢化が進む集落の活性化は、本市にとって喫緊の課題と認識をいたしております。

先般、報道等にもありましたとおり、国においても総務省が限界集落対策として新たな交付金制度の方針を明確にするなど、支援体制の構築が急がれております。また、来年度、現行過疎法が期限を迎えます

ことから、新たな過疎対策の方針についても集落の振興策というのが議論をされているところでもございます。議員から御提言いただきました定住促進のための住宅建設につきましては、貴重な御提言でございますので、国の支援策等の動向を注視をしながら、あらゆる活性化策の中において検討をしてみたいと考えております。

21番(栄 勝正君) 部長が、限界集落とおっしゃいましたので、高齢化比率が50パーセントを超える集落を限界集落と言うということでもありますけれども、奄美市にも何か所か集落があります。先ほどの一集落1ブランドを確立するためにも、これを解消するためにどうすればいいかということをやはり真剣に考えなければいけないと私は思っております。ただいま部長がいろいろ説明をしたんですけども、国交省が10月に、住民以外の人たちが参加して集落の維持を図る方策を検討する委員会を国は設置していると。農水省は07年度から、近隣の複数の集落が助け合い農作業や祭りなどを共同で行う仕組みを作り推進し、全国11か所でモデル事業実施中ということでもあります。

こういう国もやっているんですけども、本市として、もうこれは避けて通れない課題だろうと思っております。やはり、この限界集落50パーセント以上あるのが8か所集落あるんですけども、それに近い40パーセント以上の高齢化比率も相当ありますし、どのように集落を維持するかという問題も大きな問題になってくるんじゃないかなと。本当に70代~80代の年寄り、高齢者ばかりの集落で祭りもできない。本当に道路の清掃もできない。集会所の維持管理もできないというふうになってくるんじゃないかなと私、心配をいたしております。そのために、国もこのようにしてやっていますけども、市として独自にやはりいろいろな方策を考えるべきだと思っております。そのために、今、部長が、今聞こうと思ったんですけども、市営住宅の建設などはやはりこういう50パーセント以上超えている集落から、まあいろいろありますけども、条件や事情はどの集落もありますけども、やはりある程度、優先的にすべきじゃないかなと思ったりもいたしております。

財政厳しい折、先ほどのまちづくりの56億円ですか、住宅に使われたら全部住宅を造ってもらいたいと私も思いますが、そういうことができないもんですから、なかなか大変難しい問題だろうと思えますども、是非この40パーセント以上、高齢化比率がある集落を何とか私たちのこの奄美市、せっかく合併したわけですので、これが合併効果というものじゃないかなと思えますので、住宅建設をどのように考えているか。

それと、先ほどから言っておりますように、本市として集落を維持するために何かそういう方策があったら併せてお聞きしたいと思えます。

建設部長(平 豊和君) 議員御指摘のとおり、集落における市営住宅の役割の一つには、集落の活性化、あるいは定住人口の減少への対応という面もございませう。

現在、本市における市営住宅の建設は、笠利総合支所管内におきましては平成19年度に赤木名地区に2棟8戸、19年度から20年度にかけて笠利地区に1棟4戸、20年度から21年度にかけて節田地区に2棟6戸。名瀬総合支所管内におきましては、19年度から20年度にかけて西仲勝地区に1棟6戸の建設を予定しております。

議員御提言の趣旨の市営住宅の建設につきまして、直ちに取り組むという状況にはございませんが、有用な御提言でありますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

企画部長(塩崎博成君) 限界集落と言われる高齢化率の高い集落の地域再生という部分について、どのような形で地域の活性化につなげていくかということにつきましては、全国でも7,800の集落が限界集落と言われるというデータもございませう。そのようなことから、こういうような集落を抱える自治体の大きな課題でもあるわけでもございませうけれども、そのためにはやはり集落の活性化というのをまず図り、集落の地域力を高めていくという必要があるのではないかなと思えます。

本市におきましては、先ほどから申し上げておりますように、一集落1ブランド事業を推進をいたしております。それぞれの集落の持つ宝を核として、地域のブランドを有効に活用していくことで、集落の一体化であるとか、あるいは集落民の活力につながっていくものと考えております。そのようなことから、もう集落ブランドの取組について今後も積極的に推進をしてみたいと考えております。

21番(栄 勝正君) 是非この住宅建設にあたっては検討して、そういうところからある程度4戸でも5戸でも6戸でもいいですけども、是非、厳しい財政事情ではありますけども、活性化のためにも建設し

てもらいたいと強く要望しておきます。

それから、先ほどから言いますように、今までがハードな対策ばかりに目が向いてきて、ソフトな面がおろそかにされたんじゃないかなと言われております。ですから、今後とも国の方策にもあると思いますけども、環境団体にも呼びかけ、その里山の保全に協力してもらう方法など、廃校を活用して宿泊施設などを用意し、都市住民が行きやすくするなどの発想などを是非考えて、この集落が高齢化率が多くなって、もう何もできなくなった集落にならないように全力を挙げてもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。後期高齢者医療制度導入で本市への影響ということなんですけども、昨日からいろいろと同僚議員が聞いておりますので、私のほうは後期高齢者医療制度導入にあたって、まだまだ市民が、私はこういう制度が来年の4月から75歳以上の人は始まるよと。夫婦であっても、今まで健康保険と違う形式で保険料を取られますよということを言うと、そんなことがあるのかという全く知らない人が多いわけですので、やはりもうあと3～4か月に迫っておりますけども、この市民への周知徹底をどのようにされようとしているのか。

そしてまた、今までの老人保健とどのように違うのかですね、やはり説明すべきじゃないかなと思っております。特に夫婦一緒にいる人、あるいは子どもたちの扶養になっている人たちが新しく保険料を支払うわけですので、そのへんの周知徹底はしておかないと、急に4月になって、支払いの猶予などもありますけども制度自体は来年の4月から始まるわけですので、そのへんをどのように考えているかお聞かせください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 来年4月からの後期高齢者医療制度の導入による本市への影響でございますが、まず奄美市全体で11月20日現在、75歳以上の方々、6,011名の方がこの制度の対象になる見込みでございます。そのうち754名の方がこれまで社会保険などの被扶養者となっておりまして、今回の制度により新たに保険料を負担する見込みでございます。

しかし、この方々につきましては、4月から9月までの半年間は保険料が免除される見込みでございます。そして、10月以降の半年間は9割軽減とすると、与党案として合意をされているようでございます。法律の中では、20年度、21年度にはこの方々の保険料は5割軽減するということで決まっておりますので、更に激減緩和措置が措置されるということになります。

次に、保険料の影響についてでございますが、平成20年度の保険料は去る12月2日の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、均等割額4万5,900円、所得割率8.63パーセントに決定をいたしております。これに基づきまして、奄美市の平成19年度の国民健康保険税と比較いたしますと、7割軽減の一人世帯で年税額100円の減額となります。来年4月から初めて実施されます制度でございますので、どのような影響が具体的にあるのか、具体的にお示しすることはできませんが、今後、鹿児島県後期高齢者医療広域連合やほかの市町村との連携を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民への周知方法についてでございますけども、議員御指摘のとおり、この制度についてはまだ市民にも十分周知されていない状況であることは認識をいたしております。これまで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を中心にして、11月からリーフレットやポスターでの広報が行われております。今後も県内民間放送局4社を通しましたコマーシャル、それと新聞紙上での広報活動が12月中旬以降に計画をされているようでございます。本市でも広報「奄美市だより」、これは1月号から3月号まで連続して広報いたしますが、それと奄美市のホームページなどを通して周知をしてまいりたいと思っております。そのほかにまた老人クラブなどの関係団体、各種団体などへの制度導入なども文書を送付したいと考えておりまして、また現在、薬剤師会なども説明会を開催をしていただきたいという要望もまいっておりますので、担当者が直接出向いて説明会を開催いたしたいと思っております。

それからまた出前講座もでございますので、市民からの要望ございましたら、制度の説明会を開催をいたしまして、来年4月からの制度改正にあたりまして混乱の生じないようにしてまいりたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 是非周知徹底して、特にこの754名ですか、新しく支払いをする人たちには、やはりまた介護保険と同様にこの保険も年金から差し引かれるようでありますので、大変な重荷になってくるようでありますので、周知徹底をされ、そして説明をされるよう強く要望して次に移りたいと思っております。

次は、観光行政ということで金作原構想、取組ということなんですけども、近年、こういう自然を觀察するツアーが増えています。私たちのこの奄美市の宝であります金作原も毎日11月頃からバスが1

台・2台とツアーを組まれて金作原を探訪しているようであります。その中で、特にまだ大型バスが通行できないと。そして、それからトイレがないと。そして、その道路が知名瀬からバスは行くんですけども、その道路がほとんど曲がりくねって伐採あるいは道幅が狭いと。そういういろいろな問題点が生じております。やはり私は、この金作原というのは奄美の観光産業振興の面からおいても、あやまる岬構想と同様に大きな私たちの奄美の財産でありますので、まだまだたくさんの人に是非観光してもらうためにも、自然を残しながら整備すべきじゃないかなと思いますけども、どのような取組、認識をしているのかお聞きしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。

金作原の原生林は、亜熱帯性の広葉樹林に覆われておりまして、国指定の特別天然記念物、あるいは天然記念物でありますアマミノクロウサギ、ルリカケスなどが生息しておりまして、議員が御指摘のとおり金作原につきましては、ヒカゲヘゴや広葉樹林が織りなす特異的な素晴らしい景観をつくっております。そういったことで、奄美観光の中心的な存在となっております。金作原につきましては、小人数での自然観察に適しており、大型バスの乗り入れにつきましては動植物の保護を含め慎重に対応していかなければならないというふうに考えておりますが、御指摘のとおり、アクセス道路の維持管理は必要でありますので、関係課と連携して貴重な植物に配慮しながら定期的に伐採など行いたいというふうに考えております。

また、近年ではレンタカー等による観光が盛んになっておりまして、案内板等も必要がありましたらまた設置をしてみたいというふうに考えております。トイレの件でありますけども、このことも私ども非常に悩みがあるわけでありまして、現在、金作原を案内している観光ガイドの方によりまして、事前にトイレタイムを設けるなどして案内をしているというのが現状でございます。ただ、トイレにつきましては、先程議員も御指摘のとおり、素晴らしい景観の金作原でありますので、例えば水洗トイレを設置するとなりますと給水の関係が出てきますし、当然排水の問題が出てこようかと思っています。ただし、最近、前回の議会でも提案がありましたバイオマスのトイレというの今開発されておりますので、それは電気がくればできますけども、この金作原の景観との調整の関係でどの場所に設置するかですね。あるいはまた、その付近等また十分にクリアしないといけないんじゃないかと思っていますので、今後慎重に対応してみたいというふうに考えておるところでございます。

21番（栄 勝正君） 時間がありませんので、いろいろしゃべりたいんですけども要望だけしておきます。やはり金作原に行く前にトイレタイムなど設けていますけども、やはり人間ですので、いついかなる時にまた急なあれがあるかもわかりません。変化があるかもわかりません。是非、今言ったような自然を壊さないような形で伐採や道路の改修、そしてトイレの設置はこれはもう是非急務だと思いますので、少々予算がかかっても私は設置すべきだと思っておりますので、昨日の飛鳥も先ほど市長からありましたけども、5万トンバースの飛鳥でもこの金作原探訪があります。是非設置してもらいたいと強く要望しておきます。

そして、もう一つは、やがて奄美検定という検定が始まるということも前々提案したんですけども、聞いておりますけども、正しい動植物の案内できるような人たちを是非配置、ボランティアでもいろいろ討論をしてもらって配置してもらいたいと。そして奄美の正しい知識を皆さんにお知らせしてもらいたいと強くこれは要望しておきます。時間がありませんので、次に進みたいと思います。

次は環境行政ということで、戸玉集落の騒音・粉塵・排気ガス・ほこりなどの影響はないかということなんですけども、この件については、10月の選挙のときに戸玉集落の市道で演説をしておりまして、私の前を大型トラックが碎石を満載して何回も通りました。その度に騒音とほこりで何回も中断した経緯があります。そして、また市集落に行く時にも本当に戸を開けていられないほどのほこりが蔓延しておりまして、本当に安心で安全係という係も総務課に設置しております。その安心で安全でこの集落の人たちは住めるのかなと本当に思いました。そういう強い思いから、今回、前も質問して1年1回、県が調査をして人体に害はないという答弁もいただいておりますけども、もう一度、私、現実にもそのように遭遇しましたので、安心で安全で暮らせる過ごせる集落になっているのかなと疑問に思っておりますが、そのへんはどのように考えておられますか、お聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） 産業振興部からお答えいたします。

粉塵や騒音、排気ガス等の調査につきましては、平成15年に県の環境保健センターが粉塵等の大気汚染調査を当時の住用村のほうですが、騒音及び振動測定調査を実施しております。その当時の調査結果で

は、大気汚染調査及び振動測定調査につきましては、基準値以内で異常は認められず、騒音につきましても時折基準値を上回る数値が出たものの、平均値は基準値を下回っておりました。

砕石業者に対する対応につきましては、平成8年に戸玉集落と砕石業者との間で、旧住用村長立会いのもとで公害防止協定が締結されており、また今年の3月にも砕石業者に対し、粉塵・騒音・排気ガス等の公害防止対策をするよう通知をしたところでございます。

このようなことから、採石業者のほうでは集落内の散水などの対応をしており、現在のところ戸玉集落からの採石業者に対する粉塵等への苦情は1件もない状況でございます。また、市・戸玉間の市道を管理する主管課からも、採石業者に対して、集落内だけでなく採石場の入口周辺などほこりの立ちやすい所まで散水するように申入れを行っているところでございます。今後とも本市としましては地域住民や県などと連携しまして、住民の安心・安全な環境整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番(栄 勝正君) 20分ぐらい道路で演説している時に、本当に私が感じたことなものですから、やはりこのような毎日毎日過ごしている所で安心して安全で本当暮らせるのかなと思ったりして、強い思いがいたしました。いろいろと人体に影響がないということなんですけども、あるいはほこりや粉塵などは業者にもお願いをしているということなんですけども、是非、私が通った時には市道の面がほこりがすごかったものですから、とてもじゃないけど窓など開けていられないような状態の中を私は通行したものですから、ただ皆さんが視察するという時だけじゃなくて、やはり毎日毎日生活しているわけでございますので、そういうことを指摘されないように強く業者にも要望してもらいたいと思っております。

次に進みたいと思います。次は、まちを美しくする条例の制定ということで、ポイ捨てあるいは犬・猫の糞、花いっぱい運動などの件についてなんですけども、自然遺産登録を目指している中で、やはりこのまちがきれいに、あるいは市がきれいにしないと何を考えているのかなということなども指摘をされております。その前に市民ができることは、ポイ捨てをしない、あるいは犬・猫の糞などが公園や道路などにならないというようなことが大事じゃないかなと私思っているんですけれども、この何回かも私はこのポイ捨て条例は提案をいたしております。その時には、時期尚早ということで各種団体、いろんな人たちの話を聞きながら検討していきたいということなんですけども、この自然遺産登録を目指す中でこのポイ捨て条例は必要じゃないかなと私思っているんですけども、どのような考えか。犬・猫の糞の対策と併せてお答えください。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) まちを美しくする条例の制定についての御質問でございますが、この質問に関しましては過去、空き缶のポイ捨て関係の条例の制定についての質問を議員から5~6回質問をいただいていることで、歴代の部長もいろいろと検討してまいりますということで答弁を申し上げている経緯がございます。まちの中でいまだにたばこのポイ捨て、道路上に犬・猫の糞などが放置されている状況が存在していることは御指摘のとおりでございます。

議員御提案の罰則規定付きの条例制定についてでございますが、全国的に見てみますと札幌市におきましては、札幌市たばこの吸いがら及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例を定め、禁止行為といたしまして市内全域におけるポイ捨ての禁止、喫煙制限区域における歩きたばこの禁止、公共の場所における飼い犬の糞の回収を定め、違反者には過料を課している自治体もございます。

現在、奄美市において同様の条例を制定することにつきましては、監視体制の構築、違反者への罰則金の徴収をより平等に適用していく必要がございます。そのためには、多くの人員の配置と予算の確保が不可欠でございます。また、市民への理解も必要でございます。直ちに条例を制定することは困難でございますが、今後の市民意見の推移を見守りつつ、条例制定については今後とも更に検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

21番(栄 勝正君) 約10年前になるんですけども、1998年の時点で896自治体がポイ捨て条例を制定をしているということなどもあるんですけども、それにこの頃は歩きたばこの禁止条例とかいろいろ取り組んでいる自治体も多いようであります。私は、やはりこの奄美市の名瀬地区の主要道路を通行しておりますと、やはりポイ捨てなどが非常に散乱をしておりまして、大変見苦しいなといつも思っております。自分の長浜の道路の前ぐらいはいつも捨うんですけども、ほかの所まではなかなかそう手が回らないわけでございます。それで、やはりこのポイ捨て条例は私は是非、罰則付きでなくても、こういうポイ捨て条例があるといえば相乗効果あると思っておりますので、是非制定してもらいたい。この犬・猫の糞な

ども含めてですね。まちを美しくする条例の制定をしてもらいたいと強く要望しておきます。

それから、この間も地元紙に載っておったんですけども、奄美市は窃盗犯罪が多いと。その中で、駐輪、放置自転車が多いということなどが指摘されております。駐輪禁止条例というのも全国的に広がっているようでありますけども、奄美市は今、そういう駐輪する場所がないとかいろいろな問題があって検討課題、私これも2回ぐらい質問しているんですけども、検討課題ということで答弁をいただいているんですけども、そういう窃盗の面からも駐輪禁止条例を、あるいはまちを美しくする、あるいは障害者などにとっても大変住みやすいまちにするためにも、駐輪禁止条例は必要じゃないかなと。

それから、市道やあるいは農道、あるいは県道あるいは学校の回りなど、花いっぱいを、花をプランターに植えてきれいにしている道路もいっぱいあります。この頃では、崎原と名瀬勝の林道ですか、あそこで自主的に花を植えている人たちもいます。やはりこういう、大変あそこを通る度に花を見る度に和むんですけども、こういう運動も是非取り組んで、世界遺産登録に向けて取り組んでもらいたいと思いますが、簡単に答弁をお願いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） まず、環境関連の条例としまして、鹿児島市におきましては五つの条例、奄美市におきましても五つの条例、県内でも多くの条例を設けております。まず、奄美市民の環境を守る条例、二つ目としまして奄美市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例。三つ目、奄美市飼い犬取締り条例。四つ目、奄美市希少野生動植物の保護に関する条例。五つ目、奄美市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の五つを制定をして、市民の良好な環境を確保するために必要な施策を実施している状況でございます。

このうち、奄美市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例につきましては、改善勧告を規定をしておりますが、国の法律で廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物の処理に違反した場合には、大変厳しい罰則規定が制定をされております。そのほかの四つの条例もすべて罰則規定が設けられております。しかし、先ほど申しましたように罰則規定を設けましても、違反行為を取り締まることは大変難しい状況でございます。現行犯かまたあとで違反をしたことが判明した場合には、罰則の適用をする必要がございます。そのため、先ほども申しましたように、予算の確保、人員の確保等いろいろな問題がございますので、更に検討をしてまいりたいと思います。

次に、花いっぱい運動の件でございますが、現在この花いっぱい運動の関係では、我々の環境対策課の関係では市内の団体に補助をしてございます。道路脇等に花を植えまして、多くの市民の目を楽しませている方々に対しまして苗等の提供も行えないかということもございまして、一例としましては農林振興課では緑の羽根の還元金にて、学校などに苗の提供を行っております。また、私どもの市民福祉部の担当課では、美化活動を行っている町内会に平成16年度から環境美化推進団体助成金を支給をいたしております。財政的な問題ですべての方々への提供は困難でございますが、関係各課と協力をしながら運営はしてまいりたいと思います。御理解をお願いします。

21番（栄 勝正君） 時間がありませんので、次に進みたいと思いますけども、是非ですね、やはり今、世界遺産登録を目指していますので、このまちを美しくすることは一番大きな重要な問題だと思っておりますので、このような運動を是非、運動とあるいはポイ捨てがないように全力を上げて取り組んでもらいたいと思います。

駐輪禁止条例のことは言わなかったんですかね。簡単に言ってください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 駐輪禁止条例の制定につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように場所の問題、大変敷地が狭うございます。このことについても関係各課と協議をして研究を進めてまいりたいと思います。

21番（栄 勝正君） 検討して、早く結論を、やらないということじゃなくて、やるという結論を出すようお願いしたいと思います。

それでは、せっかく通告してありますので、いろいろしゃべりたいんですけども、教育行政に移りたいと思います。1と2とまとめて質問をいたします。

学力テストの結果、今後の対応、そして市民総スポーツの推進ということで通告をいたしております。私は、昨日も同僚議員からありましたので、学力向上させるためには小中一貫して取組がなされているモデル的なこの奄美市にも学校があります。この奄美市には、小中一貫として取り組んでいったら、やはり

どの自治体にも負けないぐらいの学力向上になるんじゃないかなと思っておりますので、習熟度授業と併せて少人数授業もありますけれども取り組んでもらいたいと思います。例えば、この間、新聞では笠利小と笠利中が載って、その学校は大変学力向上に役立っているということ、学力も高いということを知っておりますので、この奄美市にはいっぱいそういう連携をできそうな学校がありますので、やってもらいたいと思います。

それから、市民総スポーツの推進なんですけれども、この市民体育大会が来年から市民体育祭というふうに変わるということも聞いております。競技力ばかりを競うんじゃないで、本当に体育祭に参加して良かったなという競技なども取り入れて、採点競技ばかりじゃなく、誰でも気軽に運動する人ができるような体育祭にしてもらいたいと強く要望いたしておきます。

それから、市民総スポーツなんですけれども、やはり幼児から高齢者まで何かの形でウォーキングとかいろんなスポーツを楽しんだら、これはまた国保の抑制にも医療費の抑制にもつながると私は思っておりますので、このような推進を生涯学習課だけでなく健康増進課、福祉政策課、全部合わせて国保課も合わせて取り組んでもらいたいと思います。そのためには、やはりいろいろな形でその課その課、一つの課に任せるだけでなく、課を横断して市民と連携を取り合って、一人でも多くの方が立派な三儀山のグラウンド、太陽が丘のグラウンド、あるいはクロスカントリーコースなど、あるいはこの頃タラソも大変人気が出ております。そういう所を利用したならば、やはり健康保険税の抑制にもなって、健康保険税の値上げじゃなく健康保険税が下がるというまでに言われるんじゃないかなと思っておりますので、これは全庁挙げて市民総スポーツ参加と。市民体育祭を通じてやってもらいたいと思います。併せて御答弁をお願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 今お話を伺いましたが、質問事項はなかったと思うんですが、私のほうとしましては今進めております「市民ひとりー学習・ースポーツ・ーボランティア」、教育委員会の目標でございます。これを市民一人ひとりがやっていくことが、市民のいろんな力を付けていくものにつながっていくんじゃないかなと思っております。当然にして、学校の子どもたちもそれぞれ地域の人たちに支えられながら勉強しているわけでございますので、地域との協力、そういうことも大事にしていかなければならないと思っております。

例えば、学力テストの問題の中でいろんな生活力の問題がありました。その中で、地域の人たちに怒られたことがありますかという質問がありました。それに対して、あまりないと。食事をする時にテレビを消していますかという質問、それについてもそういうのはしていないとか、そういうやはり家庭とか地域とかでの子どもたちを支える力がまだまだ少ないんじゃないかなというそういう気もしております。

小中一貫教育の取組に関しましては、昨日も申し上げましたが、それぞれの学校で、それからまた中高一貫にしてもそれぞれの相互の先生の取組がなされております。そういうことで、今後とも小中一貫、中高一貫の教育に関しましては、今後とも継続して実施していきたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 是非、奄美市には小中一貫校として取り組んでもらえるような学校が何校ありますので、学力向上の面からもやってもらいたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は、公明党の叶 幸与です。まず、10月28日の奄美市議会議員選挙におきまして、市民支持者の皆様の厳しくも温かい御支持をいただき、名瀬市議を含めて三度市議会へ送っていただき、誠にありがとうございました。高い壇上からではありませんが、厚く御礼を申し上げます。

さて、国も県も市におきましても、大変厳しい財政のもと、新しく今後10年間の財政健全化計画も出てまいりました。議会でも特別委員会を早速立ち上げ、財政問題には真剣に取り組んでいくところであり

ます。私も初心に返って、公明党の立党の原点である「大衆と共に語り、大衆と共に戦い、大衆の中で死んでいく」との精神で公約実現へ向けて頑張っている決意であります。どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは質問に入りますが、その前に字句の訂正をお願いいたします。1の行財政改革の(4)地上デジタル放送は、2の産業振興の(4)に入替え、また3観光行政の(2)野良犬対策については、先日の師玉議員の質問もありましたので削除いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、まず行財政改革。(1)第一次奄美市行政改革の取組状況についてでございます。

昨年度、民間委員による行政改革推進委員会からの提言を受けて、平成21年度を目標にした行政改革大綱奄美市行革普請を策定。第一次の奄美市行政改革実施計画書ができ、これに基づいて現在進められているものと考えます。その取組状況についてお尋ねいたします。次の質問からは発言席にて行います。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

企画部長(塩崎博成君) 本市の行政改革は、奄美市行政改革普請「市民と行政のパートナーシップで自立的な自治体経営を目指して」を基本理念に掲げた奄美市行政改革大綱に基づき取組をしているところでございます。

その実施計画であります集中改革プランの推進期間は、平成18年度から21年度までの4年間となっており、市役所の改革54項目、市民サービスの改革31項目、市民と行政の共生・協働力32項目の計117項目の実施項目を掲げております。この集中改革プランは、毎年度PDCAサイクル(計画策定(プラン) 実施(ドゥー) 検証(チェック) 見直し(アクション))に基づき点検を行っていき、必要に応じ見直しを行ってまいります。

また、各項目の取組状況につきましては、数値で表すのが難しい項目や継続して実施すべき項目もあり、一くくりに表現することはなかなか難しい面もございます。平成18年度、19年度の2か年分の取組につきましては、今年度末までに民間委員で組織をした補助金等評価委員会並びに行政改革推進委員会に進捗よく状況等を報告をするほか、市民への周知に努めるべく取り組んでまいりたいと考えております。

26番(叶 幸与君) 合併協議会での取り決めがありまして、昨年、大変厳しい財政というふうなことで前倒しをした、そういうふうな項目があると思っておりますが、その項目について、どういうふうな項目があるのか、お示しをお願いします。

企画部長(塩崎博成君) 名瀬市・住用村・笠利町の合併協議会の中におきまして、調整の必要な事務事業数につきましては、2,003項目ございました。このうち新市発足後に調整するとして引き継ぎました事務事業数が397項目でございます。奄美市発足後、新たに行政改革推進課を設置し、全庁的に調整を進めた結果、今年11月1日現在で未調整項目につきましては10項目を残すのみとなっております。御案内のとおり、住民生活と密接に関係をする重要項目は、その影響度等を勘案をしまして新市発足前に合併協議会において調整を終えております。この中で、当分の間または段階的にとの表現で引き継いだ項目もありますが、行財政改革の推進や事業実施計画及び財政健全化計画は合併協議会での承認事項を最大限尊重して作成をしているところでございます。

26番(叶 幸与君) 今年から旧笠利と旧住用のほうで、健康保険の税率が名瀬市に統一したというふうなお話を聞きますが、この件に関しまして各両町村長のほうからいろいろと大変厳しくなったというふうな、そういうふうな話が聞こえております。そのところは市のほうとしてはどういうふうな説明をされているのか、ちょっとお伺いします。

企画部長(塩崎博成君) 議員御指摘の国民健康保険税につきましては、確かにそういう部分がございます。それはそれぞれ旧笠利町・旧住用村におきまして、赤字の部分も持ってきたという経緯がございますし、笠利町の事例で申しますと4方式であったという部分等がありまして、そのへんの調整を3方式にするという部分等もございまして、これは一概に高くなったという部分だけではございませんで、その3方式に持っていったことによって若干安くなったという方もおられるのではないかと思います。そのような形で、国民健康保険税につきましては前倒しをした形で平成19年度から統一をしたという部分はございますけれども、そのへんについてはそれぞれの旧自治体においても説明がなされて理解をいただい

るものと考えております。

26番(叶 幸与君) やっぱりそのところの説明ですね、そこはしっかりと各2町の住民の方々に説明をきちっとしていただければというふうな思いで質問をしたところでございます。

今、厳しいそういう中で、いろんな形で住民負担が伴ってまいります。そういう中でいかにしてそういうふうな形で上げていったかというふうな、そこもやっぱり当局の説明等が十二分になさなければ、いろんなそういうもの、不協和音が出てまいりますので、その部分は周知徹底をお願いしたいなというふうなことでございます。

続きまして、今度出されました財政健全化計画との兼ね合いというものはどういうふうになってくるのか、ちょっとお尋ねいたします。

企画部長(塩崎博成君) 財政健全化計画との兼ね合いということでございますけれども、先日、市議会全員協議会において説明をさせていただきました事業実施計画及び財政健全化計画は申しあげました行政改革実施改革大綱「集中改革プラン」で具体的に数値目標等を掲げてお示しをしました。財政健全化計画の推進の実施項目と当然のことではあります、整合性、統一性を図り得る内容となっておりますし、また財政健全化計画の基本的事項の中においても行政改革大綱及び集中改革プランに沿って徹底をした財政の健全化を推進する必要性についても触れられているところでございます。

26番(叶 幸与君) わかりました。それでは、次に移りたいと思います。2番目の指定管理者制度の導入の効果についてでございます。

財政運営健全化のために民間活力の導入を図る意味で、旧名瀬市から引き続き新奄美市においても指定管理者制度の導入がなされました。現在の状況と効果が表れておりましたら、それぞれの効果についてお伺いいたします。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

市長(平田隆義君) 叶議員の指定管理者制度の効果についてであります、公共施設への指定管理者制度の導入については、平成19年4月1日時点で本市の公共施設506施設のうち127施設に導入を進めてまいりました。

導入効果としては、例えば名瀬公民館においては利用者数が平成17年度の10万5,329人から13万280人と2万4,951人、率にして24パーセント増加するという成果もあります。図書利用者数も27パーセント増加しているとの報告を受けております。また、名瀬地区運動公園では先日、日本バスケットボールリーグの試合が開催されたように、離島で接する機会の少ない実業団チームによるハイレベルな試合・競技技術を間近で観覧できることができ、受託管理業者の創意工夫と熱意により市民サービスの向上が図られたと評価できるものであります。このように市民の期待を沿うように良質なサービスとコストの削減が図られているという施設もございます。業務内容によっては、まだ従来の業務委託管理との差益が見出しにくい施設もございますが、指定管理者へ移行したことが軽易な修理に早急に対応できるなど、利用者の立場に立った運営方法により導入効果も出始めていることから、今後、受託管理業者の積極的な活動を支援していくために、行政としての在り方も検証する必要があるのではないかとこのように考えております。

併せて、管理運営に関する評価方法などを含めて、その評価方法をどうするかということなども今後考えてまいりたいとこのように考えているところです。おおむね多くの施設で委託管理にしてサービスが向上したものとこのように評価をいたしておるところです。

26番(叶 幸与君) 今の答弁によりますと、506ある施設を127施設が移行されているというふうなお話でございました。おおむね利用状況等も良くなっているとそういうふうな答弁でございました。その中で、先日、新聞の報道がありましたタラソ「奄美の竜宮」について、地元紙に大々的に取り上げられておりましたが、これこそまさしく民間活力の賜物であるというふうな考えます。先月、無料送迎バスの増便も着手しているようであるというふうな伺っていますが、新たな路線の増便なのかどうか、ちょっとお伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 新たな増便ということでもありますけども、これまで4便でしたけども、先月の11月26日から市内の循環無料送迎バスがこれまで往復4便でありましたけども、往路が5便、復路が6便に増便をされております。

26番（叶 幸与君） 往路5便、復路6便ということですね。ここには新たな例えば、前回、同僚議員の質問がございましたんですが、今、旧名瀬市内だけに限ったの便を出しているというふうなことで、同じ市民として笠利や住用のほうへの増便はできないものかというふうなそういう質問もございました。改めてこの笠利・住用への路線便は考えられないのかどうか。ちょっとお伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほどのバスの確認ですが、往路が5便に復路が6便ということでございますので。笠利地区、住用地区まではこの奄美の竜宮のスタッフが運転するバスの運行というのは、今、難しい点がございます。ただ、従来の奄美市の老人福祉バスというのが、今、管財課でバスを管理しておりますけども、このバスは各地区の例えば老人クラブとかそういった方々が日にちを前もって言うただけならば送迎できるということを聞いておりますので、そのバスを利用されたいかがかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

26番（叶 幸与君） 老人クラブのバスを利用されたというふうなお話でありました。これは今現在、これを利用している所があるんですかね。これまだその部分はどのなんでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 細かい回数等は聞いておりませんが、昼休みに電話をしましたらそういった利用されている集落もあるというふうに伺っております。

26番（叶 幸与君） わかりました。そういうふうな形での利用はされているというふうなことでございますが、これほど5~6万人の予定がその倍ぐらいの10万人利用者が増えたというふうなことで、これも民間の相当な企業努力があったこととも思います。そういう中で、できましたら老人クラブのこの福祉バスだけではなくて、住用・笠利方面からもせめて1便の増便を考えるように要望をいたして、次に移ります。

今後のこの指定管理者制度利用の計画があるのかどうか。あるとすれば、どのような施設から始めていくのか。506がまだ127の施設というふうなことをお伺いしておりますが、この点をお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 今議会に上程をしております議案第128号でございますが、有機農業支援センター条例の一部を改正する条例に関係をしまして、笠利町でございます有機農業支援センターが今後予定をされている施設でございます。なお、その他の施設につきましては、指定管理者制度の導入の必要性などについて、検証しながら対応してまいりたいと考えております。

26番（叶 幸与君） 有機農業支援センターの移行というふうなことでございますが、こういうふうな民間活力を使っていくというようなことはすごく大事なことで、これが今回の指定管理者制度の導入に関して、まだ1年~2年、ほぼ2年だと思っておりますが、これを多くを受け止めて、できましたらこの指定管理者への移行を多く求めていきたいなとこういうふうにご考えているところでございます。

それでは、続きまして3番の各種補助金の在り方についてでございます。

平成19年度から補助金許可委員会が発足し、補助金の在り方・見直し等がなされておりますが、現在どのような状況、取組をされているのかお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 議員御質問の各種補助金の在り方でございますが、各種団体への補助金につきましては、行財政改革推進の観点から、19年度に民間委員で構成をした奄美市補助金等評価委員会を設置し、補助金等交付基準に照らして慎重に審議をしていただいております。平成19年度補助事業のうち単独事業で実施されている中から、事業に伴うもの12項目、運営に対するもの45項目、奨励金・助成金19項目、その他4項目の計80項目に絞り込み、評価及び判定をいたしました。

今回の補助金等の見直しについては、何に対して補助されたのか、補助金がどのように使われ、結果的に誰がサービスを受けたのかなど、補助目的、適正、効果等についても市民へ補助金等に関する説明責任

を果たす必要があり、限られた財源を有効かつ効率的に活用することが達成をされたのか等、補助金見直しの効果を検証をしております。

しかしながら、一部の補助事業については交付基準を満たさない事業、これは評価点が著しく低い事業等も見られたところであります。このようなことから、ゼロベースによる再チャレンジという観点からも再度この一部補助事業については12月中に補助金等評価委員会を開催をし、実査してまいりたいと考えております。

今後も、各種団体等に対する既存の補助金、助成金等をゼロベースとして、行政として補助すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について、引き続き検証をし、補助金の整理・合理化を推進する所存でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

26番(叶 幸与君) この補助金の場合は、一括して出した後の例えばその報告義務、どういうふうな形で使ったというふうなそういった報告の義務はあるんですか、ないんですか。このへん。

企画部長(塩崎博成君) 補助金につきましては、それぞれの補助金の交付基準がございます。その基準に基づきまして、自主的報告等がなされることになっております。

26番(叶 幸与君) これは今度新しい補助金体制の前の話なんですけど、ほとんど利用されていない形でいわばもうその団体にじゃなくて代表者にそのまま渡されていて、ほとんど使われていないというふうなそういうふうなお話を聞いたことがあるんですね。そういった面で、できましたらやっぱりそのあとの部分ですね。あとどういうふうな形で利用され使われたかというそのこの報告、そこまで受けていくようなしっかりとしたものを作っていかなければ、今後、確かに補助金は絶対必要な所もあります。その見直しをするというようなことで今回この補助金の評価委員会ができたということは大いに評価することであるんじゃないかなとも思っておりますが、最終的にそのこの最後の詰めまでやっていく。そういうふうな中で、補助金を上げていかなきゃいけないそういう部分も出てくると思っておりますので、その部分に関しては大いに評価をして助成をしていただきたいなとこういうふうにして思っておりますが、その件に関して。

企画部長(塩崎博成君) 補助金につきましては、やっぱり市民の貴重な血税を使うわけでございますので、議員仰せのことにつきましてはそれは慎重に対応していく必要もございまして、その中身についてはそれぞれ関係課において精査をし、その内容の検証をされるものと考えております。

26番(叶 幸与君) どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、産業振興のほうに移ります。

産地直売所についてでございます。旧名瀬市の「ゆていもれ」と旧住用村の「サン奄美」は、産地直売所として立派な建物もでき、本年度から指定管理者制度へ移行し民間運営をしておりますが、この2か所の現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長(赤近善治君) お答えいたします。

住用地区のサン奄美は、地域特産物を生かしたお菓子、加工品の開発・販売、地元農産物の販売、また子どもたちへの食の教育と、幅広く活動をされております。その活動につきましては、県内の農村女性の起業化・法人化のモデルとなっているところでございまして、農林水産大臣賞を受賞するなど地域の活性化の一翼を担っているところでございます。また、奄美市農林産物直売所の「ゆていもれ」も下方地区の農家を中心にして、地場農産物、魚介類、加工品等を販売して活発に活動しております。本市としまして、今後地域の農家グループや女性起業グループ等が運営する直売所を側面から支援してまいりたいというふうに考えております。

26番(叶 幸与君) おおむね両施設とも順調な運営をしているというふうなことでございます。それでは、先日の奥議員の質問等がございまして、今日の両新聞には大々的に笠利の産地直売所を建設をするというようなそういうふうなことではございますが、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

旧笠利町では、現在、奄美市笠利町の女性起業研究グループ「味の郷かさり」が活動を展開しております。しかしながら、現在の直売所は笠利町和野のこれは正本農園の販売所だった家を借りて運営をしているために、売場面積が非常に狭く、借家をそのまま使ったために軒が低く使い勝手が悪い、建て替えたいとこのこういうふうな要望も出ております。また、空港から名瀬の方向に幹線道路寄りに面しているために、

非常に立地条件が良く観光客や地元客が多く利用しており、また農業の本場にあるため、地産地消の推進に適している等々の利点があり、市としても3地区の均衡ある発展を目指す意味でも新しい直売所の建設はできないかというふうなことでありますが、これは今一度当局の決意と申しましょか、やるというふうなそのところをお伺いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） お尋ねの笠利地区におけます産地直売所建設につきましては、昨日、市長から奥議員の御質問にお答えいたしました、今日の新聞にも報道されておりますけれども、当該箇所は立地条件も良いことから、今後、できるだけ補助率のいい事業を導入して検討してまいりたいというふうに考えております。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。桜島町に前に行った時に、「めぐみの館」というふうな直売所がありまして、ここに入った記憶がございます。ここは、農家持込みコーナーというものがございまして、それぞれの農家コーナーを設けておるわけですね。しかれば、笠利町のこの個人、昨日の市長答弁の中に個人無人販売所のほうとの兼ね合いもあるというようなそういうふうな話がございましたが、こういう方式、もう少し横に広く取った中で各個人の販売物も並び替えられるようなそういった新しいやり方も是非参考にされてやったらと思いますが、このところはいかがでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 笠利地区におきましては、有人が2、無人が14の直売所があります。私どもは、この持込みコーナーということでありまして、この無人の販売の持主の方々と協議をしながら、例えば御提言のこの施設に販売コーナーが置けるかどうか、また協力していただけるものかどうか、その付近を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、市長も昨日答弁いたしましたけれども、ターマンの加工品とかあるいは打田原のパパイヤ漬の加工品とかそういった物もまた販売をするとか、あとは観光客に試食をしていただくというような、試食コーナーをちょっとまたランクを上げてレストランみたいなものですね、そういった複合施設を建設したほうがいいかなというふうには考えております。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、農業共済制度についてでございます。今年は台風4号が奄美をかすただけで、自然災害がなく、奄美農業の基幹作物であるサトウキビの収量も大幅に伸びるとのこと。これは喜ばしい限りであります。

さて、農業共済制度も米を作っていた頃は盛んに利用されていましたが、近年稲作もなくなり、農業共済制度の利用もあまり利用されていないと聞いております。現在どのような農作物が共済を利用しているのかお伺いをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） どのような農作物が共済を利用しているのかというお尋ねですが、奄美市の場合で農作物というふうに限らせていただきますと、現在サトウキビだけが37戸共済に加入しております。合わせまして、家畜共済で55戸、それから園芸施設のほうで6戸という状況でございます。

26番（叶 幸与君） 旧名瀬市時代はスモモも入っていたと思うんですが、この部分は今もうないわけですね。わかりました。ハウス施設についての共済制度には、どのような対象作物があるのか。また、奄美市ではその利用があるのかどうかをお尋ねします。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほどのスモモの件は、確かに過去入っていましたが今年度は加入していないということでございます。

園芸施設共済制度につきましては、ビニールを含めた本体の災害を受けた場合の撤去の費用、またハウス内の農作物が対象となっておりますけれども、このハウス内の農作物につきましては、野菜類ではキュウリ・トマト・ピーマン・インゲンなど、また花き類では菊・ソリダゴなどが共済の主な対象とはなっておりますが、先ほど御答弁したとおり、現在はこの園芸施設内での野菜等については共済に加入している農家はございません。

26番（叶 幸与君） わかりました。現在、奄美市には農業研修生の制度がございます。昭和60年にスタートして、現在、研修卒業生89名を輩出し、そのうちの37名が農業に従事しており、今や農業後継者の育成に重要な役割を担っていると思っております。しかし、その中で卒業後、何名の方々が農業に

従事しているか、先のデータからもわかるとおり、ごく3分の1ぐらいの後継者にとどまっている。こういう現状だと考えますが、その原因はどこにあるのか。

それと、原因の一つに研修生（後継者）の資金不足も考えられると思いますが、このたった1年間の研修期間で独立するも運よく台風災害等もなく稼げたらよいのですが、台風の多いこの奄美大島では台風等の災害もあった場合に、1年間のかかった経費がすべて赤字となり、生活費も入ってこない二重の痛手を被っていると。こういうふうな形で農業を辞めていった例をたくさん見てまいりました。最近では市のほうでも2年間のサポート期間が設けられて、少しでも農家リスクをなくそうとこの制度もできてまいりましたが、自然災害にはこの制度も不十分であるというふうにも考えます。できたら、このサポート期間だけでもハウスの共済制度の利用ができないものか。この件に関してお伺いをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、昨年はハウス内でのパッションフルーツが台風の被害に遭っております。研修終了後間もない農家が、共済制度を活用して農産物を安心して生産することは、後継者の育成の面からも大事なことだというふうにも考えております。サポートハウスを研修生が管理するというのであれば、共済に加入することができるようですので、来年の台風シーズンに向け管理及び掛金の支払いを含め、使用者の方と協議してまいりたいというふうにも考えております。

26番（叶 幸与君） どうもありがとうございました。少しでも後継者が大変不足している中で、高齢者問題は大変切実な問題だと思います。そういう中でのこの研修制度というものは、大変大きな意義がある。その中で更にこの後継者を末永く農業後継に従事できるようなそういうサポート、そういったものを十二分に取っていただきたいなというふうにも思っております。どうぞよろしくお伺いをいたします。

続きまして、果樹選果場についてでございます。

奄美のタンカン、我が市農業のサトウキビや畜産と並んで重要な作物であります。旧名瀬市時代にも選果場建設の要望や一般質問にも取り上げてまいりましたが、なかなかものにならなかった経過がございました。先般、地元紙に果樹選果場の建設要望なる記事がございましたが、現在どのような計画になっているのか、お尋ねをいたします。

また、選果機について、光センサー対応だけとか伺っておりますが、本来はカラーグレーダーまで導入しないと農家の労働負担がなくなるとこのふうにも聞いております。どのようになっているのかお尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 果樹の選果場の整備につきましては、永年の懸案事項でありまして、早期建設については果樹振興上、必要性は十分認識をいたしております。

このような中で、奄美農協が中心となり、今年、選果場施設整備促進協議会を設立しまして、その建設に向けて検討を重ねているところであります。その選果につきましては、タンカンをはじめボンカン・スモモ等の果樹を中心に年間約2,000トンを選果する規模を計画しております。選別機の導入につきましては、糖度、酸度はもちろんのこと、果実の傷ですね、傷果も選別ができるように光センサーと御提案のカラーグレーダーを兼ね備えた機種を、また施設規模につきましても約300坪程度を計画をしております。

さらに、建設場所につきましては、生産農家の利便性や輸送の観点から、名瀬地区が地理的に最適であるという意見がございます。導入事業につきましては、補助率の高い事業の導入に向け、検討をしているところでございます。今後とも協議会の作業部会で選果場の運営・管理等について、先進地の研修等を実施しながら、各町村や関係機関と連携しまして選果場建設に向け検討してまいりたいというふうにも考えております。

26番（叶 幸与君） 場所の件では、いわば大きく見て名瀬というようなことで、もっと詳しいことがわからないわけですね。まだそこまでわかりました。じゃそれでは次に移っていききたいと思います。地上デジタル放送奄美市導入についてでございます。

現在テレビはアナログ放送にて放送されておりますが、国においては2011年度を期して一気に地上デジタル放送に移行するというところでございます。奄美市への導入について、来年8月頃とか地元紙に掲載がありました。どのようになっているのか、現在の進ちょく状況等がわかれば教えていただきたいと思っております。

産業振興部長（赤近善治君） 地上デジタル放送の件でありますけれども、本年度に総務省の地域情報基盤整備推進交付金事業の活用を図りまして、民間の放送局の基幹中継局であります中之島、それから名瀬中継所の整備工事に着手をいたしているところでございます。

事業主体であります放送事業者によりまして、現時点での工事完了は平成20年、来年の3月末を予定いたしております。中継局の開設につきましては、電波状況の確認や機材等の調整を終了した後に平成20年8月1日から本放送の開始を予定していると伺っております。また、NHKの名瀬基地局につきましても、民間に合わせまして同時期の開局を予定しているとのこととあります。

このようなことから、本市におきましては、デジタル放送基幹中継局の整備につきましては、計画的に進んでいるものと考えております。

26番（叶 幸与君） 平成20年の8月1日から開始というようなことでございます。これは笠利・住用に関しては、どのようになっているのか。名瀬と一緒に放送が同時にできるのかどうか。そのへんまでお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） この点につきましては、まず名瀬のほうの開局、基幹局をしたあとにエリアカバー、どのような状況なのかを調査をいたします。その調査をした上でないと私、何とも言えないんですが、調査をした上でもデジタルがうまくいかない場合は次の段階でミニサテライトの中継基地にまたこれを整備するというふうになっておりますので、段階的にしていくということとでございます。

26番（叶 幸与君） わかりました。今、このデジタル放送に関連してなんですが、上佐大熊市営住宅の難視聴について、共同アンテナを利用している市営住宅で、各部屋によってはテレビがほとんど映らないとの苦情が多く寄せられております。部屋のテレビアンテナの差し込みがサビているからと取り替えても、これは直らないと。あるいはまたテレビが古くなったのかと思って新しいテレビで試験をしても変わらないということであり、当局として改善の余地はないかどうかお尋ねをいたします。

建設部長（平 豊和君） 佐大熊地区の市営住宅に限らず、市内には依然としてテレビの難視聴エリアがあり、画像が乱れる等の苦情が寄せられ、その都度職員が対応しておりますが、抜本的な改善には至っておらず、大変苦慮しております。御質問の地上アナログ放送の視聴エリアへの対応についてでございますが、地上アナログ放送は2011年7月には地上デジタル放送へ全面移行いたします。現在地上アナログ放送が難視聴となっているエリアも、地上デジタル化の際にはこのことが解消されるものと期待しております。先ほど産業振興部長の答弁にもありましてとおり、地上デジタル放送については現在の中継局で難視聴への対応が可能と思われませんが、始めてみてやはり難視聴である場合は、辺地共聴施設整備事業等を活用して難視聴エリアの解消を図りたいと考えております。

なお、平成22年度から26年度までの5年間の次期地域住宅計画において、市営住宅の地上デジタル放送受信のための整備事業を盛り込む計画にしておりますので、御理解をお願いいたします。

26番（叶 幸与君） わかりました。もうちょっと時間がないので、次に移らせていただきます。道路や観光地等への案内板の設置についてでございます。

奄美の自然遺産登録に向けて盛んに叫ばれている昨今ですが、初めて奄美に来る観光客にとって、奄美市の観光案内板が不十分であると考えますが、どのように認識しておられるでしょうか。また、地元の住民・市民においても、合併したてで今まで他の市町村だった所の案内にはなかなかわかりづらいところがあり、特に笠利町では農道が縦横無尽に走っており、目当ての集落や海岸等への道案内がなく迷ってしまい、観光で来た友人・知人に迷惑をかけたので案内板の設置をと、こういうふうに見守る声が多く寄せられております。今後、観光を目玉にするのであれば、もっとわかりやすく親切な道案内や観光地の案内板の設置をお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。

観光地への案内板の設置につきましては、近年は従来の見るだけの観光から体験型の観光へ志向が高まりつつあります。このようなことから、観光地での移動もレンタカーや公共交通機関を利用する観光客の方が増加しているようでございます。訪問先の地理に不案内な観光客が、安心して一人歩きできるように案内板を整備することは奄美の観光を推進していく上で重要な施策の一つと考えております。

金作原や住用地区のフナンギョの滝，あるいはタンギョの滝と貴重な観光資源であります。また，議員御指摘のとおり，笠利町内での各集落への案内や海岸への出入口の案内板がまだまだ必要な所があるようでございますので，今後十分に案内板につきまして設置箇所の検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしくお願いいたします。次に，ソテツの害虫についてでございます。

ソテツと言えば奄美大島の代名詞であり，貴重な財産であります。終戦後は実や幹は食用にも供され，現在もナリミソや奄美食材のナリガユとして供され，また観賞用として庭の盆栽や街路樹，観光のみやげ品としてもいろいろと利用され，奄美にとって誠に貴重な遺産でもございます。そのソテツが今，害虫の食害に遭っているとの記事を読みましたが，その原因は南方から飛来してきたクロマダラソテツシジミというちょうの一種であると聞いていますが，現在の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また，旧国道58線上の佐大熊町から浦上町農業試験場までの区間に街路樹としてソテツが植栽されてございますが，何か所か幹が途中から枯れているのが見受けられます。朝日中学校前プールのその近くのほうでは，葉が枯れて葉の付け根が腐れかかっていますが，これは何の原因であるのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） クロマダラソテツシジミにつきましては，御指摘のとおり，南アジアに分布しておりまして，本来日本に生息せず，迷ちょうの飛来も沖縄県が北限とされてきました。しかしながら，今年に入りまして奄美大島本島や県本土へ迷ちょうが確認されているところです。

クロマダラソテツシジミは，その幼虫がソテツの新芽を食べまして，石垣島では街路樹や観賞用のソテツの新芽を食い荒らし，被害の拡大が心配されているようでございます。

クロマダラソテツシジミの駆除につきましては，通常松食い虫の駆除に使用します化学薬品のスミチオン，生物農薬のヒメコバチが有効であるということを知っております。

クロマダラソテツシジミの発生原因につきましては，地球温暖化等の影響もあるというふうに言われておりますが，はっきりとは判明しておりません。今後，本市といたしましても各関係機関と連携を取り，クロマダラソテツシジミの発生状況を注意深く見守りながら，ソテツ枯れの予防に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお，議員御指摘の鳩浜，浦上国道の沿線，それから朝日中の前のソテツの枯れにつきましては，このクロマダラソテツシジミの被害なのか，あるいは塩害やその他の原因によるものなのかについては，現在のところ不明でございます。

26番（叶 幸与君） 奄美にはそのほかにもカンキツグリーンング病というふうなそういった病気も入りつつあるわけですが，こういったものの二の舞にならないように，今からしっかりと手を打っていただきたいなというふうに思っております。

次に移ります。市民行政について。

市営住宅の住み替えについてでございます。佐大熊町のように昭和30年代に建てられた5階建高層住宅は，エレベーターがなく階段だけでございます。しかも1棟30所帯に三つの階段があり，一つの階段に10所帯が向かい合わせに建てられた。そういうふうな住宅でございます。昔は若い人たちが住んでおり，あまり不便を感じていませんでしたが，現在はほとんどがお年寄りが多く，特に5階に住んでいるお年寄りには階段の上り下りは大変な苦痛と労力で，はた目で見ているかわいそうでございます。特に障害になられた人にとっては，なおさら厳しいものがありますが，住み替えはできないかお伺いをいたします。

それから，続きまして2番の佐大熊住宅の窓のサッシ化についてでございます。私も平成12年の初議会でも質問をいたしましたが，佐大熊住宅は上佐大熊・下佐大熊とも建築年数が大分経っており，ほとんどの窓枠が木製であるために現在ガタがきており，これから迎える冬場や台風時には風と戸板の音がうるさく，テレビの音も聞こえない。また台風時には打ち雨や雨漏りがひどくて，窓の側には何も置けない等々の苦情が多く寄せられております。

建築上の耐用年数の問題や厳しい予算の関係で，建て替え，サッシ化は難しいとの答弁でございました。しかし，現在の市財政を考えれば，なかなか建て替え等は難しいだろうとは思いますが，私の初質問から早や8年が過ぎており，もしこの8年間で毎年1棟ずつのサッシ化をしたならば8棟はできた計算になります。これが年2棟ならば，既に16棟がこの8年間で可能だったと考えます。もし今後の建て替え計画

の見通しがわかっていないのであれば、年次ごとの窓枠のサッシ化はできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

建設部長（平 豊和君） まず御質問の市営住宅の住み替えについてでございますが、住み替え希望者のほとんどは3階以上にお住まいの高齢者、または体が不自由な方であり、現在の住み替え希望世帯は49世帯であります。内訳といたしましては、1・2階希望が39世帯、その他エレベーター付き住宅等の希望が10世帯であります。

市営住宅に入居されている世帯が住み替えを希望される場合は、住み替え申請書と医師の診断書を添付していただき、住み替え申請者として空き家待ちのリストに登録したのち、順番が来た段階で住宅を紹介しております。現在655世帯が市営住宅の入居を希望し、空き家待ちをしている状況があり、既に入居している方の住み替えを優先することは行っておりません。本市の高齢化は顕著であり、また体の不自由な方に御不便をおかけしていることも十分認識しておりますが、今のところ抜本的な解消策が見いだせないところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、両佐大熊の住宅につきましては、建設から33年ないし40年が経過をしており、両団地とも老朽化が進みつつあります。過去におきましては、外壁落下防止工事、赤水対策工事等を実施し、維持管理に努めてまいっておりますが、依然として補修の苦情が多く対応に苦慮しております。

窓に関連した補修も数多く、台風時等の災害時の補修も含めて入居者の生活に不便を来さないように迅速な対応に努めております。

年次的にでも窓のサッシ化が図れないかとの御質問でございますが、両団地とも相当の年数が経っており、部屋も狭く、住環境や高齢者対策等を考えますと今後は建て替えを視野に入れた対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

26番（叶 幸与君） 同じ棟同士でお互い例えば話し合いがつけば、住み替えが可能かどうか。これが1点と、もう一つは建て替えのほうがいいというふうなことでございますが、この計画等はあるのかどうか。いつ頃なのか。ちょっとその2点お願いします。

建設部長（平 豊和君） 住み替えにつきましては、同じ棟同士でございましたら話し合いがつけば可能でございます。

それと、建設計画ということでございますが、上佐大熊については建て替え計画が具体的に示せない状況でございます。下佐大熊につきましては、26年度から実施予定であります。具体的に詰められていない状況でございます。

26番（叶 幸与君） わかりました。続きまして、ヤスデ対策についてでございます。

地元紙に「ヤスデ大量発生への兆し」との見出しで記事がありました。忘れかけていたあの不快虫ヤンバルトサカヤスデがまた頭をよぎったと思ったら、小浜町の唐浜集会所の右上の山すそのほうから苦情の連絡があり、今回また取り上げた次第であります。

奄美群島市町村議員大会でも何度も国や県へ対策等の要望を上げている案件であります。その対策等はどのようになっているのでしょうか。現在の発生状況と併せてお尋ねをいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ヤスデの件でございますが、特に18年度が発生状況が少なく、今年も4月から9月にかけては昨年同様、駆除の件数も少ないままで推移いたしておりましたけれども、気温が下がり始めた10月下旬より名瀬地区の南側より発生との連絡が入り始めて、その後北上して東側・西側へと山沿いに群遊しているようでございます。3～4年ぶりに発生した箇所もあり、また新たに発生した箇所もございまして、群遊が活発化しているのではないかと危ぐをいたしております。

本市といたしましては、今後とも市の取組といたしまして、発生地域の環境整備を優先させまして地域住民との連携のもとで、ヤスデの住みにくい環境づくりを粘り強く根気強く進めてまいりたいと思います。まず御理解を賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で、公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属クラブ 多田義一君の発言を許可いたします。

２番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。無所属クラブの多田義一でございます。始めます前に、まず字句の訂正のほうをよろしくお願いいたします。

大きな１項目の末広・港都市になっていますが、土地区画に訂正方をよろしくお願いいたします。

平成１９年第４回定例会一般質問も私でラストでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奄美市となり初の市議選も終わり、新たなスタートを切りました。私がまたこの場に立たせていただいているのも、多くの支援者の皆様のお陰であり、この４年間一生懸命頑張っていきたいと思っております。この場をお借りいたしまして、深く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。今回の議員は、信用をなくしてしまった議会の信頼を回復し、人として、また議員としての質の向上と結果を出せる議会としての責務があると思っております。このことを念頭において質問に入りたいと思っております。

まず、末広・港土地区画整理事業についてであります。この事業は、総事業費が約９８億円で、今の奄美市の財政状況から見ても簡単に推進できない事業であると思っております。しかし、末広の商店街も年々客足は減り、空き店舗は増え、危機的状況にあるのも事実であります。このような状況に置かれている行政と商店街の中で行う事業が末広・港土地区画整理事業であります。中心商店街の活性化を図り、また防災面からも市民が安心・安全で生活ができ、買物をする市民がまた来たくなるまちづくりが必要であります。そして、何よりもそこで商売をする人たちが生計を立てていけるまちにしていかなければならない事業でもあると考えます。私も商売をしていますので言えることではあります。今の末広町での商売は大変苦しいものだと思います。そのような現状を打開し、人が集まり、魅力ある商店街に官民挙げて取り組まなければ、成功は難しい事業であると思っております。そのような私見から質問に入ります。私も何度も見てお話を聞いておりますが、もう一度実施計画についてお伺いいたします。次の質問からは発言席にて行います。

建設部長（平 豊和君） 末広・港土地区画整理事業は、今年の２月に事業計画の認可を受け、現在、減価補償による用地先行取得を行っております。来年度は換地設計を行う予定ではあります。区域内の土地所有者の換地先を決め、平成１７年度に商店街から提案されました２核（コア）ワンモールの基本構想に向けてのスタートを切る予定でございます。

この基本構想は、測候所跡地予定箇所に地域交流センター、A i A i 広場に観光交流センターの２核をつくり、その間を商店街のモールで結ぶという予定で、現在、まちづくり交付金のソフト事業において、意見の集約や基本計画を作り、実現に向けた努力を続けているところでございます。A i A i 広場の観光交流センターの実施時期につきましては、仮換地指定をする中で具体化しましたら、早期に実現したいと考えております。

２番（多田義一君） 今の部長の御答弁どおりの説明を私どもも何度も聞かせていただきましたが、まず、この図面のほうから見たときに、やはり平面ですのではなかなかイメージが湧きづらいという感もございしますが、私なりに一応このまちづくりという観点からいろいろ見に行った経過がございますので、少しお話をしたいと思っております。この間、私は鹿児島市内のほうに新しくオープンいたしましたイオンショッピングセンターを見てまいりました。場所は、工業地帯の外れに面して決していい場所とは言えず、探すのにも苦労するほどの場所ではございました。しかし、着いてみると、そのスケールの大きさと駐車台数、また何よりすごかったのが自転車の数が２００台以上停まっているその光景が、やはり今でも目に焼き付いております。私は別にイオンの回し者でも何でもありませんが、建物の中の店舗は一つ一つが個性があり、また広い敷地の中に休憩ポイントが多く見受けられました。これは、お子さんやお年を取られた方たちの配慮だと思います。そして、その建物の中はかなり広くはありますが、その中を縦横無尽に使えるカートですね、買物カート。また子どもさんを連れてきている方にはとっても形が変わったちょっとしたおもちゃ感覚のような乗用カートとかもございまして、かなり子どもさん連れが多く見受けられたのも事実であります。しかもこの日は月曜日で、平日にも関わらずものすごい人が買物をしている光景を目にしたときに、私はまだこの末広町も再生できるというふうな確信をいたしました。

このイオンはごく例の一部でございますが、まちづくりのヒントがたくさんあると思っております。そのような観点の中から御質問いたしますが、中心商店街に今何が求められているのか。行政としての見解でよろしいので、お伺いいたします。

市長（平田隆義君） 多田議員の今、中心商店街に何が求められているのかという質問でございますが、まず端的に申し上げて、私はまちをつくりたいという言葉を選びたいと思います。郊外型のショッピングセンターとかスーパーを見ましたときには、これはあくまでも畑の中にぼつんと店があるというだめの話じゃないかという感想を強く受けます。夜はもう真っ暗で、何が何やらわからないということですので、やはり市街地と言われるようなまちというのはやっぱり24時間生きているものがほしいということではないのかなとこういう思いがします。そういった点で、まちづくりを進めていきたいわけですが、今、議員が話されたイオンのお店のほうは私はまだ足を運んでおりませんが、オープンの時にテレビのニュースを見た時の感じなのですが、どうもこれ建物の中に商店街をそっくり並べたということではないのかなという印象を受けました。したがって、私たちが今進めておる中心市街もそれは建物の中でもないし、アーケードもまだ計画はされておりませんが、そのように横に店をずっと個性ある店を並べるといことになるだろうとこういう思いがいたします。そういった点が求められているのではないかとこのように思います。

この名瀬の中心市街地も全国の例に漏れずに、少子高齢化、人口減、単身世帯の増加という時代の世相を反映しているものではないのかなとこのように思います。そういった点で大きく変わってきたと。これらの中で、中心市街地及びその中の商店街をどうさせるか。どのようにして活力あるものにしていくかということが問われているのではないのかなと。行政としては、そういう意味から民間の人たちが流通業界に携わる人たちが、投資をしていこうという意欲を持ってもらう。どのようにしたらそういう意欲が湧いてくるかということのお手伝いをする必要があるのではないのかなとこのように思います。

そういった点では、測候所の跡地の生かし方、そして南側になりますA i A i 広場と国道58号線永田橋の通りのそこら辺とのコアの問題、こういったものをよく組み合わせることによって、私は新たな時代の転換が図られるのではないのかなとこのように思います。

私の個人的な感想ですが、名瀬市の商店街が私の高校時代のイメージから比べてずっと海側に寄っているような感じがいたします。永田橋交差点は私の高校時代などは、大変商業が盛んに行われていたという記憶がございますが、それがだんだんだんだん港のほうに寄っていったのではないかなという感じを持ちます。そういった点では、和光トンネルを永田橋の交差点に持ってきたということは、新たなまちの在り方、動きが生じるのではないかと。こういう期待もしております。そういった点では、永田橋通りというか、その道路と朝日通りを結ぶ商店街街区をつくり上げることには意義があるのではないかと。また期待が持てるのではないかとこういう思いをいたしております。そういう中で、行政としてはとりあえずは補助金がいただける補助事業としての都市整備事業を導入する。それと併せて、今後は商工水産課の出番だと一昨日申し上げましたが、地域の商店街の皆さんとどういうまちをつくっていけば賑いのまちになるのかということをお話し合っていかなきゃならないんじゃないのかということで、そこらあたりを期待もいたしているところです。

昨日ですか、コンパクトシティという言葉が出ましたが、私たちはやはりこの地域はコンパクトシティを目指しているということ間違いなくこのように思います。多くの高齢者の皆さんが、龍郷の中勝にあるお店まで自分なんか車の運転ができないから行けないよという言葉を目にしております。そういう方たちがバスを利用して、ゆっくりとまちで買物を楽しむことができるというようなまちに生まれ変わればなあ。また、生まれ変わらせたいとこういう思いでございます。そういった点では、まちの中の用を足す分、また一時休憩する分とかいろいろなもの求められてくるのではなからうかとこのように思います。どうか一つこれからも何かにつけて御指導やまた叱咤激励もいただければとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

2番（多田義一君） 今の市長のお話は、私もそのとおりに思いますし、先ほど私がなぜイオンのお話をしたかということ、ここにはヒントが隠されているなど。その自転車の数、車の台数、そしてまた本当に0歳児から活用できるというシステムを今のまちで構築していくためにはどのようにすればいいかという部分で、私はもっと議論の余地があるのではないのかなという思いで、先ほどイオンのお話をさせていただきました。

そこで、私はこの末広・港土地区画、この末広町の方々、またいろいろな市民の方々とお話をしていて、当然、役所の職員の方ともお話をさせていただいておりますが、今の現状から言うと、先ほど市長が申し上げられたとおり、整備は土木のほうで、中身は商工水産のほうでというふうにごまかすように二つに分かれているのが実情であります。それで、まず一つには、中心商店街活性化担当官という方がいらっしゃいますが、私は前回委員会のほうでこの担当官のお仕事の内容を確認させていただきました。

そこで一つ提案したのは、もっとまちのほうに出てくださいと。今も出ていると思います。本当にすごく一生懸命頑張られているなあと。一人ですので、その重責というのはかなり重いものがある、恐らく苦勞しているだろうなどはと思いますが、そこにもしサポート的な部分の人を付けるのであれば、そこに人を付けてあげて、更に例えば空いている店舗はいっぱいあるわけですから、その一つを借りて事務所を構えるとかですよ、そこに構えて今からのまちづくりをどうするかという部分での幅広い市民との対話の場をそういう所で持つことによって、何か事ある度に会合を開くとか、そういうことをする必要もなくなると思うんですよ。常に日頃からの接触を持つというのも私は大事じゃないのかなと思います。そこでまた土木のほうとの連携を図り、どのようなハード整備、その細かい所ですね。このおおまかの概要はわかるにしても、この斜線部分の中のほうに関して、例えば歩道の幅だったりとか恐らく点字とかも引くんですけど、今の末広町の点字の上を歩いていくとかなり危ないですよ。狭くて前にひよっとすれば突起物が出ているかもしれない、自転車が置かれているかもしれない。そういうところでもっと詰めた話し合いというのが僕は必要だと思うので、このような質問をさせてもらっているんですが、私はその市民との今連携でまた担当者は予算を執行するという立場じゃなくまちをつくり上げて、50年先、本当に100年先を見越したときに、そこが生きてくるような本当にそういう思いを持ちながら仕事にあたっていかないと、お互いがてんでバラバラな方向に走っていると、僕は必ず失敗すると思うんです。そういう意味からおいて、私は市当局、職員と商店街の皆さんとの意識改革という部分での質問をさせていただいておりますが、そのへんにつきまして御答弁よろしくお願ひします。

産業振興部長（赤近善治君） 中心市街地につきましては、特に賑いが求められていると考えております。商店街の方々が、自らできるものを一つずつ取り組んでいくことが必要でありますし、その積み重ねが賑いを生むものだというふうに考えております。議員からも御指摘がありましたとおり、また市長からも答弁がありましたが、やはり個々の商店が個性あるまちづくりをします。そういったものが大事じゃないかと。また情報発信に努めるということも、また重要ではないかというふうに考えております。

また、今後は商店街は商業面の機能ということではなく、議員がイオンを訪問して感じたとおり、高齢者がゆっくり買物ができる環境、それから子どもと一緒に安心して買物ができる場所、更にはお子様を一時預けて、お母さん・お父さんがゆっくり大切な買物をする。あるいはイベントができるような広場を設けるとか、休憩地を設けるとか、そういった環境整備が必要じゃないかというふうに考えているところでございます。

先ほどカートの話も出ましたけども、議員が御指摘のとおりでございます。我々はやはりハード部門を担当する事業課と一緒にこの商店街を論じないと、例えば駐輪場をどこにどの地点に置くのか、あるいはベンチをどれくらい置くのか。あるいはカートをどの位置に置くのか、カートの置き場所ですね。あと商店会の方々が共通したカートを使って店に入るとか、あるいは一時預かり所の場所をどうするのか。広場はどこに配置するのか。それはすべてハード部分と重なってまいりますので、産業振興部の先ほどの担当者を中心に、今後はまちづくりの中でハード・ソフト一緒に検討をする必要があるというふうに考えておりますし、現に庁内の検討会を持ってありますが、その中ではいわゆる担当します都市整備課、土木・建築、それから健康増進課、福祉政策課、それから市民・観光課、商工水産課、企画課、そういった庁内の会合を何回となく持ってあります。あとはまた民間の方々、商店街の方々と一緒になって一堂に介して会合をしようというふうに考えておりますし、先ほど市長からも答弁がありましたが、2核（コア）ワンモールという格好で、A i A i 広場の在り方、それから市場の在り方、これからワークショップをつくりまして商店会の方々の意見、各関係各層、観光、それこそ交通の関係、そういった方々、通り会の方々はもちろんです。そういった方々とワークショップを含めて今後の在り方を意見をいただくというふうに思っているところでございます。

2番（多田義一君） それを聞いてちょっとホッといたしました。市職員の皆様も、やっぱり担当されている方は一生懸命頑張っているのは僕も見えています。現場でも見させていただきましたので、これは直接会ってお話をしたという話ではなく、市民の方の対話をしているところを僕は横を通っていただいているだけでございますが、やはりそういう姿勢を見ているとやっぱり僕たち議会人としても方向性を見出していくというのも私たち議会の責任だと思いますので、そのような観点から私は今回質問させていただいておりますが、少し私の意見ですね、ちょっと今の話と重複するかもしれませんが、私が思うまちづくりとは、0歳児からそれこそお年寄りの方まですべての市民が利用できるのが中心商店街の形ですね。赤ちゃんをベビーカーに乗せて買物をする人、車を利用する人、自転車を利用する人、車椅子を使い利用する人、タ

クシーを利用する人，バスを利用する人，歩いて買物をする人。私は今，可能性がある利用方法をすべて挙げました。これ以外の利用方法はないと思います。この人たちが買物をしやすい環境をいかにして整備するか，また魅力ある店舗構成をどのようにするか。これはそれぞれ同じ方向に進まなければ，決して成功しないものだと思います。

私は，この事業は，奄美市の今から先がすべてかかっていると言っても過言じゃないと思っております。市長は，昨日の答弁で，大島本島の都市機能を充実するための事業でもあるとそのようにお答えしておりました。私もそのように考えております。が，それをどう使うかが問題であって，使い方によってはすべての人に利益をもたらすと思います。例えば，今，奄美市はバスの運行補助を出しております。このバスの利用についても，例えばおがみ山ルートから港町のほうに向かって西回りで周回するバスを走らせると。常に周回していると。その今度できる道路ですね。その商店街の周辺を一律100円でもいいと思うんです。端から端までの距離をカバーできる。今まではその中をバスが通ることはできなくて，お年寄りも真ん中に行きたくても行けない事情もあったと思うんです。ここを真ん中バスを通しながらサイドに行けることによって，お年寄りの行動範囲がかなり広がります。そういう観点からも，私はその末広中心地のほうに交通網をすべて集結し，中心地からすべての分野に公共のバスですね，この交通体系網を整備できると思っております。そして，車社会とまちが共に共存する一つの形ができると確信しております。

当然，そこには駐車場，または駐輪場の整備をしなければいけないし，その場所も重要になってくると思います。そして何より商店街を歩いてみると歩道が狭く段差があり，車椅子の方やベビーカーを押しての買物がしづらいという点も改善しなければならない大きな点だと思っております。このことが改善されると，まちでも先ほどイオンのお話をしましたが，共通カート，もしくは様々なサービスが始められると思います。私は，もっといろいろな人たちの意見を集約する必要性がまだ残されているのではないかと強く思っておりますので，このあたりを含めて仮にこの今のこれは事業計画，このとおりと思っておりますか。案でいいんですか，このとおりなんですかね。このとおりですね。このとおりの段階で，恐らく4月以降は換地についての設計に入っていくと思います。その部分での例えばいろんな方たちとお話をしたときに，ここはもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとかそういうお話が出たときに，この部分からの設計の変更もしくは多少の内容の変更はきくのかどうか，もう一度検討できる猶予があるのかどうかですね。そのへんをお答えください。よろしく申し上げます。

建設部長（平 豊和君） この事業は，平成12年度に区画整理事業の調査を行い，17年1月に事業区域の都市計画決定，今年2月に事業計画の認可を受けております。この間の8年間，賛成も反対も含めていろいろな議論がなされてまいりました。「仏作って魂入れず」という言葉がございますように，ハード事業によって形は整えても，ソフト事業などによって心を込めて市民や消費者に対する対応をしなければ人は集まりませんし，魅力的な賑いに満ちたまちにはならないと思っております。この事業によって，いかに商店街の皆様方が自分たちの課題と理想とする将来像に向かって意見の集約を図り，共通認識と結束力をもって努力していただけるかということが大変重要なこととございまして，市民や来街者にとって満足のいくまちにできるよう行政としても全面的にバックアップしてまいりたいと考えております。

御提言の魅力ある店舗の構成，本島内のバス交通の拠点づくり，駐車場，駐輪場の整備，歩道のバリアフリー化など，どれをとっても市民や来街者にとって必要かつ重要なこととございます。今後，数多くの意見を集約し，この事業に反映させてまいりたいと思っておりますので，御理解をお願いいたします。

2番（多田義一君） じゃ根本的には変えることはできないという認識でよろしいですかね，もう一度そのへんを。

建設部長（平 豊和君） 事業を進めていく中で，見直すべきものがありましたら見直したいというふう考えております。

2番（多田義一君） 是非ですね，本当に僕もこの選挙戦を通じまして，私もやはりこれはしないといけないという強い立場のもと，信念のもと，いろんな人たちの話をしてきましたが，正直不安に思っている，地権者の方は別として，テナントに入っている方とかは不安に思われている方が恐らくかなり多いと思います。そういう方たちにやはり将来夢の持てるようなところでの御提言，やっぱりやる気を出させるような提言・提案がないと，僕は気持ちの部分でもう萎えてしまって，もうどうでもいいやとなってしまうときには，そのときはいくら行政がもうこうしましょう，ああしましょうと言っても，なかなか乗ってこ

ないと思うんですよ。今、こういうふうな形で取り上げている議員がたくさんいるというのも、僕はこれはいい機会だと思うんですよ。これを機にいろんな人たちと話をし、もっと本当に夢の部分での提案、そこに対しては、今、総予算98億円ですが、僕はもっと予算計上してもいいと思います。それくらい失敗は許されないし、今からの本当に奄美市の都心部の機能を強化するかどうか。また、そこに人が集まるかどうかの瀬戸際だと思うので、そこに関しては是非もっと力を入れていただきたいとそう強く要望いたします。

それでは次の質問に移ります。産業振興についてであります。

売上げが低迷しております大島紬でございますが、行政としても予算付けをし支援策を講じてきております。もう率直に質問いたしますが、紬の振興と販路拡大について、当局の見解をお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

御案内のとおり奄美市では、本場奄美大島紬販路開拓資金としまして1億6,755万3,000円、紬業界は9,003万7,000円を商工中金鹿児島支店に預託をしまして、原資の5倍を限度に組合員を対象に融資を行っておるところでございます。その目的につきましてはもう産地価格の安定を図り、大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することとでございます。そのことによりまして、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することとでございます。平成18年度の組合員への年間融資件数は215件でございます。これは融資額の累計でございますが14億1,035万円となっております。

昨年は、相次いで和装業界の大手取引先が倒産いたしました。産地業者が窮地に立たされている状況でございました。その中で取引問屋の買い控えや買い叩き、支払金の減額などによる流通の困難な中、この販路開拓資金は大きな役割を果たしているものと認識いたしておるところでございます。今後もこの資金を活用しまして、産地主導型の販売体制の確立、産地適正価格の維持や流通改善に向けて業界が一段となって取り組む必要があり、業界内の意思統一が大きな課題となっております。今後も観光物産展でのピーアールや紬産業の振興策を業界と十分な連携を図りながら、可能な限り本場奄美大島紬の販路拡大を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番（多田義一君） 様々な取組をして、物産展など多くの催し物を通じながら日本各地に大島紬の素晴らしさを伝えていていると思いますが、私がこれは紬観光課のほうからいただいた資料ですが、昭和55年286億1,300万円、これがピークですね、ピークで。平成10年が40億9,175万1,000円。これは平成18年度の資料でございますが、19億5,311万1,000円。実にこの平成10年からしても半分。ましてやその昭和55年のピーク時からしても10分の1以下でございます。私はこれが直接的な要因になっているかどうかは別といたしまして、この2番目であり本場大島紬と本場奄美大島紬、これは要は地球印と旗印、この違いでございますが、全国的に消費者の中でこの事実を知っている消費者の方はいらっしやらないと思います。例えば、紬を販売したり和装を販売されている方とか、また多くのデパート、百貨店の人たちはわかった上で販売していると思いますが、ですが買う時にはこのような説明はされないと思うんです。このへんについて、当局、どのようにお考えなのか。御見解をお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、本場大島紬につきましては旗印、本場奄美大島紬につきましては地球印という標章になっております。このことは、確かにピーアール販売の時にそういったことを同時に売り側がこう地球印は本場奄美大島紬ですよというようなことも一緒に添えて販売していくと。そういったことで地球印の販路拡大をするということは大事なことだと思いますので、今後また紬業界の方々、紬販売の方々にもこういった提案をしてまいりたいというふうに考えております。

2番（多田義一君） 資料があったらいいんですが、私は先ほど言ったのはこれは本場奄美大島紬、要は地場産ですね。奄美で作られている物ですが、もし本場大島紬の生産額、資料が、額をちょっと比較したいというのがありますし、これ実際インターネットで調べてみると、鹿児島県、名前は出しませんが、いろんな部分で出てくるのは本場大島紬が大半でございます。というの、このへんのやはり兼ね合いがいろいろ強いものがあるのかなと思いますが、もし額がわかれば教えていただきたいと思いますが。

紬観光課長（日高達明君） ただいま議員から御質問ですが、これは18年度の数字でございます。18

年度で、地球印、奄美産地の反物が2万3,148反。年度です、18年度。先ほどののは歴年で言うておりますので若干違いますが、2万3,148反。それから、鹿児島産地が5万5,606反。その内訳的には、奄美産地はほとんどが手織りの紬です。鹿児島産地は約8割が機械織り、2割が手織りということで、機械と手織りのトータルを今比較してございます。

2番(多田義一君) 私は、なぜ鹿児島のほうで売られている、倍違います。倍以上違いますね。これは、僕は考えるに、ネット上で探しても、本場奄美大島紬と入れたら出てきます。が、そのほかの部分で大島紬を検索した時に出てくるのはほとんど鹿児島のほうです。恐らく鹿児島は本土で売るという優位性から販売しやすいのが現状だと思います。この倍違うというのは、やはり販売のしやすさ、というのはその中身を言わないわけですよ。これは鹿児島産ですよとか、機械織りですよ。これは手織りの奄美大島産ですよ。そこに僕は大きなやはり紬の振興に欠けている部分があるのかなと。というのも、紬の業者さんとお話をすると、苦情が来ると。本土のほうから。自分は奄美大島の紬を買ったと思っているのに、何で本場大島紬で鹿児島で作っているんですかと。これは詐欺じゃないんですかと。これ本当に何も知らない消費者からすると、これは本当一種の詐欺的なものかもしれませんが、でも登録商標をされているので、これはれっきとしたどちらも商品なわけですね。このせめぎ合いの中で、今、全国的にねじれている。僕の中ではねじれているんですけど、このようなねじれている現象が起きているのかなと。

もっともこれを統一化する必要はないかもしれませんが、もっと奄美産というのをピーアールする方法というのはあると思うんですけども、私がこの3番目に質問いたします奄美大島産ブランド、これは今も取り組んでいらっしゃると思います。これは今でも取り組んでいらっしゃると思いますが、私はここで今、奄美大島産ブランドの確立というのは、一番全国の消費者でほしいのは、安心・安全、品質であります。その奄美大島で作りましたという確たるものがほしいわけですね。これは、農作物にしてもそうだと思うんです。果樹にしてもそうです。パッションやマンゴー、またタンカン、島のバナナ、こういう物についても誰がじゃあその安全を保証するのかという部分での保証の部分があると、僕はもっと島外に売りやすいと思うんです。

今日、午前中もありましたが、一集落1ブランド、この確立に向けて取り組んでいると。がしかし、この一集落1ブランドの大きな欠点は、ブランド化したあとにこれをどうして還元するかというラインが今できていないですよ。できていないと思うんですよ。ただ、そこに住む住民の方たちにブランド化してくださいと、作業をしてくださいと。一生懸命地域の人は考えます。この紬の業者さんも一生懸命考えます。どうしたら売れるだろう。どうしてブランドを作るのかと。

僕はそのあとのことについてのちょっと提案なんですけど、この広域で奄美大島広域で皆さんが出資し合って、一つの奄美大島産ブランドを立ち上げて冊子を作るんですね。その要はカタログですよ。一つのカタログを作り、その保証を行政がやりましょうと。お金を出す必要はないんですよ。ただ、今、沖縄県産、宮崎県、この二つがいろんな意味で突出しております、全国的に。この大きな要因は何かと言うと、やっぱりネームバリューなんですよ。沖縄は今、観光客が年間600万人と言われるぐらい入っておりますね。宮崎の場合は、知事が代わりまして、それで一気に全国的に知名度を上げました。あそこまで宣伝されると、それは買ってみたいと思うのはそれは常識の話でありまして、今、一時的なブームかもしれませんが、ここに乘ってやはり行政として保証できる部分を一つのカタログとして全国に発送して、買う人には奄美大島全体の市町村でその代表である一番大きな市ですから、市長の写真でも載せてコメント出して、これは奄美大島産の物ですよ。紬もですね。そうすることによって、この紬は奄美大島産なんだと。このパッションも奄美大島なんだと。そうすることにより、値段の価格が一定するんですよ。一番この間、僕は市長の所に若い青年を連れていきました。農業をしたいと。農業をやって、広めていきたいと。気持ちはすごくわかります。がしかし現状、いくら農業をやってもお金に換わらなければ若者は絶対農業をしないんですよ。それで生活できるかどうかという不安がありますから。今の農家さんもほとんどそのような感じだと思います。この間もお話ありました。一集落1ブランド、作った方がいいがこれどこに持っていけばいいのかと。そのような心配をされている方も実はいらっしゃるんですよ。そこを、行政的に例えばこれ食べ物だけじゃなくてもいいじゃないですか。佐仁を八月踊りとしたら、そこにツアーを組んでその冊子に載せて全国に出して、そこで受入体制を整える。食べ物、食、畜産、この大島紬にしても行政的に行政がバックアップして全国に売って、自分たちがこの品質は保証しますよと。このようなことが実際にできるのかどうかですね。お答え願います。

市長(平田隆義君) 私は、物産展で百貨店とか関係者と話し合う機会しかございませんが、その中で紬

に対してはいわゆる地球印と旗印の違いというのはしっかり区別をして、担当者のほうもそれなりの知識を持って説明しておるなという感じはいたします。間違いはないんじゃないかなと思うんですが、ただ一度の経験だったんですが、お客さんがどうしても地味だなということではなかなか相談が進んでいなかったんですが、ずっと見ておりましたら、あとは旗印の色の付いたのがほしいと言い出して、それを売るというケースをちょっと目の当たりにしました。そういった点は大島紬の見た目の問題というか、やっぱり大きな問題があるのかなという感じをしましたんですが、最近、紬の販売に携わる人たちの話を聞いて、むしろこの地球印の5項目の検査をしっかりとやって維持しているがために、今、紬があるからそれに近い商品が売れるんですよという話を何人かの人たちに聞きました。ですから、この地球印のブランドというのを大事にしてくださいという話も聞いております。そういった点で、今度この通産省から出ている地域ブランドということですね。地域ブランドを認証を受けたということは、地球印と旗印の大きな違いですね。これは奄美大島でしか消費者は使えないもんですから、これが大きく生きてくるのではないかと。こう期待もしているところです。

先般ですね、たまたま東京にティダネシア交流会で行った時に、ティダネシア交流会は夕方からですから、午前中に、市美展の写真の審査委員をしている須賀さんという方が奄美の写真をずっと撮って、銀座のニコソロンで展示会をやっているという案内がありましたので足を運んで、すぐ隣に島の出身の方が呉服店をやっているということでしたので、そこまで足を延ばして社長とお会いすることができましたんですが、正にどう売るとかという問題がそこで強く感じました。以前に大島紬の生産の段階であつらえ品、それから市場品という言葉がございまして、そのたくさん売れている時代にですね。あつらえ品というのは問屋がこの柄で紬を作ってくださいと。あとは引き取りますよということなので、そのことが奄美の紬を弱くしているんじゃないかと。いわゆる現地主導じゃなくて、問屋主導の商取引になっているんじゃないかという指摘もありまして、現在はそのあつらえが今度は別の意味でなくなってきていると。市場に今度は作る人の責任において作るようになったと。こういう状況だなどこう思っているんですが、今度はそうなりますと島の機屋さんが現地の消費者に直接触れる機会がない状況でありますから、生産する過程でまた別の問題を抱えてしまったんじゃないのかなという感じをしました。それはですね、その元陣さんという方なんですが、その店の社長さんがずっと話されたことは、やっぱりその店主導の色柄をちゃんと定めて、今度はこのシリーズでいこう、このシリーズでいこうという形で物を生産して販売しているということだなどという印象を受けましたので、大きな課題になってきたななどこう思っているところです。

ですから、今後、紬の販路の拡大は当然ですが、末端の消費者の意向をどのようにして吸い上げて反映させていくかということの対応というものが大きな課題であろうかというイメージを持って帰りました。そういった点では、多田議員の今申し上げたことと一致しているのかなと思って、参考までにと申し上げたところですが、そうやってまいりますと行政に携わる職員では手に負えない点になってきやしないかなということなので、実際に紬に携わっている人たちがそういう消費者の状況が反映できるようなシステムというのができるかできないかというのを課題にしてみたいとこう思っておりますので、何かまたいろいろと感想なりまた思いがございましたら、聞かせていただければありがたいとこう思いますので、よろしく申し上げます。

2番(多田義一君) やはり今もう待って売る商売じゃなく、ここからどんどん攻めていく商売に転じないと、スタイルを取らないともう落ちていく一方なんですよ。これもう最終的には10億円切るぐらいまでいくと、本当に危機的状況というか、もうほぼ壊滅に近くなるような。本当に最後は大島紬の担い手がない。この状況はもう目に見えて迫ってきているので、もうここまで今まで行政的に本当に販路開拓資金、また違った形のバックアップというのが今までやってきていますよね。皆さんもやっぱり一生懸命やってきている中での結果が今の状況なんですね。ここをやっぱり改善するのも、行政のそのへんのバックアップ、手助けというのは僕はまだ必要だと思うので、是非ですね、前向きにそのいろんな部分で検討されて、私が先ほど提案しましたそれに関してはコールセンターもできるんです。それを設置することによって。奄美大島産を全部認証する段階で、いろんな選定基準とか設けながら厳しい面もあると思いますが、そうすることによってそれを受注を1本化するときに、そこには地元の雇用でコールセンターもできますし、また品質の確保、外貨獲得、それこそブランドの確立ですね。そういう部分で大きく地元を与える経済効果というのも大きいと思うので、是非前向きに検討していただきたいとそのように強く要望いたします。

続いて、定住促進についてであります。前回私がホームページの件を御質問いたしました。その後、改善されたのかどうか、質問いたします。

企画部長（塩崎博成君） ホームページは改善されたかとの御質問でございますけれども、イターン者にとりまして情報通信技術を活用して情報の収集を行うことは、迅速かつ効果的であり、照会者の多くが事前に予備知識を得ていることが普及をしております。その中で、ホームページは最も簡便で身近な情報資料と言えます。したがって、奄美大島を知る有効な手段の一つと考えられることから、移住希望者の知りたい情報や知っておいたほうが良いと思われる情報を可能な限り掲載することが望まれます。併せて奄美大島の自然環境や伝統文化と地場産業が密接な関係にあるなど、特性を発信し、魅力や関心を醸し出すことは重要なことだろうと考えております。

このようなことから、議員のほうからも御指摘いただいたわけでございますけれども、先般、ホームページのリニューアルに努めたところでございます。今後も随時、移住希望者の視点に立ったホームページの作成に努めていくとともに、奄美市へ定住された方々との意見交換を行い、イターン者の生活実態や要望事項の把握に努めてまいりたいと考えております。

2番（多田義一君） ホームページが改善されていまして。私もこのホームページを見て少し安心しましたが、ここで1点だけちょっと確認のために。「農業したいですが農業の研修制度はありますか」という項目があるんですよ。これで、農業研修センターと笠利営農支援センター、この二つが書かれていますが、ここの連携、こういうお話とか事前にされているのかどうか。当然載っているわけですから来る可能性はあるわけですね、もう載せた時点であると思うので、そのへんの連絡ないしこういう方たちが来るかもしれないとかそういう話が行っているのかどうかですね。ちょっとお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） そのへんにつきましては、直接連絡をいただくことによって対応はしてくれると思いますけれども、またその他、直接役所のほうに連絡いただいてもそのへんの紹介をいたしますし、それぞれの営農センターのほうへ直接連絡をするという対応の仕方もあるかと思っております。

2番（多田義一君） 今の内容ですと「対応してくれると思います」ということは、恐らく連絡はされていないということですよ。それで、対応をすると思う状態ではこれは結局は自分がそう思っているだけであって、本当にじゃあイターンの方とかそういった島外の方、奄美に住みたいと思って訪ねた時に、もし対応がまずくて帰ったらこれ大きな損失になりますよ。このへんはもう民間企業であれば、絶対あり得ないんですよ。必ずこのように公表して出しているのであれば、中での意思の疎通というのはきっちり図っておかないといけないと思うので、そのへんの対応だけちょっと。

企画部長（塩崎博成君） そのへんにつきましては、部内の中で調整をしながら適宜、横の連携を取りながら周知を図ってまいりたいと考えております。

2番（多田義一君） もう是非お願いいたします。このようにやっぱり前回のと比べるともう10倍以上すごく良くなりました。前回は、読んでも、あれは少し住みたいと思う気持ちをそがれるようなホームページだったので、是非このように改善しながら、また部内でも密な連携を取って獲得策に乗り出していきたいと。

2番目の質問ですが、私は前回も同じような質問をいたしました。約280万人、退職金額が40兆1,600億円ぐらいです。その市場を巡って、やっぱりこの2009年までに各自治体でいろんな動きがあると思いますが、その後も何か変わった点で政策的な部分があるのであればお答えください。

企画部長（塩崎博成君） 団塊世代、U・イターン全体の獲得策ということでございますけれども、年齢層、家族構成、または目的などによって様々なケースがあるものと考えられます。例えば高齢者層の場合、一般的にフルタイムで働いて、多額の収入を得る必要が少ない一方、医療福祉サービスや趣味活動に対するニーズは大きいと考えられます。他方、若年層の場合、特に子育て期には安定した収入が必要であり、子育てや子どもの教育などに対するニーズが高いと思います。また、都市住宅が中・長期的あるいは定期的、反復的に都市と地方との両方に生活拠点を持つ2地域居住希望者、いわゆるOターン希望者においては、移動コストと住宅コストなどの課題が挙げられます。

このように、U・イターン希望者のニーズや課題は多岐にわたっており、受入地域が取り組むべき方策も異なってくるものと思います。そのようなことから、先頃、奄美群島広域事務組合が参加したアイランダー2007や離島フェア、奄美観光物産展等で宣伝をしているほか、東京事務所のほうでも随時対応を

していただいております。また、本年10月に総務省の音頭により設立をされました移住・交流推進機構は、移住・交流希望者への情報発信、あるいは移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを行うことを目的としており、本市も加入をしておりますが、今後、機構の持つ官民のネットワークを活用して、本市に合ったU・Iターンあるいは団塊世代の方々への受入れ、獲得策を研究をしてみたいと考えております。

2番(多田義一君) 今のお話では、特段奄美市として施策は今のところは見当たらないというふうな認識でよろしいですね。もしそうだったらもういいですよ。

企画部長(塩崎博成君) これはU・Iターン者と絡めた形で、団塊世代の受入れについても取組をしてみたいということでございます。

2番(多田義一君) まず、ほかの都道府県が取った簡単な一例を御紹介いたします。

そこは知事名であったんですが、県の出身者の所に2万通ほど団塊の世代の方宛てに知事名の名前で手紙を差し出します。これは、大きくマスコミで取り上げられて、その方たちがどれだけ移り住んだかというのは僕もちょっとそこからの追跡はしていないのでわかりませんが、これは本当に単純に手紙を出すだけなんですね。出して、地元が疲弊していますと。人が少なくなっていると。そこで是非、先輩方のお力をお借りしてもう一度奄美の再生を考えていますと。そういうことだけでも全然効果が違うと思うんですよ。これはもう2007年から2009年までの間が一番ピークで、かなり出ますのでそういった事例というのは是非活用していただきたいと思います。

最後の質問なんですが、これはちょっと時間がかかりますので、次の質問に回させてもらいまして、僕の一般質問はこれで終結いたします。ありがとうございます。

議長(伊東隆吉君) 以上で、無所属クラブ 多田義一君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

12月6日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後3時45分)

12月6日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
環境対策課長	高野匡雄君	国民健康保険課長	福山治君
福祉事務所長	大井進良君	福祉政策課長	桜田秀勝君
産業振興部長	赤近善治君	建設部長	平豊和君
下水道課長	盛正弘君	会計課長	松元龍作君
教育部長	重田茂之君	生涯学習課長	里中一彦君
水道課長	岡優雅君		

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 市民の皆様，議場の皆さん，おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） これから本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1，議案第133号 監査委員の選任についてを議題といたします。

この際，地方自治法117条の規定により，泉 伸之君の退席を求めます。

（泉 伸之議員退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。ただいま上程されました議案第133号の提案理由を御説明いたします。

議案第133号 監査委員の選任につきましては，議員のうちから選任される本市監査委員に，泉 伸之氏を選任いたしたく，地方自治法第196条第1項の規定により，議会の同意を求めます。何とぞよろしく御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって，議案第133号は，これに同意することに決しました。

泉 伸之君の着席を求めます。

（泉 伸之議員着席）

議長（伊東隆吉君） 日程第2，議案第109号から議案第119号，議案第121号から議案第132号までの23件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案23件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に，質疑を許可いたします。

初めに，平 敬司君の発言を許可いたします。

23番（平 敬司君） おはようございます。奄美興政会の平 敬司であります。

議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について，何点かをお伺いしたいと思います。このことについては，先の一般質問でも出されましたが，更にお聞きしたいと思います。

まず第1に，この養護老人ホームなぎさ園を大島郡医師会に移譲しなければならない理由とは何かをお示し願いたいと思います。赤字でもないこのホームをなぜ移譲しなければならないかということです。

次に，建て替えの話も出てまいりましたが，なぎさ園を建て替えるにあたって，どのような規模で施設の計画がなされ，将来像をどのように描いていたのかをお示し願いたいと思います。

次に，この建て替え後の入所人員はどう変わるのか。また，入所者の負担は変わらないのか。これをお示し願います。

次に，譲渡財産は，建物は無償で，土地は有償で，では先日出されましたこの繰越金の1億2,000万円の使い道はどのようになるのか。

次に、職員の待遇で、なぜ医師会職員ではなくて、事業団の出向なのか。

次に、事業団として人件費削減にはならず、厳しい財政運営が続くのではないかと。このことをお示し願いたいと思います。

次は、給与の在り方はどうか。事業団が出すのか、あるいは医師会が負担をするのかを示していただきたいと思います。

最後に、この事業団出向ですが、全職員が医師会の職員と入れ替わるまでにはどの程度の期間が必要になるのか。その間、身分の保障などに公平を欠くことはないのか。この点をお示し願いたいと思います。議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（桜田秀勝君） ただいまのなぎさ園に関する御質問につきまして、順を追ってお答えいたします。

まず初めに、養護老人ホームなぎさ園を大島郡医師会に移譲しなければならない理由とは何かについてでございますが、施設建物の老朽化や入所者に対するサービス向上を図るとともに、近い将来には建物の建て替えを迫られており、財政状況におきまして、市や事業団での建物の建て替えを行うことは大変厳しい状況であることから、平成13年以来なぎさ園の民設民営化の検討を行い、立地条件等のことから大島郡医師会へ打診をし、平成14年11月5日付けで大島郡医師会から施設移譲に関する要望書の提出があり、調整を進めてまいりました。平成17年8月に庁内での調整会議や幹部会を開催し、大島郡医師会を移譲先とする市の方針が決定され、平成17年10月の大島郡医師会の総会におきまして、移譲受託の決定がなされております。このような経緯によりまして、養護老人ホームなぎさ園を平成20年4月1日付けで大島郡医師会が設立をする社会福祉法人へ移譲する予定で準備を進めているところでございます。

続きまして、なぎさ園を建て替えるにあたって、どのような規模での施設計画で将来像をどのように描いたのかとのことですが、建て替え後の構想としまして、有料老人ホーム等の併設や現在二人で一部屋での入居でございます。これを一人一部屋の個室にすることなど、入居者に対する環境及びサービス向上を図っていく考えであることを医師会側から聞いております。

続きまして、建て替え後の入所人数はどう変わるか、また入所者の負担は変わらないかとのことですが、入所人数及び入所者負担につきましては変更はございません。

次に、譲渡財産は建物は無償、土地は有償で、繰越金の1億2,000万円の使い道はということですが、繰越金につきましては建物の建替費用に充てる条件で譲渡する予定であります。

続きまして、職員の待遇で、なぜ医師会職員でなく事業団出向なのかということですが、当初の計画では、事業団を退職し、郡医師会の職員として再雇用していただく予定でありました。が、事業団の職員として残りたいとの職員の希望が大半を占め、郡医師会側と協議を重ね、身分は事業団職員として派遣することになっております。

続きまして、事業団として人件費削減にならず、苦しい財政運営が続くのではないかと。このことですが、なぎさ園派遣の職員につきまして、事業団でいったん給料を支払い、その後に医師会がその分を事業団へ全額補てんをすることになっております。

また、事業団の財政状況としましても、現在と同様厳しい状況が続くことが予想されますので、今後、経営体質の改善を図っていくためには、職員が更なる危機意識を持ち、今以上の経営改革をする必要があると考えております。

市としましても、今後も保育事業を核として、将来にわたって適切な運営が行えるよう側面から支援してまいりたいと考えております。

続きまして、給与の在り方についてでございますが、負担につきましては今御説明をいたしたとおりでありますけど、いったん事業団のほうで支払いをして、そのあと医師会側から全額補てんをするということになっております。

続きまして、全職員が入替わるまでの期間でございますが、それと身分保障の公平さを欠くことはないかと。このことですが、事業団の人事異動も関係してきますので、ある程度の変動はあると思いますが、現時点で60歳定年で計算をしますと、一番短い人で4年、長い人で29年でございます。また、その間の身分保障について、公平を欠くことはないものと思っております。

議長（伊東隆吉君） 再質疑ありますか。

23番（平 敬司君） ほかの方もこのことについて質疑をされる予定ですので、いろいろ聞きませんが、

最後の全職員が入れ替わるまでに最長29年かかるということですので、その間の事業団は市の身分の保障のままいくんですが、だんだんだんだん医師会の職員が増えていく。その中で公平は欠かないということですよ。

福祉政策課長（桜田秀勝君） そのとおりでございます。そのへんの詳細な点につきましては、医師会のほうと十分に調整を進めており、公平を欠かないということは確認をしております。

23番（平敬司君） 給与の在り方ですが、事業団がわざわざ払って、そのあとに医師会から戻すというこういう面倒なことじゃなくて、もう給与はすべて医師会が払うと。ただ出向する形を取ることは不可能なんですか。事業団だって立て替えるための経費というのは相当なものだと思うんだけど、これはできなかったんですかね。そういう流れの中で、これは一応事業団から出向するから事業団から給与を払って、払ったあとをまた医師会が戻すということにしかならなかったんでしょうかね。これだけ。

福祉事務所長（大井進良君） これについては、今、現段階での話し合いの中では、まず事業団の職員として事業団が給与を支払って、その後に戻すということですが、この戻す方法についても翌月にするか、それとも半年にするか、年間を通じてなのか。そういう細かい所も今詰めている最中でございます。その中で、議員がおっしゃるような話も出てくる可能性もあろうかと思っております。

議長（伊東隆吉君） 次に、三島照君の発言を許可いたします。

15番（三島照君） おはようございます。議案第125号の奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について質疑をいたします。

先ほども平議員からもありました。私も改めて、なぜ医師会ありきなのか。この理由を聞かせてください。そして、本来、事業団、公共の施設というのは市民の福祉充実や福祉サービスのために作られ、法律上も行政が管理運営していくということが当初の目的だったと思うんです。そういう点で、事業団の本来の形とはどうあるべきなのか。どういうことかということです。

同時に、2番目になぜ今廃止しなければならないのか。市長は先日の評議員会の中でも、理由の中心がまるで、改築の要望がある、財政が厳しいから改築するための金がないから、だから医師会が建て替えてもいいと言ったから医師会へということなんですけど、ならば今なぜそれをあえてやらなければならないのか。また、当然、市の財産をこれは市長個人の財産ではないんですからね。市民の財産を処分するのに、廃止条例だけが先に出されて、財産処分はどうなるのか。この条例は出ないのかどうかということです。

三つ目に、事業団は平成20年8月31日まで委託をするということで、いろんな議論の経過を経て、この議会で指定管理者へ委託しようという決定をしたんです。議会の決定は何だったのか。今回の廃止を私は全く無責任だとしか言いようがありません。そういう点で、議会の決定よりも先に評議員会で決定をしている問題。そういう点で、この廃止の無責任な状況。

四つ目に、医師会が法人資格を持っていないところへ、なぜ慌てて今この時期に廃止条例を事業団は提出しなければならないのか。また、そういう立場から、事業団のなぎさ園の管理運営がこの廃止された後の期間、支障は出てこないのかということ。

さっき言いましたけど、6番目に、議会の議決をどう受け止めているのかという6点について質問いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（桜田秀勝君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず最初に、医師会ありきの理由はと、事業団の本来の形とはということですが、先ほども平議員の質問でも御説明をいたしました。施設建物の老朽化に伴う建て替えの必要性を含め、平成13年から民設民営化の検討を行い、市の方針として医師会に移管することが望ましいと決定したものでございます。また、事業団の本来の形として、地域における地域福祉の推進の一翼を担っていく主体として設立されておりますので、これからは住民の需要に応じた利用者本意のきめ細かな福祉サービスを提供し、役割を十分に果たしていくことが重要だと考えております。社会福祉事業団を設立した当初の目的として、福祉事業を民間の活力を生かし、効率的に運営していくことを目的として設立しております。

続きまして、なぜ今廃止しなければならないのか、財産処分はどうなるのかということでございますが、こちらの事務手続き上としましては県への養護老人ホーム廃止届の提出がありまして、今議会でないと期間に間に合わないということから廃止を提案するものでございます。財産処分につきましては、3月議会で提案をする予定であります。

続きまして、事業団は平成20年8月31日まで委託されているが、今回の廃止は無責任ではないかとの御指摘でございますが、事業団への指定管理期間につきましては、中途解約について契約に定めてあり、市の方針に沿って平成20年3月末日までということで事業団のほうへお知らせをし、事業団の理事会、評議員会でも御理解をいただいております。

続きまして、医師会の社会福祉法人の資格についてでございますが、現在、郡医師会では県との協議を含め、社会福祉法人格の申請についての作業を進めており、県からのお話では来年3月には許可する予定と聞いております。

続きまして、なぎさ園の管理運営に支障がないかとのことでございますが、現在なぎさ園で勤務している事業団職員が継続して勤務することとなっておりますので、支障はないものと考えております。

最後でございますが、議会の議決をどう受け止めているかについてでございますが、議会の議決を尊重し重く受け止めることは大事なことでと考えております。

平成18年6月議会におきまして、なぎさ園の指定管理に関する議案を提案し議決をいただいておりますが、その時に、「指定管理期間の2年の間に必要な条件を整備して、民間移管を実現してまいりたいと考えております」との説明をいたしております。今年度におきまして、必要な諸条件が整備をされ、郡医師会への移譲に向け作業を進めているところでございます。

議長（伊東隆吉君） 再質疑ありますか。

15番（三島 照君） いくつか、もう一度。望ましいということで決定をしたと言われました。これは、前回の議会での市長の答弁も同じことを言っています。しかし、何が望ましいかということになれば、いくつかの応募があった中で、医師会が望ましいということが言われました、前回の議会でね。しかし、これは平成14年からの話なんですよね、14年からの。この話の続きは、始まりは。しかし、その間、いろいろ各いくつかの所からの応募があって、その応募をされた所を一つずつ審議し議論して、なぜどうところが足りなくて医師会ありきになったのかという理由は、一度も言われていません。市長、聞いていません、そんな話は。と同時に、そんなことになれば誰が考えても何かあるんじゃないかと言いたくなるような、あんなだけやて言われたらそれだけですけれど、そう言いたくなるような思いがしてなりません。

と同時に、なぜ今廃止かということについて、この時期しかないと言われました。なぜこの時期だけなんですか。3月に財産処分と併せて、なぜ一緒にでも間に合うんちがうんですか。私がなぜこのことを強調するかと言いますとですね、当局は平成18年の第1回委員会で、私はあの事業団の保育園の委託問題で大きな失敗をしているんです。要するに、3保育園を4月1日から事業団に委託をしようと言いつつ、その事務的手続きが足らなくて、間に合わなくて、12月にこの議会で今回と同じように指定管理者への委託を採択させておきながら、また翌年の3月議会第1回定例会にその提案した事業団委託の条例の廃止ともう一回市へ戻す条例を提案して、結局4月から9月までの間の期間に約6,000万円超える歳入不足を起し、市の財政にも3,126万円もの大きな財政不足を来した。これ市長の答弁ですよ。そのことに対してはお詫びをしますという答弁をされています。しかし、それじゃお詫びして、この財源を市へ戻したんかといったら、誰も戻した形跡はありません。市長は、先日のなぎさ園職員との話し合いの中で、私は理事長ですと、ね。理事長はいざとなったらどんな時でも最後の責任は私が取らなければなりませんと言って、この委託を説明されています。ほとんど誰もまともな、説明会では意見が出ていますけれど、しかしそれじゃ2点、その保育園で失敗した教訓をどこに見いだしているのか。じゃ今までにこのなぎさ園ができて以降、どれだけ責任取らなければならない事項が起きたのか。どういう責任を取ってきたのか。そこらへんをもう一度聞かせてください。市長、答弁してください、市長。

議長（伊東隆吉君） 三島議員の今のこの2点ですか、再質問の内容は。

15番（三島 照君） もう1回ありますよ。とりあえず2回目、その説明してください。どういう責任を取ったかと。

市長（平田隆義君） 一つの保育所の件についてですが、記憶をよみがえらせているところでありまして、確かですね、事業団の運営の在り方についての事務の手續きにおいて遅れを来したと。当時、事務局長の選任の議案等が絡んで事業が遅れたということではなかったかなとこう思っております。結局、間に合わなかったと、日程に。県の許可を得るのにですね、間に合わなかったということだと記憶しております。その責任をどうかということなんですが、事業団を1日も早く正常な状況の運営になるように努力することが責任を果たすことになるだろうとこのように受け止めております。

それから、なぎさ園に理事長が責任を取るべきことがあったかということですが、これ毎年、常に注意を払っております。善良な管理ができるように注意を払っております。ある程度の責任は果たしているものだ。

ただ、申し上げたいことは、これから突発的なものが生じた時に、理事長が日常ずっとそこに張り付いてやる状況じゃないわけですので、不測の事態ということをやはり考えるところです。特にこれまでそのような大きな事故はなかったということは、職員がそれなりに精勤していたということで大変ありがたいと。そして、職員に感謝もするし、一層の努力もまたお願いするということなんですが、直接のことではないんですが、2年前だったですかね。福祉施設において、高齢者がインフルエンザまんえんで事故を起こしたケースがありました。これなどは大変考えさせられるものでありました。と申しますのは、現在、なぎさ園は先ほども指摘がありましたように、一室2名入っております。そして、建物が老朽化して、万全な体制の衛生管理が取られているかとか追及されると、若干心配になることもあるかという思いはしております。ですから、一日も早く個室の、衛生的にも管理的にも充実した施設をと願っております。そのことが、今後の事業において対応していきたいとこう思っているところです。なぜ今かということとは、ようやくそれぞれの条件が整いつつあるということなので、一日も早くこの条件を満たして前に進みたいとこういうことでございますので、御理解を賜りたいとこのように思います。

15番（三島 照君） それじゃ事件が起きたら、医師会は本当に責任が取れるのかという問題になると思うんですけど、前回の保育所の問題も確かに事務局長の不手際があったと。そういう中で、国の制度変更があり、市として大きな損害を損失を受けたと。その合計が6,276万円。それで、歳入不足による影響が3,136万円。これは明らかに、行政の不手際で起きた損失なんですよ、これは。そうでしょう。事務局長の配置が間違っただけで起きた問題なんです。そういう一つ一つの責任が実際に取れない。と同時に、事故が起きたからといってできるはずはありません。

と同時にですね、なぜ今かということ言えば、当局は、この間慌てているんな文書を出しています。しかし、その中で私が言いたいのは、一つはさっきも言いましたように医師会は現実に法人資格を取っていないんですよ、いまだに。取れていないんです。先日、何か慌てて、あとで副市長に聞きたい。答弁してください。慌てて副市長が鹿児島まで行って、取れるかどうかの確認を取ってきたみたいですけど、そこまでしてなぜやらなければならないのか。そのためだけで行ったのか。その経費はどこから出ているのかと言いたいです。

そうして、平成17年度から話し合いをされて、14年度から医師会ありきでいって、17年度に既に医師会から、わかりましたと、引き受けましたという要望書をいただいておりますが、なぜ慌てて平成17年8月1日まで、こういう文書が出ているんでしょう。17年に出て、受けといてわざわざ平成14年11月5日付けで要望を受けましたと。回答が遅れましたとって17年、3年もかけて回答してですよ。3年前に回答しながら医師会は引き受ける意思を表明しておきながら、いまだに法人資格が取れない。そういう所に安心して任せられるのかと。この間の経過、なぜこうなったのか。それを一つ説明してください。

それと、もう一つはですね、その管理運営、例えばあの保育所の時みたいにもし万が一、先ほど市長は起きませんと言いましたが、万が一また3月31日で法人資格が取れなかった時、わざわざ副市長が金かけていっているから確認取ってきたからやったと思うんですけど、取れなかった時、このなぎさ園の管理運営は誰が責任を持つのか。2点目。

もう一つはですね、例えば、今、保険の診療やいろんな関係でいきますとね、3か月経ったら高齢者は退院させられるんですよ。今なら、なぎさ園で戻ってくる場所がある。なぎさ園から医師会へ入院して、それで医師会を3か月過ぎて退院してくださいといたら、なぎさ園へ戻ってくる道がある。しかし今、そのままなぎさ園が医師会管理、医師会のものになってしまった時に、そういう時に家へ帰れと。家へ追い返されたりとかするような状況が発生しないのかどうか。

（「家がないから、なぎさ園へ」と言う者あり）

いや、家がある人、いっぱいいるやん。家がない人ばかり違いますやんか、みんな。みんな家族がいて、なぎさ園に入っているやんか。家族が面倒見れないから入っているやんか。それじゃ建物は今現在は市、事業団管理だからそれで通っていますが、なぎさ園に戻ってこれるけど、これからなぎさ園もいっぱいだと。それじゃ次、新しい人、なぎさ園に入れたとなったら、次行く所なくなるんですよ。家族に引き取れというふうになっていったときに、そういう問題は発生しないのか。支障は起きないと言いましたけど、こういう問題。そこらへんの説明がほとんどされていない、家族に。家族に説明したのは、秋の運動会の時に集まった家族に言っただけでしょう。それで先日の閣議員の質問に対して慌てて11月27日付けで保護者に手紙を出した。これ全部届いていますか。この手紙1通で、保護者わかりますか、これ、受け取った。家族に届いていると思っていますか、この手紙。こんな紙一枚で説明した説明したと言って先日も答弁されましたけど、説明ではありませんよ、こんなもん。それで、そういう状況を放置したままやられているという問題。

それと先ほど、議会の議決はクリアしていると言いました。しかしね、今回も議会が9月から始まって、それで一般質問の通告が出たなぎさ園の質問が入ってくるということで、12月に予定していた理事会、評議員会も慌てて11月30日に変えたでしょう。その変更した理由も聞かせてください。四つ目ね。

それでこの評議員会でも、誰一人こういった問題について質問はされていません。一人だけ質問しています。それ以外の人、誰一人質問されていません。そういうことで説明が十分やという、しかも議会で議決したことを、議会の議決を経ないうちに評議員会で先に議決させて、そして議会へ条例案が提案されてくる。こういうことについてどう思っているのか、聞かせてください。この説明責任について説明してください。

福祉事務所長（大井進良君） 先ほどのなぎさ園の入所者が例えば医師会病院に入院をした場合、その後には帰る場所とかという話がありましたので、そのへんをちょっと申し上げたいと思いますが、なぎさ園の入所者については、市のほうで措置を決定しておりますので、何らかの病気があって医師会病院に入院したとしても、戻る所はなぎさ園だけということになります。医師会のほうで勝手に家庭に帰すということとはできないというふうに思っております。

15番（三島 照君） ちょっとこの説明責任だけ、市長、理事長として説明したんやから。

議長（伊東隆吉君） 三島さん、ちょっとお待ちくださいね。平成14年から流れの経過の間にとということに対する答弁は。4点の再質問がありましたので、答弁をお願いします。

市長（平田 義君） 先ほども申し上げましたように、交渉事でございますから、ようやくお互いの立場が確立して合意に近づいてきたということでございますから、説明についてはそういう時点で説明をすべきものだ。この点についてはですよ。何もわからないのにどういう説明もしようがないという状況ではまずいと思いますので、時点としては十分だと私は理解しております。

15番（三島 照君） この回答の遅れた理由。医師会への回答が遅れた理由。

議長（伊東隆吉君） 三島議員、今4点の再々ですので、確認ください。

副市長（濱田龍太郎君） 私のほうから何点かお答えをさせていただきたいと思えます。

先に、今、14年に医師会のほうから要望書をいただきまして、その回答が17年になされた、その遅れた理由ということでしたが、一つには医師会からの要望を受けまして、市のほうで医師会のほうに移譲していくことの是非についての論議をしました上で、そのほうが望ましいという大筋のこれは文書じゃなくて口頭ですね、こういった意思疎通は図られておりました。

ただ、その際に具体的に医師会のほうで私たちが条件として考えています建て替えの件、いろんな諸条件を明確にお示しをしていなかったという面がありまして、これを改めて文書のほうでお示しをして、いかがでしょうかという再確認みたいな形での文書で回答という形で差し上げてあります。医師会のほうはこの私たちがお示しをした内容を御審議をいただいて、その年の10月に総会で最終の意思確認をしていたという経緯でございます。

それともう1点、先ほどお尋ねがありました先立って医師会の方と一緒に私、県のほうへ事前の協議に

行ってまいりましたが、これについていくつかお尋ねがありました。私のその時の上った目的は、一つはねんりんピックの1年前のイベントということで、ドルフィンポートのほうで大会がありました。この開会式に是非参加をしなければいけないということで、この日程に上鹿をしております。その際に、この二点に合わせて少し時間が取れるんじゃないかということで、医師会のほうと連絡を取りまして、一緒に県のほうに御相談に行っていました。これは医師会の設立をする新しい法人に移譲する予定で進めているわけですが、この法人の手続きの現状、それから今後の見込み、こういったことについて事前に御相談をするために行っていました。その結果はさっき福祉事務所長から答弁がありましたように、3月までには手続きは完了するでしょうというお話は何ってきております。ですから、旅費のことについてもお尋ねがありました。これは福祉のねんりんピックの開会式に参加する旅費で私は行ってまいりましたので、お答えをしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） あと1点、評議員会の変更になった理由というのがありましたですけども。12月が11月に変更になったこの理由について、説明を求めます。

15番（三島 照君） なんで慌てて30日にしたんかということ。

市長（平田隆義君） 確かですね、休日にするような段取りになっていたと思います。それで、私のほうから出張や何やかんやがありますので、そういう日程になったんだろうという思いもしまして、いやこの日の夕方にすれば済む話じゃないのということだけは申し上げました。それ以外のことは何もわかりません。

15番（三島 照君） 何で事務局がそんなことわからへんの。もう終わりですか、私。

福祉事務所長（大井進良君） 私のほうは事務局じゃございませんので、それについて明確にお答えしていいものかどうか。確かに日程調整があったことは理解をしております。

それと、私も理事で参加いたしましたが、ほかにも議題がたくさんありまして、その議題を審議するために市長が先ほどおっしゃったように休日の予定を変更したというふうに聞いております。

議長（伊東隆吉君） 次に、崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正でございます。先ほどのなぎさ園のことについては、もう一人質疑を出しているようであります。この別の時間を利用して、整理をしていただければと思いますが、私のほうは議案第110号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。これは、7ページですが、財源補てん繰入金の名目で5,000万円、一般会計から繰入れを行う予定になっております。ですから、一般会計補正予算（第3号）の22ページにこれが支出として出ている分でありましてけれども、現在国保会計は平成18年度決算では3億3,100万円の赤字を計上するなど大変厳しい運営が続いております。国保の担当者の方、大変苦労されていると思いますが、これ以上の赤字を増やすわけにはいかないと思います。

さらには、解消に向けた努力が求められていると思いますが、この一般会計からの繰入れを行うことによって、平成19年度の収支見込みはどうなるのか、どう見ているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

国民健康保険課長（福山 治君） 平成19年度の収支の見通しについてでございますが、先の一般質問でも御答弁申し上げましたことではございますが、インフルエンザ等による医療費の動向が予測できないというところではございますが、現段階におきましては繰上充用金を除いた単年度の収支で均衡が図れるのではないかと期待をしているところでございます。

16番（崎田信正君） この5,000万円の繰入れがあって均衡が図れるということですか。

国民健康保険課長（福山 治君） そのとおりです。

市長（平田隆義君） 少しでも説明を付け加えさせていただきたいんですが、基本的に従来のように1億円の繰入れをという担当のほうからの申し出もございました。繰越しの赤字がどうしても大きいと。しかし、現時点で合併して、昨日も議論がございましたが、国保税の均衡を保つための調整がようやくついたという状況でございますから、そこをもって1億円の繰入れというのは私のほうから、ちょっと待ってもらいたい。というのは、一つの考え方として、これまでの繰越しの赤字分というものはやっぱりそれなりに確保しておいて、これから言う単年度のを様子を見ながらやっていこうということで、一挙にここを繰入れで解決すると会計上明確なところがつかみにくいんじゃないかということもあり、また市の財政が非常に厳しいということなので、繰越しの赤字においては年度を追って解消していくということでしたから、まずは単年度、均衡を保つように努力してもらいたいということをお願いしてありますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） もう2回で終わろうかなと思ったんですが、市長がわざわざ立たれましたので私のほうも一言言っておきます。

国保税の値上げはどうしても避けなければいけません、収納率が下がっているという現実がありますので、本来は国保税を引下げのためにどう努力をするかというのがもう全国の自治体でも始まっている所あるんですね。赤字を解消というだけじゃなくて、引下げも視野に入れたこれからのことも検討していただきたいという、ただ思いなんです。今、市長さんは国保税の値上げは今の状況ではないというふうに思いますけれども、赤字解消だけにとどまらず引下げのほうも視野に入れた取組を個々の担当者の方、是非頑張ってくださいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 皆さん、おはようございます。社会民主党の関 誠之でございます。

今定例会に上程をされました議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について質疑をさせていただきます。

この条例は、平成20年度から奄美市立養護老人ホームなぎさ園を社団法人大島郡医師会に移譲するためのものであると当局の説明ですが、私はこの移譲について多くの問題点があると考えております。一般質問でも申し上げましたが、移譲が決定していながら、郡医師会、事業団、奄美市、三者の移譲に伴う基本的な合意契約書さえないということ。また、土地の有償貸付についても、奄美市公有財産管理規則29条により算出した価格に基づくとの一般質問での回答でありました。その奄美市公有財産管理規則29条によって算出した価格、お示しいただけますか。是非お示しをしていただきたいと思います。

また、入所者、その家族に対する説明責任、職員組合との協議は、なぎさ園を廃止する前に整っていないと考えますが、この点はいかがですか。職員組合、労組との労働協約はできているのかどうか。お聞かせをいただきたいと思います。奄美市と事業団は、指定管理者基本協定書を取り交わして指定管理者受託期間を議会の議決を受け平成20年8月までになっていますけれども、指定期間満了以前の指定取消しについては、指定管理者基本協定書の第33条にあります。その1項は、業務に際し不正があったとき、2項目は虚偽の報告、3項目は協定不履行、違反行為があったとき、4項目は自らの責めに帰すべき事由により乙、いわゆる事業団が解除申出があったとき、最後は5項目、その他甲が認めるときとあります。恐らく指定取消しの理由は、その他甲が認めるときとなるのではないかと考えられます。その他甲が認めるときとは何なのか、具体的にお伺いをいたします。

また、私は、県のほうに調査をいたしましたところ、今回の議決の可決案件を郡医師会が社会福祉法人を取得するため県へ提出する書類に添付が義務付けられていると聞いております。どうしてこのようなことをはっきりと議会にお示しにならないのか、非常に疑問であります。また、市の示した移譲の条件である建て替えの問題にしても、郡医師会の事務局にお伺いをいたしました、5年先の計画で建設までに更に5年ぐらいかかるのではないかとこのふうにお伺いをいたしました。このことについて、当局はどういう認識を持っておられるか、お答えください。

この郡医師会の移譲問題は、さっきからも議論になっておりますが、平成14年11月に要望書が提出され、移譲の方針が決定するのがそのあと、約3年後の平成17年の8月で今日まで更に2年を要してあるというような状況であります。この間、介護保険の改定、障害福祉制度の改定など、社会環境や福祉を取り巻く状況は激変をしております。郡医師会に移譲することありきで事が運んで、諸問題を解決していくことがなおざりにされているように私には思えてなりません。また、移譲後は事業団に残された保育所

の運営も大変心配をしているところであります。郡医師会も本音のところは移譲を辞退したいが、辞退できない状況にあるのではないかと私は推測をしております。このような状況のもと、本議案を本議会に上程し、なぎさ園を郡医師会に移譲するのは大変拙速なことだと私は考えておりますので、是非、当局の御答弁をお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（桜田秀勝君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず最初に、郡医師会、事業団、奄美市との移管に伴う基本的合意契約がなされているかとの御質問でありますけど、平成14年11月5日に大島郡医師会から施設譲渡の要望書が提出されたことを受けまして、庁内での調整会議や幹部会で協議をし、市の方針決定後に具体的な移管条件を付けて、平成17年8月1日付けで回答をし、大島郡医師会におきまして平成17年10月の総会で移管条件を含めて、なぎさ園経営受託を決定しております。これを基本事項として、双方合意しているものと考えております。

続きまして、入所者、家族、職員組合の納得についてでございますが、入所者及び家族につきましては、事業団事務局のほうから保護者の皆さんにお話をしたところで、喜んでおられると聞いております。

先ほどの三島議員の質問の中で、市からの説明文を送ったところでまだ説明もされていないということもありましたけど、それも同時に併せて説明文を送りまして、今、実際なぎさ園の入居者自身が60名のうちその文を理解できる、説明を理解できるというのがその半数にも満たない状況でありまして、一人ひとり個別にゆっくり話をして説明をしていかなければいけないという状況もありまして、入居者一人ひとりについての説明も今その担当職員を配置しまして、各部屋にて説明をする予定であります。それで、入居者のほうで理解できない方についても、家族について説明をしており、その後見人、身元引受人のほうでまだその所在がはっきりつかめない方とかいらっしゃいますので、そのへんを調査をしながらやっていく予定にはしておりますので、身元引受人の所在のはっきりしている方につきましては、先ほども申し上げましたけど、その保護者の皆さんにお話をしているという状況であります。

それとあと職員組合との合意形成についてでございますが、大枠の部分では理解をいただいていると思います。ですが、詳細な部分については、現在協議中であります。

あと指定管理受託期間の問題についてなんですが、指定管理期間につきましては先ほど副議長のほうから、その他甲が認めていることは何かとのことで、仰せのとおりでありまして、それはその他甲が認めているということでありまして、その理由とは、現在、民間移管をする。その4月1日付けで民間移管をするということが、その条項に当てはまると考えております。

それと医師会の移譲できる条件というのが、社会福祉法人資格の取得でございますが、これも先ほど来お答えしておりますが、来年の3月には許可が降りる予定で県のほうからお聞きしております。

事業団経営への影響についてでございますが、なぎさ園職員に関しましては、事業団の職員として身分保障をしたままの派遣であります。人件費に係る部分も医師会から補てんをされますので、その分についての影響はないものと考えておりますが、事業団全体としましては、現在の人件費の占める割合が非常に高くなっている状況にあります。このように経営状況が硬直化しておりますので、今後経営体制の改善を図り、経営改革をしていく必要があるのではないかと考えております。

最後の質問でございますが、奄美市が医師会移譲を正式に決定していない今の段階では拙速ではないかとの御指摘でございますが、奄美市としての方針はもう既に数年前から決まっておりますので、それを事務のほうで進めているにつきましてはいろんな諸問題解決できていない問題がありまして、それを現在、今年度に入りましていろんな諸条件の整備ができましたことを受けまして、我々は今それを進めているところでございます。

福祉事務所長（大井進良君） 何点か福祉、補足をしたいと思っております。

有償貸付の場合の公有財産管理規則29条により算定した価格ということでございますが、これはその土地の評価額に対して、掛ける100分の4という数字を掛けたものでございまして、大体、今の価格で算定しますと、240～250万円から300万円ぐらいの間になるのではないかなというふうに思っております。

それから、医師会の社会福祉法人資格の取得に向けて、このなぎさ園の廃止が義務付けられている、その書類の添付が義務付けられているのではないかとということですが、確かに社会福祉法人を取得する場合には、その財産とかそういうものが必要になってきます。建物はどうするのかと、土地はどうするのかと

いうものがありますので、その中で建物については市の今のなぎさ園の建物を譲渡していただくという条件のもとで県のほうへ申請をしております。そのために今回廃止をしまして、それから3月議会でこの処分の議案を提出いたしまして、それで書類の提出が整うものというふうに理解をしております。

14番(関 誠之君) ありがとうございます。先ほど来、入所者、その家族、またそこで働いている職員の問題、取り上げておるわけですが、なぎさ園で働いている職員については、地方公務員法の適用外だというふうに思っておりますが、恐らく労働組合の協議がなければ老人勤務条件、これは変えることができないということで、私が県のほうに問い合わせをして一番心配をしておったことは、県は今申し上げたことが本当にクリアできるのかということをお願いをいたしたように私は感じたわけですが、公務員であれば協約権がありませんから、それはそれなりに事が運ぶと思いますけれども、一方なぎさ園については、これは労働協約締結権がありますので、組合労組がきちっと協約をしないと身分についてはいろいろ移管とか出向とかというのが難しくなるのではないかと考えておりますが、そのへんのところを調べてありましたらちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、先ほど言いました、その他甲が認めるときという項目で指定解除をなさるわけですね。やるとすれば、民間移管することがその理由というふうに今答弁をなされたわけですが、果たしてこの民間移管をすることがこの5項の、その他甲が認めるときになるのかどうか。非常に私は、これはあやしいと言いますか、厳しい項目じゃないかなというふうに思っております。例えば、税の免除とかいろんな条文を作るときに、その他市長が認めるときというのが入っておりますが、ほとんどそういった事例はないわけでありまして、このへんのところが法的にどうであるか。ちょっと私もわかりませんが、気になるところであります。

市が示した移譲の条件であります建て替えの問題、郡医師会の事務局に聞きますと、移譲をされて5年ぐらい、その経営状況を見ながら5年後に建て替えができるかどうかというような状況であるというふうに伺っているんですけども、市の建て替えの条件というのは5年先であり10年先でも一向に構わないことであるのか。先ほどの議論から聞いておりますと、利用者の利便を図るということでもありますから早急にこれはやっていただかなければならないというふうに考えますが、そのへんの見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

あと、事業団の運営について、人件費が上昇しているというふうな認識をされておるわけですが、シミュレーションによりますと平田・輪内・金久、いずれの保育所もあと何年かすれば運営的には赤字になってくるのではないかと出ているのが出ておりますけれども、そのへんのところはそうならない前になにか策を講じるものがあるのかどうかということ。

最後になりますけれども、副市長にお聞きをしたいんですが、そういう先ほど申し上げました今議会の議決が申請に必要なだと。どうしてこう素直にと言いますか、ちゃんと議会にも説明をしていただければ、私が聞いておりますのは12月の中旬に申請をしていただくという県のほうは言っております。1月に精査をして2月に審査会があると。その審査会をクリアしたならばという条件で3月頃に法人の資格を与えるというふうに聞いておるんですが、事務当局は非常にそのへんのところが認識が私は甘いんじゃないかというふうに考えておりますけれども、私が申し上げたいわゆる社会環境の変化、この福祉を取り巻く状況の変化、大変そういうふうなことでこの5年をとってみても異変をしているわけですから、そのへんの認識を踏まえて、果たして3月に法人格が本当に取れるのかどうか。そのへんのことを副市長が県と折衝をなさったとおっしゃいますから、感触を含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

福祉事務所長(大井進良君) 何点かございましたけれども、まず職員の処遇の関係、組合との合意の関係ですが、組合のほうとは大枠では合意ができているのかなというふうには考えておりますが、具体的に細かい部分でまだ調整が必要なものがございまして、このへんは組合のほうとも十分に協議をしながらやっていきたいというふうに思っています。これから何度も協議をするものが出てくると思います。

それから医師会のほうでの建て替えの問題ですが、我々としては市長が先ほどからも述べておりますように、一日でも早く建て替えをしてもらいたいという要望は医師会のほうに強くしていきたいというふうに思っております。

それから、事業団運営のその保育所との関係ですが、確かに事業団のほうでは厳しい経営が続いておりますので、聞くところによりますと組合それから職員を含めた再生プロジェクトチームを立ち上げたいということと、それから経営診断等を行いまして健全化に向けて努力をしたいというふうに伺っております。

副市長（瀨田龍太郎君） これまで県のほうと医師会の新しい法人への移譲についての協議を進めてきております中で、私が得ております感触といたしましては、市のほうではこの施設建物を譲渡する。これを受けて、医師会のほうの新しい法人のほうで新法人を設立をして、新たな養護老人ホーム事業を開始をしていくという大筋の方向付けについて了解をいただいていると思います。これに必要な手続きの所要期間としまして、約6か月ほどを要するというふうに聞いております。これに向けて今、医師会のほうで一生懸命準備を進めているところでございますが、確かに今議員からありましたように県のほうへの申請がなされますと、1月の審査にかかる予定であるというふうに聞いております。これは今進めております手続きの内容によりましてクリアできるというふうに私は理解をしております。

それともう1点、この申請をする際の添付が条件ではないかということだったと思うんですが、これは条件にはなっていないというふうに理解をしております。ただ、私どももなぎさ園を事業を廃止をし、また先ほども話しておりますように建物の譲渡につきましては3月の議会で提案をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この医師会のほうの手続きと私どもの市のほうの議会のほうの手続きが双方並行してなされなければいけないというふうに思っております。ただ、この廃止の条例の確認が3月のほうでは、医師会のほうの手続きの関係で少し時間が不足するのではないかというふうな理解でございまして、今回の議会にお願いをしているところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長（平田 義君） 3保育所についての人件費が運営費に占める割合が90パーセントに近い数字になっているということで、これはもう驚きであります。何とか解決したいと思ひて、この10何年間いろいろ工夫を凝らしてきたところですが、その解決に至っていないということです。

それと、民営化と。いわゆる民間にできるのは民間に任せろという国の方針が出てまいりまして、特に保育所についてはその傾向が如実に表れたのが、先ほどから議論になっております3,000万円だとか6,000万円とかというこの運営費の補助、これが打ち切られたということで、何とか民営化にしていこうということで、事業団を民営化に持っていこうということで努力をしているわけです。そのことは是非、御理解を賜りたいとこのように思ひます。

それと別に、なぎさ園の剰余金が保育所に回せたらいいわけですが、そういうわけにもいきませんものですから、なぎさ園はなぎさ園として対応をしていかなきゃならないと。まず第一はやはり建物の建て替えという問題が一番頭の悩ます問題であります。そういった点で、先ほど申し上げましたように、なぎさ園も民間でやっていける事業の一つであろうと。こういう思いをいたしていただいているところですが、途中で介護保険が施行されたときに、介護保険はなぎさ園には及ばないというのが国の方針であったと記憶しております。措置費ですべて賄うということでありましたが、この度介護保険の導入も可能になりましたという形に変わってきたわけですね。これは外部から介護にヘルパーを派遣してもいいいくつかの選択肢があった、三つの選択肢があったと記憶しておりますが、そういうことでもうなぎさ園の経営、養護老人ホームについても民間の力をやっぱり多く入れていこうというのが国の方向ではないのかなとこう思ひておりますので、何とかここらあたりで民間に移譲して、入所者が安心して暮らせるようなそういう環境づくりをお願いをしたいとこう思ひております。措置について、何かまた運営の管理監督等についてもまだ市に残っているわけでございますから、運営が入所者本意というか、立派に運営していただけるようにということで奄美市も関わってまいりたいとこのように思ひておりますので、どうぞ御理解を賜りたいとこのように思ひております。

議長（伊東隆吉君） 再々質疑ございますか。

14番（関 誠之君） 今、副市長は、郡医師会が社会福祉法人を取得するための県へのこの議会の議決案件がいわゆる必要条件ではないというふうに回答をしたと思ひますけれども、であれば、なぜこの議会なのかという議論になるわけですよ。私が調査をいたしましたのは、先ほどから申し上げておりますとおり12月に、いわゆる中旬というのはこの議会が終わるというふうに県はみておると思ひますけれども、12月中旬に申請をしていただいて、今、申請中だそうです、いろんな書類を。それに恐らくこの議案の議決をしたというものを付けなきゃ駄目じゃないかと。それは、先ほど私が言ったのは、いわゆる提出書類に添付が義務付けられてはいないかという言い方をしておるんです。必要絶対条件ですかとは言っていません。ですから、中旬にその議会が14日に終わりますから、それを添付をして、1月に精査をして2月と聞いておりましたけれども、2月に審査会があると。それをクリアしたら3月に法人の取得ができるんじゃないかと。それはただスケジュールであって、いわゆる書類が完璧に県の審査をクリアしなければ、その法人取得はどうなるんでしょう。そういうようなことですから、先ほども三島議員が申し上げま

したけれども、事業団で一度そういうことがあったわけですから、その二の轍を踏まないように慎重にやはり構えて、隠し事、包み隠さずやはり知らすべきものは知らせて、何も議会のこの決定が添付書類として必要でありますよと。このことが、いうことが悪いとは私は思っておりませんが、そのへんのところを副市長、どういうふうに考えておるか、再度お聞きをしておきたいと思っております。

それと最後になりますけれども、先ほどから言っている建て替えが条件で医師会に移譲するわけですから、その建て替えが10年先でいいのかどうか。そのへんのところはやはり条件として出しておるわけですから、具体的に市民に対する一刻でも早くサービスをほしいというのは誰でも同じだというふうに私は思いますけれども、そのへんのところはやはり基本的な文書の契約の中でうたうなりするのが当たり前ではないかというふうに思っております。ここに平成17年の8月1日に、養護老人ホーム名瀬市立なぎさ園に対する要望書の回答についてというのが出ております。その中には、建物・備品は無償譲渡、敷地については有償。先ほど聞きました。これちょっと確認をしたいんですけども、年間240万円から250万円のということですよ。年間ですよ。ですから有償とするということで、これはこれできちっと出てくるんでしょうけれども、職員について、継続してこれをするを原則とすると。現在の事業団の本職員を継続して雇用することを原則とすると。これもある意味クリアをされていると思うんですよ。ですけど、この建物の建て替えは医師会において実施するとだけ書いてあるんですよ。そのへんのところは、やっぱり市民にはっきりと示していただかないと、医師会への移譲、せつかくの当局が考えておられますその福祉・医療のいわゆる提携をし、利用者に利便を図っていこうと。そういったものが、ここを押さえていないと利用者の利便が図られるものかどうかというのが非常に疑問を投げかけられるんじゃないかというふうに思っておりますので、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

福祉事務所長（大井進良君） 今回の手続きの件ですが、医師会のほうで法人設立の手続きをする際に、先ほども申し上げましたけど、財産の目録であるとかそういうのが求められております。その中で、財産として建物については名瀬市から移管を受けるということで書類のほうでなっておりますので、その移管を受けるものについて市のほうでどうするんですかと。これについては今年度中に廃止をして医師会のほうに移しますと。それについて議会のほうでは12月のほうに廃止条例を提案しますというお話をしております。今回の提案になっているわけですが、今現在のところは議会に廃止条例を提案をして議決を得る見込みでございますという形ですので、その結果を今回の議会に出していただきたいと思っております。

それから建て替えの件ですけども、確かにこれが10年も先というふうになってしまいますと、入所者のほうには迷惑をかけますので、これは医師会のほうと十分に協議をして、一日でも早く建て替えていただくということを条件として話をしていきたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 次に、戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。

私は、議案第126号 奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例の制定についての件を述べたいと思っております。

山羊は、奄美の伝統的な食べ物でございます。おもてなしをする時に山羊汁うんぬんということがあるぐらいに伝統的な食べ物でございますから、山羊を飼育することは私は大いに賛成でございます。しかし、この山羊がノヤギとなって自然を荒すということで、子どもがこの奄美が生きていくために観光事業、これが大きな産業として育成されなければならないときに、自然を破壊する山羊がいる場合には、やむを得ないことであると思っております。

そこで、奄美の人々が生きていくためにも自然を守る必要がある。そのために山羊の飼育について規制をする必要がある。これは、市行政が自然遺産登録に向けて大きく前進をするきっかけではないかと非常に歓迎をする条例でございます。私としては賛成をいたします。

そこで、この条例をより実効性のあるものにするためには、一つには、過料を課すと。この条例に違反する、あるいはこの条例を守っていただけない方に過料を課すということも必要ではないのかということです。

それともう一つは、この条例が施行されて一定期間を経過後、なおかつノヤギ状態である場合には自動的に所有権が放棄されているものとして、そのことを明示することが必要なのではないかなということをおもひまして、私はこの一定期間の経過後の山羊の所有権についてをきちっと定めておくということと、過料を課すということが必要ではないかということをおもひまして、このことについて当局のほうを考えられ

るということはないのかということをお尋ね申し上げて、終わりたいと思います。

環境対策課長（高野匡雄君） 賛同ありがとうございます。

実効性のある条例にするためには、過料を課すことも必要なのではとの御意見ですけれども、この山羊条例の特徴は、家畜である山羊の適正な飼育について所要の規定を定めることで、飼い山羊とノヤギの区別を明確にすることができるところにあります。

また、山羊の飼育者は限られていると思いますので、この条例制定により飼育者が放し飼い山羊による自然環境へ及ぼす影響等について関心を持ち、適正な飼育が進むことを期待しているところでもあります。確かに罰則等の過料はありませんが、適正な飼育をしなければノヤギとみなされることは少なからず飼育者にとって罰則を負わすことになるのではないかと考えております。

自動的に所有権が放棄されることを明記すべきとのことでもあります。やっぱり所有権がどうしても絡みますので、これは必要に応じた適正な指導を行いながら、最後にノヤギというような判断をしていくことになるかと思っております。また、その細かいことについては、今後規則で決めていくことになると思っております。

全国でも初めての条例なのではと思っておりますので、とりあえずは現内容で適正な飼育をお願いし、制定後の流れの中で罰則等の検討課題が出てきた場合には、その時点で検討していきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いたします。

5番（戸内恭次君） もう1点ですね、基本的なことなんです。ノヤギとなったとき、一般的に考えますとノヤギだからわなで仕掛けて捕るとか、その持ち主が要するにわからないという状況になるわけですよ。持ち主がわからないものは、一般の人が罠を仕掛けて捕るとかそういった捕獲が普通にできるのかどうかという、ノヤギという定義付けをします。その意味ですね。所有権がないものである、あるいは誰のかわからない。誰からのものであるけれども、誰かわからないというようなことで、じゃあ本当に自然破壊をするわけですから、そういったことを得意とする人が例えばハブ狩りを、うまい人がハブを捕っていくように、ノヤギを自然破壊を防止するために積極的に捕る人がいたときに、その付近はどういうふうな考え方になるんでしょうか。

環境政策課長（高野匡雄君） ノヤギと認定されましても、むやみに捕ることは鳥獣保護法でできません。自然環境等に被害等を与えていることであれば、被害届を出すことによって有害鳥獣で駆除することができます。また、これは今、奄美大島本島内の市町村で奄美市の企画調整課が窓口となって進めておりますけれども、新聞等でも掲載されましたが、山羊特区申請を現在行っております。国に対して。これが許可になった場合には、イノシシと同じような扱いができることになっていくのかなと思っております。

議長（伊東隆吉君） 次に、世門 光君の発言を許可いたします。

22番（世門 光君） 興政会の世門でございます。今回は、補償金なしの繰上償還についてお尋ねします。

このことについては、9月の定例議会でもお尋ねしましたが、今の奄美市の厳しい状況については皆さんも御案内のとおりだと思います。金利の高い借金は、借り替えてでも返さなければいけない。このように思っておりますが、今回の国の制度は良いチャンスじゃないかと思っております。

そこで、今回の繰上償還に関して、一般会計を含めて全部で28億円にも及ぶ予算が計上されております。その内容について、改めてお伺いしたいと思います。

一般会計予算37ページ、公共下水道事業特別会計補正予算10ページ、農業集落排水事業特別会計補正予算9ページ、簡易水道事業特別会計補正予算9ページの公債費、市債還元償還金の繰上償還分です。及び、水道事業会計補正予算の4ページの企業債償還金補償金の免除繰上償還分についてでございます。

まず1点目にお尋ねします。これまででは、この繰上償還は19年度から21年度までの3年間であるということでありました。今年度やる分については、来年の2月か3月頃ということでしたが、今回の12月分に予算計上されている理由をお示してください。

次に、28億円計上されておりますが、21年度分までの3年間でそれぞれの会計でいくら繰上償還する予定なのかをまずお示してください。

また、先の9月議会では、特別会計では難しいとのことでありましたが、今回予算計上されておりますの

で、このへんについて、国の施策が変わったのが改めてお伺いします。

3点目に、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業では、歳入として借換債を発行するようですが、来年、再来年でもこのような感じで借換債を発行するのか。また、それぞれの会計の繰上償還するための財源の見通しについてお示しいただきたいと思います。

また、4点目に、この繰上償還によりどれぐらいの負担の軽減になるのか、その見通しをお示しく下さい。

財政課長（則 敏光君） 繰上償還についてでございますが、まずなぜ12月補正になった理由かということでございます。国の方針は、総額で5兆円の全国枠の繰上償還、当初で予定はいたしておりましたが、具体的な通知が遅れておまして、10月の中旬ぐらいに初めて県のヒアリングが始まったという実情もございます。そういった関係で、償還時期の問題、それと私どもの財源の問題、減債基金を積み立てておきたいと。もうこれに備えて積み立てておきたいというようなことなどもございまして、また償還日が通常3月1日に償還するもの、3月20日に償還するもの、25日、31日とまちまちでございます。3月1日となりますと、3月補正では間に合わない場合もございまして、その関係で12月補正とさせていただいた次第でございます。

それと、21年度までの3年間でどれぐらい見込まれるかということでございますが、3年間で一般会計といたしましては8億4,500万円、3年間で。19・20・21、3年間で。下水道会計につきましては、3年間で34億3,000万円。農業集落排水特別会計につきましては、3年間で4,100万円。簡易水道事業特別会計につきましては、3年間で1億6,300万円。企業会計で、水道事業会計、水道事業です。これも3年間で12億800万円。合計いたしますと、約56億8,900万円予定いたしております。ただし、これは最大の額でございまして、実はまだ国の方針も明確に定まっておらず、全国の団体が繰上償還を要望いたしておりますので、その関係で若干調整減額になる可能性もございますし、時期がずらされる場合もございまして、最大認められて56億8,900万円と予定いたしております。

従来、特に下水道会計などでは繰上償還が認められなかったという経緯がございます。これは、資本費あるいは使用料の単価の基準が国の目安に満たないということなどで、従来繰上償還がこの下水道会計などが認められなかったわけでございますが、今回はこれが緩和されましてできるようになりました。3年間だけの特例措置でございます。一般会計におきまして、報償金を払わなければならないというような実例もありましたが、これも報償金免除という3年間の特例になったということで、是非実施したいと思っております。

それと、借換債のこの資金、財源の関係でございます。一般会計と水道事業会計におきましては、減債基金あるいは水道の留保資金でございますので、繰上償還という形で実施はしたいと思っております。特別会計の下水道、農排、簡水、特別会計につきましては基金がございませんので、借換えをしたいと。低金利の借換えで実施したいというふうに考えております。ただ、この間も健全化計画でお示ししましたように、平成23年度・24年度で補てんできる基金がなくなる可能性がございまして、それを想定いたしまして一般会計では3度目の繰上償還4億円を予定しておりますが、これを借換えに変える可能性もございまして、借換えに変えて、減債基金を財源補てんに確保しておく事態になる可能性もございまして。それと4点目ですが、繰上償還によりまして公債費の負担がどれぐらい軽減されるかと。負担軽減でございます。先ほど申しました金額56億円余りを3年間すべて予定どおり実施したとした場合、一般会計では利子が約1億1,000万円軽減されます。下水道会計におきましては、約5億数千万円です。農集排におきましては900万円、簡易水道におきましては2,300万円ほど、水道事業会計におきましては2億8,000万円、合計で約9億8,000万円ほど利子が負担が軽減されるという見込みでございますが、このとおり実施できればとは思っております。実施したいとは思っております。

22番（世門 光君） 大きな金額の利子のということになりますが、先日、市当局においては今後の財政健全化計画を議会に説明されました。この健全化計画において、この償還分の内容が入っているのか。それから、繰上償還によって実質公債費比率はどのようになるのかを改めてお尋ねします。

財政課長（則 敏光君） 先日お示ししました健全化計画、この中にはすべて繰上償還入っております。その関係で単年度1億1,000万円、19年度に実施しましたら20年度に約1億1,000万円公債費、歳出が減になります。翌年度が2億1,700万円減少します。22年度は2億7,700万円公債

費が減少いたします。特別会計などにおきまして、このような形で推移していきます。その関係で実質公債費比率ですが、試算によりますと計画どおりすべての会計で実施ができましたとした場合には、19年度ですから20年度にいきなり基準の18パーセントを切る可能性もございます。3年連続18パーセント以下になれば、これが3年後に実際の数値と認められるわけですが、早ければ23年度ぐらいには18パーセントを切る可能性もございますが、御存知のとおり状況ですから、順序よくいかなければまたちょっと延びるというようなこともございます。

22番（世門 光君） 先ほどの中で、借換えということで特別会計、下水道、農排水とかありましたが、今後新しい事業を進めなければならないというのも出てくるかと思えます。この繰上償還することによって、その借換えをやることによって、今までの借入れがまたできるのか。これから新しい事業を進めるのに。というのが一つの心配と、これから繰上償還することによっているんなものが絡んでくると思えますが、交付税に関してこの影響が出てくるのか出てこないか、この点までお願いします。

財政課長（則 敏光君） この繰上償還をいたしますと、実は例えば一つの事業の中の一事業の同じ場所に対しての起債を償還しますと、再度その場所の事業に対して起債ができなくなると、3年間できなくなるという条件がございます。その関係で、すべての事業について精査いたしたわけですが、支障を来するような変動はないだろうということで判断いたしております。

実はこの制度は、平成11年度の繰上償還をした時も3年間、繰上償還後3年間はそのような同じ起債ができないという条件がございました。しかし、その時もさほどの事業執行に影響はない形でできましたので、今回も起債そのものができなくなるというわけではございませんので、他の有利な起債、合併特例債にしる、そういったものなども活用して進めていきたいというふうには思っております。

それと、交付税措置です。確かに、歳出が減りますとそれに伴って交付税も減る可能性がございます。ただし、今のところ国としましては明確なその回答を出しておりません。ですから、確かに利子が下がった分、それ相当分、交付税措置が若干減少するという可能性はございます。しかし、明確にそのような指示が来ているわけではございませんので、はっきりと交付税が減少するというふうには言えないというふうには判断いたしております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第115号、議案第116号、議案第118号、議案第119号、議案第122号、議案第123号、議案第129号から議案第132号及び議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての11件はこれを総務建設委員会に、議案第110号から議案第114号、議案第117号、議案第124号から議案第127号及び議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての11件はこれを厚生委員会に、議案第121号、議案第128号及び議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての3件はこれを産業経済委員会に、議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての1件はこれを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第3、議案第120号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第120号の提案理由を御説明いたします。

議案第120号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容に準じて、給料月額、扶養手当、勤勉手当の額を改正するとともに、関係条文につきましても所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

以上をもちまして議案第120号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

議案第120号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務建設委員会に付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査並びに報告書整理等のため、明日7日から13日まで休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、7日から13日まで休会とすることに決定いたしました。

14日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前11時26分)

12月14日

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務部参事	林康雄君
		(消防長)	
総務部参事	伊集院平應君	企画部長	塩崎博成君
(衛生組合事務局長)			
企画部参事	伊地知正臣君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	国民健康保険課長	福山治君
福祉政策課長	桜田秀勝君	産業振興部長	赤近善治君
紬観光課長	日高達明君	建設部長	平豊和君
土木課長	東正英君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は、26人であります。

会議は成立いたしました。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） これから本日の会議を開きます。

当局から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

副市長（瀧田龍太郎君） おはようございます。日程に入ります前に、去る12月6日の総括質疑の際に、
閣議員の議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についての質疑の中で、不適切な答弁がございましたので、発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

閣議員からの本条例の議決は、医師会による新法人の設立認可申請に際しての添付条件ではないのかとのお尋ねがございましたが、私は条件にはなっていないと思うとお答えをしてありましたが、正しくは、議決をしていただきますことは前提条件でありますので、発言の訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（伊東隆吉君） それではお諮りいたします。

お手元に配付してあります各組會議員・委員会・審議会等の委員就任表におきまして、平田勝三君より大島地区衛生組會議員から奄美大島地区介護保険一部事務組會議員への変更、与 勝広君より奄美大島地区介護保険一部事務組會議員から大島地区衛生組會議員への変更をしたい旨の通知がありましたので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第2号を予定いたしております。

議長（伊東隆吉君） それでは日程に入ります。

日程第1、議案第109号から議案第132号までの24件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。厚生委員会は、平成19年12月6日、午後1時30分から午後5時29分まで、出席委員7名、委員外議員3名で、付託議案第109号から議案第114号、議案第124号から議案第127号についての11件を慎重審査の結果、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、すべて可決するものと決しました。

以下、審査内容につきましては、主なものを御報告申し上げます。

議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、まず当局より補足説明があり、委員より、19ページ3款1項11目19節、地域介護・福祉空間整備事業補助金の減額について質疑があり、奄美市の第3期介護保険事業計画の中で小規模多機能型居宅介護施設整備を名瀬地域2か所、笠利地域1か所の計3か所、1,500万円を3か所予定し、2か所から申請がありましたが、1事業者からは建設予定地が急斜面で、危険地域にあたるため建設許可が降りないということで申請の取下げ。もう1事業所は、施設整備が不十分で計画の補正・修正が生じ、期限付再提出が期限を過ぎても申請されず、結果的には設置予定者がなくなり、4,500万円の減額となったとのでございます。19ページ、20ページの3款1項12目・13目・14目の13節、介護予防サービス計画策定業務の件数減の主な要因についての質疑に対し、介護予防要支援認定者に対する介護予防については、月額包括的報酬設定で利用しにくい報酬体系になっているのが制度上の問題なのかということと、同時に始めた特定高齢者事業の中で、特定高齢者の機能回復訓練に参加している方々がいるなど、この2点が人数減の要因と考えられるということでございます。

そのほかに、障害自立支援総合対策事業補助金の中で、車いす、訪問支援相談用の車、のぞみ園の遊具等は全額県補助金。また、特殊勤務手当等の質疑がありましたが、この際省略いたします。

今回の補正で、民生費が3,115万2,000円の減額で86億8,005万円。衛生費が5,700万9,000円の減額で30億2,482万8,000円となります。

次に、議案第110号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御報告いたします。

委員からの質疑で、18年度国庫支出金返還金4,735万4,000円と、一般会計からの財源補てん繰入金5,000万円という数字は似ているが、繰入れの趣旨が違うとの答弁がございました。

滞納整理は、徴収率アップのため夜間徴収，昼間の12時から1時までの窓口開放など，保険税係職員一丸となって努力しているとのことでございます。

ほかに，第三者行為求償事務・共同事務手数料の質疑，レセプト点検の6,700万円の財政効果等の質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，議案第127号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本条例は，平成20年4月より，公的年金より国民健康保険税の特別徴収を実施することとなったための条例の一部を改正するものでございますが，委員より，年金から国保税を天引きするメリット・デメリットの質疑があり，当局より，年金額が年額18万円以上あったら国保・介護保険二つ合計して18万円の2分の1以下であった場合に特別徴収ができる規定があり，メリットは徴収率が若干上回るだろうということ。デメリットは，18万円以下の人と18万円にいかなくても途中亡くなった場合，特別徴収と普通徴収とのやり取りで高齢者が混乱を起こしはしないかということが考えられるとのことでございます。

そのほかに，世帯数や特別徴収から普通徴収に切り替える質疑等がございましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第112号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての御報告をいたします。

社会福祉士の応募がなかったのは条件が悪いからではないかとの委員からの質疑に対し，当局から，協議会の中で説明がありました。その他，介護予防教室の見込者数等の質疑がございましたが，この際省略いたします。

次に，議案第111号 平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）についてを報告いたします。

委員から，赤字はどのくらいなのかとの質疑に対し，住用は公設民営でプラス・マイナス0，笠利診療所は18年度決算で起債償還分で2,700万円，合わせて6,000万円余りの繰入れを要します。今年度の予想としては，約6,000万円程度の赤字が想定されるとの答弁がございました。将来の奄美市の方向付けとしては，3年をめどに，これを公設を含め指定管理者制度を導入するということも含めて検討をすると考えているとのことでございます。

そのほかに，住用の診療所の現地の土地購入等の質疑がございましたが，この際省略いたします。

次に，議案第113号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計（第2号）については，質疑もございませんでした。

次の議案第114号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第3号）については，建築年数と職員の日額報酬の質疑があり，介護職員の現場の大変さの理解を求める要望が委員からございました。

議案第124号 奄美市保育所条例の一部を改正する条例の制定については，特段の質疑はございませんでしたので省略いたします。

議案第125号 奄美市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について，御報告申し上げます。

午前中の本会議の総括質疑でも取り上げられ，今委員会でも一番時間をかけ慎重に審査をさせていただきました。質疑の争点は，一つ，医師会がまだ社会福祉法人の資格がないこと，二つ，奄美市と医師会の間には書面による確約が交されていないこと。三つ，事業団の職員の身分保障の問題。四つ，なぎさ園の建て替え時期と施設計画が明確に示されていないこと。五つ，入所者とその家族への説明等の不足が取り上げられましたが，まず平成20年3月までに医師会が社会福祉法人の資格を取得し，平成20年4月1日からなぎさ園を医師会へ移譲するためには，本議会での条例廃止を県に報告しなければならないとのことでございます。この問題は，平成14年以前から出ている問題なので，当局のもっと円滑な医師会との協議があってもよかったのではないかと考えられます。

委員長として，早急に医師会と協議の上，諸条件の確約書，事業団職員との協議合意書，入所者とその家族への明確な説明，市民への明確な説明を併せてお願いしておきます。

次に，議案第117号 平成19年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）については，質疑はございませんでした。

議案第126号 奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例の制定については，委員より，奄美市だけでなく広域的に進めてほしいとの要望がございました。

以上で報告を終わりますが，質疑がございましたら他の委員のお力をお借りいたしましてお答え申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会は、12月6日午後1時30分より開会され、6名の委員の出席のもと慎重に審査が行われました。

産業経済委員会に付託されました議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項分を審査し、次に議案第121号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について、最後に議案第128号 有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定についての3件の審査の結果について御報告申し上げます。

議案審査の前に、笠利町有機農業支援センターへの視察を行い、その後、産業経済委員会に付託されました議案3件の審査を行いました。この議案につきましては、お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以下、審査の内容について御報告申し上げます。

議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項分についてであります。当局的補足説明で商工振興費19節の負担金補助及び交付金の1,057万円のうち廃止路線代替バス運行費補助金の992万円につきましては、平成18年度10月1日から平成19年9月30日までの1年間の運行費赤字額に対する補助金で、当初見込みと比較して燃料費の高騰や人件費の増加等による赤字額の増加等を計上したものと説明があり、委員から決算委員会等で何回となく補助金問題等をお願いしているが、乗客を増やす対策がいまだにできておらず、なぜ検討できないかという質疑があり、当局はバスの乗客を増やす対策は当然考えなければならないが、それと併せて県のほうも補助金の見直しがあり、見直しの対象が奄美市でもかなりの数があり、その対策を講じなければならないということで、コミュニティバスやタクシーの利用、デマンド対策という事業等があるので、調査を予定しているということでありました。

その他、住用地区の農畜産物生産施設の機械導入計画が事業採択要件に足らなかったことについて、なぜ導入にならなかったのか委員からの質問があり、当局は実際の計画数が40頭を計画しており、それに対して機械の基準が合わなかったことで、不採択になったとのことでありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第121号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定についての当局的補足説明では、改正のポイントは3点あるとのことで、中でも特筆すべき点は、起業奨学生への貸付金額の限度額を研修期間に応じて選択できることになった点であるとのことでありましたが、

委員から、審査委員会の構成や保証人について、また貸付けの人数と職種や滞納状況についての質問がありました。この貸付けはあくまでも地元へ帰るということが条件で、地元へ帰って来られた方は1年間据置期間を置きまして、最長で10年間での返済になるとのことでありました。

最後に、議案第128号 有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定については、指定管理者導入に向けての改正とのことでありましたが、

委員から、来年から指定管理にする理由についての質問では、土日・祝祭日の要望が多いため、指定管理者で運営することで市民サービスの向上が図られるとのことでありましたが、その他職員の配置、販売価格の問題等もありましたが、この際省略いたします。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました3件の審査の結果の報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。

それでは、文教委員会に付託されました議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項の審査結果について御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項分については、教育委員会総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長より補足説明があり、その後質疑に入りました。

委員から、小湊フワガネク地権者の同意については、62名中32名が県外に住んでおられるが、どのような方法で同意書を取る予定かとの質疑に、現在、文書発送等を行っており、もし理解できない場合は

今後この予算を使って出張し、同意をもらってくるように考えているとの説明がございました。難しいところがある感じもあるため、県のほうとも十分相談をしながら進めてまいりたいとの答弁でございます。

次に、教育委員会費の負担金補助について質疑があり、笠利町の北高に通う生徒には、名瀬も龍郷も含めて補助をしており、当初名瀬から22名、龍郷から18名の40名を見込んでいたが、名瀬から27名、龍郷から29名の56名となり、16名の増のため補正に至ったとの説明がございました。ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上をもちまして、文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は、去る12月7日午前9時30分より開催され、熱心な議論がなされました。以下、総務建設委員会に付託されました議案第109号平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項について、ほか11件につきまして審査の結果を御報告いたします。

これら12件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおりに、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第109号平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）等において、お手元に配付してあります正誤表のとおり、訂正の申入れがあり、本委員会において了承いたしておりますので、後刻、議長におかれましてはよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以下、その審査の経過について、議案審査の順に従って御報告いたします。

議案第109号平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中関係事項についてであります。当局より補足説明があり、議案第120号奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補正予算と関連しますので併せて御報告いたします。

総務管理費の中で、人事院勧告の内容について、1点目は扶養手当で民間の支給状況などを考慮するとともに、少子化対策にも配慮し、子などに係る支給月額がこれまで6,000円、6,500円の2本立てでありましたが、これを6,500円に1本化しようとするものです。2点目は、期末勤勉手当で、民間の支給割合に見合うよう100分の5月分を引き上げ、年間の支給割合をこれまでの4.45月から4.50月にしようとするもので、改正条例では第30条第2項第1号がこれにあたります。3点目は、行政一般及び医療職、医師、栄養士、看護師を中心に若年層に限定した給料表の改定で、中高年齢層は据置きとなっております。この人事院勧告を当初予算で3パーセント計上してありましたが、時間外勤務手当を2パーセント各項に追加計上するもの。20年1月1日現在、一般行政職員平均年齢45.02歳で、月額35万4,057円、各種手当を含めた月額が38万2,694円とのこと。期末手当、勤勉手当の表で2.325を2.375に、支給率計4.45を4.50に訂正。

次に、バス購入費、合併特例交付金を県から認定されたので、財政内訳の一般財源から国・県支出金に更生するもの。

次に、16ページ、賃金の増については、3名の臨時職員を名瀬総合支所で3か月間雇用する予定の不足分59万9,000円。17ページの地籍調査費、県の補助の確定に伴って760万円の減額。財政内訳4分の3が県の補助。19年度進ちょく率は20.56パーセント、うち名瀬地区15.12パーセント、住用地区12.17パーセント、笠利地区が45.85パーセントとのこと。

次に29ページ、工事請負費1,065万7,000円の減額については、山間港のマイナス2メートル物揚げ場の整備費を20メートル減の50メートル実施し、また赤木名港の臨時道路を新たに200メートル整備するもの。

次に30ページ、末広・港土地区画整理事業の7,185万7,000円の増額は約330平方メートルの用地購入費、6,905万7,000円の減額は建物の現在の機能を事業の推進に妨げにならない範囲で、建物を壊さずに活用するために減額となったため組替えを行うもの。

委員から、給与カットの件、税の徴収体制・人員など、地籍調査の件、末広・港まちづくりの件、奥万田線の進ちょく状況、市営住宅の件などの質疑がありました。

次に、議案第115号平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第116号平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第119号平成19年度奄美市水道

事業会計補正予算（第1号）について当局より補足説明があり、下水道事業会計の公債費18億5,100万円の増額は、今年度から21年度まで3年間の補償金免除繰上償還の対象となった起債の元金償還分、農業集落排水事業について、山間地区の管理費の増額、繰上償還515万8,000円などの説明がありました。

議案第118号 奄美市簡易水道事業会計の300万円は、役勝簡易水道地区内の国道改良工事に伴う配水管移設205メートル分、1億2,252万3,000円は繰上償還分。議案第119号 奄美市水道事業会計補正予算の7億286万8,000円は企業債の繰上償還分。

委員から、山間地区の普及率の件、人事院勧告の件などの質疑がありました。

次に、議案第122号 奄美市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第123号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第129号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第130号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第131号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第132号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分については、特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、総務建設委員会における議案審査の報告を終わります。なお、質疑がございましたら、他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） ただいま総務建設委員長報告の中でありました議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）等の訂正については、配付してあります正誤表により訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありますか。

討論がございますが、初めに反対者の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、通告のありました賛成者の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、議案第125号 奄美市養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、討論を行います。

この条例は、養護老人ホームのなごさ園を医師会に無償譲渡することを前提に、市立の養護老人ホームを廃止しようとするものであります。このことについては、本会議での総括質疑でも3人の議員が取り上げ、議案の付託先、厚生委員会では委員長報告と重複するところもありますが、議論となりました。なぜ、医師会ありきか、なごさ園の建て替えが必要だというのがいつまでに建て替えが実現するのか、現在の職員の処遇はどうなるのか、指定管理者制度の期限が来年8月31日となっているのに、譲渡先とする医師会が社会福祉法人の資格を有していないこの時期に廃止条例を提案する妥当性など、不明な点が多く出されました。しかし、当局の答弁は、私たちが納得できるものではありません。平成14年から話が始まっているのに、いまだに医師会が社会福祉法人の資格を取っていないこと。また、一時、なごさ園の職員はいったん退職して医師会に再雇用されるということに反発があり、社会福祉事業団からの出向とするようでありますけれども、職員の中には29年もの長期にわたる出向となる可能性もあり、身分保障が不透明であること。建て替えの時期についても、一日でも早くとは説明するものの、期限を付けていない状況で、答弁でも「2年後とか3年後とか具体的な確証はいただいておりません」と答えています。このことは、建て替えはいつになるかわからないというのと同じではありませんか。社会福祉事業団が定款を変更し、養護老人ホームの運営を放棄し、さらに奄美市が条例を廃止した状況で、医師会が社会福祉法人の資格を取れなかった場合の責任の所在も不明であります。

しかし、なぎさ園の老朽化は明らかであり、現在の狭い二人部屋の改善も当然急がれます。本来、奄美市が責任を持って居住環境の改善を実現しなければならないものであります。しかし、政府の三位一体の財政改革は地方の財源を直撃しており、厳しい財政運営を強いられております。こんなときに活性化の展望が示されないまま、末広・港土地区画整理事業には、なぎさ園をそのままに、巨額の財源を使うことは問題であります。しかし、なぎさ園が一刻も早い建て替えが必要であることは、衆目が一致するところであります。医師会への移譲が何よりも入所者一人ひとりの利益につながることで、職員の身分が保障され、奄美市民の財産が適正な形で引き継がれ、今後このような混乱を招かない市政運営を心がけることが、担保されることが必要であります。

なお、委員会終了後の12月11日の大島郡医師会の協議済事項については、3年以内に具体的な計画を作成するというもので、建て替え時期は全く不明だと言わなければなりません。しかも、有料老人ホーム、あるいは特別養護老人ホーム等の併設を検討するとあります。これでは本当にいつになるのかわからないものであります。しかも、職員の身分保障については、事業団本部と協議をするとありますが、労働組合との協議も必要であります。総括質疑および委員会で出されたこれらの問題は、依然として残っており、このままでの移譲は認められないのは明らかであります。

しかし、医師会が社会福祉法人の資格を取得するためには、この廃止条例が可決されることが必要との説明がありました。私は、先の問題が明確にならなければ、責任ある態度表明はできないとして委員会では反対を表明いたしました。3月議会にはなぎさ園の財産処分案も提案されることとなります。それまでに納得できる条件整備ができることを期待をし、議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、反対しない理由として討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

まず、議案第109号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきであるとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は、委員長報告のとおり、原案可決することに決しました。

次に、議案第125号 奄美市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきであるとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第125号は、委員長報告のとおり、原案可決することに決しました。

次に、議案第109号、議案第125号を除く22件を一括して採決いたします。

この22件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであるとするものであります。

各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、22件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、請願第2号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度などの中止・撤回を求める請願、及び請願第3号 離島の医療体制の充実を求める請願を一括して議題といたします。

両案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第2

号及び請願第3号について、審査結果を報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも採択すべきものと決しております。

請願第2号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度などの中止・撤回を求める請願。請願者は、名瀬長浜町12の24，奄美医療生協労働組合執行委員長 江崎義荒さんであります。

請願事項は、一つ、新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。二つ、70歳から74歳の窓口負担の2割への引上げを止めること。三つ、保険証の取上げを行わないこと。四つ、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

請願第2号については、慎重審査の結果、賛成多数により採択すべきものと決しております。

続きまして、請願第3号 離島の医療体制の充実を求める請願。請願者は、名瀬長浜町28の21，離島の医療を充実させる会代表世話人 上原義光さんでございます。

請願事項は、一つ、県立大島病院が果たす役割を明確にし、地域の中核医療機関としての機能を拡充すること。二つ、産婦人科の勤務医を最低でも4名以上確保し、安心して子どもを産み育てることができる医療体制を確立すること。

請願第3号については、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしております。

なお、この請願第2号及び請願第3号については、採択と決した場合については、後刻意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、請願第2号及び請願第3号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えをいたしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを一括して行います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

請願第2号及び請願第3号に対する委員長の報告は採択であります。

両案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，請願第1号 高校歴史教科書の沖縄戦「集団自決」への日本軍関与削除に関する請願，及び陳情第1号 沖縄戦における「集団自決」に関する修正意見撤回を文科省へ求める意見書採択についての陳情を一括して議題といたします。

両案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） それでは、文教委員会に付託されました請願第1号 高校歴史教科書の沖縄戦「集団自決」への日本軍関与削除に関する請願，及び陳情第1号 沖縄戦における「集団自決」に関する修正意見撤回を文科省へ求める意見書採択についての陳情につきまして、審査の結果を御報告いたします。

請願第1号の請願者の住所・氏名は、奄美市名瀬長浜町12の24，奄美医療生協労働組合執行委員長 江崎義廣さん。

陳情第1号の陳情者の住所・氏名は、奄美市名瀬幸町19の1，奄美ブロック平和運動センター議長

城村典文さんであります。

この請願及び陳情につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、委員から質疑がありました。全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、この請願第1号及び陳情第1号につきましては、採択と決した場合、後刻、文教委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして文教委員会における審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

請願第1号及び陳情第1号に対する委員長の報告は採択であります。

両案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4、議案第134号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度などの中止・撤回を求める意見書及び議案第135号 離島の医療体制の充実を求める意見書についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

両案は、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから両案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

議案第134号及び議案第135号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 日程第5，議案第136号 高校歴史教科書の沖縄戦「集団自決」への日本軍関与削除に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 日程第6，議案第137号 奄美航路の鹿児島本港区北ふ頭移転計画の推進に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

25番（与 勝広君） 議案第137号の奄美航路の鹿児島本港区北ふ頭移転計画の推進に関する決議についてでございます。

奄美・沖縄航路は、本土・沖縄と奄美群島との交流による地域の活性化や群島民の交通・運輸の手段として、多大な効果をもたらしてきたことは周知のとおりでございます。

このような共通理解のもと、鹿児島県においては、昭和57年の鹿児島港港湾計画及び平成5年の同計画改定に基づき、鹿児島本港区の整備を進め、平成5年に北ふ頭、平成9年には南ふ頭が完成しました。また、南ふ頭において整備を進めてきた種子島・屋久島航路の高速船用のターミナルと発着場が完成し、本年4月から供用されております。

奄美・沖縄航路は、昭和47年にそれまでの本港から新港区に移り、現在も2社が使用しているが、仮に利用している待合所の老朽化が著しく、また利用者は貨物の積み降ろしで混在している中を歩いて乗り降りするなど苦慮しており、さらに、交通面においても不便さを感じているところであります。

現在、北ふ頭は、喜界航路と沖縄航路が使用しているが、高速船用の浮き桟橋の撤去により、奄美・沖縄航路2社の移転ができる環境が整っております。

新幹線の全線開通後は、鹿児島中央駅と鹿児島港との交通アクセスが重要になるとともに、港が見える商店街である天文館から近距離にあるということから、奄美群島の観光産業の振興を図る上でも県の港湾計画に基づく本港区北ふ頭への早期移転が望まれます。

よって、本議会は、下記のことを強く求めるものであります。

奄美群島民の利便性の向上、円滑な経済活動の促進のため、奄美・沖縄航路の鹿児島本港区北ふ頭移転

を早期に実現すること。

以上、よろしく願い申し上げます。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これより、議案第137号 奄美航路の鹿児島本港区北ふ頭移転計画の推進に関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第137号 奄美航路の鹿児島本港区北ふ頭移転計画の推進に関する決議については、原案のとおり決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第7、奄美市議会委員会条例第6号第1項の規定により、財政健全化に対する特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

財政健全化に対し、奄美市議会として、11名の委員をもって構成する特別委員会を設置し、これを協議していきたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、11名の委員をもって構成する財政健全化に対する特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置された特別委員会の委員について、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

平 敬司君、竹山耕平君、竹田光一君、平川久嘉君、師玉敏代君、橋口和仁君、叶 幸与君、三島 照君、関 誠之君、平田勝三君、戸内恭次君、以上11名を指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました11名の諸君を先ほど設置されました特別委員会の委員に指名することに決定いたしました。

正・副委員長互選を行います。各委員は、議長応接室にお集まりください。

正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時36分）

先ほど設置されました特別委員会の正・副委員長互選の結果を報告いたします。

委員長に平 敬司君、副委員長に竹田光一君、以上のとおりであります。

特別委員会は、閉会中の継続審査とし、期限につきましては協議終了までといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、特別委員会は、閉会中の継続審査とし、期限につきましては協議終了までとすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 8，大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

大島地区衛生組合議会議員に，戸内恭次君，朝木一昭君，里 秀和君，三島 照君，渡 京一郎君，竹田光一君，与 勝広君，叶 幸与君の 8 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を大島地区衛生組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま指名いたしました諸君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 9，大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

大島地区消防組合議会議員に，多田義一君，橋口和仁君，蘇 嘉瑞人君，竹山耕平君，関 誠之君，平川久嘉君，世門 光君，大迫勝史君の 8 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を大島地区消防組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま指名いたしました諸君が，大島地区消防組合議会議員に当選されました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 10，大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

大島農業共済事務組合議会議員に，奈良博光君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奈良博光君を大島農業共済事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって，ただいま指名いたしました奈良博光君が大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

議長（伊東隆吉君） 日程第 11，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に，師玉敏代君，平田勝三君，崎田信正君，栄 勝正君の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま指名いたしました諸君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されましたそれぞれの組合議会議員の諸君に対しまして，本席から当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会から申出のありました議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で，本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成 19 年第 4 回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前 10 時 41 分）

以上，本議会の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 伊 東 隆 吉

奄美市議会議員 師 玉 敏 代

奄美市議会議員 多 田 義 一

奄美市議会議員 橋 口 和 仁